

基 発 0331 第 8 号
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）の改訂について

労働保険の滞納処分に関する事務の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け労働省発労徴第 34 号『徴収関係事務取扱手引Ⅱ（滞納処分）』の改訂についてにより取り扱ってきたところであるが、今般、本手引を別添のとおり改正したので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、上記通達は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。



徴収関係事務取扱手引 Ⅱ

(滞納処分)

平成 27 年 3 月

労働基準局労働保険徴収課

20150331



本通達において引用した法令等の略語は、次のとおりである。
また、条数はアラビア数字で、項は○印、号は漢数字で表示した。

- 徴 収 法 = 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
- 徴 収 則 = 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）
- 国税通則法 = 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
- 国税徴収法 = 国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）
- 国税徴収令 = 国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）
- 通基本通達 = 国税通則法基本通達（昭和 45 年 6 月 24 日）
- 基本通達 = 国税徴収法基本通達（昭和 58 年 5 月 31 日）
- 滞 調 法 = 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和 32 年法律第 94 号）
- 滞 調 令 = 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和 32 年政令第 248 号）
- 手 引 I = 徴収関係事務取扱手引 I（徴収・収納）

20150331



目 次

第1章 総則

第1 労働保険徴収法の目的、特色

- | | |
|------------------|-----|
| 1 労働保険徴収法の目的 | 1-1 |
| 2 特色 | 1-1 |
| (1) 国税徴収手続の準用 | 1-1 |
| (2) 先取特権の順位 | 1-1 |
| (3) 自力執行権 | 1-2 |
| 3 徴収手続の流れ | 1-2 |
| (1) 労働保険料等の申告・納付 | 1-2 |
| (2) 納期限 | 1-2 |
| (3) 督促 | 1-2 |
| (4) 財産調査 | 1-2 |
| (5) 差押え | 1-2 |
| (6) 交付要求及び参加差押え | 1-3 |
| (7) 換価 | 1-3 |
| (8) 配当 | 1-3 |
| (9) その他 | 1-3 |

第2 滞納処分と執行機関

- | | |
|---------------|-----|
| 1 滞納処分等の意義・性質 | 1-4 |
| (1) 滞納処分 | 1-4 |
| (2) 滞納整理 | 1-4 |
| 2 執行機関 | 1-4 |

第2章 督促と滞納整理

第1 督促と効果

- | | |
|------------------|-----|
| 1 督促の要件 | 2-1 |
| (1) 労働保険料 | 2-1 |
| (2) 一般拠出金 | 2-2 |
| (3) 追徴金 | 2-2 |
| 2 督促状の発行 | 2-3 |
| (1) 督促状の指定期限 | 2-3 |
| (2) 督促に対する不服申立期間 | 2-3 |

第2 滞納整理の進行管理

- 1 滞納整理の目的 2-4
- 2 滞納整理の進行管理 2-4
 - (1) 滞納整理計画の策定と整理実績の把握 2-4
 - (2) 滞納実態の把握 2-5
 - (3) 整理対象の選定と整理計画の策定 2-6
 - (4) 整理方針に基づく滞納整理 2-6

第3 納付督促

- 1 納付督促の実施 2-8
 - (1) ██████████ 2-8
 - (2) 納付計画の作成について 2-8
- 2 納付督促の流れ 2-8
 - (1) 電話・文書による督促 2-8
 - (2) 臨戸訪問（実地督促） 2-9
 - (3) 事業主等が留守の場合の対応 2-9
- 3 納付督促の基本的な対応方法 2-9
 - (1) 滞納者との接触の注意点 2-10
 - (2) 納付の意思はあるが即納できない者に対する対応 2-10
 - (3) 納付する誠意のない滞納者に対する対応 2-10
 - (4) 納付資力に乏しい滞納者に対する対応 2-11
 - (5) 滞納整理事績の記録と処分方針の検討 2-11

第4 納付資力調査

- 1 納付資力調査の目的 2-12
- 2 納付資力調査の流れ 2-12
 - (1) 決算書の書類 2-12
 - (2) 貸借対照表で把握される内容 2-12
 - (3) 損益計算書で把握される内容 2-13
 - (4) 資金繰り等に基づく納付資力の把握 2-15

第5 強制措置

- 1 強制措置の実施 2-16
- 2 強制措置の流れ 2-16
 - (1) 財産調査の実施 2-16
 - (2) 差押えの実施 2-16

第3章 財産調査

第1	財産調査の必要性	3-1
第2	財産調査の権限と責任	3-1
第3	準備調査	
1	庁内における調査・確認	3-2
(1)	██████████	3-2
(2)	██████████	3-2
(3)	████████████████████	3-2
(4)	██	3-3
2	官公署調査	3-3
(1)	所有権等の調査	3-3
(2)	住所等の調査	3-5
(3)	関係庁の処分状況等からの調査	3-5
3	██████████調査	3-5
(1)	郵送による調査	3-6
(2)	██████████への臨場調査	3-10
4	その他の調査	3-11
(1)	██	3-11
(2)	██████████	3-11
第4	臨戸調査	
1	質問・検査	3-12
(1)	質問ができる場合	3-12
(2)	質問の相手方	3-12
(3)	質問の内容	3-13
(4)	質問の方法	3-13
(5)	質問者の態度	3-13
(6)	質問の形式	3-13
(7)	質問事項の記録	3-14
2	質問応答書及び聴取書の例	3-15
3	検査	3-16
(1)	検査のできる場合	3-16
(2)	検査の相手方	3-16
(3)	検査の実施	3-16
(4)	検査の時刻	3-17
(5)	検査の場所	3-17
(6)	検査対象帳簿・書類	3-17
(7)	検査の内容	3-17

(8) 検査の方法	3-17
4 検索	3-18
(1) 検索ができる場合	3-19
(2) 検索のできる場所	3-19
(3) 検索のできる物件	3-19
(4) 検索の時刻	3-20
(5) 検索の立会人	3-20
(6) 検索の方法	3-21
(7) 検索調書の作成及び交付	3-22
5 出入禁止	3-22
(1) 出入禁止をすることができる場合	3-22
(2) 出入禁止の掲示	3-22
(3) 出入禁止に従わない場合	3-22
6 質問・検査と検索との相違	3-23

第5 財産別調査

1 土地、建物の調査	3-25
(1) 土地登記簿、建物登記簿の調査	3-25
(2) 土地課税台帳、家屋課税台帳等の調査	3-25
(3) 帳簿書類等による調査	3-25
(4) 土地、建物を支配する権利関係	3-26
2 [REDACTED] の調査	3-26
(1) [REDACTED] の調査	3-26
(2) [REDACTED] の調査	3-26
(3) 調査の手順	3-27
3 動産及び有価証券の調査	3-32
4 財団を組成しない工場抵当の目的となっている財産の調査	3-32
5 工場財団の目的となっている財産の調査	3-32
6 立木の調査	3-33
7 船舶の調査	3-33
(1) 船舶登記簿、原簿等の調査	3-33
(2) 漁船原簿の調査	3-34
8 自動車の調査	3-34
(1) 登録事項等証明書の調査	3-34
(2) 保管場所（車庫・定置場）の調査	3-34
9 建設機械の調査	3-34
(1) 登録事項等証明書の調査	3-35
(2) 建設機械台帳の調査	3-35

10	電話加入権の調査	3-35
	(1) 電話番号等の調査	3-35
	(2) 電話加入権の調査	3-35
11	仮登記に係る権利の調査	3-36
12	買戻権の調査	3-36
	(1) 登記簿の調査	3-36
	(2) 滞納者及び関係者に対する調査	3-36
13	動産の共有持分の調査	3-37
14	貸借権の調査	3-37
15	■■■■の調査	3-37
16	財産調査一覧表	3-38

第4章 差押え

第1節 差押えの通則

第1 差押えの意義、効力

1	差押えの効力	4-1
	(1) 差押えの一般的効力	4-1
	(2) 差押えの効力の及ぶ範囲	4-2

第2 差押えの行為

1	差押えを行うことができる職員	4-4
2	差押えを行うにあたっての留意事項	4-4
	(1) 差押えのために携帯すべき書類	4-4
	(2) 円滑公正な執行	4-5
	(3) 適正な執行	4-5
	(4) 滞納者からの異議の申出に対する配慮	4-5

第3 差押えの執行

1	差押えができる場合	4-6
2	差押えができない場合	4-6
3	差押えの時期等	4-7
	(1) 着手の時期	4-7
	(2) 着手前の催告(差押予告)	4-7
	(3) 休日等	4-7
4	差押えの手続	4-8
	(1) 差押調書の作成	4-8
	(2) 差押調書の謄本交付	4-10
	(3) 差押通知書(差押書)の交付	4-11

- (4) 差押財産の搬出をする場合 4-12
- (5) 各種財産の差押手続の概要 4-13

第2節 差押財産

第1 差押え対象財産の一般的要件

- 1 財産の帰属 4-15
 - (1) 一般財産の帰属認定 4-15
 - (2) 滞納者の名義でない財産の帰属認定 4-16
 - (3) 夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定 4-17
- 2 財産の所在 4-17
- 3 金銭的価値を有する財産 4-17
- 4 譲渡又は取立てができる財産 4-18
 - (1) 指図禁止手形、小切手 4-18
 - (2) 納付者の一身に専属する権利 4-18
 - (3) 要役地の所有権に従たる地役権等 4-18
- 5 差押禁止財産以外の財産 4-18

第2 差押え対象財産が特殊財産である場合

- 1 共有財産 4-19
- 2 取消できる法律行為又は契約解除の目的となった財産 4-19
- 3 条件付又は期限付譲渡の目的となった財産 4-19
- 4 売買予約の目的となった財産 4-19
- 5 買戻し特約等の目的となった財産 4-19
- 6 譲渡担保財産 4-20
- 7 没収保全がされた財産 4-20
- 8 担保のための仮登記のある財産 4-20
- 9 仮差押え又は仮処分の目的となった財産 4-21
- 10 強制管理の目的となった財産 4-21
- 11 滞調法の適用を受ける財産 4-21
- 12 再生手続開始の決定がされた者の財産 4-21
- 13 特別清算の開始された会社の財産 4-21
- 14 法令等による譲渡制限がある財産 4-21
- 15 留置権による競売が開始された財産 4-22
- 16 未分離の果実 4-22
- 17 破産手続開始の決定がされた者の財産 4-22
 - (1) 開始決定前の包括的禁止命令 4-22
 - (2) 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求 4-22
 - (3) 滞納処分の続行 4-23
 - (4) 滞納処分の続行 4-23

- (5) 別除権の行使 4-23
- 18 会社更生法の適用を受ける会社の財産 4-24
 - (1) 開始決定前の滞納処分等の中止命令 4-24
 - (2) 開始決定前の包括的禁止命令 4-24
 - (3) 開始決定による滞納処分等の中止等 4-24

第3 差押財産の選択

- 1 超過差押えにならない財産 4-25
- 2 無益な差押えにならない財産 4-25
- 3 第三者の権利の目的となっていない財産 4-26
- 4 換価に便利な財産 4-26
- 5 保管又は引揚げに便利な財産 4-26
- 6 生活等に支障が少ない財産 4-26
- 7 相続した財産 4-26

第3節 差押禁止財産

第1 差押えが禁止されている財産

- 1 差押えができない財産 4-27
 - (1) 衣服、寝具等 4-27
 - (2) 食料及び燃料 4-27
 - (3) その他 4-27
- 2 特別法により差押えが禁止されている財産 4-29
- 3 社会保険制度に基づく給付の差押禁止 4-37
- 4 条件付で差押えができない財産 4-39

第4節 財産別の差押え手続

第1 債権（預貯金・売掛金・貸付金等）の差押え

- 1 差押えの対象となる債権 4-40
- 2 差押えの手続 4-40
 - (1) 差押調書の手続 4-40
 - (2) 差押調書の作成 4-41
 - (3) 差し押える債権の範囲 4-47
 - (4) 差押財産の取立て 4-48
 - (5) 債権証書の取上げ 4-48
- 3 預貯金口座の差押え 4-49
 - (1) 差押えに当たっての留意点 4-49
 - (2) 事前作業 4-50
 - (3) 金融機関を臨場する場合の主な流れ 4-50
 - (4) 帰庁後作業 4-51

(5) 差押え後の対応	4-51
4 売掛金・貸付金債権の差押え	4-51
(1) 差押えに当たっての留意点	4-52
(2) 事前作業	4-52
(3) 売掛金の差押えの主な流れ	4-53
(4) 貸付金の差押えの主な流れ	4-54
(5) 帰庁後作業	4-55
(6) 差押え後の対応	4-55
5 生命保険契約の差押え	4-55
(1) 保険金支払請求権等の種類及び帰属	4-55
(2) 死亡保険金の差押えの有無	4-56
(3) 差押えに当たっての留意点	4-56
(4) 生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て	4-56
(5) 介入権制度について	4-57
(6) 事前作業	4-58
(7) 差押えの流れ	4-58
(8) 帰庁後作業	4-58
(9) 差押え後の対応	4-58
6 各種債権を差し押える場合の注意事項	4-58
(1) 国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合	4-58
(2) 家賃を差し押える場合	4-58
(3) 郵便貯金を差し押える場合	4-59
(4) 社会保険診療費報酬債権を差し押える場合	4-59
(5) 敷金（入居保証金）を差し押える場合	4-60
7 その他債権を差し押える場合の注意事項	4-60
(1) 連帯債務者のある債権の差押え	4-60
(2) 保証人のある債権の差押え	4-60
(3) 滞納処分による差押えがされている債権の差押え	4-61
(4) 強制執行等による差押えがされている債権の差押え	4-62
(5) 対抗要件を欠いて譲渡された債券の差押え	4-62
(6) 代理受領の目的となっている債権の差押え	4-62
(7) 譲渡禁止の特約のある債権の差押え	4-63
(8) 手形又は小切手の振り出されている債権の差押え	4-63
(9) 不渡異議申立預託金の差押え	4-63
(10) 公示催告中の手形等に係る債権の差押え	4-64
(11) 換地の所有権移転があった場合の精算金交付請求権の差押え	4-64
(12) 担保権付債権の差押え	4-64
(13) 電子記録債権の差押え	4-66

8 差押えの効力	4-67
(1) 効力の発生	4-67
(2) 履行の禁止と債権の譲渡	4-67
(3) 利息に対する差押え	4-68
(4) 相殺の禁止	4-68
(5) 差押債権の取立て	4-68

第2 動産又は有価証券の差押え

1 動産の意義及び範囲	4-71
(1) 動産の意義	4-71
(2) 動産の範囲	4-71
2 有価証券の意義及び範囲	4-74
(1) 有価証券の意義	4-74
(2) 有価証券の範囲	4-75
(3) 有価証券と認められない証券	4-76
3 差押えの手続	4-77
(1) 占有	4-77
(2) 差押調書の作成	4-77
(3) 差押調書の作成時期	4-78
(4) 差押調書謄本の作成及び交付	4-78
(5) 第三者が占有する動産、有価証券の差押手続	4-78
(6) 引渡命令を受けた第三者の権利の保護	4-79
(7) 差押動産等の搬出制限	4-80
(8) 封印等による差押えの表示	4-80
4 差押えの効力	4-81
5 差し押えた動産の保管等	4-81
(1) 動産の保管	4-81
(2) 動産の保管命令	4-82
(3) 動産の封印、公示書等の表示	4-83
(4) 動産の保管責任	4-83
(5) 動産の使用収益	4-83
6 差し押えた有価証券の保管等	4-84
(1) 有価証券の寄託、保管	4-84
(2) 有価証券の取立	4-84
7 特殊な動産の差押え	4-85
(1) 備付物の差押え	4-85
(2) 立木の差押え	4-86

第3 不動産の差押え

1	差押えの対象となる不動産等	4-87
(1)	不動産	4-87
(2)	不動産を目的とする物権	4-89
(3)	不動産とみなされる財産	4-89
(4)	不動産に関する規定の準用のある財産	4-91
(5)	不動産として取り扱う財産	4-93
(6)	不動産の共有持分	4-93
2	差押えの手続	4-94
(1)	差押書の作成	4-94
(2)	差押調書の作成	4-94
(3)	差押え登記の嘱託	4-94
3	差押えの効力	4-96
(1)	効力の発生	4-96
(2)	差押え後の管理	4-97
4	不動産の使用収益	4-97
5	強制競売の開始決定があった不動産に対する差押え	4-98
(1)	差押書及び交付要求書の交付	4-98
(2)	差押調書の作成と謄本の交付	4-98
(3)	行政機関等への参加差押え	4-98
(4)	公売等	4-98
6	競売（担保権の実行としての競売）の開始決定があった不動産の差押え	4-99
7	仮差押えがされている不動産の差押え	4-99
第4 船舶又は航空機の差押え		
1	差押えの対象となる船舶及び航空機	4-100
(1)	差押えの対象となる船舶	4-100
(2)	差押えの対象となる航空機	4-100
2	差押えの手続	4-101
(1)	差押調書の作成	4-101
(2)	登記の嘱託	4-101
3	差押えの効力	4-101
(1)	効力の発生	4-101
(2)	船舶等の停泊又は航行の許可	4-102
第5 自動車の差押え		
1	差押えの対象となる自動車	4-104
2	差押えの手続	4-104
(1)	差押調書の作成	4-104

(2) 登記の囑託	4-104
(3) 自動車検査証の占有	4-105
(4) 差押えまでの手順	4-105
3 差押えの効力	4-105
(1) 効力の発生	4-105
(2) 自動車の所在地変更防止の処置	4-106
(3) 自動車の引渡命令と占有	4-106
(4) 第三者の権利の保護	4-108
(5) 搬出	4-108
(6) 差押自動車の保管	4-109
(7) 差押自動車の運行許可	4-109
(8) 債権者代位による移転登録	4-110
第6 建設機械の差押え	
1 差押えの対象となる建設機械	4-111
2 差押えの手続	4-111
(1) 差押調書の作成	4-111
(2) 登記の囑託	4-112
3 差押えの効力	4-112
第7 電話加入権の差押え	
1 差押えの対象となる電話加入権	4-113
2 差押えの手続	4-113
(1) 差押調書の作成	4-113
(2) 二重差押え	4-113
3 差押えの効力	4-114
(1) 効力の発生	4-114
(2) 差押え後の管理	4-114
第8 第三債務者等がない無体財産権の差押え	
1 第三債務者等がない無体財産権	4-115
(1) 特許権	4-115
(2) 実用新案権	4-115
(3) 意匠権	4-115
(4) 商標権	4-116
(5) 育成者権	4-116
(6) 回路配置利用権	4-116
(7) 著作権	4-117
(8) 著作隣接権	4-117
(9) 源泉権	4-117

2 差押えの手続	4-118
(1) 差押調書の作成	4-118
(2) 登記等の囑託	4-118
3 差押えの効力	4-119
(1) 効力の発生	4-119
(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力	4-119

第9 第三債務者等がある無体財産権等の差押え

1 第三債務者等がある無体財産権等	4-120
(1) 合資会社及び合同会社の社員の持分	4-120
(2) 中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分	4-120
(3) 信用金庫の会員の持分	4-120
(4) 中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分	4-120
(5) 民法上の組合員の持分	4-121
(6) 有限責任事業組合の組合員の持分	4-121
(7) 無尽講及びたのもし講の講員の待口	4-121
(8) 営業無尽の加入者の権利	4-121
(9) 動産の共有持分	4-122
(10) 株式	4-122
(11) 賃借権	4-122
(12) 買戻権	4-122
(13) 仮登記に係る権利	4-122
(14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権	4-123
(15) 著作物を利用する権利	4-123
(16) 出版権	4-123
(17) 引湯権	4-123
(18) ゴルフ会員権	4-123
(19) 信託の受益権	4-124
(20) 公有水面埋立権	4-124
2 差押えの手続	4-124

(1) 差押調書の作成	4-124
(2) 差押通知書の送達先	4-124
(3) 登記等の嘱託	4-126
(4) 証書の取上げ	4-127
3 差押えの効力	4-128
(1) 効力の発生	4-128
(2) 専用実施権、専用使用权等	4-128

第5節 差押換え

第1 一般の差押換え

1 差押換え	4-129
(1) 請求ができる者	4-129
(2) 請求の要件	4-129
(3) 請求の期限	4-130
(4) 請求の手続	4-130
(5) 請求に対する処理	4-130
2 換価の申立て	4-130
(1) 申立ての要件及び内容	4-131
(2) 申立ての期限	4-131
(3) 申立ての手続	4-131
(4) 申立てに対する処理	4-131

第2 相続人が行う差押えの請求

4-132

第6節 差押えの解除及び取消し

第1 差押解除の意義

1 差押解除の要件	4-133
(1) 差押えを解除しなければならない場合（絶対解除）	4-133
(2) 差押えを解除することができる場合（裁量解除）	4-134
2 差押解除の手続	4-136
(1) 差押解除の通知	4-136
(2) 差押解除後の処理	4-137
(3) 引渡し場所	4-138
(4) 差押え登記の抹消の嘱託	4-138
(5) 財産別差押解除の手続表	4-139

第2 参加差押えを受けている場合の差押解除

4-140

第3 差押えの取消し

1 差押えの取消しをする場合	4-140
----------------	-------

2	差押取消の手續	4-140
3	差押取消の効果	4-140

第5章 交付要求及び参加差押え

第1節 交付要求

第1	交付要求の意義	5-1
----	---------	-----

第2 交付要求をする場合

1	交付要求の要件	5-1
(1)	執行機関が行政機関等以外である場合	5-1
(2)	執行機関が行政機関等である場合	5-2
(3)	保険料等が差押えのできる要件を欠く場合	5-2
(4)	所有権の移転があった場合	5-2
(5)	財産の引受けが困難な場合	5-2
(6)	参加差押えをする実益がない場合	5-3
2	交付要求の制限	5-3
3	交付要求ができる期間の終期	5-3
(1)	売却決定の日の前日	5-3
(2)	執行裁判所の定める配当要求の終期	5-3
(3)	執行裁判所が定める期間の終期	5-3
(4)	船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時	5-3
(5)	動産執行の開始時	5-4
(6)	第三債務者への供託時	5-4
(7)	その他の財産権に対する強制執行時	5-4
(8)	企業担保権の実行手続開始時	5-4
(9)	破産手続開始の決定時	5-4
4	交付要求を行う場合の調査	5-5
(1)	調査事項	5-5
(2)	調査方法	5-6
(3)	調査結果	5-6
5	交付要求の相手	5-8
(1)	国税による滞納処分等であるとき	5-8
(2)	地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき	5-8
(3)	民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制執行であるとき	5-8
(4)	担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき	5-8
(5)	破産手続であるとき	5-8

(6) 企業担保権の実行手続であるとき	5-8
6 二重差押えがされている場合の相手	5-8
7 交付要求の手続	5-9
(1) 交付要求書の送達	5-9
(2) 滞納者への通知	5-9
(3) 質権者等への通知	5-9
(4) 質権者等の有する債権金額の確認	5-9
8 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求	5-10
(1) 債権の種別	5-10
(2) 包括的禁止命令	5-11
(3) 財団不足になった場合の財団債権の取扱い	5-11
(4) 破産管財人による任意売却と担保権の消滅	5-11
(5) 免責手続中の個別執行禁止	5-12
(6) 交付要求の手続	5-12
(7) 交付要求書に記載する事項	5-12
(8) 交付要求書の作成要領	5-13
(9) 保険料等債権の地位の具体例	5-14
第3 交付要求の効力	
1 配当要求の効力	5-17
2 交付要求先着手による優先の効力	5-17
3 抵当権等の優先額制限の効力	5-17
第4 特殊な場合の交付要求	
1 担保権付財産が譲渡された場合	5-18
(1) 交付要求のできる場合	5-18
(2) 配当を受けることができる金額の範囲	5-18
(3) 交付要求の手続	5-18
2 対象財産が譲渡担保財産である場合	5-19
(1) 交付要求のできる場合	5-19
(2) 交付要求の手続	5-20
第5 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合	
合	5-21
第6 交付要求の解除	
1 交付要求解除の場合	5-21
(1) 保険料等の全額が消滅した場合	5-21
(2) 徴収上支障がない場合	5-21
(3) 参加差押えに切替えた場合	5-21

2 交付要求解除の手續	5-22
(1) 交付要求先執行機関への通知	5-22
(2) 滞納者への通知	5-22
(3) 質権者等への通知	5-22

第7 交付要求の解除の請求を受けた場合

1 解除の請求ができる者	5-22
2 解除の請求ができる場合	5-22
3 解除の請求の手續	5-23
4 解除の請求に対する処理	5-23
(1) 請求を相当と認める場合	5-23
(2) 請求を相当と認めない場合	5-23

第8 交付要求を受けた場合

1 交付要求書の受理	5-24
(1) 交付要求の対象となっている差押財産の確認	5-24
(2) 交付要求書の到達順位の記録	5-24
2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理	5-24
(1) 交付要求している行政機関等に対する通知	5-24
(2) 交付要求続行通知書の送付を受けた場合	5-25
3 交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理	5-25
4 交付請求解除通知書を受理した場合の処理	5-25

第2節 参加差押え

第1 参加差押えの意義	5-26
-------------	------

第2 参加差押えをする場合

1 参加差押えの要件	5-26
2 参加差押えに切り替える場合	5-26
3 参加差押えの制限	5-27
4 参加差押えを行う時期	5-27
5 参加差押えを行う場合の調査	5-27
(1) 調査事項	5-27
(2) 調査方法	5-28
(3) 調査結果	5-28
6 参加差押えの相手	5-28
(1) 国税による滞納処分であるとき	5-28
(2) 地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき	5-29
(3) 滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押え	

が行われているとき	5-29
7 参加差押えの手続	5-29
(1) 参加差押書の送達	5-29
(2) 滞納者への通知	5-30
(3) 第三債務者への通知	5-30
(4) 登記の囑託	5-30
(5) 質権者等への通知	5-31
(6) 質権者等の有する債権金額の確認	5-31
(7) 参加差押えに伴う書類の整理	5-31
(8) 参加差押財産の種類別一覧	5-32
第3 参加差押えの効力	
1 参加差押えの効力	5-32
(1) 交付要求の効力	5-32
(2) 差押えに移行する効力	5-32
(3) その他の効力	5-32
2 差押えの効力が生ずる参加差押え	5-33
3 差押えの効力が生ずる時期	5-34
第4 特殊な場合の参加差押え	
1 対象財産が譲渡担保財産である場合	5-34
(1) 参加差押えのできる要件	5-34
(2) 参加差押えの手続	5-35
2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行	5-36
(1) 参加差押えを続行できる要件	5-36
(2) 参加差押え続行の手続	5-36
(3) 参加差押え解除の手続	5-36
第5 参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合	
1 参加差押え解除の請求ができる者	5-37
2 参加差押え解除請求のできる要件	5-37
3 参加差押え解除請求の手続	5-38
4 参加差押えの解除請求に対する処理	5-38
(1) 請求を相当と認める場合	5-38
(2) 請求を相当と認めない場合	5-38
第6 換価の催告等	
1 参加差押えをした財産の換価の催告	5-38
2 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合	5-38

第7 参加差押えの基因となっている差押えが解除された 場合

- 1 参加差押えが差押えに移行する場合 5-39
 - (1) 関係書類の引受 5-39
 - (2) 参加差押財産の引受 5-39
 - (3) 参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理 5-41
- 2 参加差押えが差押えに移行しない場合 5-43

第8 参加差押えの解除

- 1 参加差押えを解除する場合 5-43
- 2 参加差押えの解除手続 5-43
 - (1) 参加差押え先執行機関への通知 5-43
 - (2) 滞納者への通知 5-44
 - (3) 抹消登記 5-44
 - (4) 質権者等への通知 5-44

第9 参加差押えを受けた場合

- 1 参加差押書の受理 5-45
 - (1) 参加差押えの対象となっている差押財産の確認 5-45
 - (2) 参加差押書の到達順位記録 5-45
 - (3) 売却決定日以後の参加差押え 5-45
 - (4) その他参加差押書の受理にあたっての留意事項 5-46
- 2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合 5-46
 - (1) 参加差押えをしている行政機関等に対する通知 5-46
 - (2) 参加差押続行通知書の送付を受けた場合 5-46
- 3 参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合 ... 5-47
- 4 参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合 5-47
 - (1) 差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押え
の確認 5-47
 - (2) 差押えを解除する動産等の引渡し 5-48
 - (3) 参加差押え関係書類の引渡し 5-48
- 5 参加差押解除通知書を受理した場合 5-49
- 6 交付要求と参加差押えの対比一覧 5-50

第6章 財産の換価

第1節 換価処分

- 第1 換価の意義 6-1

第2 換価

1 一括換価	6-1
(1) 一括換価をする場合	6-1
(2) 一括換価をすることができる場合	6-2
2 換価ができない期間	6-2
3 換価に関する留意事項	6-3
(1) 完成品となるまでの換価	6-3
(2) 自動車等の換価前の占有	6-4
(3) 差押財産の修理	6-5
(4) 買受人の制限	6-5
4 換価の効果	6-5
(1) 承継取得	6-5
(2) 担保権等の消滅	6-5
(3) 用益物権等の消滅	6-6
(4) 貸借権等の消滅	6-6
(6) 仮差押え等の消滅	6-6
(6) 差押え後の権利の消滅	6-6

第3 換価手続

1 公売	6-7
(1) 公売公告の手続	6-7
(2) 公売公告の時期	6-7
(3) 公売公告の方法及び場所	6-8
(4) 公売の通知	6-8
(5) 見積価額の決定及び公告	6-9
(6) 見積価額の決定方法	6-9
(7) 見積価額の公告方法	6-10
(8) 見積価額の公告時期	6-10
2 公売保証金	6-10
(1) 公売保証金の納付	6-10
(2) 公売保証金の受領	6-11
(3) 公売保証金の処理	6-11
3 入札及び開札	6-11
(1) 入札書の提出	6-11
(2) 入札書の開札	6-12
(3) 再度入札等	6-12
4 競り売り	6-12
5 最高価申込者の決定	6-13

- (1) 最高価申込者等の決定通知と告知等 6-13
- (2) 買受申込者制度と手続 6-14
- 6 随意契約による売却 6-14

第4 売却決定手続

- 1 動産等の売却 6-15
 - (1) 売却決定の日 6-15
 - (2) 売却決定の通知 6-16
 - (3) 売却決定の効果 6-16
- 2 不動産の売却 6-16
 - (1) 売却決定の日 6-16
 - (2) 売却決定の通知 6-16
 - (3) 売却決定に伴う処理 6-16
- 3 入札等又は買受けの取消しに伴う措置 6-17
 - (1) 取消し効力の発生と手続 6-17
 - (2) 公売保証金の返還 6-17
- 4 公売代金の納付 6-17
 - (1) 納付の期限 6-17
 - (2) 納付の手続 6-18
 - (3) 売却決定の取消及び通知 6-18
- 5 売却決定後の権利移転手続 6-19
 - (1) 売却動産の引渡し 6-19
 - (2) 権利移転の登記 6-20
 - (3) 債券等の権利移転 6-21

第5 売却決定の取消し

- 1 売却決定取消の手続 6-21
 - (1) 交付した金額の返還の請求 6-21
 - (2) 権利移転の登記抹消の囑託 6-22
- 2 差押えの登記の回復 6-22

第2節 換価代金等の配当

第1 配当の意義 6-23

第2 配当の手続

- 1 配当の対象となる金銭 6-23
- 2 配当 6-23
 - (1) 配当の原則 6-23
 - (2) 保険料等への充当と手続 6-24
 - (3) 配当残余金の処理 6-26

3	配当の順位	6-28
(1)	優先順位の確定している債権	6-28
(2)	公租公課と私債権への配当	6-28
4	債権現在額の確認手続	6-29
(1)	債権現在額の申立て	6-29
(2)	債権現在額申立書の記載事項及び提出期日	6-29
(3)	債権現在額の確認	6-29
5	配当計算書の作成	6-30
(1)	配当計算書	6-30
(2)	配当計算書の記載事項	6-30
(3)	配当計算書の謄本の交付	6-31
(4)	配当計算書の謄本の発送	6-31

第3 換価代金の交付と供託

1	換価代金の交付期日	6-31
2	供託	6-32
(1)	供託の要件	6-32
(2)	供託の手続	6-32
(3)	弁済期が到来していない場合の供託	6-32
3	配当計算書に関する異議の申立て	6-33
(1)	国税、地方税又は公課の配当金額に対する異議	6-33
(2)	私債権相互間等の異議	6-33
(3)	配当計算書に記載された私債権への配当金額に対する異議	6-33

第7章 滞納処分に関する猶予及び停止等

第1 換価の猶予

1	換価の猶予の要件等	7-1
(1)	換価の猶予の要件	7-1
(2)	猶予金額	7-1
2	換価の猶予に係る分割納付、通知等	7-2
3	換価の猶予の手続	7-2
4	換価の猶予の効果	7-3
(1)	換価の制限	7-3
(2)	差押えの猶予又は解除	7-3
(3)	時効の停止	7-3
(4)	延滞金の免除	7-4
5	換価の猶予の取消し	7-4

- (1) 猶予の取消しの要件 7-4
- (2) 取消しの通知 7-4

第2 滞納処分の執行停止

- 1 滞納処分の執行停止の要件 7-6
 - (1) 停止の要件 7-6
 - (2) 一部停止 7-7
- 2 滞納処分の執行停止の手続 7-7
- 3 滞納処分の執行停止の効果 7-8
 - (1) 滞納処分の禁止 7-8
 - (2) 差押えの解除 7-8
 - (3) 時効 7-8
 - (4) 延滞金の免除 7-8
- 4 第二次納付義務者等がある場合 7-8
- 5 滞納処分の停止の取消し 7-9
 - (1) 停止の取消しの要件 7-9
 - (2) 取消しの通知 7-9

第8章 他の債権との調整

第1節 労働保険料等と国税等との調整

第1 労働保険料等の一般優先性

- 1 国税、地方税との関係 8-1
- 2 一般私債権との関係 8-1
- 3 強制換価手続と費用との関係 8-1
- 4 滞納処分費との関係 8-1
- 5 他の公課との関係 8-1

第2 労働保険料等と他の公課との関係

- 1 差押先着手による優先 8-2
- 2 交付要求先着手による優先 8-2
- 3 担保を徴した場合の優先 8-2

第3 労働保険料等と国税、地方税との優先劣後 8-2

第2節 労働保険料と被担保債権等との調整

第1 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された質権の優先

- 1 質権の証明手続 8-4

(1) 登記等ができる質権以外の質権設定の証明	8-4
(2) 有価証券を目的とする質権設定の証明	8-5
2 質権の証明期限	8-5
(1) 債権を目的とする質権	8-5
(2) 有価証券を目的とする質権	8-5
(3) その他の質権	8-5
3 質権設定日の確認	8-5
(1) 登記をすることができる質権	8-5
(2) 仮登記のある場合	8-5
(3) 登記をすることができる質権以外の質権	8-5
(4) 有価証券を目的とする質権	8-6
4 質権によって担保される債権額	8-6
5 証明しない優先質権の特例	8-6
第2 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された抵当	
権の優先	
1 抵当権設定日の確認	8-7
2 抵当権によって担保される債権額の範囲	8-7
第3 譲受け前に設定された質権等の優先	
1 質権の証明手続	8-8
2 質権設定時期の確認	8-8
第4 根質権又は根抵当権により担保される債権額の限度	
1 根質権又は根抵当権の優先額の限度	8-8
2 根抵当権の確定と優先額限度	8-9
第5 労働保険料等に優先する先取特権及び留置権	
1 労働保険料等に常に優先する先取特権	8-9
(1) 優先する先取特権	8-9
(2) 先取特権の証明手続	8-11
(3) 先取特権相互間の優先順位	8-11
(4) 先取特権の消滅	8-12
2 労働保険料等の法定納期限を基準に優劣を定める先取特権	8-13
(1) 法定納期限と先取特権の優劣	8-13
(2) 先取特権の証明手続	8-13
(3) 先取特権の成立日の確認	8-14
(4) 先取特権相互間の優先順位	8-14
3 労働保険料等に常に優先する留置権	8-15
(1) 留置権の優先	8-15

- (2) 留置権の所在証明手続 8-15

第6 担保権付財産の譲渡

- 1 担保権付財産が譲渡された場合の労働保険料等の徴収 8-15
- (1) 徴収の要件 8-15
- (2) 徴収できる金額 8-16
- 2 質権等の代位実行 8-16
- (1) 原則的な実行の要件 8-16
- (2) 代位実行の要件の特例 8-17
- (3) 代位実行の手続 8-18
- (4) 代位実行による優先 8-18
- 3 質権者等への通知 8-18
- 4 執行機関に対する交付要求 8-19

第7 仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

- 1 担保の目的でされた仮登記がある場合の労働保険料等の徴収 8-19
- (1) 滞納処分 of 続行の要件 8-19
- (2) 仮登記権利者に対する通知 8-20
- (3) 公売した場合の配当 8-20
- 2 譲渡担保を設定している場合の労働保険料等の徴収 8-20
- (1) 徴収の要件 8-20
- (2) 譲渡担保権者に対する告知 8-21
- (3) 譲渡担保財産に対する滞納処分 8-21
- (4) 譲渡担保財産を滞納者の財産として行った差押え 8-22
- (5) 譲渡担保財産としての存続 8-23
- (6) 譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等と質権等の被担保権との関係 8-23
- 3 譲渡担保財産を換価する場合の特例 8-25

第8 労働保険料等並びに国税及び地方税と私債権が競合

した場合の調整

- 1 優先順位の確定している債権の先取 8-26
- 2 公租公課の私債権への配当 8-26
- 3 公租公課への配当 8-26
- 4 担保権付私債権への配当 8-26

第1章 総則

第1 労働保険徴収法の目的、特色

1 労働保険徴収法の目的

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、「徴収法」という。）は、「労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定める」ことを目的としている（徴収法1）。

2 特色

徴収法の特色としては、以下のものが挙げられる。

(1) 国税徴収手續の準用

徴収法では、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。」（徴収法30）と規定し、労働保険料等の徴収金の徴収手續は、徴収法に別段定めがある場合を除き、国税徴収の例によることとされている。

「国税徴収の例により」とは、具体的には国税通則法、国税徴収法等を指しており、国税通則法は、国税の納付義務の確定等国税についての基本的及び共通的事項を定めたものであり、国税徴収法は、国税債務の不履行の場合の履行強制手段としての滞納処分手續を中心とし、その履行強制の過程において他の公課（※）及び債権と競合した場合の優先権等について定めたものである。

画一的かつ大量に発生する徴収金の徴収手續としては、国税徴収手續を広く準用することが、一般に合理性をもつと考えられるので、国税徴収の手續を準用することとしている。

※ 公課とは、国税、地方税を除く「滞納処分の例により徴収することができる債権」（国税徴収法25）のことで、行政上の強制徴収の対象となる債権であり、労働保険料、国民年金保険料等もこれに当たる。

(2) 先取特権の順位

「先取特権」とは、法律で定められている一定の債権を有する者が、債務者の財産について他の債務者に優先して弁済を受けることを内容とする権利である。

労働保険料等の先取特権の順位は、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。」（徴収法29）とされており、原則として、私法上の債権に優先して徴収できるが、国税及び地

方税の先取特権の順位に劣後するため、徴収金につき、差押えをしている場合に、国税、地方税の交付要求があったときは、差押えに係る徴収金に優先して配当しなければならない（詳細については、第8章「他の債権との調整」参照）。

(3) 自力執行権

自力執行権とは、債務不履行があった場合に、債権者自らが、強制手段によって履行があったのと同じ結果を実現させる権限である。私法上においては、債権者の自力執行が禁止されているのに対し、労働保険の場合、労働保険料等の重要性及び特殊性に加えて、労働保険料等の徴収が大量性、反復性を有し、その徴収のために司法機関による履行の強制を求めるという手続をすることが困難であることを考慮して、徴収職員に自力執行権が与えられている。

3 徴収手続の流れ

徴収手続については以下の流れで行われる。

(1) 労働保険料等の申告・納付

労働保険料等（印紙保険料を除く）は、当該保険料の算定の対象となる期間の初めに概算額で申告・納付し、その期間が終わってから確定額で申告し、当該確定額と納付した概算保険料額との差額を納付する（徴収法15～19等）。

(2) 納期限

申告した労働保険料等（印紙保険料を除く）は、徴収法に定められた納期限までに納付しなければならない（徴収法15）。

(3) 督促

納付者がその労働保険料等を納期限までに完納しない場合には、政府は督促状によりその納付を督促しなければならない（徴収法27①）。督促は差押えの前提要件である（国税徴収法47①一）とともに、時効中断の効果が生じる（国税通則法73①四）。

(4) 財産調査

財産調査は、滞納処分（差押え）の対象となる財産の発見等を行う上で重要な手続である。そのため、事業場や金融機関等に対し、任意調査である質問及び検査の権限（国税徴収法141）、強制調査である搜索の権限（国税徴収法142）を行使して財産調査を行う他、官公署調査（国税徴収法146の2）を実施する。

(5) 差押え

督促後一定期間を経過しても完納されないときは、財産の差押えを行わなければならない（国税徴収法47①一）。差押えは、その対象となる滞納者の財産について、処分を禁止し、換価できる状態におくことを目的とする滞納処分の最初の手続である。

(6) 交付要求及び参加差押え

滞納者の財産について、既に強制換価手続が開始されている場合には、その手続に参加して、先行の強制換価手続の換価代金から配当を受ける交付要求の制度がある（国税徴収法82）。

参加差押えは交付要求の一種で、先行する滞納処分手続に参加してその換価代金から配当を受ける効力を持つ他、先行の滞納処分による差押えが解除された場合に、差押えの効力が発生するものである（国税徴収法86、87）。

(7) 換価

換価とは、差押財産を金銭に換える処分のことである。

差押財産が、金銭及び取立てをする債権以外の財産である場合には、これを売却して金銭に換え滞納労働保険料等に充てる。売却の方法は公売（入札又は競り売り）であるが、例外として随意契約による売却もある（国税徴収法89、94、109）。なお、差押財産が金銭であるときは、そのまま充当し（国税徴収法56③、129②）、債権については、取立てを行う（国税徴収法67①）。

(8) 配当

差押財産の換価代金は、滞納労働保険料等その他の債権に配当し、残余金があれば滞納者に交付する（国税徴収法129）。

(9) その他

換価の猶予（国税徴収法151）、滞納処分の停止（国税徴収法153）など、納付の緩和を図る制度がある。また、第二次納付義務（国税徴収法32～41、手引I P76～79）など滞納者以外の者に補充的に納付義務を課す制度もある。

第2 滞納処分と執行機関

1 滞納処分等の意義・性質

(1) 滞納処分

滞納処分とは、労働保険料等の滞納金を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差押え、差押財産を換価してその代金をもって滞納金に充てる行政処分をいい、滞納処分の根幹をなすものは、「財産の差押え」、「財産の換価」及び「換価代金等の配当」である。

(2) 滞納整理

滞納整理とは、法令用語ではなく、徴収実務上の用語として用いられているものである。

納付者が納期限までに労働保険料等を納付しないときは、督促状による督促、納付督促、財産調査等を行った上、差押え・交付要求等の滞納処分を行う必要が生じる。滞納整理とは、このような滞納金について行う一連の事務手続を総称するものである。

2 執行機関

「執行機関」とは、滞納処分を執行する行政機関その他の者をいう（国税徴収法2①十三）。

労働保険料等における滞納処分の執行機関は、都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官である都道府県労働局長と労働局長が所属職員のうちから任命した徴収職員となる。

徴収金の徴収に関する事務に従事する職員を徴収職員といい（国税徴収法2十一）、徴収職員は、徴収金の徴収に関する事務を行うことを職務とし、独立して財産の差押え、差押えの解除及び財産の調査等を行う権限を有する。

第2章 督促と滞納整理

第1 督促と効果

保険料等その他の徴収法の規定による徴収金を所定の納期限までに完納しないときは、政府は別に期限を指定して、その納付を督促しなければならないこととなっている（徴収法27①②）。

督促とは、事業主が所定の納期限を過ぎても、なお保険料等を納付しない場合に、その履行を書面で催告する行為をいう。

督促の法的効果は、「滞納処分をする旨を予告する効力を有し、滞納処分の前提要件となること」、「延滞金徴収の前提要件となること」、「時効中断の効力を有すること」などの法的効果がある（徴収法27③、28①、41②）

(注) 1 滞納者に対する督促は、書面である督促状によってしなければならないが、口頭による督促は無効とされる（行裁大7・6・3）。なお口頭その他の方法によって行われるものは、単なる催告行為であり督促によって生ずる法律効果は生じない。

2 督促状の発送は1回限りでよい。

1 督促の要件

督促は、事業主が次に掲げる保険料等その他徴収法の規定による徴収金を、次に掲げる納期限までに納付しない場合に行う。

なお、延滞金は、督促を受けその指定期限までに完納しないときは、納期限から差押えの日又は完納の日の前日までの日数について一定の割合で計算した額をその計算の基礎となる労働保険料又は一般拠出金に併せて納付することとされている。

(1) 労働保険料

ア 概算保険料

(ア) 申告額（徴収法15①②）

6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内）、有期事業については、保険関係が成立した日から20日以内

(イ) 政府が決定した額（不足額）（徴収法15③）

事業主が通知を受けた日から15日以内（徴収法15④）

(ウ) 保険料率の引上げに伴う追加徴収（徴収法17①）

通知を発する日から起算して30日を経過した日（徴収則26）

イ 確定保険料

(ア) 申告額 (徴収法19③)

6月1日から40日以内 (保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内)、有期事業については、保険関係が成立した日から50日以内

(イ) 政府が決定した額 (未申告又は不足額) (徴収法19④)

事業主が通知を受けた日から15日以内 (徴収法19⑤)

(ウ) 確定保険料の特例による差額 (徴収法20③)

通知を発する日から起算して30日を経過した日 (徴収則26、35④)

ウ 印紙保険料

政府が決定した額 (徴収法25①)

調査決定した日から20日以内で歳入徴収官が定める日 (歳入程9、18①)

エ 特例納付保険料

政府が決定した額 (徴収法26④)

通知を発する日から起算して30日を経過した日 (徴収則59)

(2) 一般拠出金

政府が決定した額 (救済法38①、徴収法19④準用)

事業主が通知を受けた日から15日 (救済法38①、徴収法19⑤準用)

(3) 追徴金

ア 確定保険料に係る追徴金 (徴収法21①)

通知を発する日から起算して30日を経過した日 (徴収則26)

イ 印紙保険料に係る追徴金 (徴収法25②)

通知を発する日から起算して30日を経過した日 (徴収則26)

ウ 一般拠出金に係る追徴金 (救済法38①、徴収法21①準用)

通知を発する日から起算して30日を経過した日 (徴収則26 準用)

(注) 納期限は、徴収金の納付についての基本的な履行期限であり、納期限内に納付されない徴収金は、滞納として督促や滞納処分の対象となる。

なお、法律の規定により徴収金を納付すべき本来の期限を法定期限という。

2 督促状の発行

督促状は、上記の徴収金について、納期限を経過しても納付がない場合に「労働保険適用徴収システム」（以下、「適用徴収システム」という。）から督促状発行リストを出力し、これに基づき督促状発行決議書（収入様式第14号）により歳入徴収官の決裁を受け、その後、督促状を滞納者に送付する。

(1) 督促状の指定期限

督促状による指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない（徴収法27②）とされており、さらに実務上、督促状で指定する期限が休日の場合は、休日以外の日とするよう指示（昭和62.3.26 労徴発19号通達）している。

(注) 1 督促状により指定すべき期限は、保険料等についての法定納期限又は納入告知書による指定納期限を変更するものではなく、この期限内に徴収金を納付した場合は、滞納処分を猶予するという期限を新たに指定したにすぎない。

2 督促状を送付したが、返送されてきた場合は、返戻された原因を十分調査する。住所移転により返戻されたときは、新住所に送達する。なお、移転先不明等の場合は、公示送達の手続きを行う（手引 I P39）。滞納者の受領拒否による返送の場合には、いったんした送達により督促の効力は生じているので、再び送達する必要はない。

3 第二次納付義務者（国税徴収法32～41、手引 I P143～151）又は保証人に対して履行の請求をする場合は「納付催告書」で督促を行う。

納付催告書は、督促状と同一の法律的性質を有しており（国税徴収法47③）、納付催告書で指定した日までに保険料が完納されないときは、第二次納付義務者又は保証人の財産について滞納処分を執行することができる。

(2) 督促に対する不服申立期間

督促に不服のある者は、督促のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に不服の申立て（厚生労働大臣に対する審査請求）をしなければならない（行政不服審査法 14①、徴収法 38）。

第2 滞納整理の進行管理

1 滞納整理の目的

滞納整理の目的は、労働保険料の収納を確保し、保険制度の安定的な運営を図るものである。そのことが結果として事業主の信頼確保につながり、労働者の生活を支える重要なセーフティネットとなるものである。

このため、期限内に納付しない滞納者、特に、納付する誠意のない滞納者に対しては、厳正な滞納処分を行い、期限内に完納した事業主との負担の公平を確保し、事業の健全な運営に資するものとする。

2 滞納整理の進行管理

[Redacted]

(1) 滞納整理計画の策定と整理実績の把握

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(注) [Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(2) 滞納実態の把握

適切な滞納整理方針をはじめとして具体的な滞納整理計画を立てるためには、滞納の実態を把握することが大切である。

ア [Redacted]

(注) [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

キ [Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]

(エ) [Redacted]

ク [Redacted]
[Redacted]
(ア) [Redacted]
(イ) [Redacted]
[Redacted]
(ウ) [Redacted]
(エ) [Redacted]

ケ [Redacted]
[Redacted]
(ア) [Redacted]
(イ) [Redacted]
(ウ) [Redacted]
(エ) [Redacted]
[Redacted]

(3) 整理対象の選定と整理計画の策定

ア [Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(4) 整理方針に基づく滞納整理



第3 納付督促

1 納付督促の実施

督促状における指定期限までに労働保険料等を納付しない全ての事業主に対し、架電や文書の送付等により納付督促を行うこと。

また、

に対しては、下記の(1)及び(2)に留意の上、的確な対策を策定すること。

さらに、

(1)

ア

イ

(2) 納付計画の作成について

納付計画を作成する必要がある事業主に対しては、債務承認書を徴した上で、その際に納付計画を提出させること。とすることを目安とし、徒らに長期に渡る計画にさせないこと。

2 納付督促の流れ

電話・文書による督促及び臨戸訪問(実地督促)は以下の流れで行う。

(1) 電話・文書による督促

ア

イ

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

(2) 臨戸訪問 (実地督励)

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(3) 事業主等が留守の場合の対応

臨戸訪問したとき、事業主又は担当者が留守の場合は、次のように対処する。

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ

[Redacted]

3 納付督促の基本的な対応方法

(1) 滞納者との接触の注意点

滞納者との接触にあたっては次の点に配慮する。

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

ウ

[Redacted]

エ

[Redacted]

(2) 納付の意思はあるが即納できない者に対する対応

ア 債務承認書を徴した上で、納付計画を提出させ、その納付計画が適切であるかどうかを確認する。滞納者の申出のまま金額を決定することなく、[Redacted]とすることを目安（手引 I P47）とし、徒らに長期に渡る計画にさせない。

イ

[Redacted]

ウ

[Redacted]

(ア)

(イ)

[Redacted]

(3) 納付する誠意のない滞納者に対する対応

[Redacted text]

(4) 納付資力に乏しい滞納者に対する対応

ア

[Redacted text]

イ

[Redacted text]

ウ

[Redacted text]

(5) 滞納整理事績の記録と処分方針の検討

[Redacted text]

第4 納付資力調査

1 納付資力調査の目的

2 納付資力調査の流れ

滞納者が個人事業者で所得税の確定申告（青色、白色）をしている場合には、毎年決算書を作成し、税務署に提出しているため、滞納者に決算書の提出を求める。

(1) 決算書の書類

決算書の以下の書類から納付資力を確認する。

ア 貸借対照表

決算日時点での財産状態（資産又は負債の合計額はいくらか、純資産の額はいくらかなどの懐具合）を把握できる。

イ 損益計算書

1年間で企業がどのような活動を行い、その結果、どの程度儲けたかを把握できる。

ウ 総勘定元帳

すべての仕訳（取引）を勘定科目ごとに記帳しているため、資金の全体的な動きを把握できる。

エ 資金繰り表

日、月、年次等の一定の期間内で資金の動きを把握し、将来の収支の過不足を把握するために作成される帳簿のことで、税務書類ではないため作成は任意であるが、作成している場合は納付資力の判断に有益である。

(2) 貸借対照表で把握される内容

貸借対照表は、資産の部（左側）は、上から下にかけて換価が容易な順に配列されており、負債の部（右側）は、上から下にかけて現金支払を要する順に配列されており、純資産は返済する必要のない資産額が記載されている。

貸借対照表は、「資産－負債＝純資産（マイナスの場合は、純損失）」の形で構成されているので、純資産が多いほど納付資力は大きく、逆に純資産が少ないほど納付資力は乏しいこととなる。したがって、純資産が赤字の場合は、納付資力が低いと推定できる。

貸借対照表

	資産の部		負債の部
換 価 が 容 易 な 順 ↓	【流動資産】	現 金 支 払 を 要 す る 順 ↓	【流動負債】
	現金・預金、売掛金、有価証券、商品等		買掛金、短期借入金、未払法人税等
	【固定資産】	【固定負債】	返 済 不 要 ↑
	有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（電話加入権、特許権等）	長期借入金、社債等	
	純資産の部		
			資本金、資本剰余金、利益剰余金等

(3) 損益計算書で把握される内容

ア 損益計算書は「収益－費用＝利益」の形で構成されているため、利益が多ければ納付資力が大きく、少なければ納付資力は低い。

イ 損益計算書は、次のように、利益が段階的に分かれているので、これらの利益がいくらあるかを把握すると参考になる。

(ア) 売上高 － 売上原価 ＝ 売上総利益

「売上高」は、商品等の販売やサービスの提供のように、企業の主たる営業活動から発生する収入である。

「売上原価」は、その売上高に対応する原価である。

その差額の「売上総利益」は、いわゆる粗利益といわれ、企業の基本的な収益力を示している。

(イ) 売上総利益 － 販売費及び一般管理費 ＝ 営業利益

「販売費及び一般管理費」は、会社の販売活動や管理等に係る費用（従業員給与・旅費交通費・消耗品費等）をいう。

その差額の「営業利益」は、企業の本来の営業活動から生じた利益を示している。

(ウ) 営業利益 ＋ 営業外収益 － 営業外費用 ＝ 経常利益

「営業外収益」は、本来の営業活動以外から発生した収益（受取利息・受取配当金・雑収入等）をいう。

「営業外費用」は、本来の営業活動以外に要した費用（支払利息・雑支出等）をいう。

その結果としての「経常利益」は、企業の経常的な活動から生じた利益を示している。

(エ) 経常利益 + 特別利益 - 特別損失 = 税引前当期純利益

「特別利益」は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した収益（投資有価証券売却益等）をいう。

「特別損失」は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した費用（固定資産売却損等）をいう。

その結果としての「税引前当期純利益」は、企業の最終的な税金を控除する前の利益を示している。

(オ) 税引前当期純利益 - 法人税等 = 当期純利益

「法人税等」は、利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいう。

その差額の「当期純利益」は、企業の最終的な利益を示している。

損益計算書

経常損益の部	営業損益の部	売上高 売上原価 売上総利益 (ア) 販売費及び一般管理費 営業利益 (イ)	←販売した製品・サービスの金額 ←売上高から売上原価を引いた利益 (粗利益) ←営業活動の収益。本業での実力
	営業外損益の部	営業外収益 営業外費用	←本業以外での損益
		経常利益 (ウ)	←本業以外での損益も含めた每期継続的に利益を獲得する資力
特別損益の部	特別利益		←臨時的な損益
	特別損失		
		税引前当期純利益 (エ)	←税金支払前の利益
		法人税等	
		当期純利益 (オ)	←今期自由に使える利益

(4) 資金繰り等に基づく納付資力の把握

総勘定元帳（現金出納帳、預金元帳等）及び資金繰り表により、調査日現在の納付可能資金がいくらあるか、当月又は分納期間中の各月の収入金額及び支出金額を調査して余裕資金（納付可能資金）がいくらあるかを把握する。

(注) 滞納者が個人事業者で所得税の青色申告をしている場合には、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限から7年間の保存が義務付けられている。

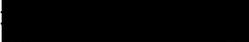
ここでいう帳簿には、例えば総勘定元帳、預金元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳等があり、また、書類には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書等がある。

預金元帳には預貯金口座番号や残高情報も記載されているため、差押えを実施するに当たって事前に入手することで財産調査を行う際に有益である。

第5 強制措置

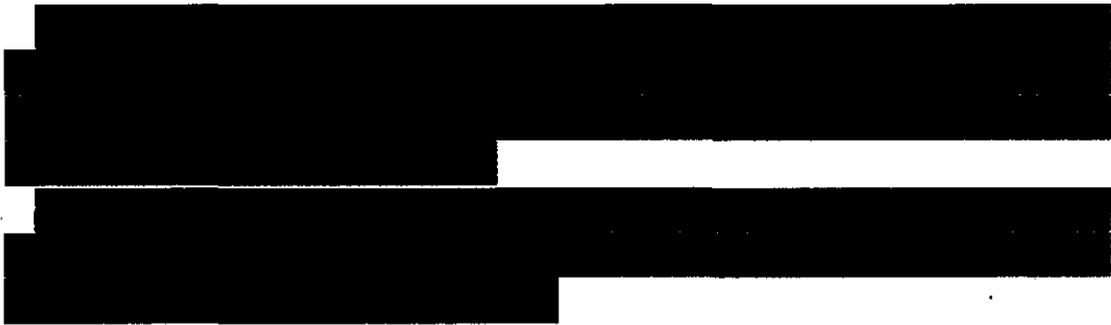
1 強制措置の実施

納付督促によってもなお納付がなされない場合は、を中心に財産調査を確実に行う。その際、必要に応じて日本年金機構の各年金事務所及び税務署等の他の関係行政機関との連携を図り精度の高い情報の取得に努める。

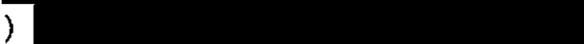
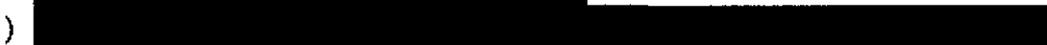
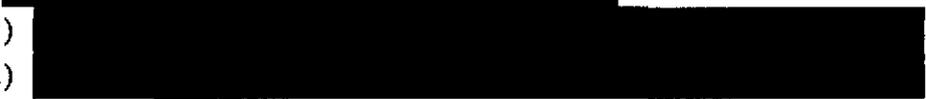
特にについて積極的に実施すること。

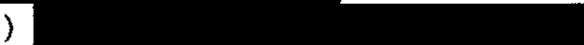
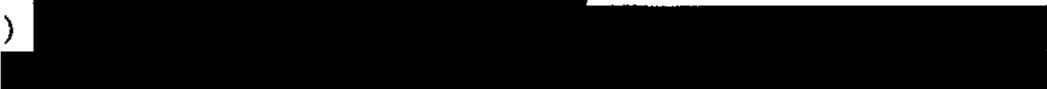
2 強制措置の流れ

(1) 財産調査の実施



(2) 差押えの実施

ア 
(ア) 
(イ) 
(ウ) 
(エ) 

イ 
(ア) 
(イ) 
(ウ) 

(エ) [Redacted]

ウ [Redacted]

(ア) [Redacted]

[Redacted]

(イ) [Redacted]

[Redacted]

(ウ) [Redacted]

[Redacted]

(エ) [Redacted]

20150331



第3章 財産調査

第1 財産調査の必要性

滞納処分の執行については、

[REDACTED]

重要な
取調である。

第2 財産調査の権限と責任

徴収法の規定による徴収金の滞納処分は、国税徴収法に規定する国税滞納処分の例によって行うこととされており（徴収法 27③）、したがって徴収職員は徴収金の強制徴収に関する事務を行い、独立して財産の調査を行う権限と責任がある。同法には、質問及び検査による任意調査と搜索による強制調査のできる権限を規定している。

第3 準備調査

滞納処分にあたっては、ただ漫然と滞納者を臨戸しても期待する効果を上げることは困難である。

滞納処分を効率的に実施するためには、

1 庁内における調査・確認

(1)

[Redacted text block]

(注) 保険関係成立届、労働保険料申告書等が誤っている場合には、適用担当係に連絡し的確に措置する。

(2)

[Redacted text block]

ア

[Redacted text]

イ

[Redacted text]

ウ

[Redacted text]

(3)

[Redacted text block]

ア

[Redacted text]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

(4) [REDACTED]

2 官公署調査

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（国税徴収法 146 の 2）。

ここでいう「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない（基本通達 146 の 2①）もので、「官公署」とは、国、地方公共団体その他の各種の公の機関の総称であり、国及び地方公共団体の各種の機関はすべて含まれる（基本通達 146 の 2②）。

また、「帳簿書類」には、その作成又は保存に代えて電磁的記録が作成又は保存されている場合における当該電磁的記録が含まれる（法第 141 条参照、基本通達 146 の 2③）。

(1) 所有権等の調査

徴収職員は、次に掲げる関係機関に対する照会及び謄本、抄本等の交付を受けることによって、所有権等の調査・確認をする他、必要があれば直接、関係機関に出張して、次に掲げる諸帳簿類を閲覧して調査確認する。

なお、調査にあたっては、所有権の確認だけでなく、抵当権、質権、仮登記、仮差押え、仮処分等の権利の有無又は財産が工場等である場合は、工場財団の設

定あるいは、工場抵当法第3条の目録物件でないかどうかなど、後日紛争が生ずることのないよう十分な調査をする。

ア 市区町村（本庁、区役所、出張所）

市区町村における調査は、土地、建物等の固定資産と機械器具、什器、備品、船舶等の償却資産について、次の諸帳簿を調査する。

(ア) 住民基本台帳（住民票）

役員や個人事業主の生年月日、本籍、住所、転居前回後の住所及び家族構成が把握できる。

(イ) 戸籍謄本及び附票

親族に所在確認を行う場合に必要である。

附票からは転居の経過や親族の所在が確認できる。

(ウ) 固定資産課税台帳

所有不動産の地番が確認でき、これにより、不動産登記簿の取得が可能となる。その他面積、評価額、課税額と滞納状況についても確認が可能となる。

上記の他、土地名寄帳、家屋名寄帳、家屋調査票、償却資産申告書等が確認可能である。

イ 法務局（地方法務局、支局、出張所）

法務局における調査は、土地、建物、船舶、立木及び工場財団等に関する登記事項並びに法人に関する登記事項及び供託に関する事項について、次の諸帳簿を調査する。

(ア) 商業登記簿謄本

会社の設立年月日、資本金、事業内容、所在地、役員の構成及び代表者の住所が確認できる。

(イ) 不動産登記簿謄本

土地及び建物の所有権者（甲区）、抵当権の設定状況や差押等（乙区）が確認できる。

(ウ) その他

上記の他、土地登記簿、建物登記簿、立木登記簿、船舶登記簿、建物機械登記簿、工場財団登記簿、工場財団目録綴、共同担保目録綴込帳、不動産登記申請書綴込帳、不動産閉鎖登記簿、商業登記申請書綴込帳、商業閉鎖登記簿、法人登記簿、供託に関する諸帳簿等が確認可能である。

ウ 運輸支局（自動車検査登録事務所）

運輸支局における調査は、登録自動車について、車両登録事項等証明書を調査する。同証明書から、契約状況、契約者の住所、駐車場所等が確認できる。

- エ 社会保険料滞納状況（管轄年金事務所）
社会保険加入の有無と滞納額が確認可能である。

(2) 住所等の調査

- ア 市区町村
（ア）住民基本台帳（住民票）
（イ）戸籍簿・除籍簿、戸籍の付票
- イ 法務局（地方法務局、支局、出張所）
（ア）商業登記簿
（イ）法人登記簿

(3) 関係庁の処分状況等からの調査

市区町村、税務署、年金事務所等の滞納整理進行状況、差押状況等を調査し、既に差押えがされている場合であっても交付要求・参加差押えにより配当を受けることができるので、次に掲げる事項等の調査をする。

- ア 差押年月日
- イ 差押財産の種類、数量等
- ウ 滞納額（関係機関より、交付要求・参加差押えがある場合には、その額）
- エ 差押財産の関係機関での評価額
- オ 公売等の見通し
（注） 市区町村においては、滞納事業場の財産の現況等を了知している場合が多いので、できるだけ直接担当者に面接し、必要な情報収集に努める。

3 調査

[Redacted text block]

(注) 質問、検査にあたっては、次のような点に留意する。

1 [Redacted text block]

2 滞納処分の目的をもって調査するものであるから、調査の対象となった特定の滞納者以外のものについては、調査ができないことはもとより、他の納付義務者の [Redacted] をメモすることなどを行わないよう注意すること。

(1) 郵送による調査

ア [Redacted text block]

(注) 郵送による調査にあたっては、次のような点に留意する。

1 [Redacted text block]

2 [Redacted text block]

3 [Redacted text block]

4 [Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

ウ

[Redacted text block]

([redacted] 照会文例)

(局発番号)

平成〇年〇月〇日

[redacted] 殿

〇〇労働局長

〇〇 〇〇

[redacted] の財産調査について (照会)

[redacted] と取引関係にある下記の者について、労働保険料の徴収等に関する法律第 27 条 3 項、石綿による健康被害の救済に関する法律第 38 条第 1 項の規定により滞納処分を行う必要がありますので、国税徴収法第 141 条の規定によって財産の調査をしています。

ご多忙の折誠に恐縮ですが、[redacted] の状況を、ご調査の上、〇月〇日までにご回答くださるようお願いいたします。

記

[redacted] 住(居)所
氏 名
(代表者)

調 査 項 目

- 1. [redacted]
- 2. [redacted]
- 3. [redacted]
- 4. [redacted]
- 5. [redacted]

※調査項目の回答につきましては、任意の用紙でお願いいたします。

※照会内容につきましては [redacted] も含みます。

([REDACTED] 照会回答文例)

平成 年 月 日

労働局長 殿

[REDACTED]

[REDACTED] の財産調査について (回答)

平成 年 月 日付け (局発番号) により調査依頼のあった内容について、
下記のとおり回答します。

調 査 項 目

1.

[REDACTED]

2.

[REDACTED]

3.

[REDACTED]

4.

[REDACTED]

5.

[REDACTED]

(2) [redacted]への臨場調査

ア [redacted]
[redacted]

(注) [redacted]
[redacted]

イ [redacted]
[redacted]

[redacted]
(ア) [redacted]
(イ) [redacted]
(ウ) [redacted]
※ [redacted]

(注) 1 [redacted]
[redacted]
2 [redacted]
[redacted]

ウ [redacted]
[redacted]

エ [redacted]
[redacted]

オ [redacted]

(注)

[Redacted text block]

4 その他の調査

前記関係先を調査する他、必要により次のものについても調査する。

(1)

[Redacted text block]

(2)

[Redacted text block]

第4 臨戸調査

臨戸調査は、準備調査の段階によって把握した結果の裏付調査をするとともに、準備調査のときにおいて把握できなかった財産の発見に努める。

また、最近における営業活動、財産の移動及び金銭の収支の状況等を把握し、かつ、滞納者の誠意を調査する。

1 質問・検査

徴収職員は滞納者の財産を調査する必要がある場合において、滞納処分のため、その必要と認められる範囲内で質問・検査を行う。

ただし、正当な理由がなく、徴収職員がする質問に対して答えず、若しくは偽りの陳述をしたとき、または検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示したときに一定の罰則が設けられている（国税徴収法 188、189）。

（注） 質問・検査の実施にあたっては、①調査事項をあらかじめ整理し、計画的に能率よく行うこと、②疑問点をあいまいなまま残さないこと、③不必要に相手方の個人的秘密に立ち入らないこと等に留意する。

（1）質問ができる場合

質問ができるのは、

（2）質問の相手方

次に掲げる者に対して質問をすることができる（国税徴収法 141）。

ア 滞納者

イ 滞納者の財産を占有する第三者

（注） 滞納者の財産を占有する第三者とは、正当な権原の有無にかかわらず、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう（基本通達 141②）。

ウ 滞納者の財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

（注） 相当の理由のある第三者とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、滞納者の財産を占有し、又は、滞納者と債権債

務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合が含まれる（基本通達 141③）。

エ 滞納者に対し債権若しくは債務があると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

（注） 相当の理由がある者とは、滞納者等の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により、財産を取得した事実があると認められる者をいう。

カ 滞納者が株主又は出資者である法人

（注） 法人とは、滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である合名会社、合資会社、有限会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう。

（3） 質問の内容

質問の内容は、財産の有無、所在、種類、数量、価額、利用状況及び第三者の権利の有無等である。

なお、質問の内容・方法等は、財産の状況等を明らかにするために必要な範囲内に限られる（国税徴収法 141）。

（4） 質問の方法

質問の方法は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。

この場合において、口頭による質問の内容が重要であるときは、必ず聴取内容を記録することとし、その聴取内容を記載した書類（聴取書）には、答弁者の署名、押印を求め、その者が署名押印をしないときは、その旨を付記しておく（基本通達 141⑤）。

（5） 質問者の態度

[Redacted]

（6） 質問の形式

[Redacted]

(7) 質問事項の記録

質問応答書(例1)の作成は、国税徴収法第141条に規定する徴収職員の質問権に基づくものであり、同条の規定により質問することができる者についてのみ作成する。したがって、それ以外の陳述問答を明らかにする必要がある場合においては聴取書(例2)の形式による。

(注) 質問応答書又は、聴取書の作成にあたっては、次に留意する。

- 1 他の徴収職員を補助者として立ち合わせ、相手方の陳述を記録させることもさしつかえないが、この場合には、
- 2 表現の真実性を確保するため、推測又は誇張による記載を避け、陳述者が略語、方言等を用いた場合には、そのまま記録する。
- 3 聴取書には、単に質問及び応答のみならず陳述者の故意に面会又は答弁をさけようとした態度あるいは帳簿隠匿の行動等を文言の間にかっこ書をもって記載し、応答のない場合はその旨を記載する。
- 4 貸借対照表等必要書類を示して陳述を求めるような場合「このとき貸借対照表を示したところ」というように文言の間にかっこ書をもって記載し、その書類の写を末尾に添付しておく。
- 5 書類が数葉にわたる場合は、割印をし、文字の改変はさけ、文字を加除した場合は応答者とともに押印する等の措置をとり、作成後は文字の改変加除はしない。
- 6 陳述を終えた後、その相手に読み聞かせ又は閲覧させ相違ない旨を申し述べたときは、署名押印を求め、これを拒んだときはその旨を記載する。
- 7 作成した聴取書は原則として1部とし、相手方に副本を交付する。

(注) 承諾とは、検査の相手が個人であるときは、当該個人、法人であるときは、当該法人を代表する権限を有する者の承諾をいう（当該個人が不在の場合は同居の親族又は使用人、当該法人を代表する権限を有する者が不在の場合は使用人）。

(4) 検査の時刻

検査は、相手方の承諾を得て行うものであるから搜索の場合と異なり、その時間の制限はないが特に必要がある場合を除いて、搜索の場合の時間の制限（後記4の(4)参照）に準じて行う（基本通達141⑦）。

(5) 検査の場所

検査の場所は、原則として帳簿書類の存在する場所である。

(6) 検査対象帳簿・書類

検査する帳簿・書類は、検査対象者が有する金銭出納簿、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等であって、これらの者の債権、若しくは債務者又は財産の状況等を明らかにするために必要と認められる一切の帳簿書類である。なお、これらの帳簿等の作成又は保存に代えて電磁的記録が作成又は保存されている場合には、その電磁的記録も含まれる（基本通達141⑥）。

(7) 検査の内容

第4、1(3)「質問の内容」（P3-13）と同様である。

(8) 検査の方法

第4、1(4)「質問の方法」（P3-13）と同様である。

検査の結果、重要と認められる事項が記載されている帳簿書類については、相手方から借り受けるか、このコピーや書き写しを作成しておく。

写しを作成したときは、原本と相違がない旨を記載し、可能な限り相手方に署名押印をさせる。

(注) 1

2

3

4 搜索

搜索は、質問、検査の権限を行使したにもかかわらず、「差押さえるべき財産を発見できない場合」、「質問や検査に応じない場合」等、滞納処分の執行上支障をきたし、保険料等の債権の実現を図ることが困難とならないように相手方の意思に関係なく、滞納者の物又は住居その他の場所において、差し押えるべき財産の発見等のために行うことをいう。

搜索は、公簿・金融機関等の調査や質問検査によって差押財産が発見できない場合に、滞納者の物や住居に立ち入って調査ができ、また滞納者の財産を第三者や特殊関係者が所持している場合にも認められている。

憲法第 35 条には刑事手続としての令状主義が定められているが、行政手続としての滞納処分（搜索含む）には身分証明書（徴収職員証）を携帯すれば足り、令状は要しないものとされている（基本通達 147②）。

(1) 搜索ができる場合

ア 滞納処分のため必要があるとき、滞納者の物又は住居その他の場所について
 検索することができる（国税徴収法 142①）。

イ 滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当する第三者の物又は
 住居その他の場所についてそれぞれ検索することができる（国税徴収法 142
 ②）。

(ア) 滞納者の財産を所持する第三者がその財産を引渡しをしないとき

(イ) 滞納者の親族その他の特殊関係者（国税徴収法 38、国税徴収令 13）が滞
 納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合にその引渡し
 をしないとき

(2) 検索のできる場所

検索のできる場所は、次の者が使用又は使用していると認められる住居、事務
 所、営業所、工場、納屋、倉庫、建物の敷地、間借先（宿泊中の旅館・ホテル等
 の部屋）等である。

ア 滞納者

イ 滞納者の財産を所持する第三者

ウ 滞納者の親族、その他特殊関係者（範囲については、国税徴収法施行令 13
 参照）

(注) 解散した法人について、清算事務が執られたとみられる精算人の住居
 も、検索できる「場所」に含まれる（昭和 45 年 4. 14 東京高判参照）。

(3) 検索のできる物件

検索のできる物件は [REDACTED] である。

(注) 1 [REDACTED]

貸金庫については、滞納者が銀行等に対して有する貸金庫の内容
 物の一括引渡請求権を差し押さえることもできる（平成 11. 11. 29 最
 高判参照）。

2 検索は、差し押えるべき滞納者の財産を発見することを目的とする
 処分であるから、直接差し押えるべき有体動産はもとより、差し押
 えるべき債権、その他の財産を発見するために、間接調査資料であ
 る滞納者の帳簿書類を検索することができる。

(4) 搜索の時刻

搜索は、日の出後より日没前に限られるが、日没前に既に搜索に着手しているときは日没後まで継続することができる（国税徴収法 143①）。

旅館、飲食店、その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所では昼間は営業をしないため、夜間でなければ滞納処分を行うことができないと認められる相当の理由があるときは、日没後、すなわち、夜間でもその営業等により公開している時間内は搜索することができる（国税徴収法 143②）。

(注) 1 夜間でも公衆が出入りすることができる場所とは、ナイトクラブ、バー及びキャバレー、映画館、演劇場、その他興行場等である（基本通達 143④）。

2 滞納処分を行うことができないと認められる相当の理由があるときは、例えば搜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合、又は滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合等滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由がある場合をいう（基本通達 143⑤）。

3 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日その他一般の休日において、個人の住居に立ち入って行う搜索については、特に必要があると認められる場合の他は行わない（民事執行法 8①、基本通達 143③）。

(5) 搜索の立会人

搜索の適正な執行を保証させるために、搜索にあたっては次に掲げる者のいずれかのもを必ず立会人として立会せなければならない。なお、第1順位の者が不在か又は立会に応じないときには、第2順位の者に立会いを求めることができる（国税徴収法 144）。

(注) 搜索をする場合には必ず立会人を置かなければならないが、搜索を必要としない不動産、その他の財産を差押えにあたっては、立会人を必要としない（基本通達 144①）。

ア 原則的な立会人

(ア) 滞納者の住居等を搜索する場合

- ① 滞納者（法人である場合には、当該法人を代表する権限を有する者）
- ② 滞納者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- ③ 滞納者の使用人その他の従業員で相当のわきまえのある者

(イ) 第三者の住居等を搜索する場合

- ① 搜索を受ける第三者（第三者が法人である場合には、当該法人を代表する権限を有する者）

- ② 第三者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- ③ 第三者の使用人、その他の従業員で相当のわきまえのある者

- (注) 1 同居の親族とは、滞納者、又は第三者と同居する親族をいい、生計を一つにするかどうかを問わない(基本通達144③)。
- 2 使用人その他の従業員とは、事務員、工員、雇人その他滞納者、又は第三者との雇用契約等に基づき従事している者をいう(基本通達144④)。
- 3 相当のわきまえのあるとは、上記1、2に該当する者か搜索の立会の趣旨を理解することのできる相当の能力を有することをいい、成年に達した者であることを要しない(基本通達144⑤)。

イ 例外的な立会人

原則的な立会人が不在である場合又は立会いに応じない場合には、以下のいずれかの立会いが必要となる。

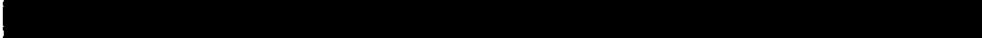
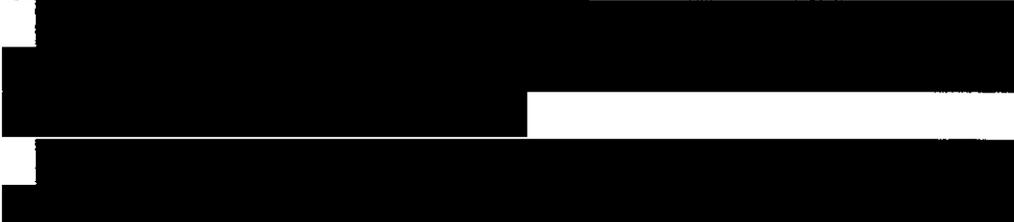
- (ア) 上記ア以外の成年者2人以上
- (イ) 市町村(特別区を含む)の職員
- (ウ) 警察官

(注) 市町村の職員とは、搜索する場所の区域を所轄する市町村の職員をいい、警察官はなるべく搜索をする場所を管轄する警察署(下部機構を含む)の警察官とする。

(6) 搜索の方法

搜索は、徴収職員が自らの判断に基づいて納付義務者および立会人の意志にかかわらず強制的に行うものであるから、あらかじめ事前準備が必要であり、綿密な計画のもとに能率的に行う。徴収職員は、閉鎖してある戸、扉、金庫等を滞納者等に開かせ、又は徴収職員が自ら開くことができるが、自ら開くことができるのは滞納者等が徴収職員の開扉の求めに応じないとき又は不在のとき等やむを得ないときに限られる(国税徴収法142③)。

(注) 搜索にあたっては次の点に留意する。

- 1 
- 2 
- 3 

4

(7) 搜索調書の作成及び交付

徴収職員が搜索をした場合には、搜索調書（様式2号）を作成する必要がある。

搜索調書には、徴収職員が署名押印するとともに、立会人の署名押印が必要であるが、立会人が署名押印を拒み、又は署名押印をすることができないときは、その理由を付記して、搜索を受けた滞納者又は第三者と、これらの者以外の立会人に搜索調書謄本（様式2号）を交付する（国税徴収法146①②③、国税徴収法施行令52①②）。

5 出入禁止

(1) 出入禁止をすることができる場合

徴収職員は搜索や差押え又は差押財産の搬出を執行する場合に、必要があると認められるときには、次に掲げる者を除いて、その場所に入出入りすることを禁止することができる（国税徴収法145）。

ア 滞納者

イ 差押えに係る財産を保管する第三者及び搜索を受けた第三者

ウ 前記に掲げる者の同居の親族

エ 滞納者の租税公課に関する申告、申請その他の事項について滞納者を代理する権限を有する者（労働保険事務組合の職員を含む）

(2) 出入禁止の掲示

徴収職員は、出入禁止した場合には、掲示、口頭その他の方法により出入りを禁止した旨を明らかにすること（基本通達145⑥）。

(3) 出入禁止に従わない場合

徴収職員の出入禁止命令に従わない者に対しては、扉を閉鎖する等必要な措置をとることができるが、身体の拘束はできない（基本通達145⑦）。

6 質問・検査と捜索との相違

項目	質問・検査（国税徴収法 141）	捜索（国税徴収法 142～147）
要件	1. 滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき 2. その必要と認められる範囲内	滞納処分のため必要があるとき
対象となる相手方	1. 滞納者 2. 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認められるに足りる相当の理由がある第三者 3. 滞納者に対し債権若しくは債務があるか又は滞納者から財産を取得したと、認めるに足りる相当の理由がある者 4. 滞納者が株主又は出資者である法人	1. 滞納者 2. 滞納者の財産を占有する第三者でその引渡しをしない者 3. 滞納者の親族その他の特殊関係者で滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に、その引渡しをしない者
内容	1. 上記の者に対する口頭又は書面による質問 2. 上記の者が所持する帳簿書類の検査	上記の者の住居その他の場所又は物に対する捜索
方法	1. 戸、金庫の開扉 任意に相手方に開扉するよう求めることができるが強制力はない。 2. 立会人 特に規定はない。 3. 質問応答書・聴取書 必要に応じて作成する。	1. 戸、金庫の開扉 必要があるとき相手方に開扉させ、又は徴収職員自ら開扉する。 2. 立会人 必ず立会人をおかなければならない。 3. 捜索調書 差押調書を作成した場合を除き、捜索調書を作成する。

項目	質問・検査（国税徴収法 141）	搜索（国税徴収法 142～147）
時間の制限	特に規定はないが、搜索の場合に準じて行うことが望ましい。	<p>1. 日の出後から日没前まで。日没前に着手した場合には日没後も継続して行うことができる。</p> <p>2. 上記の例外として、旅館等については必要が認められる場合には、日没後であっても公開された時間内は搜索できる。</p>
時効の中断	質問、検査によっては時効が中断しない。	<p>搜索に着手したときに時効が中断する。</p> <p>ただし、第三者の住居棟を搜索した場合は、搜索調書の謄本等により滞納者に通知しなければ時効中断の効力は生じない。</p>
出入禁止措置	任意に求められるが強制力はない。	搜索に支障がある場合には、特定の者を除き、その場所への出入禁止をすることができる。
身分証明書の呈示	搜索の場合と同じ	関係人の請求があった場合呈示する。
罰則	質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をし、あるいは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者には、罰則（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）の適用がある（国税徴収法 188）	特に国税徴収法上に規定はない。搜索に際して、暴行、脅迫を加えた場合には、公務執行妨害罪及び職務強要の適用がある（刑法 95）

第5 財産別調査

1 土地、建物の調査

(1) 土地登記簿、建物登記簿の調査

このため、徴収職員は地方法務局（支局・出張所を含む）に対して登記事項証明書（登記簿をコンピュータ化したもので、内容は登記簿と同様）の請求ができる（不動産登記法 21）。

登記事項証明書の交付請求をする場合は、登記事項証明書交付申請書を地方法務局（支局、所出張所を含む）に提出する。

なお、登記事項証明書には、登記事項証明書と登記事項要約書の2種類があるが、それぞれがこれまでの謄本と抄本に当たるもので、登記事項証明書には過去から現在までの権利についての記載があるのに対し、登記事項要約書は、現在の権利のみが記載されている。

(2) 土地課税台帳、家屋課税台帳等の調査

土地登記簿又は建物登記簿に登録された土地又は建物については、市町村に備え付けられた土地課税台帳又は家屋登記簿に登録されており、土地登記簿又は建物登記簿に登録されていない土地又は建物について、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳が設けられている。

土地名寄帳及び家屋名寄帳は、市町村に備え付けられており、また、条例の定めるところにより地籍図、土地使用図、家具見取図を備えなければならないことになっているから、必要に応じてこれらについても調査する（地方税法 341⑩～⑬、381、387）。

(3) 帳簿書類等による調査

ア

[Redacted]

イ [Redacted]

(4) 土地、建物を支配する権利関係

[Redacted]

(注) [Redacted]

2 [Redacted] の調査

[Redacted]

(1) [Redacted] の調査

[Redacted]

例) [Redacted]

(2) [Redacted] の調査

[Redacted]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

(3) 調査の手順

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(注)

1 [Redacted]

2 [Redacted]

[Redacted]

4 [Redacted]

5



[REDACTED]

3 動産及び有価証券の調査

国税徴収法上の動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産（民法86②③）のうち、国税徴収法上の船舶、航空機、自動車及び建設機械及び小型船舶並びに無記名債権（国税徴収法上は有価証券）を除いたものになる。

国税徴収法上の有価証券とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってなされるものをいい、具体的には、①手形、②小切手、③商品券等のこととなる。

[Redacted text block]

(注) 1 [Redacted text]

2 [Redacted text]

4 財団を組成しない工場抵当の目的となっている財産の調査

抵当権の設定登記のある土地又は建物を差し押える場合には、土地又は建物登記簿及び目録によって、抵当権について、工場抵当法第3条に規定する目録の提出の有無や土地又は建物に備え付けてある機械器具等の状況を調査する。

一方、滞納者その他の抵当権者、貸借人等関係者について調査する他に、工場等の所在地に臨場して差し押えた土地又は建物に備え付けた機械器具等を目録と現物を対査し、また、第三者が所有するものであるかどうかを調査する。

(注) 1 工場抵当法第2条の規定による抵当権設定の登記には、通常の抵当権設定登記の他、土地又は建物の登記用紙中、乙区事項欄に「工場抵当法第3条により目録の提出がありたること」の旨が記載されている。

2 工場抵当法第2条第1項ただし書による特約がある場合には、その旨が登記されている。

5 工場財団の目的となっている財産の調査

工場財団の目的となっている財産の調査については、工場について財団の設定があるかどうかを調査し、財団の設定がある場合には、さらに、工場財団に属する土地、建物及び地上権について、土地又は建物登記簿により調査する。

工場財団は、1個の不動産とみなされ登記するものとされているので、工場財団登記簿、工場財団目録、工場の図面等の書類について調査を行う。

なお、工場所在地に臨場し、差し押えた工場財団の組成物件について当該財団目録と現物の対査等を行って滞納者その他の抵当権者、貸借人等の関係人についても併せて調査を行う。

(注) 工場財団登記簿における工場財団の内容を補充するために、登記所には工場財団目録、工場の図面が備えられている。

6 立木の調査

立木法による立木は独立した不動産とみなされ(国税徴収法 2①)、土地とは別個に差し押さえなければならぬが、登記をしない樹木の集団及び独立の取引価値がある個々の樹木は、通常の土地の定着物としてその土地の差押えの効力が及ぶ(基本通達 68①)。

立木の差押えのための調査は、土地又は建物の場合に準ずるが、必要があるときは、あわせて土地登記簿を調査する。

なお、森林法の規定に基づき、森林計画の対象となった立木、保安林等の指定のある立木については、その使用、収益について同法による制限があるから、立木の差押えにあたり、これらの指定の有無について主務官庁の主務課における関係帳簿について調査する。

7 船舶の調査

船舶は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、船舶の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっている。

船舶登記簿に登録することができる船舶は、総トン数 20 トン以上の日本船舶である(商法第 686、船舶法 5①)。船舶登記簿に登録される船舶は法律上、不動産と同様に扱われることとなるが、小型船舶等は国税徴収法第 70 条の船舶に該当せず、動産として差し押さえることとなる(基本通達 70①)。

(1) 登録事項等証明書等の調査

船舶(漁船を含む)を差し押えるときは、登録事項等証明書について、登記の有無、船舶の船籍港その他の状況、所有権に関する事項、賃借権、先取特権又は抵当権等の設定の有無等を調査する。登録事項等証明書の調査は、地方法務局(支局、出張所を含む)に対して、登記事項等証明書交付申請書を提出する。な

お、小型船舶の調査は、調査先が異なり、運輸支局等に対して登録事項証明書の交付申請を行う。

(2) 漁船原簿の調査

漁船については、船舶登記簿、船舶原簿等の他、さらに必要により漁船原簿について調査する。

なお、漁船原簿謄本（抄本）交付申請書を都道府県知事に対して行い謄本（抄本）の交付を受ける。

8 自動車の調査

自動車は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、自動車の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっており、未登録の自動車・軽自動車・二輪の小型自動車等の滞納処分の差押えは、動産として差し押さえることとなる。

(1) 登録事項等証明書の調査

自動車を差し押えるときは、登録事項等証明書について登録の有無、所有権に関する事項、抵当権設定の有無、その他の権利に対する事項について調査する。

調査は、運輸支局又は自動車検査登録事務所に対して登録事項等証明書交付請求書を提出して、自動車の登録事項証明書の交付を受けて行う。

(2) 保管場所（車庫・定置場）の調査

登録事項等証明書に記載されている保管場所に赴き、自動車の存否調査を目視により行う。保管場所がない場合は、過去の交渉記録や決算書の貸借対契約、近隣聴取りで車庫や常時使用している駐車場を調査する。また、保管場所が滞納者の自己所有地か、賃貸契約によるかを確認する。

9 建設機械の調査

建設機械は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、建設機械の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっており、未登録の建設機械の滞納処分の差押えは、動産として差し押さえることとなる。

民法上、動産とされるものは原則として抵当権を設定できないが、打刻を行った建設機械については所有権保存の登記を行い、抵当権を設定することができる（建設機械抵当法3～5）。

なお、打刻とは、同一性及び特定性を確保するため、フレーム等に固有の記号を打ち込むことをいい、検認（後記（2））とは、既に打刻されている記号を確認することをいう。

(1) 登録事項等証明書調査

建設機械を差し押えるときは、建設機械の記号の打刻があるか否かについて調査し、打刻があるときは、登録事項等証明書について調査する（打刻がないときは動産として差し押える）。

建設機械の調査は、地方法務局（支局、所出張所を含む）に対して登録事項等証明書の請求ができる。

なお、登録事項等証明書の交付を請求する場合には、登録事項等証明書交付申請書を地方法務局（支局、出張所を含む）に提出する。

(2) 建設機械台帳の調査

打刻をした建設機械については、建設機械台帳に登録されているので必要により調査する。

(注) 1 建設機械に係る打刻又は検認に関する事務は、国土交通大臣の委任により、当該建設機械が存在する地を管轄する都道府県知事が行うこととなっている。

2 建設機械の打刻又は検認に関する事務として都道府県知事は、打刻又は検認の申請に基づいて、当該建設機械につき申請人が第三者と対抗することができる所有権を有するか及び当該建設機械が抵当権又は仮差押え、仮処分の目的となっているかどうかを調査した上、打刻又は検認が行われる。

10 電話加入権の調査

電話加入権については、加入権自体の金銭的価値が減少しており、その換価を行ってもさほどの価値がないものの、差押えにより電話が使用できなくなり、事業活動に支障を来すことになるので、納入を促す効果も期待できることから、差押えを検討する。

(1) 電話番号等の調査

電話番号は、滞納者への質問、電話帳、電話番号案内などで調査する。

(2) 電話加入権の調査

ア 電話加入権の調査は原則として、閲覧方法による。

電話契約原簿等の閲覧方法（NTT東日本加入権センタの場合）は、加入権センタに連絡の後、「電話関係事項閲覧申請書」をFAXにて送信し、後日、加入権センタへ赴いて閲覧する。

閲覧事項は、設置場所、住所、種類、質権、差押え、参加差押え、電話料金支払方法、請求書送付先、通話停止及び停止・解除年月日（加入契約の停止・解除がある場合）である。

イ 照会文書による場合

電話加入権を差し押えるときは、電話加入権に関する事項（契約内容及びその変更、移動等）が登録されている電話加入原簿を調査する。

なお、電話加入原簿の閲覧については、電話加入原簿（権質原簿）閲覧請求書を「電話加入申込の承諾に関する事務を取扱う電話取扱局」に提出して行うことができる。

11 仮登記に係る権利の調査

仮登記に係る権利の帰属及び内容等については、登記簿の調査により明らかになるが、調査については土地又は建物の場合に準じて調査を行う。

(注) 1 仮登記された所有権その他の権利についての移転の場合は、付記登記により登記されているので留意すること。

2 不動産登記法第2条第2号の仮登記に係る権利（差し押えることのできる仮登記に係る権利）であるかどうかは、登記簿の表示にのみによって判定するものではなく、事実関係により判断すること。

12 買戻権の調査

(1) 登記簿の調査

買戻権の調査は、登記簿を閲覧し、又は謄本（抄本）の交付を請求することによって行う。

(注) 買戻権の登記は、不動産登記法第37条、第59条第2項により、買主の所有権取得の登記に付記して登記され、また買戻権の内容として重要な売買代金、契約の費用及び買戻しの期間が記載されている。

(2) 滞納者及び関係者に対する調査

滞納者及び関係者に対する調査については、それぞれ所有する売渡証書等に基づいて権利の目的物（売渡物件）特約事項（買戻し期間）、売渡物件の売買代金、譲渡契約の日等の事項について行う。

(注) 買戻しの期間は、10年を超えることはできない。

これより長い期間を定めるときは、10年に短縮され、また、期間を定めなかったときは、5年以内を買戻しをしなければならないこととされているので留意する（民法580）。

13 動産の共有持分の調査

動産の共有持分の調査については、他の共有者の氏名、住所、共有持分の割合、分割禁止の特約の有無及びその期間、共有物の管理に関する特約又は決議事項等について行う。

- (注) 1 共有者の1人が持分を放棄し又は相続人がなく死亡した場合には、その持分は他の共有者にその持分の割合に応じて帰属する。
- 2 共有物の管理に関する特約又は決議から生ずる権利義務等は当該持分の公売によりこれを買受けたものに承継されるので見積価格の算定上明らかにされている。

14 賃借権の調査

賃借権については、土地又は建物等の登記簿及び滞納者、賃借人が所持する賃貸借契約書によって、賃借権の設定されている土地又は建物等の所在、賃借権の設定年月日、賃借権の存続期間、賃借の支払期間、賃借の譲渡又は転貸を許す旨の特約の有無等を調査する。

15 [REDACTED] の調査

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

16 財産調査一覧表

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
土地及び建物	区市役所	土地名寄帳 家屋名寄帳	<p>[Redacted]</p>	<p>名寄帳交付申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>
		土地 (補充) 課税台帳	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	<p>固定資産証明申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>
		家屋 (補充) 課税台帳	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	<p>固定資産証明申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
土地及び建物	法務局 地方法務局 (支局、出張所を含む)	土地登記簿 建物登記簿	[Redacted]	登記事項要約書交付申請書 登記事項証明書交付申請書
		立木登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		船舶登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		建設機械登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		共同担保目録綴込帳	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
自動車	運輸支局 (自動車検査登録事務所を含む。)	自動車登録ファイル	[Redacted]	登録事項等証明書交付請求書
	都道府県税事務所	自動車課税台帳	[Redacted]	自動車課税証明書
所在調査等	区役所 (出張所) 市役所 (支所) 町村役場	住民基本台帳 (住民票)	[Redacted]	住民票閲覧申請書 住民票の写し査付申請書
		戸籍簿 除籍簿	[Redacted]	戸籍簿等閲覧申請書 戸籍謄本等交付申請書
		戸籍の付票	[Redacted]	

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
所在調査等	法務局 地方法務局 (支局出張所 含む)	商業登記簿	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	商業登記簿 等閲覧申請書 商業登記簿 謄本等交付 申請書
		法人登記簿	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	法人登記簿 謄本等交付 申請書
	東京法務局 民事行政部 債権登録課	債権譲渡登 記ファイル	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	登記事項証 明書交付申 請書
供託所	供託書副本	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	供託書副本 閲覧申請書	

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等	
所在調査等	都道府県庁	宅地建物取引業者名簿	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	宅地建物取引業者名簿閲覧申請書	
			建築業者登録簿	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	建築業者登録簿閲覧申請書
				免許漁業原簿・漁業権登録簿・入漁権登録簿	<p>[Redacted]</p>
			鉱業原簿	<p>[Redacted]</p>	鉱業原簿閲覧申請書
			特許庁	特許原簿 実用新案原簿 意匠原簿 商標原簿	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
所在調査等	文化庁	著作権登録原簿 出版権登録原簿	[REDACTED]	著作権登録簿原簿謄本等交付申請書
	裁判所	民事事件記録簿	[REDACTED]	事件ごとに裁判所へ照会
電話加入権	電話会社 (NTT)	電話加入原簿	[REDACTED]	電話加入原簿閲覧申請書
		電話加入権質原簿	[REDACTED]	電話加入権質原簿閲覧請求書



第4章 差押え

第1節 差押えの通則

第1 差押えの意義、効力

差押えとは、滞納処分の第一段階の手續として、徴収職員が滞納者の意思に関わりなく、その特定財産の法律上または事実上の処分を制限して、徴収の確保を目的とする行為である。即ち、滞納処分の目的である徴収金の滞納の解消のために滞納者の財産を自由に換価できる状態にしておくものであり、その財産の処分権を確保する行為である。

(注) 1 差押財産が換価（公売）されるまでは、財産は国に帰属するものではなく、滞納者に帰属しているものであるから、差押え中、火災、その他の不可抗力によって、財産が滅失しても、その損失は滞納者が負担することとなる。

2 差押えは、その財産の処分権を拘束しているにすぎず、所有権は変更されない。

1 差押えの効力

(1) 差押えの一般的効力

ア 処分禁止の効力

差押えは、差押財産の法律上の処分（売買等）または事実上の処分（毀損等）を禁止する効力をもっている。従って、差押え後に所有権の移転等があっても滞納者の財産として換価することができる。ただし、この処分禁止の効力は、差押債権者である国との関係における相対的なものであり、差押え後の売買等は差押債権者である国には対抗できないが、当事者間では有効である。

(注) 滞納者が差押財産を第三者に譲渡することは、当事者間では有効である。しかし、これらの処分は差押債権者に対しては無効で、差押債権者は権利移転がなかったものとして差押財産を公売することになる。

また、差押えにより禁止される法律上または事実上の処分は、差押債権者に不利益となる処分に限られ、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等、差押債権者に有利となる処分はこれに含まれない。

イ 時効中断の効力

差押えは、その差押えの効力が生じた時に徴収権の消滅時効が中断し、差押え中は時効中断の効力が継続する（民法 147）。ただし、差押えの手續が、不適法を理由として取り消されたときは、時効中断の効力は生じない（民法 154）。

具体的には、次の時点までそれぞれ継続する。

- (ア) 差押財産を換価した場合…その権利が買受人に移転した時まで（債権取立ての場合…弁済の効力が生じた時まで）
- (イ) 差押財産が滅失した場合（国税徴収法第 53 条第 1 項の規定の適用がある場合を除く）…その滅失をした時まで
- (ウ) 差押えを解除した場合…その解除をした時まで

ウ 相続があった場合の効力

差押え後に、滞納者が死亡又は法人が合併により消滅したとき、滞納処分は続行することができる（国税徴収法 139①）。

また、滞納者の死亡後、滞納者の死亡を知らないで滞納者名義の財産に対して行われた差押えは、相続人（法人の場合は合併後の法人）に対してなされたものとみなされる（国税徴収法 139②）。

- (注) 「滞納者名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が財産の帰属を名義によって判断する財産（例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電子記録債権、振替社債等又は各種記名式有価証券で滞納者の名義となっている財産）に限られず、預貯金、動産、債権等でも社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをいう（基本通達 139⑤）。

(2) 差押えの効力の及ぶ範囲

ア 従物に対する効力

主物（例、建物）を差し押えたときは、従物（例、畳・建具）に対しても差押えの効力が及ぶ（民 87②）。

イ 果実に対する効力

(ア) 天然果実に対する効力

差押えの効力は、差押財産（例、果樹・家畜）から生ずる天然果実（例、果樹の実、動物の仔）に及ぶ（国税徴収法 52①）。

したがって、このような場合には、天然果実に対する新たな差押えをする必要はない。

ただし、滞納者または第三者に、差押財産の使用または収益を許可した場合（国税徴収法 61①②、69①②）には、その財産から生ずる天然果実については、原則として、差押えの効力は及ばない（国税徴収法 52①）。

（イ）法定果実に対する効力

差押えの効力は、差押財産（例、建物）から生ずる法定果実（例、家賃）には及ばない（国税徴収法 52②）。したがって、例えば、建物を差し押えた場合、なお家賃の取立てをする必要があるときは、別個に家賃の差押えをしなければならない。

ただし、利息付債権を差し押えた場合には、差押後の利息に限り差押えの効力が及ぶ（国税徴収法 52②）。

ウ 損害保険金請求権等に対する効力

差押財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払いを受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらのものに対抗することはできない（国税徴収法 53①）。

エ 仮差押え又は仮処分がなされた財産に対する効力

仮差押え又は仮処分がなされていても、滞納処分の差押えの執行には何ら影響を受けることなく、その処分を続行できる（国税徴収法 140）。

（注） 仮差押えは、金銭債権について、裁判による決定を待つ間に強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき等に、将来の強制執行の保全を期すため、あらかじめ裁判所により、その財産の債務者の処分機能を差押えにより制限しておくことを目的とする執行手続のこと（民事保全法 20①）。

仮処分は、金銭債権以外の物的状態の変更を目的とする請求権の執行保全として、その現状を維持することを目的とする執行手続のこと（民事保全法 23①）。

オ 法人等の差押えの範囲

法人の場合、合名会社及び合資会社の無限責任社員を除き、原則として法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む）の財産には及ばないが、帳簿書類、当事者の陳述等により、法人に帰属していると認められる場合は差押えの対象となる。

法人等の差押えの範囲

	個人事業主	人格のない社団等	法人	
			持分会社のうち 合名・合資会社	株式会社 有限会社 合同会社
差押え の範囲	事業主に帰属する 財産	人格のない社団等に 帰属する財産（※）	法人に帰属する 財産	法人に帰属する 財産
二次納 付義務	1. 共同的な事業者 2. 事業を譲り受け た特殊関係者	1. 財産の名義人とな っている第三者 2. 財産等の払戻し又 は分配を受けた者	1. 無限責任社員 2. 清算人等 3. 同族会社	1. 清算人等 2. 同族会社 3. 共同的な事業 者

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされる（国税徴収法3）。

第2 差押えの行為

1 差押えを行うことができる職員

差押えは、徴収職員が行う。徴収職員とは、労働局長及びその他徴収金の徴収に関する事務に従事する職員をいう（国税徴収法2）（手引I P102参照）。

2 差押えを行うにあたっての留意事項

(1) 差押えのために携帯すべき書類

徴収職員は保険料等の滞納整理のために出張する場合は、次の書類を携帯する。

ア 滞納処分に必要なもの

(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]

(エ) [REDACTED]

(注) [REDACTED]

(オ) [REDACTED]

(注)

1

2

3

4

(カ)

(キ)

(ク)

(注)

イ 収納に必要なもの（即時取立の場合）

(ア)

(イ)

ウ その他

(ア)

(イ)

(2) 円滑公正な執行

差押えを行うにあたっては、滞納者等に差押えをする理由を納得させるように努めるとともに、公正を期し、いやしくも感情に左右されないように注意すること。

(3) 適正な執行

差押えを行うにあたっては、国税徴収法等の規定にしたがって適正な執行に留意し、違法又は不当な差押えを行うことのないように注意すること。

(注) 差押えに際しては、個々の財産について、その評価額の見積を適正に行って超過差押え及び無益な差押えを行わないよう注意する。

(4) 滞納者からの異議の申出に対する配慮

差押えを行うにあたっては、滞納者から滞納保険料額等について異議又は不審の申出があった場合で、その原因が事務処理の誤り等に基づくものと判断される確実な心証を得たものについては、実情を詳細に調査し、差押えは一応留保する。

第3 差押えの執行

1 差押えができる場合

徴収職員は、滞納している保険料等が次のいずれかの期限までに完納されないときは、その財産を差し押えなければならない（国税徴収法 47①）。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状が指定期限までに保険料等を完納しないとき。
(注) 1 督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日。
2 繰上差押えは国税徴収法第 47 条第 2 項により、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前でも督促に係る保険料等について、滞納者の財産を差し押えることができる。
- (2) 第二次納付義務者又は保証人に対して国税徴収法第 32 条第 2 項または国税通則法第 52 条第 3 項の規定により納付催告書を発した場合において、納付催告書の指定期限までに労働保険料等を完納しないとき。
- (3) 譲渡担保財産から保険料等を徴収するために告知書を発した場合において告知書の指定期限までに保険料等を完納しないとき（国税徴収法 24③）。
- (4) 滞納処分費を徴収するために、納入告知書を発した場合において、納入告知書の指定期限までに滞納処分費を完納しないとき（国税徴収法 138）。

2 差押えができない場合

徴収職員は次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は新たな差押えをすることができない。

- (1) 納付の猶予をしている場合（国税通則法 46①～③、48、会社更生法 169①）又は徴収の猶予をしている場合（国税通則法 23⑤、105②⑥、所得税法 118、相続税法 40①、42②、資産再評価法 87⑤、会社更生法 169①等）、その保険料等について、その猶予期間。
- (2) 国税徴収法第 153 条により、滞納処分の執行を停止した場合、その保険料等について、その停止期間。
- (3) 包括的禁止命令がされた場合（会社更生法 25①、破産法 25①）、その保険料等につき包括的禁止命令がされている期間。

- (4) 更生手続開始の決定がされた場合（会社更生法 41①、50②③）、更生手続開始の決定の日から1年間又は裁判所により伸長された期間（当該期間が経過する前に更生手続が終了又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの期間）。
- (5) 企業担保権の実行手続の開始決定があった場合（企業担保法 28）、その係属期間。
- (6) 破産手続開始の決定がされた場合（破産法 30①、43①）、破産手続に係属する期間。
- (7) 免責許可の申立て（破産法 248）がされ、かつ、破産手続廃止の決定（破産法 216①）若しくは破産手続廃止の決定の確定（破産法 217①⑧）又は破産手続終結の決定（破産法 220①）がされた場合（破産債権に基づく滞納処分に限る（破産法 249①）。）、免責許可の申立てについての裁判が確定するまでの期間。

3 差押えの時期等

(1) 着手の時期

差押え着手の時期については保険料等が滞納となり、差押えができる場合はすみやかに、滞納者の財産の差押えを行う。

(2) 着手前の催告（差押予告）

督促状等を送したのち、接触（滞納整理のための納入の催告書を送する程度以上のものをいう）のない期間が、6ヶ月以上を超えてから差押えをするときは、あらかじめ文書により催告（差押予告）をしてから差押えを行う（基本通達 47⑱）。

催告（差押予告）は、それ自体、時効中断事由ではないが、1回に限り時効期間を最大6ヶ月間延長できる効果がある。ただし、催告（差押予告）自体に時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差し押えない場合は時効が中断されないことに注意する。

(3) 休日等

個人の住居に立ち入って行う差押えについては、特に必要があると認められる場合のほかは、夜間及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日において行わない。

4 差押えの手続

差押えの手続は、その財産の種類によって異なるから、差押えにあたっては、まず差押えの対象となる財産が、国税徴収法上のどの区分に属する財産であるかを決定する。

国税徴収法では、財産を動産・有価証券、債権、不動産等、九つに区分し、それぞれの差押手続について定めているが、それらに共通する手続として、以下の(1)～(3)を行うこととなる。

(注) この区分を誤ると差押え手続が違法となるばかりでなく、差押えの効力が生じないことがある。

(1) 差押調書の作成

差押調書は差押の事跡を記録証明するものであり、労働局で保管するものである。

ア 滞納様式

滞納様式としては、以下のものがある。

- (ア) 動産、有価証券の差押えの場合…滞納様式第3号
- (イ) 預貯金等債権の差押えの場合……滞納様式第4号
- (ウ) 不動産等の差押えの場合……………滞納様式第5号
- (エ) 電話加入権の差押えの場合……………滞納様式第6号
- (オ) 第三債務者等がある無体財産権等の差押えの場合…滞納様式第7号

イ 作成の時期

徴収職員は、財産を差し押えたときは差押え財産の種類にかかわらず差押調書を作成する(国税徴収法54)。

(注) 差押調書の作成は、差押効力発生要件ではない。

実際の差押えにあたっては、事前に保険料等の計算及び必要事項の記載を行っておくこととなる。

差押調書の作成時期

財産の区分	差押調書の作成時期
動産又は有価証券	徴収職員が差押えのためにこれらを占有した時
債権	債権差押通知書の作成と同時

財産の区分	差押調書の作成時期
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び第三債務者等がない無体財産権等	差押通知書の作成と同時
第三債務者等がある無体財産権等	債権差押通知書の作成と同時

ウ 記載事項

差押調書には、次の事項を記入する（国税徴収法施行令 21①）。

(ア) 滞納者の氏名及び住所又は居住

(イ) 差押えに係る保険料等の年度、区（期）分、納付期限及び金額

差押えに係る金額のうち未確定の延滞金については、「延滞金」欄に「要す」と記載する。

差押えに係る保険料等の年度、区（期）分等が多いため、差押調書の「滞納金額」欄に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙に滞納金額一覧を添付する。

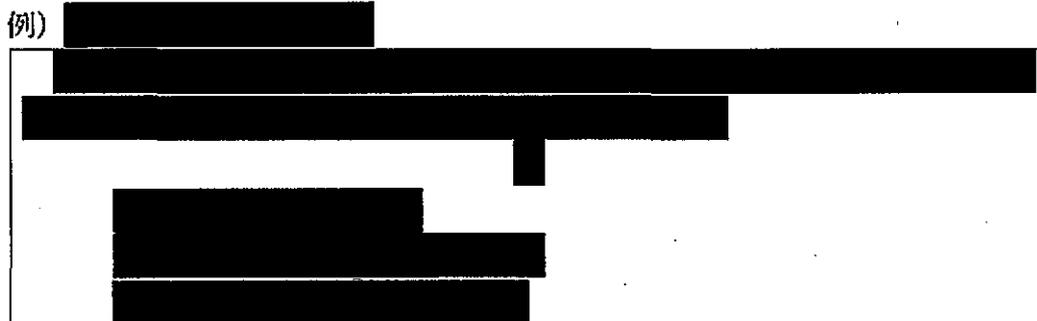
(ウ) 差押財産の名称、数量、性質及び所在

差押財産を特定できるように明確に記載する。

なお、債権の差押えにあたっては、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の額、給付の内容等を表示することによって被差押債権を特定しなければならず、この特定を欠く差押えは無効なものと解されている。

どの程度の表示で特定が足りるかについては具体的な債権によって異なるが、第三債務者が被差押債権確知できる程度に表示されていれば足りる（基本通達 62④）（昭和 46. 11. 30 最高判）。

誰の	誰に対する	何を	
滞納者	取引先	債権の内容	
		①	契約年月日
		②	取引内容
		③	いつの分
		④	金額
		⑤	支払日

例) 

The example table is a grid with multiple rows and columns, all of which are completely redacted with black boxes. The redaction covers the entire content of the table, including any headers or data entries.

(注) 各財産毎の具体的な記載内容については、「第4節 財産別の差押え手続」参照。

(エ) 差押調書の作成年月日

差押えをした日を記載する。事前に作成する場合は、差押予定日を記載する。

エ 署名又は記名押印

差押調書を作成したときは、徴収職員が署名又は記名押印する（国税徴収法施行令 21①）。

オ 立会人の署名又は記名押印

搜索して差押えをしたときは、差押調書に、国税徴収法第 142 条の規定により搜索した旨、並びにその日時及び場所を記入し、立会人の署名（又は記名）押印を求める。

立会人が署名又は記名押印を拒むか又は署名又は記名押印をすることができない場合は、その理由を付記する（国税徴収法施行令 21②）。

カ 差押財産目録の作成

差押え財産の種類、数量等が多いため、差押調書の「差押財産」欄に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙差押財産目録のとおり」と記入し、差押財産目録を作成する。

(2) 差押調書の謄本交付

差押調書の謄本は財産の差押えを行った際、滞納者へ交付するためのものである。

ア 作成及び交付

徴収職員は、財産の差押えを行い、差押調書を作成した場合において、差押え財産がイに掲げるものであるときは、差押調書の謄本を作成し、滞納者に交付する（国税徴収法 54）。

郵送の場合は簡易書留で郵送する。直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

- (注) 1 差押調書の謄本は差押調書と複写により作成する。
 2 不動産等については、滞納者に対し(3)により差押書(債権の差押でいう差押通知書のこと)を送達するから、差押調書の謄本は交付しない。

イ 交付を要する財産

交付を要する財産は動産、有価証券、債権、無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者がある財産である。

ウ 謄本交付の性質及び効果

差押調書の謄本交付は、差押えの内容を関係者に知らせるための通知であるが、債権の差押えをした場合における効果は債権の処分禁止を告知する効力がある。ただし、この場合、第三債務者に対して差押通知書(差押通知書)が交付されていないなければならない。

- (注) 1 動産及び有価証券の差押えをした場合における滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの告知そのものでなく差押えの内容を公証するものにとどまり、差押えの効力発生要件ではない。
 2 立会人(滞納者を除く)に対する差押調書の謄本の交付は、単に差押えが公正に行なわれたということを念のために知らせるものである。

(3) 差押通知書(差押書)の交付

差押通知書(差押書)は財産の差押えを行った際、第三債務者(預貯金口座の差押えの場合は金融機関、売掛金の差押えの場合は取引先企業等)に交付するためのものである。

なお、不動産等の差押えの場合は、差押通知書と呼ばず差押書と呼んでいるが、性質及び効果は同じである。

ア 作成及び交付の時期

徴収職員は以下の財産を差し押えた場合は、各項目に掲げる者のうち知っている者に対して、書面により差し押えた旨及びその他必要な事項を通知しなければならない(国税徴収法55)。

また、いずれの財産の場合でも、差押財産上の質権者等利害関係人に差押通知書(差押書)の交付が必要である。

(ア) 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利(担保のための仮登記に係る権利を除く。)の目的となっている財産…これらの権利を有する者

(イ) 仮登記がある財産…仮登記の権利者

(ウ) 仮差押え又は仮処分がされている財産…仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(注) 差押通知書は差押調書と複写により作成する。

イ 性質及び効果

差押通知書の送達は、差押えの事実、差押え財産、差押えに係る滞納額等を滞納者に了知させ、差押財産の処分禁止を告知するものであり、原則として差押通知書が交付又は送達された時に差押えの効力が生ずる。

差押通知書の送達は、債権差押の効力要件であるから、郵送による場合は、配達証明郵便によって行う。

(4) 差押財産の搬出をする場合

徴収職員は、差押え財産の搬出をする場合には、差押財産搬出調書(様式8号)を作成しこれに署名又は記名押印をし、滞納者またはその財産を占有する第三者にその謄本を交付しなければならない(国税徴収法施行令26の2①)。

ただし、差押調書又は搜索調書を作成するときは、搬出した旨を付記し、その謄本を交付することにより差押財産搬出調書の作成を省略することができる(国税徴収法施行令26の2②)。

(5) 各種財産の差押手続の概要

差押手続等 財産の種類		差 押 手 続			差押通知書 (差押書) の交付	差押えの効力発生時期
		差押 調書 の 作成	差押調書 謄本の滞 納者への 交付	実質的手続等		
動産 有価証券	債権	い ず れ の 財 産 の 場 合 で も、 差 押 調 書 の 作 成 を 要 す る	要	徴収職員による占有	い ず れ の 財 産 の 場 合 で も、 差 押 財 産 上 の 質 権 者 等 利 害 関 係 人 に 差 押 通 知 書 (差 押 書) の 交 付 を 要 す る	1. 占有した時 2. 封印、公示書等により差し押えた旨を表示した時
			要	1. 第三債務者に対する債権差押通知書の送達 2. 登記、登録		債権差押通知書が送達された時
			要	電子債権記録期間への債権差押通知書の送達		1. 電子債権記録機関への債権差押通知書が送達された時 2. 第三債権者に対する差押えの効力は、その第三債権者に対する債権差押通知書の送達の時
不 動 産 等	不動産 (鉱業権を除く)	い ず れ の 財 産 の 場 合 で も、 差 押 調 書 の 作 成 を 要 す る	不要	1. 滞納者に対する差押書の送達 2. 登記、登録	い ず れ の 財 産 の 場 合 で も、 差 押 財 産 上 の 質 権 者 等 利 害 関 係 人 に 差 押 通 知 書 (差 押 書) の 交 付 を 要 す る	1. 差押書が送達された時 2. 登記、登録がされた時のいずれか早い時
	鉱業権		登録がされた時			
	船舶 航空機		不要	1. 不動産の 1、2 に同じ 2. 監守保存処分		1. 不動産(鉱業権を除く)の場合と同じ 2. 差押前に監守保存処分が行われた場合は、監守保存処分時
	自動車 建設機械 小型船舶		不要	1. 不動産の 1、2 に同じ 2. 監守保存処分		1. 不動産(鉱業権を除く)の場合と同じ 2. 監守保存処分時(船舶の場合と同じ)

差押手続等 財産の種類		差 押 手 続			差押えの効力発生時期
		差押 調査 の 作成	差押調査 謄本の滞 納者への 交付	実質的手続等	
無 体 財 産 権 等	著作権 実用新案権 意匠権 商標権		不要	1. 滞納者に対する 差押通知書の送 達 2. 登録	1. 差押通知書が送達さ れた時 2. 登録がされた時のい ずれが早い時
	特許権			特許権等は、登録がさ れた時	
	電話加入権 貸借権 出版権 持分等	要		1. 第三債務者に対 する差押通知書 の送達 2. 登記、登録	1. 差押通知書が送達さ れた時 2. 登記、登録がされた 時のいずれかが早い 時
	特許権の専用 実施権等、商 標権の専用使 用権等			専用実施権等は、登録 がされた時	
	振替社債、振 替株式等			振替機関等に対す る差押通知書の送 達	差押通知書が振替機関 等に送達された時

第2節 差 押 財 産

第1 差押え対象財産の一般的要件

差押えの対象となる財産は、差し押えるときに滞納者の所有に属している物又は権利である。差押えの対象となる財産は、次の1～5に該当する財産であることが必要である。

(注) 差押え財産が滞納者の所有に属しているかどうかは、徴収職員が実地調査を行うほか、登記、登録名義の調査によって确实に行う必要がある。

1 財産の帰属

差押えの対象となる財産は、差押えをするときに滞納者に帰属しているものでなければならない(基本通達47⑤)。

滞納者に帰属しているかどうかの認定は次により判定する(基本通達47⑳、㉑、㉒)

(1) 一般財産の帰属認定

ア 動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること(民法186参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。

なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、その所持人の財産として、その有価証券を差し押えることはできない。

イ 登録公社債等にあつては、登録名義が滞納者であること(国債ニ関スル法律3、社債等登録法5①)。

ウ 登記された不動産、船舶、建設機械、自動車、航空機及び電話加入権、地上権、鉱業権等の権利並びに特許権、その他の無体財産権等については、登記の名義人が滞納者であること。

エ 未登記の不動産所有権、その他の不動産に関する権利及び未登録の著作権については、その占有の事実、家屋補充課税台帳(又は家屋台帳)、土地補充課税台帳(又は土地台帳)、その他帳簿書類の記載等により滞納者に帰属すると認められること。

オ 滞納者が所有する持分会社(合名会社及び合資会社)の社員の持分(株式会社の株式に当たるもの)については、定款又は商業登記簿における社員の名義

が滞納者であること（会社法 576①、908、912、913、914、915、商業登記法 94、111、118 等参照）

カ 滞納者が所有する株式会社の株式（会社法第 214 条に基づき定款で株券を発行する旨の定めがある株式及び社債株式等振替法による振替の対象となっている株式を除く。）については、株主名簿における名義人が滞納者であること（会社法 121、130①）。

キ 債権（電子記録債権を除く。）については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。

（注） 電子記録債権については、記録原簿の記録名義が滞納者であること（電子記録債権法 9）。

（2）滞納者の名義でない財産の帰属認定

（1）のア～ウ、オ、カに掲げる財産について、所持する者又は登記の名義人が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等により、次のア～ウに該当するときは、滞納者に帰属しているから差し押えることができる（基本通達 47②）。

この場合、登記等の名義を滞納者に変更させる必要がある。

ア 財産が売買、贈与、交換、出資、代物弁済等により、滞納者に譲渡されたこと。

イ 滞納者がその財産を仮装売買等無効な法律行為により、名義人等に譲渡したこと。

ウ 相続、包括遺贈又は合併に基づく一般承継により、財産の所有権が滞納者に移転していること。

エ ア～ウを除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記等の名義が滞納者以外の者になっていること。

（注） 農地の所有権を移転する場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可がない限り、その効力を生じないが、この許可を得ている場合においても、虚偽表示より所有名義人となっているにすぎない者は農地の所有権を取得しない（昭和 52. 2. 17 最高判参照）。

(3) 夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定

個人事業主等の滞納者に配偶者又は同居の親族がいる場合、住居内にある財産の帰属認定は滞納者個人のものかどうかの判断が困難であるが、滞納者の配偶者又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、その滞納者の居住にある財産は、滞納者の資産又は収入が化体したものと認めることができるから、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えない。ただし、次に掲げる財産はこの限りでない（基本通達 47②）。

ア 配偶者が婚姻前から有する財産及び婚姻中、自己の名において得た財産（民法 762①）。

イ 婚姻前に登記された夫婦財産契約に基づき配偶者が所有する財産（民法 756）。

ウ ア、イに掲げる財産以外の財産で配偶者又は親族が専ら使用する財産。

（注） 専ら使用する財産とは、例えば妻の衣服、装身具、子弟の学習机、椅子等いわゆる専用物をいう。従って、例えば妻の使用するものであっても、共同の用に供される電気洗濯機、たんす、ミシン等のように妻以外の者は使用しないが、家族のために共用の用に使用されるものは差押えができる。

エ 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産についての配偶者の持分（民法 762②参照）。

2 財産の所在

差押えの対象となる財産は、国税徴収法施行地域内（日本国内）にあるものでなければならない（基本通達 47⑥）。

国税徴収法には施行地に関する規定はないが、国税徴収法は我が国の行政権の及ぶ地域にのみその効力が及ぶ。従って、滞納者が外国において所有している財産は差押えの対象にはならない。

3 金銭的価値を有する財産

差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならない。

なお、金銭又は物の給付を目的としない行為（例えば、演奏すること）又は不作為（例えば競業しないこと）を目的とする債権は差押えの対象とならない。ただし、これらの債権が債務不履行等により損害賠償請求権となった場合には、金銭又は物の給付を目的とする債権となるものであるから、差し押えることができる。（基本通達 47⑦）。

4 譲渡又は取立てができる財産

滞納処分による差押財産の換価方法は、売却することと取立てをすることの二つであるから、差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。

滞納者に一身専属的に帰属する権利（例えば、相続権、扶養請求権、財産分与請求権等の一身専属権）は、譲渡できないので、差押えの対象とならない。

なお、次のことに留意すること（基本通達 47⑧）。

(1) 指図禁止手形、小切手

有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第 11 条第 2 項（指図禁止の場合の譲渡方式等）又は小切手法第 14 条第 2 項（指図禁止の場合の譲渡方式）の規定により指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってだけ譲渡することができる（民法 467、468 参照）。

したがって、当該手形等に係る債権は国税徴収法第 62 条（差押の手續及び効力発生時期）の規定により差し押えることができる。

(2) 納付者の一身に属する権利

相続権、扶養請求権、慰謝料請求権、財産分与請求権等は、滞納者の一身に専属する権利であるから、譲渡することができない。ただし、その権利の行使により金銭債権等の具体的債権となったときは、その債権を差し押えることができる。

(3) 要役地の所有権に従たる地役権等

要役地の所有権に従たる地役権又は債権に従たる留置権、先取特権、質権若しくは抵当権は、主たる権利と共にするものでなければ譲渡することができない。

したがって、これらの権利は独立したものとして差し押えることができない。

(注) 1 抵当権については、民法第 376 条（抵当権の処分）の規定により譲渡することができるが、この譲渡には滞納処分による権利の移転は含まれない。

2 根抵当権は、民法第 398 条の 12（根抵当権の譲渡）の規定により元本の確定前は根抵当権設定者の承諾を得て譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。

5 差押禁止財産以外の財産

差押えの対象となる財産は、徴収法その他、各法律で差押えを禁止している財産以外のものでなければならない（P4-27「第 3 節 差押禁止財産」参照）。

第2 差し押え対象財産が特殊財産である場合

1 共有財産

差し押えるべき財産が法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていないとき（持分が明らかでない時を含む。）は、持分は等しいものと推定して差し押えることができる（基本通達 47㉓、民法 250 参照）。

2 取消しできる法律行為又は契約解除の目的となった財産

滞納者が、その財産について売買、贈与、その他の譲渡又は権利の設定をした場合において、その行為が「取消しできる場合」又は「契約を解除できる場合に該当するとき」は、国税通則法第 42 条（債権者の代位及び許害行為の取消し）の規定により、滞納者に代位してその行為を取消し又はその契約を解除し、財産を差し押えることができる（基本通達 47㉔）。

- (注) 1 取消しできる場合とは、民法第 4 条第 2 項（未成年者の行為能力）、第 9 条（禁治産者の行為能力）、第 12 条第 3 項（準禁治産者の行為能力）、第 96 条第 1 項及び第 2 項（詐欺、強迫）等に該当する場合をいう。
- 2 契約を解除できる場合とは、民法第 541 条（履行遅滞により解除権）、第 542 条（定期行為の解除権）、第 543 条（履行不能による解除権）に該当する場合をいう。

3 条件付又は期限付譲渡の目的となった財産

差し押えた財産が差し押えの当時、条件付又は期限付の売買、贈与等の目的となった場合に、その条件の成就又は期限の到達により権利を取得した者は、その権利の取得をもって差し押え債権者である国に対抗できない（民法 129）。

- (注) その権利を保全する仮登記が差し押え前からあるときは、その権利の取得をもって差し押え債権者である国に対抗することができる（基本通達 47㉕）。

4 売買予約の目的となった財産

差し押えた財産が差し押えの当時、売買予約の目的となっていた場合は、差し押え後におけるその売買を完結する意思表示により所有権を取得した者は、その所有権をもって差し押え債権者である国に対抗できない（基本通達 47㉖）。

- (注) その権利を保全する仮登記が差し押え前からあるときは、その所有権の取得をもって差し押え債権者である国に対抗することができる（不動産登記法 106）。

5 買戻し特約等の目的となった財産

差し押えた財産が差押えの当時、買戻しの特約又は再売買の予約の目的となっても、差押え後における買戻権の行使又は再売買の予約完結権の行使による所有権を取得をもって差押債権者である国に対抗することができない（基本通達 47㉗）。

（注） 買戻し特約の登記（民法 581①、不動産登記法 96）又は再売買の予約に係る所有権移転請求権の仮登記（不動産登記法 105）が差押え前にあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法 106）。

6 譲渡担保財産

譲渡担保財産は所有権が譲渡担保権者に移転しているため、譲渡担保権者が滞納者である場合は、譲渡担保権者に属する財産として差し押えることができる。

また、その譲渡人（譲渡担保設定者）が滞納者で、譲渡担保の設定が法定納期限後にされたものである場合は、滞納者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められるときに限り、第二次納付義務者とみなして差し押えることができる（基本通達 47㉘、国税徴収法 24①⑧、国税徴収令 9）。

（注） 1 譲渡担保権とは、債権者が債権を回収できない状態（債務不履行状態）になった場合、譲渡担保された財産を処分して債権の回収を図ることが可能な権利である。

譲渡担保権は質権と似ているが、質権を設定すると担保対象物を債権者に渡さなければならないが、継続的に使用できないのに対し、譲渡担保であれば担保物をそのまま使用することが可能である。

不動産であれば、抵当権を設定することで担保物を提供せずに使用可能であるが、動産の場合は抵当権を設定できないため、譲渡担保の手法が用いられる。

2 動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上未だ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く）はすべて、譲渡財産の目的とすることができる（平成 14. 2. 19 福岡地判参照）（基本通達 24①）。

7 没収保全がされた財産

没収保全がされた財産でも、滞納処分による差し押えをすることができる（組織的犯罪処罰法第 40 条、麻薬特例法第 19 条第 4 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条）（基本通達 47㉙）。

8 担保のための仮登記のある財産

前記 3 から 5 までにおける仮登記が担保のための仮登記である場合には、国税徴収法第 23 条（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）及び国税徴収法第 52 条の 2（担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力）の規定が適用される（基本通達 47⑩）。

9 仮差押え又は仮処分の目的となった財産

仮差押え又は仮処分の目的となっている財産については、国税徴収法 140 条（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）の規定により、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑪）。

10 強制管理の目的となった財産

強制管理の開始決定（民事執行法 93）の目的となった、不動産及び当該不動産の果実についても、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑫）。

11 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の適用を受ける財産

強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている財産についても、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑬）。

12 再生手続開始の決定がされた者の財産

再生手続開始の決定（民事再生法 33）がされた者の財産については、国税は一般優先債権（国税徴収法 8、民事再生法 122①）として再生手続によらないで随時弁済を受けることができ（民事再生法 122②）、滞納処分の執行を禁ずる規定もないため（民事再生法 122④において準用する 121③から⑥参照）、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑭）。

13 特別清算の開始された会社の財産

会社法第 510 条（特別清算開始の原因）の規定による特別清算の開始があつた場合の会社の財産については、保険料等は会社法第 512 条、第 515 条及び第 516 条（破産、和議、強制執行、保全処分等の中止）の規定の適用を受けないから滞納処分をすることができる（基本通達 47⑮）。

14 法令等による譲渡制限がある財産

麻薬類、鉄砲、刀剣類等その譲渡若しくは所有等について「法令上制限が付されている財産」または定款によって譲渡制限の付されている株式についても、滞納処分をすることができる。（基本通達 47⑯）。

（注） 法令上制限が付されている財産とは、大麻、火薬、銃砲又は刀剣類、毒物及び劇物、覚せい剤、麻薬、あへん等である（大麻取締法、火薬類取締

法、銃砲刀剣類所持等取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法)。

15 留置権による競売が開始された財産

滞納者の財産について、留置権による競売が開始された場合には（民事執行法195）、滞納者が留置権者に対して有する残余金の交付請求権を差し押えることができる（基本通達47㉞）。

(注) 1 留置権による競売に対しては、交付要求をすることができない（基本通達2㉞関係）。

2 留置権による競売は、留置権者が留置物を留置することによるその保存のための諸負担から免れるために、単に留置物を換金するための手続である。売却代金から競売費用を控除した残額は、留置権者に交付され、留置権者は、被担保債権を控除した残額を滞納者（所有者）に交付することになる。

16 未分離の果実

農作物等の土地から分離する前の天然果実については、おおむね1ヶ月以内に収穫することが確実であるものを除いて差し押えをしない（基本通達47㉞）。

17 破産手続開始の決定がされた者の財産

(1) 開始決定前の包括的禁止命令

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産法第24条第1項第1号（強制執行等の中止命令）の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、強制執行、仮差し押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下において「包括的禁止命令」という。（破産法第25条第1項）。

なお、包括的禁止命令がされたときは、既にされている強制執行等の手続は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間は中止されるが、既にされている滞納処分は、包括的禁止命令がされたときであっても、中止されない（同条第3項参照）。

(2) 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求

滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法30）には、破産財団に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず、その破産手続に

において、「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）に対し、「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対して交付要求を行う（基本通達 47④）（破産手続開始時の交付要求の取扱いについては、「第5章 交付要求及び参加差押え」を参照のこと）。

（注）破産管財人が交付要求に応じない場合には、破産裁判所に破産管財人に対する監督権の発動を促して必要に応じて破産管財人に対する損害賠償の責任を追及する（破産法 75①、85②）。

（3）滞納処分の続行

破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も滞納処分を続行することができる（破産法 43②）。

この滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え、滞調法の規定による二重差押えも含まれる。

（4）行政機関等に対する交付要求

行政機関等が破産手続開始の決定前に着手した滞納処分を、破産手続開始の決定後に行う場合には、その行政機関等に対して、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。この場合において、この交付要求に対する配当金は、破産手続開始の決定前に滞納処分による差押え又は参加差押えを執行している場合を除き、破産管財人に交付され、破産財団から弁済又は配当を受けることとなる（平成 9. 12. 18 最高判参照）。

（5）別除権の行使

保険料等の担保として提供されている財産については、破産手続開始後においても破産手続によらないで別除権の行使として、国税通則法第 52 条第 1 項（担保の処分）の規定に基づいて、滞納処分の例によって差押えをすることができる（破産法 65）。

なお、私債権の申立てにより、別除権の行使として担保権の実行手続が開始された場合には、その執行権に対して交付要求する。

行政機関等が担保の処分として滞納処分の例による差押えをした場合においては、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。

この場合においても、交付要求に対する配当金の交付先が破産管財人となることは（3）と同様である。

（注） 1 行政機関が担保の処分として、滞納処分の例により、差押えをした場合は交付要求を行う。
2 別除権とは次のものをいう。

- (1) 破産財団に属する財産について存する特別の先取特権、質権及び抵当権（電話加入権質に関する臨時特例法、工場抵当法等の特別法によるものも含む。）（破産法 2⑨）。
- (2) 破産財団に属する財産について存する商法上の留置権（破産法 66 ①）。
- (3) 破産財団に属する財産について存する担保仮登記に係る権利（仮登記法 19①）

18 会社更生法の適用を受ける会社の財産

(1) 開始決定前の滞納処分等の中止命令

更生手続開始の申立てがあった場合に裁判所は必要があると認めるときは、滞納処分又は担保のために提供された物件の処分の中止を命ずることができることとなっているが、この場合にはあらかじめ徴収の権限を有する者（歳入徴収官）の意見を聴かなければならない（会社更生法 24②）。

(注) この中止命令は、更正手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から 2 ヶ月を経過したときは、その効力を失う（会社更生法 24③）。

(2) 開始決定前の包括的禁止命令

裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第 24 条第 1 項第 2 号（強制執行等の中止命令）又は第 2 項（滞納処分の中止命令）の規定による中止の命令によっては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めべき特別の事情があるときは、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等（会社更生法第 2 条第 13 項参照）に対し、更生債権等（同条第 12 項参照）に基づく強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行による競売、更生債権等を被担保債権とする留置権による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下「包括的禁止命令」という。会社更生法第 25 条第 1 項）。

包括的禁止命令がされたときは、既にされている滞納処分は、更生手続開始の申立てについての決定があった時又は包括的禁止命令の日から 2 月が経過した時のいずれか早い時まで中止される（同条第 3 項）。

さらに、裁判所は、更生手続開始の申立てがされた会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、あらかじめ徴収の権限を有する者（歳入徴収官）に意見を聴いた上で、担保を立てさせて、中止された滞納処分の取消しを命ずることができる（同条第 5 項）。

(3) 開始決定による滞納処分等の中止等

更生手続開始の決定があったときは、その決定の日から1年間（1年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は認可の時までの間）は更生会社の財産に対する滞納処分等はすることができず、更生会社の財産に対して既にされた滞納処分は中止される（会社更生法50②）。

- (注) 1 更生計画において、保険料等の納付の猶予、減免、承継その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者（歳入徴収官）の意見を問かなければならず、同意を得なければならない（会社更生法169）
- 2 更生会社に対する共益債権については、原則として更生手続により弁済を受けることになるので、徴収の権限を有する者（歳入徴収官）は、遅滞なく、その額、原因及び担保権の内容を更生裁判所に届出なければならない（会社更生法142、204①、④）。

第3 差押財産の選択

差押えの対象となる財産のうち、どの財産を差し押えるかについては、徴収職員の裁量に委ねられている。しかしながら、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与えることから、以下の1～7の選択基準により慎重を期さなければならない。

1 超過差押えにならない財産

差し押える財産の設定にあたっては、その財産の見積価額（処分予定価格）が差押えをしようとするときにおいて、差押えに係る保険料等の額を著しくこえない財産を選定する。保険料等に優先する抵当権等がある場合は、見積価額から優先する債権額を控除したのちの価格と保険料等の額とを比較して超過差押えにならないかを判定する（国税徴収法48①）。差押え財産が不可分物である場合は、その財産の見積価額が差押えに係る保険料の額を超過するときであっても、差し押えることができる（基本通達48③）。

(注) 不可分物とはおおむね次のものをいう。

- 1 物の性状から分割することができないもの。（例：1個の動産）
- 2 分割することはできるが、分割により物の価値を著しく減ずるもの（例：1棟の家屋）
- 3 法律上分割して売却することができないもの（例：工場財団の組成物件）

2 無益な差押えにならない財産

差し押える財産の選択にあたっては、無益な差押えとならない財産を選定する。すなわち、差押えをしようとする時における財産の処分予定価額がその差押えに係る滞納処分費、徴収すべき保険料等に優先する抵当権の合計額をこえる見込みがないと認められるときは、無益な差押えの禁止により、その財産の差押えはできないから他の財産を選定する（国税徴収法 48②）。

（注） 差押え時には、無益な差押えではなかったが、その後差押財産価額の低落等の理由で無益な差押えと判断されたときには、差押解除として措置する。

3 第三者の権利の目的となっていない財産

差押えする財産の選択にあたっては、可能な限り抵当権、質権、賃借権等の第三者の権利の目的となっていない財産を選定する（国税徴収法 49）。

4 換価に便利な財産

差し押える財産の選択にあたっては、一般的に需要度の高い財産で換価が容易なものを選定する。

5 保管又は引揚げに便利な財産

差し押える財産の選択にあたっては、保管、運搬等に便利な財産を選定する。

6 生活等に支障が少ない財産

差し押える財産の選択にあたっては、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産を選定する。

7 相続した財産

被相続人の保険料等について、その相続人の財産を差し押える場合の財産の選択は、原則としてまず相続財産を選定する。

ただし、①第三者の権利の目的となっている相続財産以外には、差押えをすることができる適当な相続財産がないとき、②第三者の権利の目的となっている相続財産以外の差押えができる相続財産がすべて差押え又は換価の著しく困難な財産だけであるときは、被相続人の固有財産を差し押えることができる（国税徴収法 51①）。

第3節 差押禁止財産

第1 差押えが禁止されている財産

差押えが禁止されている財産とは、滞納者の最低生活の維持の保障、生業の維持、文化的生活等の保障、公益上の必要などから、絶対に差押えを禁止したものである。これらの財産を差し押えた場合は原則として無効であり、例え滞納者の承諾がある場合でも差し押えることはできない。

1 差押えができない財産

(1) 衣服、寝具等

滞納者及びその者と生計を一にする親族の最低生活に必要な衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

(注) 1 生計を一にするとは、互いに補い、日常生活の資を共通にしていることをいい、滞納者がその親族と起居をともにしていない場合においても、常に生活費、学資金又は療養費等を送金して扶養しているときはこれに該当する。なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとなる（基本通達 37⑥）。

2 畳及び建具は、建物とともに差し押えるときは、差押え禁止財産とならない。

3 滞納者の所有に属さない衣服等（例えば配偶者の所有に属する衣服等）は、差押えの対象財産とならない。

(2) 食料及び燃料

滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三ヶ月間の食料及び燃料

(注) 生活に必要な3ヶ月の食料及び燃料とは滞納者及びその者と生計を一にする親族の3ヶ月間の生活の維持のため必要と認められる食料及び燃料をいう（基本通達 75④）。

(3) その他

ア 自己の労力を主とする農業者の農業を営むために必要不可欠な器具、肥料、労役用の家畜及びその飼料並びに、次の収穫期まで農業を継続するために、不可欠な種子、その他の農作物。

イ 自己の労力を主とする漁業者の水産物の採捕又は養殖に必要不可欠な漁網その他の漁具、えさ、及び稚魚その他これに類する水産物。

ウ 技術者、職人、労務者その他主として自己の知的又は肉体的な労働により、職業又は営業に従事する者の業務の遂行に必要不可欠な器具その他のもの（商品を除く）。

(注) 1 技術者、職人、労務者、その他主として自己の知的又は肉体的な労働により、職業又は営業に従事する者とは、技術者、職人、労務者、弁護士、給与生活者、僧侶、画家、著述家、小規模な企業主等で生計を一にする親族以外の他人の労力又は物的設備にほとんど依存することなく、自己の知的又は肉体的な労働を主とする職業又は営業により生計を維持している者をいう（昭和 46. 5. 18 東京高判参照）。

2 業務の遂行に必要不可欠な器具その他のものとは1に掲げる滞納者及びその者と生計を一にする親族がその職業又は営業を遂行するに当たり最低限度必要なものをいう。

この場合において最低限度必要なものであるかどうかは、滞納者の職業又は営業の規模、態様、器具等の用途又はその使用期間等を考慮して判定する。

エ 実印その他職業又は生活に必要不可欠な印（例えば、社印等）

オ 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため必要不可欠なもの。

カ 滞納者に必要な系譜、日記及びこれらに類する書類。

キ 滞納者又はその親族が受けた勲章、その他名誉の章票。

ク 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具。

(注) 1 学習とは、義務教育に限らず高等学校、大学等における学習を含むが、一般の教養又は余技としての学習は含まない。

2 書籍とは教科書、参考書、辞書、帳簿等をいい、器具とは机、本箱、文房具をいう

ケ 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの。

(注) 公表とは、発明につき特許を受けたとき若しくは、発明に係るものを展示等し、又は著作に係るものを発行、演奏、展示等すること（特許法 29 参照、著作権法 4①参照）。

コ 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他身体の補足に供する物。

サ 建物その他の工作物について、災害防止のため法令上設備することを義務付けられている消防用の機械、器具、避難器具、鉱山の保安設備等の備品。

2 特別法により差押えが禁止されている財産

国税徴収法に規定する、差押禁止財産以外の財産であっても、他の法令により差押えが禁止されている財産については、差し押えることができない。

特別法により差押えが禁止されている財産は下表のとおりである。

法令により差押えが禁止されている財産

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
恩給法 (11条3項)	恩給 (2条) を受ける権利 (増加恩給と併給するものを除いた普通恩給及び一時恩給を受ける権利を除く。) (45条から46条の2まで、60条、63条、73条、74条、74条の2、81条、82条、67条、70条参照)
介護保険法 (25条)	介護給付 (40条から42条の3まで、44条から49条まで、51条から51条の3まで)、予防給付 (52条から54条の3まで、56条から61条の3まで) 又は市町村特別給付 (62条) を受ける権利
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (7条により警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律10条を準用)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (2条、3条、5条)
確定給付企業年金法 (34条1項)	障害給付金の受給権 (43条)
確定拠出年金法 (32条1項、73条)	障害給付金の受給権 (37条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
<p>(旧) 簡易生命保険法 (50 条) (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (附則 16 条) により、法施行時に契約を締結しているものに限る。)</p>	<p>被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金、76 条 (保険金支払等の特例) 1 項及び 2 項の規定により支払う場合の保険金又は特約に係る保険金 (被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。)</p>
<p>北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (12 条)</p>	<p>拉致被害者等給付金又は滞在援助金の支給を受ける権利 (5 条)</p>
<p>旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (16 条の 2 第 1 項、3 項)</p>	<p>給付を受ける権利 (旧国家公務員共済組合法に規定する退職年金、退職一時金に相当するものを受ける権利を除く。)(3 条、4 条、7 条の 2、7 条の 3)</p>
<p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (14 条により雇用対策法 21 条を準用)</p>	<p>職業転換給付金の支給を受ける権利 (13 条) (事業主に係るものを除く。)</p>
<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (10 条)</p>	<p>療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (2 条、5 条)</p>
<p>刑事補償法 (22 条)</p>	<p>不当な刑の執行又は拘留、拘禁に対する補償の請求権 (1 条) 及び補償払渡しの請求権 (20 条)</p>
<p>結核予防法 (21 条の 2 第 2 項により予防接種法 16 条を準用)</p>	<p>医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金又は葬祭料の給付を受ける権利 (21 条の 2 第 1 項)</p>
<p>健康保険法 (61 条)</p>	<p>保険給付を受ける権利 (63 条、85 条から 88 条)</p>

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (45条)	まで、97条、99条から102条まで、110条から115条まで) 医療費(17条)、一般疾病医療費(18条)、医療特別手当(24条)、特別手当(25条)、原子爆弾小頭症手当(26条)、健康管理手当(27条)、保険手当(28条)、介護手当(31条)、葬祭料(32条)又は特別葬祭給付金(33条)の支給を受ける権利及び第34条(特別葬祭給付金の額又は記名国債の交付)に規定する国債(17条、18条、24条から28条まで、31条から34条まで)
原子力損害の賠償に関する法律(9条3項、11条)	原子力損害賠償責任保険契約(8条)又は原子力損害賠償補償契約(10条)の保険請求権(9条1項、2項、11条)
公害健康被害の補償等に関する法律(16条)	療養(19条)、療養費(24条)、障害補償費(25条)、遺族補償費(29条)、遺族補償一時金(35条)、児童補償手当(39条)、療養手当(40条)又は葬祭料(41条)の支給を受ける権利
厚生年金保険法(41条1項)	障害厚生年金(47条)、障害手当金(55条)又は遺族厚生年金(58条)に係る保険給付を受ける権利
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(8条2項)	療養補償、休業補償、疾病補償、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償を受ける権利(3条、5条)
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(8条)	就職促進手当、技能習得手当、移転費、自営支度金、再就職奨励金又は雇用奨励金の給付金の支給を受ける権利(事業主に係るものを除く)(7条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
国民健康保険法 (67 条)	保険給付を受ける権利 (38 条、52 条から 54 条の 2 まで、54 条の 3、54 条の 4、57 条の 2、58 条)
国民年金法 (24 条)	障害基礎年金 (30 条)、遺族基礎年金 (37 条)、付加年金 (43 条)、寡婦年金 (49 条) 又は死亡一時金 (52 条の 2) の給付を受ける権利
国家公務員共済組合法 (49 条)	給付 (40 条、51 条、72 条) を受ける権利 (退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。) (54 条、56 条から 57 条まで、60 条の 2 から 64 条まで、66 条、67 条、70 条、71 条、81 条、87 条、88 条、92 条の 3、68 条、76 条、79 条から 80 条まで参照)
国家公務員災害補償法 (7 条 2 項)	療養補償 (10 条)、休業補償 (12 条)、疾病補償年金 (12 条の 2)、障害補償 (13 条)、介護補償 (14 条の 2)、遺族補償 (15 条) 又は葬祭補償 (18 条) を受ける権利
雇用対策法 (21 条)	職業転換給付金の支給を受ける権利 (18 条) (事業主に係るものを除く。)
雇用保険法 (11 条)	失業等給付を受ける権利 (10 条、13 条、36 条、37 条、37 条の 2、38 条、43 条、56 条の 2、58 条、59 条、60 条の 2、61 条、61 条の 2、61 条の 4、61 条の 5、61 条の 7)
砂防法 (37 条 2 項)	保証金 (37 条 1 項) の返還請求権
自動車損害賠償保障法 (18 条、74 条)	保険会社に対する損害賠償額 (16 条 1 項) 若しくは仮渡金 (17 条 1 項) 又は政府に対する損害賠償額 (72 条 1 項) の請求権

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
児童手当法 (15 条)	児童手当の支給を受ける権利 (4 条)
児童福祉法 (57 条の 5 第 2 項、第 3 項)	療育の給付 (19 条)、障害児施設給付費 (24 条の 2)、高額障害児施設給付費 (24 条の 6)、特定入所障害児食費等給付費 (24 条の 7) 若しくは障害児施設医療費 (24 条の 20) を受ける権利又は支給金品 (既に支給を受けたものであるとないとにかかわらない。)
児童扶養手当法 (24 条)	児童扶養手当の支給を受ける権利 (4 条)
障害者自立支援法 (13 条)	自立支援給付を受ける権利 (6 条、28 条から 30 条まで、32 条から 35 条まで、52 条、70 条、71 条、76 条)
証人等の被害についての給付に関する法律 (10 条)	療養給付、疾病給付、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付又は休業給付を受ける権利 (3 条、5 条)
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 (55 条)	消防団員等公務災害補償を受ける権利 (1 条)
じん肺法 (37 条)	転換手当の支払いを受ける権利 (22 条)
生活保護法 (58 条)	生活扶助 (31 条)、教育扶助 (32 条)、住宅扶助 (33 条)、医療扶助 (34 条)、介護扶助 (34 条の 2)、出産扶助 (35 条)、生業扶助 (36 条) 若しくは葬祭扶助 (37 条) により給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利
石炭鉱業年金基金法 (20 条により厚生年金保険法 41 条 1 項を準用)	年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付
船員の雇用の促進に関する特別措置法 (4	就職促進給付金の支給を受ける権利 (3 条)

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
条)	(事業主に係るものを除く。)
船員法 (115 条)	失業手当 (45 条)、雇止手当 (46 条)、送還の費用 (48 条)、送還手当 (49 条) 又は災害補償 (89 条から 94 条まで) を受ける権利
船員保険法 (27 条)	給料その他の報酬と失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利のうち、これらの手当の額に相当する部分に関するもの (114 条)
戦傷病者戦没者遺族等援護法 (47 条)	給料その他の報酬と失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当をともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利のうち、これらの手当の額に相当する部分に関するもの (114 条)
戦傷病者等に対する特別給付金支給法 (9 条)	保険給付 (1 条) を受ける権利 (28 条、28 条ノ 7、29 条、29 条ノ 2、29 条ノ 4 から 30 条まで、31 条ノ 2 から 32 条まで、33 条ノ 2、33 条ノ 3、33 条ノ 15、33 条ノ 15 ノ 2、33 条ノ 16、33 条ノ 16 ノ 2、33 条ノ 16 ノ 4 から 40 条まで、46 条、49 条ノ 2、50 条、50 条ノ 9、50 条ノ 10)
戦傷病者等に対する特別給付金支給法 (9 条)	障害者年金、障害一時金 (7 条)、遺族年金、遺族給与金 (23 条) 又は弔慰金 (34 条) を受ける権利及び第 37 条《弔慰金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦傷病者特別援護法 (26 条)	特別給付金を受ける権利 (3 条) 及び第 4 条第 1 項《特別支給金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法 (11 条)	療養費 (17 条)、療養手当 (18 条)、葬祭費 (19 条)、更正医療に要する費用 (20 条) 又は補装具 (購入又は修理に要する費用を含む。) (21 条) を受ける権利
戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法 (11 条)	特別弔慰金の支給を受ける権利 (3 条) 及び第 5 条第 1 項《特別弔慰金の額及び記名国債の交

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (9条)	付)に規定する国債 特別給付金の支給を受ける権利 (3条) 及び第4条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 (11条)	特別給付金の支給を受ける権利 (3条) 及び第5条第1項《特別給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
地方公務員災害補償法 (62条2項)	療養補償 (26条)、休業補償 (28条)、疾病補償年金 (28条の2)、障害補償 (29条)、介護補償 (30条の2)、遺族補償 (31条) 又は葬祭補償 (42条) を受ける権利
地方公務員等共済組合法 (51条、167条の2)	給付 (42条、53条、74条) を受ける権利 (退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を除く。) (56条、57条の2から59条の3まで、62条の2から65条まで、68条、69条、70条の2、70条の3、72条、73条、84条、96条、99条) 共済給付金 (158条) を受ける権利 (退職年金又は退職一時金を受ける権利を除く。) (162条、163条、163条の3)
中小企業退職金共済法 (20条)	退職金等の支給を受ける権利 (10条) (被共済者の退職金等の支給を受ける権利を除く。)
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (16条により児童扶養手当法24条を準用)	特別児童扶養手当 (3条)、障害児童福祉手当 (17条) 又は特別障害者手当 (26条の2) の支給を受ける権利
独立行政法人日本医薬品医療機器総合機構法 (36条1項)	副作用救済給付 (16条) 及び感染救済給付 (20条) を受ける権利

法 令 名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (33条)	災害共済給付を受ける権利 (17条)
独立行政法人農業者年金基金法 (26条)	死亡一時金の受給権 (35条)
農業災害補償法 (89条)	共済金 (84条) の支払を受ける権利 (3条、4条)
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律 (17条)	犯罪被害者等給付金 (4条) の支給を受ける権利 (3条)
ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律 (8条)	補償金の支給を受ける権利 (3条)
引揚者給付金等支給法 (20条)	遺族給付の支給を受ける権利 (8条) 及び 11条第1項《遺族給付金の額及び記名国債の交付》に規定する国債
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律 (16条)	弔慰料の支給を受ける権利 (3条)
母子保健法 (24条)	第20条《養育医療》の規定により金品の支給を受ける権利
未婚遺者に関する特別措置法 (11条)	弔慰料の支給を受ける権利 (3条)
未婚遺者留守家族等援護法 (31条)	援護を受ける権利 (5条、15条から17条まで、26条)
予防接種法 (16条)	給付 (17条) を受ける権利 (16条)
らい予防法の廃止に関する法律 (6条)	入所者の親族等の生活を援護するため、支給された金品又はこれを受ける権利 (6条)

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
連合国占領軍等の行為等による被害者に対する給付金の支給に関する法律 (23 条)	療養給付金 (7 条)、休業給付金 (8 条)、障害給付金 (9 条)、遺族給付金 (10 条)、葬祭給付金 (13 条)、打切給付金 (14 条)、特別障害給付金 (14 条の 3)、特別遺族給付金 (14 条の 4) 又は特別打切給付金 (14 条の 5) の支給を受ける権利
老人保健法 (45 条)	医療 (17 条)、入院時食事療養費 (17 条の 2) 又は特定療養費 (17 条の 3) を受ける権利
労働基準法 (83 条 2 項)	療養補償 (75 条)、休業補償 (76 条)、障害補償 (77 条)、遺族補償 (79 条)、葬祭料 (80 条)、打切補償 (81 条) 又は分割補償 (82 条) を受ける権利
労働者災害補償保険法 (12 条の 5 第 2 項)	療養補償給付 (13 条)、休業補償給付 (14 条)、障害補償給付 (15 条)、遺族補償給付 (16 条)、葬祭料 (17 条)、傷病補償年金 (18 条)、介護補償給付 (19 条の 2)、療養給付 (22 条)、休業給付 (22 条の 2)、障害給付 (22 条の 3)、遺族給付 (22 条の 4)、葬祭給付 (22 条の 5) 又は二次健康診断等給付 (26 条)

3 社会保険制度に基づく給付の差押禁止

社会保険制度に基づき支給される、退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給与とみなして一定額の差押えが禁止される。

また、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は、退職手当とみなして一定額の差押えが禁止される (国税徴収法 77①)。

なお、退職年金等に係る債権で差押えの禁止について規定する条項は下表のとおりである。

法令により差押えが禁止されている財産

法令名 (差押えの禁止について規定する条項)	差押えが禁止される財産
厚生年金保険法 (41 条ただし書)	老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利 (42 条、46 条の 3)
船員保険法 (52 条)	保険給付を受ける権利 (29 条)
国民年金法 (24 条ただし書)	老齢年金 (79 条の 2 第 1 項の規定により支給されるものを除く。) 又は通算老齢年金を受ける権利 (26 条、29 条の 3)
恩給法 (11 条 3 項ただし書)	普通恩給 (増加恩給と併給するものを除く。) を受ける権利 (45 条、46 条)
国家公務員共済組合法 (49 条ただし書)	退職給付又は休業手当金を受ける権利 (76 条、79 条、79 条の 2、68 条)
地方公務員等共済組合法 (29 条ただし書)	退職給付又は休業手当金を受ける権利 (78 条、81 条、82 条、70 条)
国税徴収法 (77 条 1 項)	<p>法人税法第 84 条第 3 項《退職年金等積立金の額の計算》に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金に係る債権</p> <p>(注) 所得税法施行令第 69 条第 2 項《退職金共済制度等に基づく年金等で給与等とみなさないもの》の規定に該当する部分の退職年金を除く。(徴収令 35 条 2 項)</p>
国税徴収法施行令 (35 条 1 項 1 号から 11 号)	厚生年金保険法附則第 28 条《指定共済組合の組合員》に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度により給付を受ける年金に係る債権等

4 条件付で差押えができない財産

次に掲げる財産は、自己の労力を主とする農業者の農具等に該当する場合を除いて差し押えることができるが、滞納者の保険料等の全額を徴収することができる他の財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていない財産を提供したときは、差押えをしないものとする（国税徴収法78）。

ア 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地。

イ 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船。

ウ 職業又は事業の継続に必要な機械、器具、その他の備品（工具、計器、消耗品等）及び原材料、その他たな卸資産。

（注）1 提供とは徴収職員が直ちに差押えができる状態におくことをいう。ただし、滞納者が提供しようとする財産の権利関係が明らかでなく、又はその財産が著しく遠隔地にあるなどにより調査するために日時を要する場合には該当しない。

2 採草牧草地とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は、家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法2①参照）。

第4節 財産別の差押え手続

第1 債権（預貯金・売掛金・貸付金等）の差押え

1 差押えの対象となる債権

国税徴収法における差押えの対象となる債権は、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいい、金融機関預貯金、売掛金、貸付金、賃貸料、敷金、給料、生命保険などの債権がこれに当たる。

また、将来生ずる債権（将来受けるべき継続的取引契約に基づく売掛代金債権、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社員又は株主の有する決議前の利益配当請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権等）であっても差し押えるときにおいて、原因が確立しており、かつ、その発生が確実であると認められるものは、差し押えることができる（基本通達62①）。

（注） 本来の性質が債権であっても、その性質上取立てに適さず、換価手続によるべきもの（例えば電話加入権、貸借権、振替社債等）は、無体財産権として国税徴収法第73条（電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期）の規定により差し押える（国税徴収法54②）。

2 差押えの手続

（1）差押調書の手続

債権を差し押えたときは、差押調書（様式4号）、差押調書謄本、債権差押通知書を3枚複写で作成し、差押調書は差押の事跡を記録証明するため労働局で保管し、差押調書謄本は滞納者に交付する（基本通達62⑦）。

一方、第三債務者へは、債権差押通知書（様式4号）を作成し送達する。債権差押通知書の送達は、債権差押の効力要件であるから、郵送による場合は、配達証明郵便によって行うこと。

実際の差押えにあたっては、事前に必要事項の記載を行っておくこととなる。一般的な作成手続については、第1節、第3、4「差押えの手続」（P4-8）を参照すること。

督促状等を発したのち、接触（滞納整理のための納入の催告書を発する程度以上のものをいう）のない期間が、6ヶ月以上を超えてから差押えをするときは、あらかじめ文書により催告（差押予告）をしてから差押えを行う（基本通達47⑱）。催告（差押予告）は、それ自体、時効中断事由ではないが、1回に限り時効期間を最大6ヶ月間延長できる効果がある。ただし、催告（差押予告）自体に

時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差し押えない場合は時効が中断されないことに注意する。

(注) 「第三債務者」とは、滞納者に対して金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債務を負う者をいう(基本通達62③)。

具体的には、預貯金口座の差押えの場合は金融機関、売掛金の差押えの場合は取引先企業等がこれに当たる。

(2) 差押調書の作成

差押調書の第三債務者欄、差押債権欄・履行期限欄には、それぞれ以下のように記載する(差押債権欄の行数等が足りない場合は詰めて記載すること)。

なお、

[Redacted text block]

ア

(ア)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(イ)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(ウ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

債権差押通知書の送付先: [Redacted]

(エ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(オ) [Redacted]

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

イ

第三債務者	
履行期限	

ウ

第三債務者	
履行期限	(注)

(注) の履行期限は以下のとおり。

1 弁済期の約定がある場合

(1)

(2)

(3)

2 弁済期の約定がない場合

(1) 滞納者が履行の催告をしていないとき

差押時から相当の期間（契約の目的、金額その他の事情からみて客観的に妥当な期間であり、第三債務者が弁済資金の調達に要する期間をいう。）を経過する日を指定して記載する（基本通達 62⑨、民法 591①）。

(2) 滞納者が既に履行の催告をしているとき

相当の期間を定めて催告しているときは、その催告による指定日を、また、相当の期間を定めずに催告しているときは、催告後相当の期間を経過すると認められる日を指定して記載する（大判昭 5. 1. 29）

エ

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

オ

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

カ

(ア)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(イ)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

キ

(ア)

第三債務者	(注1)
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
履行期限	[Redacted]

(注) 1 第三債務者は、次による。

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(3)

[Redacted]

2

[Redacted]

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(3)

[Redacted]

(イ) [Redacted]

第三債務者	(ア) に同じ
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
[Redacted]	
履行期限	[Redacted]

(注) 1 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 2 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

ク [Redacted]
 (ア)

第三債務者	[Redacted]
[Redacted]	
履行期限	[Redacted]

(イ)

第三債務者	
履行期限	

ケ

第三債務者	
履行期限	

(3) 差し押える債権の範囲

債権を差し押えるときは、その全額を差し押える。

ただし、その全額を差し押える必要がないと認められるときは、一部を差し押えることができる（国税徴収法63）。

(注) 全額を差し押える必要がないと認めるときとは、次に掲げる要件を満たすときをいう（基本通達63②）。

- 1 第三債務者の資力が十分で履行が認められること。

- 2 弁済期日が明確であること。
- 3 差し押える債権が、他に優先する質権等の目的となっておらず、また、その支払につき抗弁事由がないこと。

(4) 差押財産の取立て

取立てとは、徴収職員が、被差押債権の本来の性質、内容に従って、金銭又は換価に適する財産の給付を受けることをいう（基本通達67①）。

したがって、履行期限が到来したときは、この取立権（債権者たる滞納者の有する取立機能と同一内容のもの）を行使し、速やかに履行を請求する。

取立てにあたっては、次のことに留意する。

ア 第三債務者から金銭を取り立てたときは、その取り立てた時に、滞納者からその差押えに係る保険料等の徴収金を徴収したものとみなす。

イ 第三債務者から取り立てた金銭以外の財産については、その財産の種類に応じて、差押えの手続を取らなければならない。

ウ 履行期限が到来しても第三債務者が履行しないときは、速やかに文書等により履行を請求し、請求に応じないときは、債権取立てに必要な方法（支払督促の申立て、給付の訴えの提起等）を講じる。

エ 郵便貯金を差し押えた場合は、差押通知書を受理した貯金事務センターから「払戻証書」が送付されるので、最寄りの郵便局に「払戻証書」を持参し、換金する。

(5) 債権証書の取上げ

債権の差押えのために必要があるときは、債権に関する証書を動産等の差押手続（国税徴収法56①）及び第三者が占有する動産等の差押手続（国税徴収法58）に準じ取り上げることができる（国税徴収法65）。

債権証書を取り上げた場合は、取上調書（様式21号）を作成し、滞納者その他その処分を受けた者にその謄本を交付する必要がある（国税徴収令28①）。

ただし、証書の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書の名称等を付記して取上調書に代えることができる（国税徴収令28①）。

取上げは、徴収職員が債権に関する証書を占有して行うが、この場合、債権証書を第三者が占有している場合で、その第三者が滞納者の親族、その他の特殊関係者であるときは、直ちに取上げることができる。それ以外の者が占有し引渡

しを拒んだときは、引渡命令を発して引渡しの期限までに引渡しがないときは、動産の差押えに準じて債権証書を取り上げる。

- (注) 1 債権に関する証書とは、債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のために必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳、銀行預金証書、供託書、正本（官庁又は公署が保管している場合に限る。）、供託通知書、公正証書、確定判決、和解調書等がある（基本通達65②）。
- 2 取り上げるときは、徴収職員がその債権に関する証書の取上げの意思をもって客観的に事実上の支配下に置くことをいう（基本通達65③）。
- 3 「差押えのため必要があるとき」には、債権の差押えをしようとする場合に、債権の存否、債権の数・額の確認等のため必要と認められるときその他、差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のために必要と認められるときも含まれる。

3 預貯金口座の差押え

(1) 差押えにあたっての留意点

預貯金、他人名義又は架空名義の預貯金の差押えについては、次のことに留意して差押えを行う（基本通達62⑯）。

ア 預貯金

預貯金は、債権として差し押える。この場合、その預貯金の名称、預貯金金額、預金証書番号等によって債権を特定させる。

イ 他人名義又は架空名義預貯金

他人名義又は架空名義で預金している場合であっても、その真の権利者に対する滞納処分として、その預貯金を差し押えることができる。この場合、預金名義人の住所、氏名、預貯金の種類、名称、預金金額、預金証書番号等によって、被差押債権を特定するとともに、真の権利者が滞納者である旨を表示する。

ウ 預貯金の預金者の確認

無記名預貯金の預金者の確認については自らの出えんによって、自己の預金とする意思で銀行に対し自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者が預金者である。

(2) 事前作業

[Redacted text block]

(3) 金融機関を臨場する場合の主な流れ

- ア [Redacted text]
- イ [Redacted text]
- ウ [Redacted text]
- エ [Redacted text]
- オ [Redacted text]
- カ [Redacted text]

キ [Redacted]

(注) [Redacted]

(4) 帰庁後作業

帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。

ア 差押調書謄本（滞納者用）

イ 労働保険料等充当通知書（当日換価した場合のみ）

(注) 1 必ず簡易書留で郵送する。

2 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

(5) 差押え後の対応

ア [Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

4 売掛金・貸付金債権の差押え

事業場が取引先に対し商品や原材料の販売を行ったときに、その代金を請求するが、継続的に取引が行われているような得意先の場合は、1ヶ月分をとりまとめて翌月に支払う月極払いの方法が一般的に行われている。

このように、後で代金を受け取る約束で商品や原材料の提供を行うことを掛売りといい、その金銭債権を売掛金という。

事業者が取引先に掛売りを行った場合には、売掛金についての支払請求権を有することになるが、滞納者がこの売掛金の支払請求権を有している場合は、債権として差し押えることができる。

また、役員、従業員、子会社、取引先等に金銭を貸付けた場合に後日受け取ることができる金銭債権を貸付金といい、債権として差し押えることができる。

(1) 差押えにあたっての留意点

ア

イ

ウ

エ

オ 貸付金の利息、遅延損害金

貸付金の利息、遅延損害金の請求は契約内容により異なる。

(ア) 無利息の約定があるとき…請求できない(民法404)。

商人間の金銭消費貸借は、当然利息付となる(商法513①)。

(イ) 利息の約定があるとき…約定利息を請求できる。

単に利息を付する旨の約定の場合の利率は、民事債権については年5分(民法404)、商事債権については年6分(商法514)となる。

(2) 事前作業

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

(ア) 売掛金

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]

(イ) 貸付金

[Redacted]

(3) 売掛金の差押えの主な流れ

ア [Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]

エ [Redacted]
[Redacted]
(注) [Redacted]
[Redacted]

(4) 貸付金の差押えの主な流れ

ア [Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

エ

(5) 帰庁後作業

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

(6) 差押え後の対応

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

5 生命保険契約の差押え

生命保険契約には、満期保険金、死亡保険金、積立配当金、解約返戻金等の支払請求権があり、保険金受取人が滞納者である場合は、これら請求権等を差し押え、取り立てることができる。

解約返戻金は、保険契約者による生命保険契約の解約によって発生するものであり、被保険者のために積立てられた金額から、一定の金額(解約控除額)を控除した額が支払われるものである。

死亡保険金は、いつ保険事故が発生し、現実には保険金の取立てが行えるかの予測が困難であること、満期保険金は、満期日まで取立てが行えないこと、利益配当金は額が少額であることから、通常は解約返戻金の取立てを行うこととなる。

(1) 保険金支払請求権等の種類及び帰属

受取人の指定	満期保険金	死亡保険金	利益配当金	解約返戻金
受取人の指定 のないとき	保険契約者	保険契約者の相続人 (相続財産) (最判昭 48. 6. 29)	保険契約者	保険契約者
受取人の指定 があるとき	保険契約者	指定受取人 (固有の財産) (最判昭 40. 2. 2)	保険契約者	保険契約者

(2) 死亡保険金の差押えの有無

例	契約者	被保険者	受取人	死亡保険金
1	■	■	■	■ ■ ■ ■
2	■	■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
3	■	■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■
4	■	■	■	■

(注)

(3) 差押えにあたっての留意点

ア

イ 生命保険契約の解約返戻金支払請求権を差し押えた場合、国税徴収法67条の規定に基づき、解約権を行使できる（最判平11.9.9）。

ウ 特約による保険金等については、別途差押えを行わないと差押えの効力が及ばないことに留意する。

(4) 生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て

生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押えた場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（保険契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9最高判参照）。ただし、生命保険契約を解約した場合、後日、解約を取り消すことはできないため、解約権の行使にあたっては、解約返戻金による差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要があり、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断する（基本通達67⑥）。

ア 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合

イ 被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合

ウ 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合

エ 差押えに係る滞納額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

(5) 介入権制度について

解約返戻金を債務の弁済に充てるため、滞納者（保険契約者）が契約していた生命保険などを解除（解約）する場合、一旦解約されると被保険者の年齢や健康状態によっては、改めて生命保険契約等を締結することができない場合や、仮に締結できたとしても保険料が従前に比して高額になることが多いといった問題があったことから、平成22年に施行された保険法において、差押債権者等が生命保険契約等を解除しようとした場合に、一定の範囲の保険金受取人がこれを継続させることができる制度（介入権制度）が新設された。

介入権を行使できるのは、解除通知到達時において、保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限られている。

介入権により、差押債権者による生命保険契約等の解除は、保険者（保険給付の義務を負う者）が解除の通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力が生じる（保険法60①、89①）。ただし、介入権者（保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者）が、保険契約者の同意を得て、当該期間が経過するまでの間に、解約返戻金に相当する金額を差押債権者に支払うとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解除の効力は生じない（保険法60②、89②、基本通達67⑥）。

(6) 事前作業

ア

イ

(7) 差押えの流れ

(8) 帰庁後作業

「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となる。

(9) 差押え後の対応

原則として「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となるが、介入権により、保険会社が生命保険契約等の解約の通知を受けた時から1か月を経過した日までの間に、介入権者が解約返戻金相当額を納付するとともに、保険者に対し、その旨の通知をしたときは、解約の効力は生じないため、差押解除を行うこと。

6 各種債権を差し押える場合の注意事項

その他債権については、差押えの手順は原則として「3 預貯金口座の差押え」(P4-49)と同様となるが、差押えにあたっての注意事項は以下のとおり。

(1) 国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合

国又は地方公共団体に対する債権を差し押える場合には、直接その支払の権限を有する支出官、資金前渡官吏等を第三債務者として差し押える。

この場合、支払の権限を有する者が判明しないときは、行政機関の長を第三債務者として差し押えても差し支えない。

なお、供託金について差押えをする場合は、第三債務者を国とし、その代表者を供託官とし、供託官あて債権差押通知書を送達する(基本通達62⑱)。

(2) 家賃を差し押える場合

管理費・共益費といった名目で契約書上、家賃とは別に定められている場合、それらが清掃費や給水管のメンテナンス費用等に使用されており、それらを取り

立てることによって、賃貸人による物件の維持管理ができなくなると認められるときは、それらの管理費・共益費については、差し押えない取扱いとして差し支えない。

差押え後、当事者間で家賃を増額する旨の合意がなされた場合は、増額相当部分に対して家賃の差押えの効力は及んでいないことから、増額相当部分について、改めて差押えを行う。

(3) 郵便貯金を差し押える場合

郵便貯金を差し押える場合は、次により差し押える（基本通達62⑩）。

ア 第三債務者及び債権差押通知書の送達先

(ア) 通常貯金又は預入年月日が平成19年10月1日以降の定額貯金・定期貯金

株式会社ゆうちょ銀行を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行那覇支店（以下、「貯金事務センター等」という。）に債権差押通知書を送達する。

(イ) 預入年月日が平成19年9月30日以前の定額貯金・定期貯金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター等に債権差押通知書を送達する。

イ 払戻し

郵便貯金の払戻しを受けるにあたっては、債権差押通知書を送達した貯金事務センター等に払戻しの請求を行うこと。貯金事務センター等においては、払戻しの請求に基づき、差押金額についての払戻証書を作成し送付することとなっているから、その払戻証書により郵便局において払戻しを受けること。

なお、払戻しの請求にあたっては、原則として貯金通帳又は貯金証書（以下、「通帳等」という。）を呈示することとなっているから、国税徴収法第65条（債権証書の取上げ）の規定により、債権に関する証書としてこれらの通帳等を取り上げるものとする。ただし、通帳等を取り上げることが困難と認められる場合には、通帳等の呈示をせずに払戻しの請求をすることが可能である。

(4) 社会保険診療費報酬債権を差し押える場合

社会保険制度においては、被保険者（従業員、住民等）は、保険者（国、地方公共団体等）に保険料を納付し、一方、診療担当者（医師等）は被保険者に対して診療を行い、その診療報酬は、社会保険診療報酬基金等から支払いを受ける仕組みとなっている。

そのため、社会保険診療費報酬債権を差し押える場合は、保険者が診療報酬の支払に関する事務を委託している社会保険診療報酬支払基金又は都道府県の国民

健康保険団体連合会を第三債務者として債権差押通知書の送達により差し押えることが可能である。

(5) 敷金（入居保証金）を差し押える場合

敷金とは物の賃貸借において、資料その他賃貸借契約上の債務を担保とする目的であらかじめ貸借人から、賃貸人に交付される金銭であり、その名称のいかんを問わない（基本通達 62⑥）

契約書等により賃貸借契約の内容を確認した上で差し押える。

不動産明渡時に未納の家賃等があれば、相殺される可能性がある。

ア 敷金返還請求権の発生時期

敷金は、賃貸借終了後、目的物の明渡義務履行までに生ずる、損害金その他賃貸借関係により、賃貸人が貸借人に対して取得する一切の債権を担保するものであるから、その返還請求権は、目的物明渡完了時において、それまでに生じた被担保債権を控除し、なお残額がある場合にその残額につき発生する（最判昭 48. 2. 2 参照）。

イ 賃貸物の所有権移転と敷金の承継

賃貸借存続中に目的不動産の所有権が移転し、新所有者が賃貸人の地位を取得した場合には、旧貸借人に差し入れられていた敷金は、同人のもとに未払賃料があればこれに当然充当され、残額があればそれについての権利義務関係は新賃貸人に継承される（最判昭 44. 7. 17 参照）。

ウ 賃借権の移転と敷金の承継

賃借権が旧貸借人から新貸借人に移転した場合においては、旧貸借人が新貸借人に敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、敷金に関する権利義務関係は新貸借人に承継されない（昭和 53. 12. 22 最高判参照）。

7 その他債権を差し押える場合の注意事項

(1) 連帯債務者のある債権の差押え

滞納者に対する 2 人以上の債務者のある債権で、それらの債務者が連帯債務を負っているものを差し押えるときは、すべての債務者を第三債務者として差し押えること。

なお、第三債務者が任意に履行しないときは、いずれの債務者に対しても民事執行法の規定による強制執行を行うことができる（基本通達 62③）。

(注) 連帯債務とは、同一内容の可分給付について、複数の債務者の各自が独立して全額の履行をなすべき債務を負担し、そのうちの 1 人の履行があり、

あるいは1人に履行以外の一定の債権消滅原因が発生するとその限度で債務者の全員が免責されるという態様の債務をいう（民法432～445）。

(2) 保証人のある債権の差押え

滞納者に対する保証人のある債権を差し押えるときは、主たる債権の差押えと同時に保証人を第三債務者として、その保証人に対する債権を別個に差し押える。この場合、その保証人が連帯保証であるとき又は保証人が2人以上であり、かつ、保証人相互間では連帯債務であるときの保証人に対する履行の請求については、第三債務者が任意に履行しないときはいずれの債務者に対しても、民事執行法の規定により強制執行を行うことができる。

(注) 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しない場合において、その履行をなす責任を負う者である（民法446）。

(3) 滞納処分による差押えがされている債権の差押え

すでに他の債権者により滞納処分による差押えがされている債権（金銭の支払を目的とするものに限る）の差押えについては、参加差押えではなく、重ねて差押え（二重差押え）をすることとなる。

具体的には、次に掲げるところにより行う（基本通達62⑦）。

ア 二重差押え

既に他の債権者が行っている差押え（先順位の差押え）が債権の全部又は一部についてされているかどうかを問わず、原則として、二重差押えを行う。

二重差押えを行った場合においては、「交付要求」の効力は生じないので、交付要求を併せて行う必要がある。

イ 取立ての制限

後順位の差押えは、すでにされている差押え（先順位の差押え）がある間は取立て（換価を含む）をすることができない。

なお、第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して、全額履行したときは、二重差押えは効力を失う。

ウ 行政機関等に対する通知

二重差押えを行う場合には、国税徴収法の規定による債権の差押えの手続によるほか、二重差押えを行った旨を先順位の差押え（その差押えが2つ以上であるときは、原則として全部）に係る行政機関等に対して交付要求書に付記することによって通知する。

付記内容：「本件債権については、平成〇〇年〇月〇日付けで、国税徴収法第62条の規定による差押えを併せて行っています」

エ 交付要求

二重差押えを行う場合には、併せて先順位の差押えに係る行政機関等に対して交付要求をするものとする。

オ 二重差押えの解除

先順位の差押えがある間に二重差押えを解除したときは、その旨を先順位の差押えに係る行政機関等に対して通知する。なお、二重差押えの解除通知は交付要求解除通知書に付記して行う。

(4) 強制執行等による差押えがされている債権の差押え

強制執行又は担保権の実行若しくは、行使による差押えがされている債権に対する滞納処分による差押えについては「滞調法」に定めるところによる。

(注) 滞調法に定めるところの概念は次のとおりである。

- 1 強制執行等による差押えがされている債権に対して滞納処分による差押えをした場合に、その強制執行等を知ったときは、滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知する（滞調法36の3②、36の13）。
- 2 徴収職員及び私債権者は、その差し押えた金銭債権を取り立てることができない（滞調法36の6④、36の13）。
- 3 第三債務者は差し押えられた金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない（滞調法36の6①、36の13）。
- 4 執行裁判所が行う配当期日等までに1の滞納処分による差押えをした旨の通知又は3により供託した第三債務者からの供託に伴う事情届けがされた差押えに係る保険料等は、滞納処分による差押えのときに交付要求があったものとみなされる（滞調法36の10①、36の13）。
- 5 執行裁判所は3により供託された金銭を徴収職員及び差押私債権者に配当する（滞調法36の9、36の10、36の13）。
- 6 強制執行等の手続が進行しないときは、一定の手続を経て滞納処分の手続を進めることができる（滞調法36の11、36の13）。

(5) 対抗要件を欠いて譲渡された債権の差押え

指名債権の譲渡は、確定日付のある証書（民法施行法5）により譲渡人がこれを債務者に通知し、又は債務者がこれを承諾しなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないので、この要件を欠いている場合は、譲渡人の債権として差し押えることができる（基本通達62⑩、民法467）。

(注) 指名債権とは債務者の特定している普通の債権のことである。

(6) 代理受領の目的となっている債権の差押え

代理受領の目的となっている債権であっても、その契約は差押債権者に対抗できないから、差し押えることができる（基本通達62⑫）。

（注） 代理受領とは、債権者（融資者）がその債権を確保するために滞納者（債務者）が第三債務者に対して有する債権について、債務者から取立ての委任を受け、受領した金員を直接自らの債権の弁済に充当する方法による債権担保手段である。

（7）譲渡禁止の特約のある債権の差押え

指名債権について、当事者間の特約によりその譲渡が禁止されている場合にも、この債権を差し押えることができる（基本通達62⑬）。

（注） 譲渡禁止の特約が有る指名債権について、譲渡人がその特約を知っているときは、その譲渡は無効であるから（民法466②）、譲渡人の債権として差し押えることができる。

ただし、その譲渡について第三債務者が承諾を与えているときは、譲渡人の債権を差し押えることはできない。

（8）手形又は小切手の振り出されている債権の差押え

滞納者が第三債務者（取引先企業等）に対して有するの債権について、手形又は小切手が振り出されている場合、その手形の振り出しが「支払いに代えて」されたものか、「支払いのために」されたものかによって差押えが可能かどうか異なってくる。

ア 第三債務者が債務の弁済に代えて手形又は小切手を振り出している場合

第三債務者が債務の弁済に代えて手形又は小切手を振り出している場合は、代物弁済により、その債権が消滅するから当該債権については差し押えることができない。したがって、この場合には国税徴収法第56条第1項（動産等の差押え）の規定により差し押える。

イ 第三債務者が債務の弁済のために手形又は小切手を振り出している場合

第三債務者が債務の弁済のために、手形又は小切手を振り出している場合には本来の債務と手形債務とが併存しているから、その手形又は小切手とは別個にその債権を差し押えることができる。

ただし、手形又は小切手が時効その他の理由により効力を失うまでは、第三債務者は手形又は小切手が返却されなければ本来の債務の履行を拒むことができる。

なお、手形又は小切手の振り出しについて特に代物弁済の意思表示がないときはその手形又は小切手は、弁済のために振り出されたものと推定される。

(9) 不渡異議申立預託金の差押え

手形又は小切手の振出人等が、その不渡りによる取引停止処分を回避するために支払銀行に預託する不渡異議申立預託金については、支払銀行に対して有する不渡異議申立預託金返還請求権を差し押える。

この不渡異議申立預託金返還請求権の弁済期は、支払銀行が手形交換所から不渡異議申立提供金の返還を受けたときである（基本通達62㉔）。

(注) 1 不渡異議申立預託金とは、不渡手形の支払義務者が不渡報告への掲載と取引停止処分を免れるために、支払銀行に手形交換所への異議申立てとそのための金員の提供とを依頼し、その委託事務に要する前払費用として、銀行が手形交換所に提出する不渡異議申立提供金に相当する金員を支払銀行に預託するものをいう。

2 不渡異議申立提供金とは、支払銀行が手形又は小切手の支払を拒絶した振出人等に支払の資力があり、不渡りがその信用に関しないものであることを明らかにすることにより、取引停止処分を回避するために手形交換所に提供する手形又は小切手の金額相当額の金員をいう。

(10) 公示催告中の手形等に係る債権の差押え

公示催告中の手形又は小切手に係る債権については、その手形金等の支払請求権を差し押えることができる（基本通達62㉕）。

(注) 手形金等の支払請求権とは、将来の除権判決の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。

(11) 換地の所有権移転があった場合の精算金交付請求権の差押え

土地区画の整理事業により換地の所有権が移転した場合における当該換地に係る精算金交付請求権は、当該換地の譲渡人に帰属するものとして差し押えることができる（基本通達62㉖）。

(注) 換地に係る精算金交付請求権は、売買当事者間で特段の合意がなされない限り当該換地の譲受人には移転しないから譲渡人に帰属する。

(12) 担保権付債権の差押え

ア. 抵当権により担保される差押え

抵当権又は登記することができる質権、若しくは先取特権によって担保される債権を差し押えたときは、担保権付債権差押登記嘱託書（様式14号）に差押調書の謄本を添付して関係機関に交付するとともに、抵当権等の設定されている財産の権利者に担保権付債権差押通知書（様式15号）を交付する。ただし、その財産の権利者が第三債務者であるときは、債権差押通知書が交付されるから、担保権付債権差押通知書の謄本の交付は不要である（国税徴収法64）。

- (注) 1 債権差押えの登記は、債権差押えの効力要件ではないが、その登記をすることにより、その抵当権、質権又は先取特権に差押えの効力が及んでいることについて、対抗要件を具備する（基本通達64①）。
- 2 登記の囑託とは、官公署が法令の規定に従って関係機関に対して登記の依頼を行うことをいう。
囑託による登記の手続には、原則として申請による登記に関する規定が準用される（基本通達64①）。
- 3 自動車を目的とする抵当権付債権を差し押え、その債権差押えの登記をするときは、抵当権登録囑託書（様式18号）を作成し、登録の原因及びその日付を証する書類として、差押調書の謄本を添付して所轄運輸支局等に交付する。

イ 動産質等のある場合の差押え

動産について、質権又は留置権のある債権を差し押えた場合には、その質権又は留置権に差押えの効力が及ぶから、その質権又は留置権の目的となっている財産の権利者（第三債務者を除く）に対して、債権差押えをした旨を通知するとともに、当該動産を徴収職員が占有する（基本通達64⑥）。

(注) 動産の権利者が第三債務者であるときは、債権差押通知書を送達するため、これにより差押えが明らかとなるから二重に通知する必要はない。

ウ 債権質のある場合の差押え

債権質のある債権を差し押えたときは、債権質の目的となっている債権の債務者に主たる債権を差し押えた旨を通知する。この場合において、主たる債権の債権者（滞納者）の占有する債権に関する証書があるときは、国税徴収法65条（債権証書の取上）の規定により、その証書を取り上げることができる（基本通達64⑦）。

なお、債権質の目的となっている債務者が第三債務者であるときは、債権差押通知書を交付するため、この通知を要しない（基本通達64⑦）。

エ 有価証券質のある場合の差押え

有価証券を目的とする質権のある債権を差し押えたときは、その質権の設定者に債権を差し押えた旨を通知するとともに、滞納者が占有するその質権の目的であるその有価証券を、国税徴収法第65条（債権証書の取上げ）の規定により徴収職員が取り上げる。

ただし、質権の設定者が第三債務者であるときは、債権差押通知書が送達されるから通知が不要である。

なお、有価証券が記名社債又は記名株式であるときは、その有価証券を発行した者にも、債権差押えをした旨を通知する（基本通達64⑧）。

オ その他権利質のある場合の差押え

ウ及びエ以外の権利質のある債権を差し押えた場合には、その権利質の目的となっている財産権の性質に従って主たる債権の差押えの登記の嘱託、第三債務者に準ずる者への通知など、ウ及びエに準じて必要な手続をとる（基本通達64⑨）。

(13) 電子記録債権の差押え

電子記録債権とは、電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録をしなければ発生又は譲渡の効力が生じない金銭債権をいう（電子記録債権法2①、3）。電子記録債権は、電子記録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権である（基本通達62⑮-2）。

電子債権記録機関とは、電子記録債権法第51条第1項（電子債権記録業を営む者の指定）により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう（電子記録債権法2②）。

ア 差押えの手続

電子記録債権の差押えは、第三債務者及び電子債権記録機関に債権差押通知書を送達して行う。

なお、債権差押通知書の送達を受けた電子債権記録機関は、遅滞なく、その差押えの電子記録をしなければならない（電子記録債権法49①）から、電子債権記録機関に対して差押えの記録を嘱託する必要はない。

イ 債権差押通知書

債権差押通知書は、令第27条第2項各号（債権差押通知書の記載事項）に掲げる事項を記載した規則第3条（書式）に規定する別紙第4号及び第4号の2の書式による。

なお、第三債務者に対しては滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨を、電子債権記録機関に対しては電子記録債権につき電子記録を禁ずる旨を記載しなければならない（法第62条の2第2項、令第27条第2項第3号、第4号）。

ウ 差押調書

電子記録債権を差し押えたときは、法第54条（差押調書）の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、電子記録債権の取立てその他の処分を禁ずる旨のほか、電子記録債権の電子記録の請求を

禁ずる旨を付記しなければならない（法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号）。

エ 効力発生の時期

電子記録債権の差押えは、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時にその効力が生ずるが、第三債務者との関係においては、債権差押通知書が第三債務者に送達された時にその効力が生ずる（法第62条の2第3項）。この場合において、滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、法第54条《差押調書》の規定により、滞納者に交付しなければならない。

（注） 振替社債等の差押えは、債権差押通知書が振替機関等に送達された時にその効力が生ずることとされ（法第73条の2第3項）、電子記録債権のように第三債務者に対する差押えの効力発生時期は別に設けられていない。

オ 差押えの効力

電子記録債権の差押えにより、滞納者はその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求が禁止され、第三債務者はその電子記録債権の履行が禁止され、電子債権記録機関はその電子記録債権に係る電子記録が禁止される（法第62条の2第2項、令第21条第3項第2号、第27条第2項第3号、第4号）。

8 差押えの効力

（1）効力の発生

債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときにその効力が生ずる（国税徴収法62③）。

なお、滞納者に対する差押調書、謄本の交付は差押えの効力発生要件ではないが、国税徴収法第54条（差押調書）の規定により、滞納者に交付しなければならない（基本通達62②）。

（2）履行の禁止と債権の譲渡

第三債務者が債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対して履行が禁止されるから、その後に第三債務者が滞納者に対して弁済しても、差押権者（国）に対して対抗することはできないため、重ねて差押権者に債務の履行をしなければならない（民法481、基本通達62⑩）。

また、滞納者が被差押債権の譲渡、免除、期限の猶予等をして、第三債務者はこれらの行為にかかわらず、差押債権者（国）に弁済しなければならない（国税徴収法62②）。

(3) 利息に対する差押え

元本債権を差し押えたときは差押えの効力はその差押え後に生ずる利息債権にも及ぶが、差押え時までに発生した利息債権は別に差し押えない限り、差押えの効力は及ばない。したがって利息支払期間前に差押えをした場合における利息債権に対する債権の効力は、差押え後に発生する部分についてだけ効力が及ぶ（国税徴収法52②、民法89②）。

(4) 相殺の禁止

第三債務者が有する反対債権と被差押債権との相殺については、次のことに留意して行う（基本通達62⑩）。

ア 被差押債権および反対債権の弁済期が差押時以前に到来している場合

被差押債権および反対債権の弁済期が差押時以前に到来している場合又は被差押債権の弁済期以前に反対債権の弁済期が到来する場合には、差押え後においても第三債務者は相殺をもって、差押債権者に対抗することができる。

イ 差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合

差押え前に取得した反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期より後に到来する場合には、第三債務者が履行しないことについて正当な理由があるときに限り第三債務者は相殺をもって差押債権者に対抗することができる。

(注) 1 相殺とは、債務者が債権者に対して自己もまた同種の目的をもつ債権を有する場合に、その債権と債務対当額において消滅させることを目的とする一方的意思表示である（民法505、506①）。

2 銀行取引約定書等にみられる相殺予約（銀行は、借主について差押、破産等があったときは、債務の全額について弁済期が到来したのものとして借主に銀行に対する預金と相殺できる等の約定）は有効であり、これをもって、第三債務者は相殺できる。

3 不法行為による債権の相殺（民法509）、相殺禁止（商法200②）、資本増加に関する準用規定（有限会社法57）等の法令の規定により、相殺が禁止される場合がある。

(5) 差押債権の取立て

徴収職員は、差し押えた債権を取り立てることができる。取立ては、滞納者の代理人又は承継人として滞納者の名で取り立てるものでなく、徴収職員が自己の名で取り立てるものである。また、被差押え債権の取り立てにあたっては、差押えに係る保険料等の額にかかわらず、差し押えた債権の全額を取り立てる（国税

徴収法67)。したがって、徴収職員は、支払命令の申立、給付の訴えの提起、配当要求、破産手続又は会社更生手続への参加、担保権の実行、保証人に対する請求等の行為をすることができる。

(注) 取立ての目的を超える行為(例えば、被差押債権の免除、譲渡、弁済期限の変更等)はできない。

ア 債権取立の効果

差押債権の取立てにより、徴収職員が金銭を取り立てたときは、その限度で滞納者から差押えに係る保険料等を徴収したものとみなされる(国税徴収法67③)。

(注) 1 取立てとは徴収職員が被差押債権の本来の性質、内容に従って金銭又は換価に適する財産の給付を受けることをいう。

2 徴収したものとみなすとは、金銭を取り立てたときにその限度において滞納者が納付する保険料等の納付義務を消滅させることをいう。なお、納付に使用することができる有価証券を取り立てた場合に、その支払がなかったときは、納付義務は消滅しない。

イ 差し押えた債権の弁済委託

債権を差し押えた場合に、第三債務者が金銭により弁済することが困難なときは、納付委託に準じて、小切手、約束手形又は為替手形により弁済委託することができる。

この場合は、次により処理する(国税徴収法67④)

(ア) 証券の支払期日が差し押えた債権の弁済期日後になるときは、滞納者が弁済を猶予したことを承認したことを証する書面を提出させる(国税徴収法施行令29)。

(イ) 第三債務者に弁済受託証書を交付する。

(ウ) 弁済委託を受けた小切手、約束手形又は為替手形はその取立てを再委託銀行に委託することができる。

(エ) 再委託銀行から取り立てた現金を受け入れたときは、第三債務者に対し、歳入歳出外現金領収証書を交付するとともに受け入れた現金は、保険料等に配当する。

ウ 第三債務者が任意に履行しない場合

第三債務者が、任意に履行しないときは、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、支払命令の申立て、給付の訴えの提起、配当要求、破産手続への参加、担保権の実行、保証人に対する請求等債権取立てに必要な方法を講ずる(基本通達67③、④)。

- (注) 1 第三債務者が任意に履行しないときでも、その第三債務者の財産に対して、滞納処分をすることはできない。
- 2 被差押債権の取立てについて、給付の訴えの提起、支払命令の申立て、仮差押え又は仮処分の申請等をする必要がある場合には法務局に依頼して行う（基本通達67④）。
- 3 第三債務者が金銭給付を任意に履行したときは、歳入歳出外現金出納官吏が領収し、歳入歳出外現金領収証書を交付するとともに、取り立てた金銭は滞納している保険料等に充当する。
- 金銭以外の財産の給付を受けたときは、財産の種類に応じて差し押える（基本通達67⑦）。

第2 動産又は有価証券の差押え

1 動産の意義及び範囲

(1) 動産の意義

動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産から国税徴収法第70条（登記をされる船舶。登録を受けた飛行機又は回転翼航空機）、第71条（登録を受けた自動車、登記を受けた建設機械）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権（国税徴収法上は有価証券）を除いたものをいう（国税徴収法24⑤）。

（注） 無記名債権とは、商品券等の証券面のうゑに債券者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債券をいう。具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように債券が証券に化体し、その成立、存続、行使等に原則として、その証券を必要とするものをいう（基本通達56⑩）。

(2) 動産の範囲

ア 土地に付着したもの

土地に付着しているものであつても定着物でないもの。

即ち、土地の定着物は不動産であるが、仮植中の草木、小規模の工事で土地に固定されたもの（例えば、使用中の動揺を防ぐために、ボルト、くぎ、スパイク等で固定しただけの機械類等、単に土地に付着しているだけのものは定着物とはいはいえないから、この場合は動産として扱う。）（基本通達56①）

イ 未完成の建物

建物は不動産であつても、使用目的に応じて使用可能な程度に完成していないもの（基本通達56②）。

（注） 木材を組み立てて、地上に定着させ、屋根をふきあげただけのもの等は、動産である。

ウ 未分離の果実等

土地の定着物である樹木と一体となすものであつて、本来動産ではないが、動産として取引されるもの（おおむね1ヶ月以内に収穫することが確実であるもの（民事執行法122①参照）は、独立した財産としてである。）（基本通達56③）。

エ 登記されない船舶

国税徴収法第70条の規定の適用を受けない次に掲げる船舶（基本通達56④）。

(ア) 「端船」その他「ろ」若しくは「かい」だけで運転し、又は主として「ろ」若しくは「かい」だけで運転する船（商法684②、船舶法20）。

(イ) 日本船舶のうち総トン数20トン未満の船舶であって、次に掲げる船舶（商法686②、船舶法20）。

① 漁船（小型船舶登録法第2条第1号）

② 係留船（小型船舶登録法第2条第2号）

③ 推進機関を有する長さ3メートル未満の船舶であって、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの（小型船舶登録規則第2条第1号）

④ 長さ12メートル未満の帆船（小型船舶登録規則第2条第2号）

⑤ 推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船舶登録規則2）。

⑥ 告示で定める水域のみを航行する船舶（小型船舶登録規則第2条第5号）

(ウ) 外国船舶であって、登録された小型船舶以外のもの（船舶法第1条、小型船舶登録法第2条）。

(注) 外国船舶は、船舶法第1条（日本船舶の要件）に規定する日本船舶以外の船舶をいう。

(エ) 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む。）

(オ) 未登録の小型船舶

オ 登録のない航空機等

国税徴収法第70条の規定の適用を受けない次に掲げる航空機（基本通達56⑤）。

(ア) 滑空機及び飛行船（登録のあるものを含む。）

(イ) 未登録の飛行機及び回転翼航空機。

カ 登録のない自動車

国税徴収法第71条（登録を受けた自動車等）の適用を受けない次に掲げる自動車（基本通達56⑥）。

(ア) 軽自動車。小型特殊自動車および二輪の小型自動車（例：オートバイ、スクーター、サイドカー等）。

(イ) 未登録の自動車（例：商品として陳列されている自動車登録を抹消されている自動車等）・建設機械として登録がない大型特殊自動車。

(ウ) 建設機械としての登記がない大型特殊自動車（道路運送車両法5②、自動車抵当法2ただし書参照）

キ 登記のない建設機械

記号の打刻の有無にかかわらず、所有権保存登記のない建設機械（基本通達56⑦）。

（注） 建設機械を動産として差し押えている場合には、その後所有権の保存の登記がされても、差押債権者に対しては、効力を生じないから動産として滞納処分を続行することができる。

ク 従物である動産

継続的に主物の利用を助けるために付属されたもの（例えば、建物に備え付けられた畳建物、冷暖房器、空調器等）。

従物は、独立した動産として差し押えることができる。

ただし、他に滞納額に見合う適当な財産がない場合であって主物の利用関係を著しく害しない場合に限って差し押えること（基本通達56⑨）。

（注） 1 主物が担保権の目的となっている場合、その従物は担保権者の同意がない限り独立の動産として差し押えない。

船舶の属具、目録に記載された動産は、従物と推定されるから（商法685）、原則として上記に準じて差し押える。

2 雨戸、建具、入口の戸扉、その他建物の内外を遮断する建具類はこれらが建物に備え付けられた後は建物の一部を構成し、従物でないから取り外しの難易にかかわらず、独立した動産として差し押えることができない。

3 畳、建具等の従物の差押禁止については、法第75条第1項第1号、第13号及び第2項《一般の差押禁止財産》の規定がある。

ケ 工場抵当との関係

工場財団を組成しない工場抵当（工場抵当法2）の目的になっている土地又は建物に備えられている機械器具を他工場の用に供されている動産。

土地又は建物に対する差押えの効力が及ぶ反面、土地又は建物とともに差押えをするのでなければ、差し押えることができない（工場抵当法7）が、次に該当するときは、独立の動産として差し押えることができる。

（ア） 抵当権の設定契約により、備付物に抵当権の効力が及ばない旨を定めている場合

（イ） 滞納者が抵当権者の同意を得て分離した備付物

（ウ） 滞納者が抵当権者以外の一般債権者を害することを知り、抵当権者も、その事実を知って備え付けた備付物

（エ） 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物

コ 財団に属する動産

工場財団、鉱業財団、漁業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、鉄道財団、軌道財団、運河財団又は観光施設財団に属する動産。

これらの財団が1個の財団とみなされているから個々の動産として差し押えることができない。ただし、抵当権者の同意を得て分離した動産についてはこの限りではない（工場抵当法14、15、鉱業抵当法3、漁業財団抵当法6、道路交通事業抵当法19、港湾運送事業法26、鉄道抵当法20、軌道ノ抵当ニ関スル法律1、運河法13、観光施設財団抵当法11、基本通達56⑪）。

サ 貨物引換証券等の発行されている物品

貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券が発行されている物品。

動産として差し押えることはできず、これらの証券を有価証券として差し押える（商法573、604、776、基本通達56⑫）。

シ 金券（郵便切手、収入印紙等）

郵便切手又は収入印紙のように、証券自体が特定の金銭的価値を有し、金銭の代用となる金券。

金券は有価証券ではないため動産として差し押える（基本通達56⑬）。

ス 金銭

財貨の交換の媒介物として国家がその価格を一定した物のうち、日本円を単位とする通貨（本邦通貨）及び保険料等の納付に使用することができる有価証券（外国為替及び外国貿易法6①-3、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律1、2参照）。

金銭の差押えは滞納者が納付に応じない場合に限る。

（注）1 金銭は、換価の手続を必要としないから、直ちに歳入歳出外現金として受入れ滞納保険料等に充てる。

なお、金銭を差し押えたときはその限度において、差押え時に滞納者から差押えに係る保険料等を徴収したものとみなされる（基本通達56⑭）。

2 外国通貨（本邦通貨以外の通貨、外国為替及び外国貿易管理法6①-4）も本邦通貨に準ずる。外国通貨を差し押えた場合は、差し押えた外国通貨を外国為替公認銀行又は両替商において本邦通貨と交換した上、滞納保険料等に充当する（基本通達56⑮）。

2 有価証券の意義及び範囲

(1) 有価証券の意義

有価証券とは、財産権を表象する証券で、その権利の行使又は移転が証券をもってなされるものをいう（民法上動産とみなされている無記名債券も含まれる）。

(2) 有価証券の範囲

ア 小切手、約束手形及び為替手形

イ 国債証券

(注) 国債証券とは、国債に対する権利を表示するために、発行される証券である。原則として、無記名証券を発行するが、権利者の請求によって国債の登録をするものがあり、この場合には証券は発行されない。

ウ 地方債証券

エ 社債券

(注) 社債券とは、社債権者の権利を表象する有価証券であって、記名式と無記名式がある。社債券には、特別の法律により設立された法人の発行により発行する債券（例えば、放送債券、商工債券、農林債券、旧電信電話債券、旧鉄道債券等）及び会社が特別の法律により発行する債券（例えば、みずほ銀行債券、あおぞら銀行債券等）も含まれ、これに準ずる外国の社債券についても同様である（基本通達56⑭）。

オ 出資証券

(注) 出資証券とは、日本銀行（日本銀行法9）、及び独立行政法人日本原子力日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法7）、協同組織金融機関の優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律29②2）、特定目的会社の優先出資証券（資産の流動化に関する法律48）の出資証券をいう。持分会社の出資に関する証券は、有価証券ではなく証拠証券である（基本通達56⑭）。

カ 投資信託又は貸付信託の無記名受益証券

(注) 投資信託又は貸付信託の無記名受益証券とは、証券投資信託又は貸付信託の無記名受益証券をいう。信託の記入式受益証券は、有価証券ではなく、証拠証券である（投資信託及び投資法人に関する法律6②、50③、貸付信託法8①、基本通達56⑭、73①）。

キ 抵当証券

(注) 抵当証券とは、抵当権付の債権とその抵当権を共に証券化してその流通をはかるために作成される有価証券である（抵当証券法14、15）。

ク 倉庫証券

(注) 倉庫証券とは、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を表象する有価証券である。なお、倉庫証券には、預証券、質入証券及び倉荷証券の3種がある（基本通達56⑭）。

ケ 無記名債権

(注) 無記名債権とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいう。

具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に原則として証券を必要とするものをいう。

コ 貨物引換証

(注) 貨物引換証とは、陸上物品運送契約において、運送人が運送品を受け取ったことを承認し、かつこれを権利者に返還すべきことを約束する有価証券である（商法571）。

サ 船荷証券

(注) 船荷証券とは、海上運送契約による運送品の引渡請求権を表象する有価証券である。

(3) 有価証券と認められない証券

有価証券は、財産権を表象する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、民法上動産とみなされている無記名債権も含まれるが、次に掲げる証券は有価証券ではない（基本通達56⑬）。

ア 証拠証券、免責証券借用証書若しくは受取証券のような証拠証券又は銀行預金証書のような免責証券。

(注) この場合は債権の差押えを行い、証拠証券又は免責証券は債権証書として取り上げる。

イ 金券

郵便切手又は収入印紙のように、証券自体が特定の金銭的価値を有し、金銭の代用となる金券。

(注) この場合は動産の差押手続に従って差し押える。

3 差押えの手続

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有（所持）した時にその効力を生ずる。したがって、占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は生じない。

なお、国税徴収法第60条第1項（差し押えた動産等の保管）の規定により滞納者又は第三者に差押財産を保管させたときは、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる（国税徴収法60②）。

(1) 占有

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がこれらの財産を占有した時にその効力を生ずるため、動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有することによって行う（国税徴収法56①、基本通達56②）。

(注) 1 占有とは、財産を差し押える意思をもって、事実上徴収職員の支配下において滞納者による処分の可能性を排除する手段を講ずることをいう（物理的には封印等の措置をすること）。

2 占有を欠くとき、例えば、差押調書の作成又は差押調書の謄本を交付だけをしたとき等の場合には、差押えの効力は発生しない。

3 国税徴収法第60条第1項（差し押えた動産等の保管）の規定によって、滞納者等に保管させる場合は、その滞納者等に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う（基本通達60③）。

(2) 差押調書の作成

徴収職員は、滞納者の動産又は有価証券を差し押えたときは、差押調書（様式3号）を作成する（国税徴収法54）。

具体的な作成手続については、第1節、第3、4「差押えの手続」（P4-8）を参照すること。

ア

(3) 差押調書の作成時期

差押調書の作成は、動産又は有価証券を占有した後に行う。

(4) 差押調書謄本の作成及び交付

徴収職員は滞納者の動産又は有価証券を差し押えたときは、差押調書謄本（様式3号）を差押調書と複写することにより、作成し次の者に交付する（国税徴収法54、146③）。

ア 滞納者

イ 財産の搜索を受けた第三者

ウ 財産搜索の立会人が滞納者及び財産の搜索を受けた第三者以外の者であるときは、その立会人

エ 財産の搜索は受けないが、財産を占有している第三者

(5) 第三者が占有する動産、有価証券の差押手続

滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が滞納者の動産又は有価証券を占有している場合において、その第三者が徴収職員にその引渡しを拒んだときは、原則として差押えができない。

この場合は、次により引渡命令を発して差し押える（国税徴収法58）。

(注) 親族その他の特殊関係者とは、国税徴収法施行令第13条各号に掲げる者をいう。

ア 引渡命令発付の要件

引渡命令は次に掲げる要件を満たしたときに発することができる（基本通達58⑦）。

(ア) 滞納者の動産又は有価証券を占有する滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が引渡しを拒むとき。

(イ) 滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納者に係わる保険料等の全額徴収することができる財産を有しないと認められるとき。

イ 引渡期限の指定及び期限の繰上げ

財産の引渡し期限の指定は、引渡しを命ずる書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の休日でない日とする（基本通達58⑧）。ただし、引渡しを命ずる第三者につき強制換価手続が開始された場合で、かつ、引渡命令に係る期限後においてその財産の差押えとすることができないと認められるとき

は、この期限を繰り上げることができる（国税徴収法施行令24③、基本通達58⑨）。

ウ 引渡命令及び通知

引渡命令は、その命令に係る動産又は有価証券を差し押えるための前提要件であるため、財産の引渡命令書（様式9号）を、第三者に送付して行い（国税徴収法施行令24）、また、滞納者に対しても、財産の引渡命令をした旨の通知書（様式9号）を作成し、送付する（国税徴収法施行令24、基本通達58⑩）。

エ 引渡命令に係る動産又は有価証券の差押え

徴収職員は、引渡命令に係る動産又は有価証券が引き渡されたとき、又は、指定期限まで引き渡しがないときは、その動産又は有価証券を差し押える。

（注） 質権が設定されている動産及び有価証券を差し押えたときは、次の点に留意する。

- 1 質権者には差押調書謄本を交付するので、国税徴収法第55条による差押えの通知は不要である。
- 2 質物の引渡しを受けるときは、質札、通帳を引換えに質権者に交付する必要はない。

（6）引渡命令を受けた第三者の権利の保護

滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者が滞納者の動産を占有している場合、滞納者との契約による貸借権、使用貸借権、その他動産の使用又は収益をする権利に基づいてその動産を占有しているときは、第三者は次のいずれかを選択することができる（国税徴収法59）。

ア 契約の解除

契約の解除とは、契約の内容いかんにかかわらず、その契約を一方的に解除することができることをいう（民法第540条第1項、第543条、第620条参照）。

契約を解除して、それにより生じた債務不履行、不法行為その他契約に基づく損害賠償請求権につき、その動産の売却代金の残余から配当を受ける。この場合一定範囲の前払借賃について、保険料等に優先して配当を受けることができる。

なお、法律の規定（民法第548条参照）により、法第59条第1項の規定にかかわらず契約の解除ができない場合がある。

イ 使用収益の継続

契約を解除せずに、3ヶ月を限度として、その動産の使用収益を継続する。

(注) 配当の請求については、次のことに留意する。

- 1 差押え日後の期間分の前払借賃について1ヶ月未満のものがある場合には、日割により計算すること。
- 2 差押えの日後の期間分の前払借賃の金額が借費の金額が借賃の3月分相当額を超えるときは、その3月分の金額とする（基本通達59⑱）。

ウ 選択の通知

動産の引渡命令を受けた第三者は、その動産の差押えの時までに文書で契約の解除と使用収益とのいずれを選択するかを通知しなければならない。

通知がない場合は、使用収益の方を選択したものとみなされる（国税徴収法施行令25①）。

(7) 差押動産等の搬出制限

引渡し命令を受けた第三者が、引渡し命令に係る動産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、財産の搬出をすることはできない（国税徴収法172）。

(注) 搬出とは、滞納者の動産等を占有する第三者から、直接の占有を奪って財産を引き揚げることをいう。

(8) 封印等による差押えの表示

封印とは、差押財産であることを表示する令第26条《差押動産等の表示》に定める事項を記載した標識をいう。

封印その他の表示は、徴収職員が差押財産を占有していることを明らかにする方法であって、徴収職員の現実の占有に代わる支配力を有するものであるから、封印その他の表示がされているときは、その財産の譲受けはその差押えに対抗することができない。

ア 差押封印用紙、公示書

差し押えた物件を滞納者又は第三者に保管させる場合には、差押物件である旨を表示することにより、差押えの効力が生ずる。この表示は差押物件である旨を表示した差押封印用紙（様式10号）を差押物件の見やすい所に貼付する。なお、公示書（様式11号）には、差押年月日、徴収職員の所属する局、部、署名等を明白に表示する。

封印は、徴収職員自らが行う。差押物件に貼付する封印用紙を滞納者に渡し貼付を依頼したが滞納者が貼付せず、他の執行機関が当該物件を差し押えて引揚げたような場合、差押えを主張できない。

イ その他の方法

封印以外に差押物件である旨の表示方法としては、立札、縄張り、木札等により、その動産が差押物件であることを明示する（基本通達60⑮）。

4 差押えの効力

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有して行い、差押えの効力は、徴収職員がその財産を占有したときに生じる。

動産又は有価証券を滞納者に保管させる場合には、その滞納者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。

差し押えた動産又は有価証券の運搬が困難である場合において、これらを占有する第三者に保管させるときは、その第三者に、その財産を保管すべきことを命じなければならない（法第60条第1項）。この保管命令は、差押調書にその旨を付記する方法により行う。

したがって、差押調書の作成又は差押調書の謄本の交付は行ったが、徴収職員の占有を欠く場合には、差押えの効力は生じない。一方、差押えを行った動産等を滞納者又は第三者に保管させた場合には、封印、公示書、その他差押えを明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に差押えの効力が生じる（国税徴収法56①②、60②、基本通達60⑯）。

（注） 差押えのため占有した後に、差押えの効力の持続のためには、封印等の標識の存続は必要ではなく、それが損壊され、封印等が自然に脱落することがあっても差押えの効力は消滅しない（基本通達60⑰）。ただし、徴収職員は、封印等の損壊、脱落又は消滅を発見したときは、速やかに修復するものとする。

5 差し押えた動産の保管等

（1）動産の保管

差し押えた動産は搬出し、労働局で保管する。

ただし、その動産の運搬が困難なとき、数量が著しく多く、多量であるとき等必要があると認められるときに、滞納者またはその動産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない（国税徴収法60①）。

ア 労働局で保管する場合

差し押えた動産を保管する場合、善良な管理者の注意をもって管理をしなければならない。

この場合において、必要があるときは、倉庫業者等に保管させることができる（国税徴収法60①）。

また、保管させる場合、帳簿を備え、保管に係る動産についてその出納を記入しなければならない（国税徴収法施行令 23②）。

（注） 善良な管理者の注意とは、差し押えた動産又は有価証券を保管する税務署長として、一般に要求される程度の相当の注意をいう。

イ 滞納者等に保管させる場合

差し押えた動産を滞納者又はその動産を占有する第三者に保管させることができるのは、おおむね次に掲げる場合である。

（ア） 差し押えた動産の運搬が困難である場合、その他滞納処分の執行上保管させることが適当であると認める場合。

（注） 運搬が困難である場合とはおおむね、次に掲げる場合をいう（基本通達60⑩）。

- 1 差し押えた動産の量、型、据付け状態により、その運搬が物理的に困難である場合。
- 2 国税徴収法第172条（差押動産等の搬出の制限）又は行政事件訴訟法第25条第2項（執行停止）の規定による停止命令等により搬出が法令上制限されている場合。

（イ） 動産を占有する第三者に使用又は収益させる場合

差し押えた動産を使用又は収益をする権利を有する第三者に保管させる場合に、徴収金の徴収上支障がないと認められるときは、その使用収益を許可することができる。

（注） 差し押えた動産を占有する第三者に保管させる場合は、その運搬が困難である場合を除いて、その第三者の同意が必要である。したがって、同意が得られない場合は、徴収職員がその差押財産の直接占有を継続しなければならない（国税徴収法61②）。

（2） 動産の保管命令

差し押えた動産を滞納者等に保管させる場合には、滞納者等にその動産を保管すべきことを命じなければならない。

保管命令は、差押調書及び差押調書の謄本の最下欄に所要事項を記入し、徴収職員が署名押印のうえ、その差押調書の謄本を滞納者等に交付して行う（基本通達60⑧⑨）。

- （注）
- 1 第三者の同意を得て保管させたときは、差押調書の欄外に保管命令に同意した旨を記入し、第三者の署名押印を受ける（基本通達60⑫）。
 - 2 滞納者等が不在の場合においても、差押調書の謄本を滞納者等の家族、従業員に交付することにより、保管命令をすることができる。

(3) 動産の封印、公示書等の表示

差し押えた動産を滞納者等に保管させる場合は、差押封印用紙、公示書、なわ張り、立札、木札等により、その動産が差押え物件であることを明示する（国税徴収法60⑮）。

(注) 封印、公示書等の差し押えた旨の表示は、第三者が容易に認識できるようにするとともに、表示方法を差押調書の余白に記入しておく（基本通達60⑱）。

(4) 動産の保管責任

ア 滞納者の保管債権

滞納者が保管中の動産を滅失、亡失、又はき損したときは保管人としての注意義務を怠ったか否かにかかわらず、一切の損害を滞納者が負担する。

なお、故意に差押財産を滅失し、亡失し、又はき損した場合には、国税徴収法第187条（罰則）、刑法第252条第2項（横領の罪）、同262条（毀棄の罪）等の規定が適用されることがある（基本通達60②）。

イ 占有する第三者の保管責任

滞納者の動産を占有する第三者は、滞納者に対しては、滞納者の財産を占有している原因である賃貸借契約、寄託契約等の内容に従って注意義務を負い、また、国に対しては、保管者として一般に要求される程度の注意義務を負う。

なお、第三者が故意に又は注意義務を怠ったことにより、保管中の動産を滅失、亡失、又は毀損したときは、滞納者又は国に対して損害責任を負う（基本通達60③）。

(5) 動産の使用収益

ア 滞納者に使用又は収益を許可する場合

差し押えた動産を滞納者又は使用収益権を有する第三者に保管させる場合において、その動産の使用又は収益をさせても、ほとんど減耗を来さないとき、多少摩耗はあっても保険料等の徴収が確実であると認めるとき等保険料等の徴収に支障がない場合は、その動産の使用又は収益を許可することができる（国税徴収法61、基本通達61①）。

なお、滞納者に使用又は収益を許可する場合は、次に留意する。

(ア) 使用又は収益の許可は、原則として、滞納者の文書又は口頭による申立てにより行う（基本通達61②）。

なお、滞納者から使用又は収益の許可を求める旨の積極的な申立てがなくても、黙示の申立てがあったとみられる場合があることに留意する。

(イ) 使用又は収益の許可は、通常の用法により、従来の使用又は収益を継続する程度の範囲とする（基本通達61③）。

(ウ) 使用又は収益を許可したときは、その旨を滞納者に通知する（基本通達61④）。

この通知は、原則として文書で行うものとするが、申立てが口頭であるときは口頭で許可して差し支えない。

この場合、差押調書の余白にその旨を記入する。

許可の通知には、滞納処分上必要がある場合は、許可を取り消すことがある旨を明記する。

イ 使用収益権を有する滞納者の親族その他の特殊関係者である第三者に使用又は収益を許可する場合

使用収益権を有する滞納者の親族、その他の特殊関係者に使用又は収益を許可する場合は、ア（イ）に準ずる。

この場合、使用又は収益の申立てはできるだけ文書により行わせるとともに、使用又は収益の許可の通知は書面でその第三者及び滞納者に対して行う。

ウ 使用収益権を有する滞納者の親族その他の特殊関係者以外の第三者に使用又は収益を許可する場合

使用収益権を有する滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者に使用又は収益を許可する場合は、使用又は収益の請求を文書により行わせるとともに、使用又は収益の許可の通知は、書面でその第三者及び滞納者に対して行う（国税徴収法施行令25、基本通達61⑥）。

6 差し押えた有価証券の保管等

(1) 有価証券の寄託、保管

差し押えた有価証券は証券による収納を行うこと（手引 I P125～130参照）。

(2) 有価証券の取立

ア 取立てができる場合

徴収職員は、差し押えた有価証券のうち、金銭の給付を目的とする有価証券については、債権の履行期日が既に到来しているもの又は債権の履行期日が近い将来到来するものであって、公売等をするよりも、取立てをする方が徴収

上有利であると認められるものに限って、当該有価証券に係る金銭債券を取り立てることができる（国税徴収法89②、基本通達57③）。

（注） 物品の給付を目的とする倉庫証券、貨物引換証等については、取立てをしないでその有価証券を換価する（基本通達57①）。

イ 取立ての手続

有価証券の取立てにあたっては原則としてその有価証券に「国税徴収法第56条第1項の規定により差し押え、同法第57条第1項の規定により取り立てる」旨を記載し、徴収職員が署名押印する（基本通達57⑥）。

なお、金融機関を通じて取り立てることができる小切手又は手形等については、国税通則法第55条（納付委託）の場合における取立ての方法に準じ取り立て、それ以外の有価証券については、その有価証券を直接振出人又は引受人に呈示して取り立てる。

（注） 取立手数料が必要なときは、あらかじめ庁費から支払いを行い、後日、取立て額のうちから、滞納処分費として徴収する。

ウ 取立ての効果

徴収職員が金銭を取り立てたときは、その限度において滞納者から差し押えに係る保険料等を徴収したものとみなされ、保険料等の納付義務が消滅する。

7 特殊な動産の差し押え

(1) 備付物の差押

工場抵当法による工場抵当（工場財団を組成しない工場抵当）の目的となっている土地又は建物に備え付けられている機械、器具その他工場の用に供されている動産（以下、この項において「備付物」）については、土地又は建物とともに差し押えの対象となる。

なお、土地又は建物を差し押えないで備付物だけ差し押えることはできないが、次に掲げる抵当権の効力の及ばない「備付物」については、差し押えることができる（基本通達56⑩）。

ア 備付物については、土地又は建物と別個に差し押えることができない。

ただし、抵当権の設定行為に別段の定めがある場合及び抵当権の目的物の目録に記載されていない場合の備付物については、差し押えることができる（工場抵当法7②、2①ただし書、3）。

イ 滞納者が抵当権者の同意を得て分離した備付物は、動産として差し押えることができる。

この場合において、その備付物が抵当権の目的物の目録に記載されているときは、目録の変更の登記をする必要がある（工場抵当法6②、3）。

ウ 滞納者が抵当権以外の一般債権者を害することを知り、かつ、抵当権者もその事情を知って備え付けた備付物については、抵当権の効力はその備付物に及ばないから、動産として差し押えることができる（工場抵当法2ただし書、民法424）。

エ 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物である場合には、抵当権の目的物の目録に記載されている場合であっても、抵当権の効力は及んでいないから、滞納者の動産として差し押えることができる。

オ 抵当権の目的物の目録に記載されている備付物については、滞納処分により差し押えたときに既に第三者が譲渡等により備付物の引渡しを受けているときにおいても、その備付物に対し差し押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項。第5条第1項参照）。ただし、当該第三者が即時取得の要件を満たしているときは、差し押えの効力を主張することはできない

(2) 立木の差押え

「立木ニ関スル法律」によって、所有権保存の登記された立木は、独立の不動産とみなされて差し押えることができるが、所有権保存登記のない樹木の集団及び独立の価値のある個々の樹木は、土地の定着物として土地の差押えの効力が及ぶ。これらの樹木についても、次の明認方法をすることにより動産に準じて差し押えることができる。

ア 明認による差押え

国がいつ差押えをした樹木であるかを第三者が容易に認識できるよう立札、なわ張り等を行い、差し押えたことを明らかにすることによって行う。明認方法によっても、明認できなくなったものは第三者に対抗要件を欠くものとされるから、明認方法は確実にを行い、その後の監視を厳重にする。

(注) 樹木の樹皮を削って墨書し、又は刻印することによる明認方法は樹木をき損することになるからなるべく他の方法によること。

イ 一般の立木の差押え

上記ア以外の一般の立木はその土地と一体として、不動産等に属することとなるので、不動産の差押手続により差押えを行う。

第3 不動産の差押え

1 差押えの対象となる不動産等

差押えの対象となる不動産とは、次に掲げるものをいう（国税徴収法68①、基本通達68①）。

(1) 不動産

ア 土地及び土地の定着物

土地及び土地の定着物は、民法第86条第1項（不動産の定義）に規定する不動産であるが、次のことに留意する（基本通達68②）。

(ア) 土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが（民法第207条）、鉱業法において鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は、国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばない（鉱業法2、3）。

(イ) 土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの（例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等）をいい、原則として、土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶ。

(注) 1 建物及び立木法による立木は、取引上及び登記簿上、土地と別個の不動産として取り扱われ（不動産登記法2①、5、立木法1、2）、差押えは別個の差押手続となる。

2 登記することができない土地の定着物は、民事執行の手続の上では、動産執行の対象となる（民事執行法43①、122①）。

(ウ) 仮植中の樹木、簡単な方法で土地に据え付けた機械、灯ろう等は、独立の動産であって、土地の定着物ではない。

(エ) 工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定による工場抵当の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ（工場抵当法7①、基本通達68④）。

(注) 「工場抵当権」とは、工場抵当法第2条の規定により、工場所有者が工場に属する土地又は建物（工場財団を組成する土地又は建物を除く。）の上に設定した抵当権をいう。

イ 建物

民法上の「土地の定着物」に該当する建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に

供しうる状態にあるものをいい（不動産登記規則第111条）、取引上及び登記簿上、土地から独立した不動産とされ、土地とは別個に差し押えなければならない。

なお、次のことに留意する（基本通達68③）。

(ア) 建物として取り扱うもの

- ① 駐車場の乗降場及び荷物積卸場（ただし、上屋を有する部分に限る。）
- ② 野球場、競馬場の観覧席（ただし、屋根を有する部分に限る。）
- ③ ガード下を利用した築造した店舗、倉庫等の建造物
- ④ 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物
- ⑤ 園芸、農耕用の温床施設（ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。）

(イ) 建物として取り扱わないもの

- ① ガスタンク、石油タンク、給水タンク
- ② 機械上に建設した建造物（ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。）
- ③ 浮船を利用したもの（ただし、固定しているものを除く。）
- ④ アーケード付街路（公衆用道路上に屋根覆を施した部分。）
- ⑤ 容易に運搬し得る切符売場、入場券売場等

(注) 1 建築中の建物のうち、建物の使用の目的からみて、使用可能な程度に完成していないものは、動産として差し押える。その後通常建物として、使用することができる程度（屋根、周壁及び床を備える状態）に完成した場合には改めて不動産としての差押えの上、動産としての差押えを解除する。

なお、建築中の建物については、不動産工事の先取特権の登記がある場合（不動産登記法86）であっても、建物としての差押え及びその登記をすることはできない。

2 プレハブ式建物については、その土台を土地に付着させるような特別の付加工事を施した場合又は土地に永続的に付着した状態で一定の用途に共されるものであると取引観念上も認めうるような特段の事情がない限り、動産として差し押える。

プレハブ式建物とは、屋根、周壁等によって構成され、一時的あるいは場所的な移動を必要とする用途に共する目的で移設に適するような構造に製作された建物をいう。

3 1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫、その他建物としての用途に供することができるもの（建物の区分所有等に関する法律1参照）があるときは、その各部分について独立した不動産として差し押える（不動産登記法2-5、2-22、12）。

- 4 同一の建物につき2以上の表示の登記がされている場合には、先にされた表示の登記が建物の現況と符合している以上、後にされた表示の登記は無効である。
- 5 工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定による工場抵当権の目的となっている建物の備付物には、その建物に対する差押えの効力が及ぶ（工場抵当法7①、基本通達68④）。

(2) 不動産を目的とする物権

ア 地上権

- (注) 1 地上権とは、工作物（建物等を含む）又は竹木を所有する目的のために他人の土地を使用する権利をいい（民法265）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲に限って設定することもできる（民法269の2）。
- 2 地上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない。
 - 3 農地又は採草放牧地の上の地上権の移転については、原則として農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法3①）。

イ 永小作権

- (注) 永小作権は小作料を支払って他人の土地において、耕作又は牧畜する権利をいう（民法270）。
- なお、農地等の上の永小作権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第3条第1項）。

(3) 不動産とみなされる財産

ア 立木

立木法の規定の適用を受ける樹木の集団で、その所有者が同法の規定により所有権の保存の登記をしたものは、土地から独立した不動産となり、1筆の土地又はその一部の土地の上に成立する集団ごとに1単位の立木として差し押える。

また、登記をしない樹木の集団及び独立の取引価格のある個々の樹木は、通常の土地の定着物として、その土地の差押えの効力が及ぶので、これらの樹

木についての立札、なわ張等の明認方法によって、土地から独立した不動産として差し押えることができる（基本通達68⑩）。

イ 工場財団

- (注) 1 工場財団とは、工場抵当法により物品の製造等の工場の施設としての土地、建物、機械、器具、その他の物的設備だけでなく、そのための地上権、賃借権、工場所有権又はダム使用権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいう（工場抵当法8、9、11）
- 2 工場所有者が工場財団登記簿に所有権保存の登記した工場財団は、1個の不動産とみなされる（工場抵当法14①）。
- 3 工場財団目録に記載された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、動産、無体財産権、その他の財団組成物件は、個々の物又は権利として差し押えることができない（工場抵当法13②）。

ウ 鉱業財団

- (注) 鉱業財団とは、鉱業抵当法により鉱業権、土地、機械、器具及びその他の物的設備のほか、地上権、賃借権又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいい、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。

エ 漁業財団

- (注) 漁業財団とは、漁業財団抵当法により定置漁業権又は区画漁業権、船舶、漁具及びその他の物的設備のほか、地上権、水面の使用に関する権利又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいい、工場抵当法のうち、工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる（漁業財団抵当法1、2、6）。

オ 道路交通事業財団

- (注) 道路交通事業財団とは、道路交通事業抵当法により自動車、土地、機械、器具及び軽車輛等のほか、地上権、地役権をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいい、道路運送事業者、自動車ターミナル事業者又は貨物利用運送事業者が道路交通事業財団登記簿に所有権保存の登記をした道路交通事業財団は、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる（道路交通事業抵当法19）。

カ 港湾運送事業財団

(注) 港湾運送事業財団とは、港湾運送事業法により港湾運送事業に関する上屋、荷役機械、はしけ、事務所及び一般港湾運送事業の経営のため必要な器具等のほか、地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいい、一般港湾運送事業者等が港湾運送事業財団登記簿に所有権保存の登記をした港湾運送事業財団には、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる(港湾運送事業法23、24、26)。

キ 観光施設財団

(注) 観光施設財団とは、観光施設財団抵当法により観光施設に属する土地、機械、動物、植物、展示物、船舶、車両及び航空機等ほか、地上権、賃借権、温泉を利用する権利等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって設立する財団をいい、観光施設を観光旅行者の利用に供する事業を営む者が、観光施設財団登記簿に所有権保存の登記をした観光施設財団は、工場抵当法のうち、工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる(観光施設財団抵当法3、4、7)。

(4) 不動産に関する規定の準用のある財産

ア 鉱業権

「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい(鉱業法5、11)、経済産業局長が設定の許可をし(鉱業法21)、鉱業原簿に登録することによって成立する(鉱業法59、60)。

鉱業権は物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除いて不動産に関する規定が準用される(鉱業法12、13)。

なお、鉱業法には他に「採掘権」と「試掘権」とがあり、物権とみなされ、不動産に関する規定が準用が適用されるが「租鉱権」は差押えができない(鉱業法11、12)。

(注) 1 鉱業権とは登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいう。

- 2 試掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物の探鉱を内容とする鉱業権をいい、採掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物を掘採し、自己の所有物とすることを内容とする鉱業権をいう。
- 3 租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいう（鉱業法6）。

イ 特定鉱業権

特定鉱業権は、物権とみなされ、不動産に関する規定が準用される（大陸棚特別措置法4、6）。

（注） 特定鉱業権とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域（共同開発区域）内の登録を受けた一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいい、経済産業大臣がその設定の許可をし、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる。

ウ 漁業権

漁業権は、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（漁業法23①）。

（注） 1 漁業権とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権（区画漁業を営む権利）及び共同漁業権（共同漁業を営む権利）をいう。

2 共同漁業権については、差押えができない（漁業法23①、26）。

エ 入漁権

（注） 1 入漁権とは、設定行為に基づいて、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業権である貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容である漁業の全部又は一部を営む権利をいい、物権とみなされる。

2 入漁権は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は取得することができず（漁業法第42条の2）、漁業権者の同意がなければ譲渡することができない（同法第43条第3項）。

オ 採石権

（注） 採石権とは、設定行為に基づいて他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む）を採取する権利をいう（採石法4①）。

カ ダム使用权

(注) 1 ダム使用权とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

この権利は物権とみなされ、特定多目的ダム法に別段の定めがある場合を除いて不動産に関する規定が準用される（特定多目的ダム法2②）。

2 ダム使用权は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない（特定多目的ダム法第22条）。

(5) 不動産として取り扱う財産

ア 鉄道財団

(注) 鉄道財団とは、鉄道抵当法によって抵当権の設定を認められる財団で、鉄道の全部又は一部について設定され、鉄道事業経営に関する物的設備と地上権、地役権、登記した貸借権をその内容とし、1個の物とみなされる（鉄道抵当法2、2の2、3、4、13の4、基本通達68⑳）。

イ 軌道財団

(注) 軌道財団とは、軌道ノ抵当ニ関スル法律によって抵当権の設定を認められる財団であり、別段の規定がある場合を除いて鉄道抵当法が準用され、財団の組成物件も鉄道財団とおおむね同様である（基本通達68㉑）。

ウ 運河財団

(注) 運河財団とは、運河法によって抵当権の設定を認められる財団で、運河事業に関する物的設備と地上権、地役権、登記した貸借権をその内容とし、1個の物とみなされる（基本通達68㉒）。

(6) 不動産の共有持分

(注) 不動産の共有持分とは、共有者がその不動産に対して有する量的に制限された所有権をいう。

不動産の共有持分については、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法250）。

2 差押えの手続

(1) 差押書の作成

不動産の差押えは差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写することにより作成し、これを滞納者に送達することによって行う（国税徴収法68①、国税徴収法施行令301①、基本通達68②）。

(2) 差押調書の作成

不動産を差し押えたときは、差押調書（様式5号）を差押書と複写により作成する（国税徴収法54、国税徴収法施行令21①、基本通達68③）。

（注） 不動産等については、滞納者に対し差押書が送達されるから動産の差押えの場合と異なり、謄本を滞納者に交付する必要はない（基本通達68③）。

(3) 差押えの登記の嘱託

不動産を差し押えたときは、第三者への対抗要件を備えるため、差押登記嘱託書（様式19号）を作成し、関係機関に登記の嘱託を行う（国税徴収法68③）。

ア 登記、登録を行う場合

差押え登記の嘱託については、次のことに留意する（基本通達68④）。

- （ア） 登記原因を証する書面は差押調書の正本又は謄本であり、登記権利者は、労働局長である（不動産登記法7②）。
- （イ） 差押登記嘱託書への添付書類、差押登記嘱託書には、工場抵当法第3条（抵当権の目的物の目録）の規定による目録又は工場財団の目録の添付を要しない。
- （ウ） 工場抵当法第3条の規定による目録に他人の物件が記載されている場合には、その物件を除外して差押えの登記を嘱託して差し支えない。
- （エ） 同一の登記所の管轄に属する数個の不動産の差押えの登記を嘱託する場合には、同一の嘱託書をもって差押えの登記を嘱託することができる（不動産登記法16①、不動産登記令4）。
- （オ） 表示登記又は所有権の保存登記がされていない不動産について差押えの登記を嘱託した場合には、登記官は、職権で表示登記がないときは、表示登記及び保存登記を、保存登記がないときは保存登記を、それぞれ行った上、差押えの登記をする（不動産登記法104、102）。
- （カ） 土地区画整理法第103条第4項（換地処分公告）の規定により国土交通大臣又は都道府県知事による換地処分公告があった後においては、同法第107条第3項本文（換地処分公告後の登記の制限）の規定により、同条第2項（事業の施行による変動に係る登記等）に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係る登記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。

なお、換地処分公告の日前に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる（土地区画整理法第107条第3項ただし書）。

イ 未登記不動産と不動産物件の対抗要件

未登記不動産についても民法第177条の適用があり、その取得者はその旨の登記を経なければ、取得後に所有権を取得して登記を経た第三者に対して、自己の所有権の取得を主張することができない（基本通達68⑤）。

(注) 1 差押えの登記を嘱託する場合には、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5⑩）の規定により、登録免許税は課されない（基本通達68⑦）。

2 登記官吏が登記を完了したときは、登記原因を証する書面又は嘱託書の副本に嘱託受付の年月日、受付番号、登記済の旨を記載して登記所の印を押印して返還される。

ウ 不動産の差押えの登記（登録）を嘱託する関係機関

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登記簿又は登録簿
土地又は建物	登記	民法第177条、不動産登記法第1条	法務局、地方法務局又はその支局・出張所	土地登記簿又は建物登記簿
地上権	同上	同上	同上	土地登記簿
永古作権	同上	同上	同上	同上
立木	同上	立木法第1条、第2条	同上	立木登記簿
工場財団	同上	工場低当法第8条、第9条、第14条	同上	工場財団登記簿
鉱業財団	同上	鉱業抵当法第1条、第3条	同上	鉱業財団登記簿
漁業財団	同上	漁業財団抵当法第1条、第6条	同上	漁業財団登記簿
道路交通事業財団	同上	道路交通事業抵当法第3条、第6条、第8条	同上	道路交通事業財団登記簿
港湾運送事業財団	同上	港湾運送事業法第23条、第26条	同上	港湾運送事業財団登記簿
観光施設財団	同上	観光施設財団抵当法第3条、第8条、第11条	同上	観光施設財団登記簿
鉱業権	登録	鉱業法第12条、第59条、第60条	地方経済産業局長	鉱業原簿

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登記簿又は登録簿
特定鉱業権	同上	大陸棚特別措置法第6条、第32条	経済産業大臣 (資源エネルギー庁)	特定鉱業原簿
漁業権 入漁権	同上	漁業法第23条、第43、第50条	都道府県知事	免許漁業原簿 (漁業権登録簿)
採石権	登記	採石法第4条第3項、民法第177条、不動産登記法第1条	法務局、地方法務局 又はその支局・出張所	土地登記簿
ダム使用权	登録	特定多目的ダム法第20条、第26条	国土交通大臣	ダム使用权 登録簿
鉄道財団	同上	鉄道抵当法第2条、第15条、第28条	国土交通大臣	鉄道抵当原簿
軌道財団	同上	軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条	同上	軌道抵当原簿
運河財団	同上	運河法第13条	国土交通大臣	運河抵当原簿

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

不動産の差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記(登録)がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる(国税徴収法68②④)。

(注) 1 滞納者に差押書を送達してから登記をした場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先にする必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する(基本通達68⑧)。

2 不動産の登記申請は、郵便やオンラインによる方法も可能となっているため、同一の不動産に関し、2以上の登記の申請(嘱託を含む)がなされ、その前後が明らかでない場合が生じ得るが、これらの申請は同時にされたものとみなされる(不動産登記法19②)。

同一の不動産に関し、権利に関する登記の申請が2以上あったときは、受付番号の順序に従って登記されるが（不動産登記法20）、同時に申請されたもの（同時に申請されたとみなされるものを含む）は、同一の受付番号が付される（不動産登記法19③）。

この場合、両立し得る権利に関する登記申請であれば同順位となるが、登記の目的である権利が相互に矛盾する登記申請（例えば、2以上の差押えの登記等）については、これらを登記することができないため、いずれの申請も却下される（不動産登記法25⑬、不動産登記令20⑦）。いずれの申請も却下された場合、改めて登記の申請を行う必要がある。

（2）差押え後の管理

ア 建物の増築、滅失、き損があったときの処理

（ア）差押えをした1棟の建物の増築が加えられた場合には増築部分が物理的・経済的に構造、効用が別個の独立した建物と認められるときは、その増築部分について新たに差し押える必要がある。

（注） 増築部分を従前の建物と同一とみるか、別個のものとするかの判定は建物の物理的構造のみでなく、増築部分が経済的効用において、あるいは取引の目的物として、独立性を有しているかどうかによること。

（イ）差押えをした建物の一部が滅失又はき損した場合、差押えの効力には影響がなく、滞納処分が続行されるが、建物の全部又は大部分が滅失又はき損して、建物としての効用がなくなった時は、差押えを解除する。

イ 土地収用等の場合

差押えに係る土地又は建物及び地上権及び永小作権について国、地方公共団体等が土地収用法、都市計画法等に基づいて、収容処分をしたときは、差押えの効力は失われる。

（注） この場合、収用の補償金の請求権を債権差押えの手続により差し押える。

ウ 行政区画等が変更された場合

行政区画、住居表示、字名等が変更されたため、名義人の住所地、財産の所在地が変更されたときは、その登記は当然に変更されたものとみなされる。

（注） 住居表示変更の場合は、物件の所在地は変更されるが、所有者の住所は変更されないから、表示変更の代位登記の必要がる。

4 不動産の使用収益

滞納者又は使用収益権のある第三者は、原則として、差し押えた不動産について通常の用法に従い、使用又は収益することができる。ただし、この使用又は収益は、差し押えた不動産を将来公売し、保険料等を徴収するに差し支えない範囲内に限られるべきであるから、不動産の価値が著しく減耗するおそれがあるときは、使用又は収益を制限することができる（国税徴収法69）。なお、差し押えた不動産の使用収益の制限は差押書に付記することにより行っても差し支えない。

(注) 1 価値が著しく減耗するとは、通常の用法に従っているが、差し押えられた不動産の価値を著しく減耗する行為をいう（基本通達69①）。

この減耗は、物理的な減耗に限られることなく、法的に減耗するもの、例えば、差し押えた更地の上に建物を新築する行為も含まれる。

2 使用又は収益を制限する方法は、かぎをかけ、立入禁止を宣言する等の事実行為又は命令行為によるものである（基本通達69②）。

5 強制競売の開始決定があった不動産に対する差押え

滞納処分による差押えは、強制競売の開始決定があった不動産に対してもすることができる（滞調法29①、36）。

(1) 差押書及び交付要求書の交付

強制競売の開始決定があった不動産に対する差押えは、執行裁判所に対し差押書及び交付要求書を交付することによって行う。

(注) 差押えの効力は、差押書及び交付要求書が執行裁判所に到達した時に生ずる。

(2) 差押調書の作成と謄本の交付

不動産を差し押えたときは、差押調書を作成するとともに差押書を滞納者に交付する。この場合、差押調書及びその謄本の差押財産欄に強制競売の開始決定があったものを差し押えた旨を表示するとともに、適宜の箇所に交付要求をした旨を記載する。

(3) 行政機関等への参加差押

執行裁判所から、差押書及び交付要求書（副本）の返還を受けた場合において、既に他の滞納処分による差押えがされているときは、速やかに滞納処分をした行政機関等に参加差押えをする。

(4) 公売等

公売等は強制競売の開始決定後に差押えをした不動産については、滞納処分続行承認の決定があった場合を除いて、強制競売の開始決定が取り消された後でなければすることができない（滞調法33）。

また、二重の強制競売の開始決定と滞納処分との関係（①強制競売の開始決定、②滞納処分による差押え、③強制競売の開始決定）においては、先の開始決定に係る強制競売の申立てが取り消されたときは、後の強制競売の開始決定に基づいて手続が続行されるから、滞納処分による公売等はできない（滞調法30）。

6 競売（担保権の実行としての競売）の開始決定があった不動産の差押え

滞納処分による差押えは、競売の開始決定があった不動産に対してもすることができる。この手続は前記5に準ずる（滞調法36）。

7 仮差押えがされている不動産の差押え

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられないので、仮差押えの執行がされた不動産に対しても差押えができるし、また、その後の換価等の手続を進めることができる（国税徴収法140）。

- （注）
- 1 仮差押えの執行がされた不動産を滞納処分により差し押えた場合には、仮差押えをした執行裁判所にその旨通知する（国税徴収法55①）。
 - 2 仮差押えの執行後に、滞納処分により差押えをした不動産を換価する場合には、仮差押債権者に公売の通知をする。
 - 3 仮差押えの執行後に滞納処分により差押えをした不動産につき、滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余が生じた場合には、その不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地と管轄する地方裁判所）に交付する（基本通達140③）。

第4 船舶又は航空機の差押え

1 差押えの対象となる船舶及び航空機

(1) 差押えの対象となる船舶

国税徴収法第70条の規定によって差押えができる船舶とは、船舶登録簿に登録することができる船舶をいう。船舶登録簿に登録することができる船舶は、総トン数20トン以上の日本船舶である（商法第686条、船舶法第5条第1項参照）。

なお、次に掲げる船は、船舶に含まれないため、動産として差し押える（商法686、船舶法5①、基本通達56④、70①）

ア 「端舟」その他「ろ」もしくは「かい」だけで運転し、又は主として「ろ」もしくは「かい」だけで運転する舟（商法686②、船舶法20、小型船舶登録法2-2）

イ 本船舶のうち総トン数20トン未満の船舶であって、次に掲げる船舶（商法686、船舶法20）

(ア) 漁船（小型船舶登録法2-1）

(イ) 係留船（小型船舶登録法2-2）

(ウ) 推進機関を有する長さ3メートル未満の船舶であって、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの（小型船舶登録規則2-1）

(エ) 長さ12メートル未満の帆船（小型船舶登録規則2-2）

(オ) 推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船舶登録規則2-3）

(カ) 告示で定める水域のみを航行する船舶（小型船舶登録規則2-5）

ウ 外国船舶（日本船舶以外の船舶）であって、登録された小型船舶以外のもの（船舶法1、小型船舶登録法2）

エ 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む）で、船舶として航行できる程度に完成していないもの

(注) 製造中の船舶は動産として差し押えた後に航行できる程度に完成した場合は、あらためて船舶として差し押える。

オ 未登録の小型船舶

(2) 差押えの対象となる航空機

差押えができる航空機は、航空法の規定により、国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けた飛行機又は回転翼航空機をいう（国税徴収法70、航空法3、基本通達70②）。

なお、次に掲げる航空機は、動産として差し押える（基本通達56⑤）。

ア 滑空機（グライダー）、飛行船（登録のあるものを含む）

（注） 滑空機及び飛行船その他航空法施行令で定める航空の用に供することができる機器は、登録をしてもその登録は第三者に対する対抗要件ではなく（航空法第2条第1項、第3条の3参照）、国税徴収法第70条（船舶又は航空機の差押）の規定の適用を受けないから、動産として差し押える。

イ 未登録の飛行機及び回転翼航空機

2 差押えの手続

（1）差押調書の作成

船舶及び航空機の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写することにより作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う。なお、差押書の「差押財産」欄には、差し押えた船舶等を特定できるように、差押え船舶の種類及び名称、船籍港、機関の種類、数等を記入する（国税徴収法54、国税徴収法施行令30①、基本通達70③、④）。

（2）登記の囑託

船舶を差し押えた時は、第三者への対抗要件を備えるため、船籍港を管轄する法務局、地方法務局、支局若しくは出張所に、一方、航空機を差し押えたときは、国土交通省航空局にそれぞれ差押登記囑託書又は差押登録囑託書を作成し、登記原因を証する差押調書の謄本を添付して、差押えの登記を囑託する（国税徴収法70①、68③、船舶登記令4、航空機登録規則3、基本通達⑤）。

（注） 1 登録の申請（航空機登録令9）の規定にかかわらず、差押登録囑託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、国土交通省航空局に提出することができる（基本通達70⑤）。

2 差押登記を囑託する場合、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5⑩）の規定により、登録免許税は課されない（基本通達70⑦）。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記（登録）がされた時又は監守及び保存のため必要な処分をした時のいずれか早い時に効力が生ずる（国税徴収法70①④、68②④、基本通達70⑧）。

(注) 1 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずる。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する（基本通達70⑧）。

2 船舶の属具目録に記載されたものは、船舶の従物と推定されるから、原則として、船舶に対する差押えの効力が属具に及ぶ（商法685、基本通達70⑨）。

(2) 船舶等の停泊又は航行の許可

ア 船舶等の停泊

船舶又は航空機を差し押えた場合に滞納処分のため必要があるときは、一時停泊させることができる。

この場合、文書で停泊を命ずる。

なお、発航の準備が終わった船舶については、停泊に命ずることができない（国税徴収法70②）。

(注) 1 停泊とは船舶又は航空機がその所在する場所に停止又は停留することをいう（基本通達70⑩）。

2 発航の準備が終ったかどうかの判定は、船舶航行の計画又は契約の成立によって行わず、もっぱら貸客の運送に必要であり、かつ、客観的には、相当な整備がされたかどうか（例えば、船員及び船客の乗組み、貨物、燃料食糧及び飲料の積込み、出港及び渡航手続が完了したかどうか）等によって行う。

なお、航空機の発航の準備が終ったかどうかの判定も同様である（基本通達70⑫）。

イ 航行の許可

停泊中に差し押えた船舶又は停泊命令により停泊している船舶について、営業上の必要、その他相当の理由があるときは滞納者、交付要求者、抵当権者等すべての利害関係人の申立てにより、その航行を許可することができる。

この申立ては、滞納者、交付要求をした者、抵当権その他の権利を有する者等すべての利害関係人が連署した差押財産の使用等許可申立書（様式20号）を提出させて行う（国税徴収法70⑤、国税徴収法施行令31）。

なお、航行の許可をしたとき又は航行を不許可にしたときは、その旨を申立人に文書で通知する。

（注）1 営業上の必要、その他相当の理由があるときとは、航行を許可することにより、営業上の利益が見込まれ、徴収上有利な結果をもたらすときをいい、例えば、現に行っている運送契約に債務不履行が生ずることを避け、航行による収益を滞納者に得させる必要があるとき等をいう（基本通達70⑯）。

2 航行を申立てどおりに許可する場合の航行許可の通知書には、審査請求ができる旨の教示を記入する必要はないが、申立てどおりに許可しない場合及び航行の不許可の場合の通知書には審査請求ができる旨の教示を記入する。

第5 自動車の差押え

1 差押えの対象となる自動車

自動車とは、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、自動車の登録（道路運送車両法）の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたものをいう。

ただし、大型特殊自動車で土木建築に使用されるもの（例えば、トラクター、ブルドーザー等）は除かれる（国税徴収法71①、道路運送車両法5②、基本通達71①）。

（注） 登録を受けた自動車以外のものは、動産として差し押える。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

自動車の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う（国税徴収法54、71①）。

（注） 差し押えた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（基本通達71⑤）。

(2) 登記の嘱託

自動車を差し押えたときは、その自動車使用の本拠の所在地を直轄する運輸支局（自動車検査登録事務所）に、自動車の差押えの登記嘱託書（様式17号）を作成し、登録の原因及びその日付を証する書類として、差押調書謄本を添えて送付する。

自動車差押登録嘱託書は、自動車1両ごとに1枚作成し、同時に2両以上の自動車について登録を嘱託するときは登録の原因及び目的が同一であるときに限り、差押調書謄本は1枚のマークシートに添付する。この場合他のマークシートの添付書類欄にはその旨を記入する。

（注） 1 所轄運輸支局等は、自動車登録ファイルに差押えの登録をしたのち、差押調書謄本にその嘱託書の受付年月日、受付番号及び登録済の旨を表示して、返送することになっているので、返送された差押調書謄本は滞納処分関係書類に綴り込んでおくこと。

2 差押えの登録をした自動車について抵当権の設定又は仮差押え、仮処分がされている旨の登録があるときは、差押調書謄本の余白に、抵当権者の住所、氏名及び抵当権設定年月日又は執行裁判所名を記載して返送されることになっている。

- 3 差押えの登記を囑託する場合には、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5⑪）規定により、登録免許税は課されない（基本通達71⑥）。

(3) 自動車検査証の占有

自動車の差押えにあたっては、動産の差押手続に準じて自動車検査証を占有しなければならない（自動車の換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の呈示を必要とし、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の供に用いることができないため、基本通達71⑫）。

(4) 差押えまでの手順

ア 滞納者の自動車税の課税状況を都道府県税事務所に自動車税課税台帳登録事項調査票を添付して照会する。

イ 照会により滞納者が所有する自動車の登録番号が判明した場合は、その自動車の使用の本拠を所管する地方運輸支局（自動車検査登録事務所）で、自動車登録ファイルによって所有権、その他権利関係について調査し、登録事項証明書を受け取る。

ウ 差し押える場合は、差押えを行う自動車の使用の本拠を所管する地方運輸支局長又は検査登録事務所長に囑託することとし、登録囑託書と登録原因を証する書面として差押調書（謄本）を提出して、差押登録が完了後に滞納者に差押書を送達することとなる。

エ ウにより登録上の差押えは完了するが、自動車を使用させないための措置として自動車を占有する場合は、タイヤロックを装着する。

この場合は、滞納者に対して引渡命令書を通知し、公示書を運転席側の窓やドアミラー等に取り付けた後、占有調書を作成して滞納者に保管を命ずる。

なお、差押えと同時に占有する場合は、引渡命令書の通知は不要となる。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記（登録）がされた時又は監守及び保存のため必要な処分をした時のいずれか早い時に効力が生ずる（国税徴収法71①、基本通達71⑧）。

(注) 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する（基本通達68⑧）。

(2) 自動車の所在地変更防止の処置

自動車を差し押え、差押書を送達前又は送達後において、滞納者が自動車を使用するおそれがあるときは、自動車の所在地を変えることを防止するための処置及び自動車の効用を維持するための処置をすることができる。

具体的には、徴収職員が占有保管をする、なわ張りをする、自動車検査証を取り上げる、自動車損害賠償責任保険証明書を取り上げる等の処分をする（国税徴収法71②、70③、基本通達70⑬～⑯、71⑬）。

(注) 1 自動車の占有と同時に自動車検査証を取り上げた場合において、搜索調書を作成するときはその「備考」欄にその旨を付記する。

搜索調書を作成しないときは、取上調書（様式21号）を作成する。

2 差押えと同時に自動車検査証を取り上げたときは、差押書の「差押財産」欄にその旨を付記する。

(3) 自動車の引渡命令と占有

自動車を差し押えた場合には、滞納者に対して財産の引渡命令書（様式9号）によって引渡しを命じ、また、徴収職員に差押財産占有調書（様式22号）を作成させ、占有させることができる（国税徴収法71③、国税徴収法施行令24）。

この場合、徴収職員は次のア～ウに掲げるところにより、占有することとなるが、滞納者が引渡命令に応じないときは、搜索の権限及び方法の規定により、搜索その他の処分を行うことができる（国税徴収法142、基本通達71⑭）。

ア 滞納者が占有している場合

差し押えた自動車を滞納者が占有している場合には、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じた上で、引渡しが行われたときはもとより引き渡しをしないときであっても、徴収職員は直ちにその占有ができる（国税徴収法71④、56①）。

イ 滞納者の親族、その他の特殊関係者が占有している場合

差し押えた自動車を滞納者の親族、その他の特殊関係者が占有している場合は、滞納者の親族等に対して直ちに引き渡すべきことを命じた上で、引き渡しをしないときであっても、徴収職員は直ちにその占有ができる。

ウ 第三者が占有している場合

差し押えた自動車を第三者（滞納者の親族その他の特殊関係者以外の第三者をいう）が占有している場合は、滞納者に対し直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しがされたときは直ちに占有する。

なお、引き渡しをしないときで占有する第三者もその引渡しを拒むときは、その第三者に対して引渡しを命じた上で、引渡しがされたときはもとより、その第三者が指定された期限までに徴収職員にその引き渡しをしないときであっても直ちにその占有ができる。

(注) 1 第三者に対する財産の引渡命令書に記入する引渡しの期限は、原則として引渡命令書を発する日から起算して7日以上を経過した日とする（国税徴収法施行令24③）。

2 第三者が占有する自動車の引渡命令については、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る保険料等の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り命ずることができる（国税徴収法58②）。

エ 占有搬出の手続一覧表

占有している者	占有して保管させる場合	占有して、直ちに搬出する場合	占有して保管させたのち、公売等のため搬出する場合
1. 滞納者又は特殊関係者	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて占有 →占有調書 2. 引渡しをしないとき 検索して占有 →検索調書	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて搬出 →補正した搬出調書 2. 引渡しをしないとき 検索して搬出 →検索調書	1. 引き渡しを受けて搬出 →搬出調書 2. 引渡しをしないとき 検索して搬出 →検索調書

占有している者	占有して保管させる場合	占有して、直ちに搬出する場合	占有して保管させたのち、公売等のため搬出する場合
2. 第三者	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて占有 →占有調書 2. 滞納者が引渡しをしないとき 第三者に引渡命令 ア 引渡しを受けて 占領 →占有調書 イ 引渡しをしないとき 搜索して占有 →搜索調書	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて搬出 →補正した搬出調書 2. 滞納者が引渡しをしないとき 第三者に引渡命令 ア 引渡しを受けて搬出 →補正した搬出調書 イ 引渡しをしないとき 搜索して占有 →搜索調書	1. 引渡しを受けて搬出 →搬出調書 2. 引渡しをしないとき 搜索して搬出 →搜索調書

(4) 第三者の権利の保護

滞納者の自動車を差し押える場合に第三者（滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者をいう）が滞納者の自動車等を滞納者との契約による賃借権、使用貸借権、その他自動車の使用又は収益をする権利に基づいて占有しているときは、第三者は次のア、イのいずれかを選択することができる（国税徴収法71④、59）。

なお、第三者は徴収職員が占有する時までには文書でどちらを選択するかを通知しなければならない。通知がない場合は、イ使用収益の方を選択したものとみなされる（国税徴収法施行令25）。

ア 契約を解除して、それにより生じた損害賠償請求権につき、その自動車の売却代金から配当を受ける。この場合には、一定範囲の前払借賃については、保険料に優先して配当を受けることができる。

イ 契約を解除せずに3ヶ月を限度としてその自動車の使用収益を継続する。

(5) 搬出

差押え又は占有したのみでは、滞納者が自動車を隠ぺい・毀損するなどにより、自動車公売の免脱の危険性があるため、労働局の管理下となる保管場所まで搬出する必要がある。搬出にあたっては、次のことに留意する。

ア 搬出前に自動車の内装・外装、損傷状況を詳細に確認し、写真等を含め記録を行う。

イ 搬出・運搬等を業者に委託する場合は、両者でアについて確認する。また、滞納者立会いのもと、エンジンの動作確認を行う。

(6) 差押自動車の保管

ア 労働局で保管する場合

労働局で保管する場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、帳簿を備えて保管に係る自動車について、その出納を記入しなければならない（国税徴収法施行令32、23）。

イ 滞納者等に保管させる場合

(ア) 差し押えた自動車を滞納者又はその自動車を占有する第三者に保管させる場合は、滞納者等にその自動車を保管すべきことを命じなければならない（基本通達71⑭）。

(イ) 保管命令は、差押財産占有調書（様式22号）又は搜索調書（様式2号）の最下欄に所要事項を記入し、徴収職員が署名押印のうえ、その謄本を滞納者等に交付して行う。

(ウ) 差し押えた自動車を滞納者等に保管させる場合は、差押封印用紙（様式10号）、公示書（様式11号）等により、その自動車が徴収職員の占有に係る旨を明らかにするとともに、自動車の運行を許可する場合を除き、自動車を運行させないための措置（例えば、タイヤロック、ハンドルの封印、立札、なわ張り等）をしなければならない（国税徴収法71⑤、基本通達71⑰）。

(注) 1 滞納者等が不在の場合においても、差押財産占有調書の謄本を滞納者等の家族、従業員等に交付することにより保管命令をすることができる。

2 タイヤロックは自動車のタイヤに取り付ける金属金具のことで、保管命令の一環として保管命令と同時に自動車の運行をさせないための「適当な措置」として使用する。

タイヤロックは、差押えを行った自動車について引渡命令を行い、徴収職員が自動車を占有した後に行う。

保管命令を行う場合は、運転する者が見やすい場所、サイドミラーに「公示書」を取り付ける。

(7) 差押自動車の運行許可

差し押えた自動車について、運行を許可することにより営業上の利益が見込まれ、徴収上有利な結果をもたらすときは、運行を許可することができる。この場合、滞納者、交付要求者、抵当権者等すべての利害関係人が連署した差押財産の使用等許可申立書（様式20号）を提出させて行う（国税徴収法71⑥、国税徴収法施行令31、32、基本通達70⑰、⑱、71⑲）。

運行の許可をしたとき又は運行を不許可としたときは、その旨を申立人に文書で通知する（基本通達70⑲）。

（注）1 使用の許可にあたっては、自動車の種類、性質、滞納処分の緊急度、滞納者の誠実さ等を参酌して判断する。

2 申立どおりに許可しない場合、運行の不許可の場合の通知書には、必ず審査請求ができる旨の教示を記入する。

（8）債権者代位による移転登録

滞納者が自動車を売買等によって購入し、自動車の所有権が滞納者へ移転しているのに移転の登記がされていないときは、債権者代位による自動車の移転登録申請書により、滞納者の名義に変更して差し押えることができる。

第6 建設機械の差押え

1 差押えの対象となる建設機械

建設機械とは、建設業法第2条第1項（建設工事の定義）に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第1条（建設機械の範囲）の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法2③）が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻を受け、又は既に打刻された記号の検認を受けた後に建設機械登記簿に所有権の保存登記をしたものをいう（国税徴収法71①、建設機械抵当法2、4①④、建設機械登記令10、建設機械抵当法施行令9①）。

（注）1 登記をしていない建設機械は、動産として差し押える。

2 建設機械の所有権保存の登記は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、所有権を有するものの申請によって行われる。

3 登記されている建設機械の所有権及び抵当権の得喪変更は、建設機械登記簿に登記しなければ第三者に対抗できない。

差押え、仮差押え又は仮処分がなされている建設機械について、所有権保存の登記がされたときは、質権者又は差押え、仮差押え若しくは仮処分の債権者に対しては効力を生じない。

4 所有権保存登記のない建設機械を動産として差し押えた後に、所有権保存の登記がされても、その登記は差押債権者である国に対しては効力を生じないから、新たに差押えの登記を囑託する必要はないことはもちろん、登記上その建設機械について権利を取得した第三者も、その権利をもって差押債権者である国に対抗することができない（建設機械抵当法3②、基本通達71⑩）。

5 建設機械の所有権保存登記後30日以内に抵当権設定の登記がされない場合又は抵当権の登記が全部抹消された後30日以内に新たな抵当権設定の登記がされない場合には、その建設機械の登記用紙は閉鎖されるが、その期間内に差押えの登記をした場合には、その登記用紙は閉鎖されないから、差押えの効力は妨げられない（建設機械抵当法8、基本通達71⑩）。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

建設機械の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う（国税徴収法54、71①）。また、その謄本を滞納者に交付する必要はない（国税徴収法54、基本通達71⑤）。

(注) 差押調書の差押財産欄は、差押えに係る建設機械を十分特定できる程度に次の事項を記入する。

- 1 建設機械の名称、形式及び仕様（名称は建設機械抵当法施行令の別表に掲記しているものを記入する）
- 2 製造業者名、製造年月日及び製造番号
- 3 原動機を有するときは、その原動機の種類、定格出力、製造者名、製造年月日及び製造番号
- 4 打刻記号

(2) 登記の嘱託

建設機械を差し押えたときは、差押登記嘱託書（様式19号）を作成し、登記原因を証する書面として差押調書の謄本を添え機会に打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局（北海道は札幌法務局）に差押えの登記を嘱託しなければならない（国税徴収法71①、建設機械登記令1、基本通達71⑥）。

3 差押えの効力

第5、3に準ずる（P4-105）。

第7 電話加入権の差押え

1 差押えの対象となる電話加入権

差押えの対象となる電話加入権とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）と加入電話契約を結んだ者が、その契約に基づいてNTTの電気通信サービスの提供を受ける権利をいう（電話サービス契約約款（平成11年東企営第99-1号、平成11年西企営第1号。以下「電話約款」という。）第7条）。

電話加入権の譲渡は、NTTの承認がなければその効力を生じない（電気通信事業法附則第9条第1項、昭和59年法律第86号による廃止前の公衆電気通信法（以下「旧公衆電気通信法」という。）第38条第1項）。

なお、電話加入権の換価価値は現在では少額となっているが、滞納者にとっては事業の継続に影響があるため、差押えにより納付に応じる場合もある。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

電話加入権の差押えは差押調書（様式6号）を作成し滞納者にその差押調書謄本（様式6号）を交付するとともに、差押通知書（様式6号）を第三者債務者であるNTTあてに送達することによって行う（国税徴収法73①）。

【差押通知書等送付先】

〒010-0001

秋田県秋田市中通4丁目12-4 明治安田生命秋田ビル8階

差押通知書宛名：NTT東日本加入権センター長 宛

封筒宛名取扱い担当：NTT東日本加入権センター権利担当

（注） NTT西日本加入権センターの場合は個別に確認する必要がある。

（注） 電話加入権質の登録がされている電話加入権又は仮差押え若しくは仮処分がされている電話加入権を差し押えた場合には、「担保権付債権差押通知書」（様式第15号）により、すみやかに当該質権者又は保全執行裁判所に対する通知が必要である（国税徴収法55、国税徴収令22）。

(2) 二重差押え

電話加入権の差押えを通知したところ、既に滞納処分又は私債権に基づいて強制執行等によって、差押えを受けているときはNTTから差押通知書に、差押済の表示をして返戻してくるので、差押え解除手続に準じて滞納者等へ通知する。

なお、すでに差し押えている先順位の執行機関に対しては交付要求又は参加差押えが必要である。

(注) 滞納処分によって、差押登録済の電話加入権でも私債権に基づいて強制執行によって差押えがあったときは、NTTは二重差押えの登録を行う。
なお、NTTは二重差押えがあったことを既差押行政機関に通知することとされているから、通知を受けたときはすみやかに換価を執行することとなる(換価については第6章参照)。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

電話加入権の差押えの効力は、差押通知書がNTTに送達されたときに生じる(国税徴収法73②)。

(2) 差押え後の管理

ア 電話加入権の譲渡

電話加入権の差押通知を受けた後、NTTはその後に加入者から電話加入権の譲渡承認の申請があっても、NTTはその譲渡を承認しないこととしているから、差押え後の譲渡はありえない(電気通信事業法附則第9条、基本通達73④)。

イ 差押え後の利用

電話加入権を差し押えた後も、加入者(滞納者)の電話の利用は自由であり停止できない。

(注) 1 加入者が電話料金の支払いを怠った場合には、電話加入権の譲受人がその未払料金を負担しなければならないから、この場合はすみやかに公売する。

2 差押えにあたっては、通話停止又は未払料金の有無についても調査し、その後も随時その状況を把握する。

ウ 差押え後の契約解除

NTTは、差押えを受けた電話加入権についても、加入契約を解除することができる(電話約款第24条)。

第8 第三債務者等がない無体財産権の差押え

1 第三債務者等がない無体財産権

第三債務者等がない無体財産権とは、動産、有価証券、債権、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械以外の財産のうち第三債務者又はこれに準ずる者がいない財産であり、おおむね次の財産がこれに該当する（基本通達72①）。

(1) 特許権

「特許権」とは、①物（プログラム等を含む。）の特許発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）をする独占的排他的な権利を、②方法の特許発明にあっては、その方法の使用をする独占的排他的な権利を、③物を生産する方法の特許発明にあっては、その方法の使用のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする独占的排他的な権利をいう（特許法2、68）。特許権は、特許庁長官の管掌する特許原簿に設定の登録をすることによって発生する（特許法66①）。

（注） 特許権の存続期間は、原則として、特許出願の日から20年である（特許法67①）。

(2) 実用新案権

「実用新案権」とは、実用新案登録を受けている考案（自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。）に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（実用新案法2、16）、特許庁長官の管掌する実用新案原簿に設定の登録をすることによって発生する（実用新案法14①）。

（注） 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年である（実用新案法15）。

(3) 意匠権

「意匠権」とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し若しくは輸入又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（意匠法2、23）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（意匠法20①）。

(注) 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年である(意匠法21①)。ただし、関連意匠(自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一つの意匠に類似する意匠をいう。)の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年である(意匠法21②)。

(4) 商標権

「商標権」とは、商標登録を受けている商標(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であつて、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者がその商品について使用をするもの、又は業として役務を提供し、若しくは証明する者がその役務について使用するものをいう。)を使用(商品又は商品の包装に標章を付する行為、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。)に標章を付する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為等をいう。)する独占的排他的な権利をいい(商標法2、25)、特許庁長官の管掌する商標原簿に設定の登録をすることによって発生する(商標法18①)。

(注) 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年である(商標法19①)が、商標権者の申請により更新することができる(商標法19②)。

(5) 育成者権

「育成者権」とは、品種登録を受けている品種及び当該登録品種と特性により明確に区分されない品種を業として利用する独占的排他的な権利をいい(種苗法20)、農林水産省の管掌する品種登録簿に登録することにより発生する(種苗法19①)。

(注) 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年(果樹等の永年性植物は30年)である(種苗法19②)。

(6) 回路配置利用権

「回路配置利用権」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置に関する独占的排他的な権利をいい、その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する権利とその製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する権利とからなる(半導体集積回路配置法2、11)。回路配置利用権は、経済産業大臣の管掌する回路配置原簿に登録することにより発生する(半導体集積回路配置法10①)。

(注) 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から10年である(半導体集積回路配置法10②)。

(7) 著作権

「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法2、17①、21から28まで）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法77、78①）。

（注） 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、原則として著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。）50年を経過するまでの間、存続する（著作権法51）。

(8) 著作隣接権

「著作隣接権」とは、実演家（ミュージシャン）、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいい（著作権法89から100の5まで）、実演、発行、放送と同時に発生し、登録を要しない。実演家人格権以外の著作隣接権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限及び著作隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限は、原則として文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法104、77、78①、101の2）。

（注） 著作隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年の翌年から起算して50年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年）を経過するまでの間、存続する（著作権法101）。

(9) 源泉権

「源泉権」（温泉所有権、温泉専用権、湯口権、温泉権又は鉱泉権ともいう。）とは、地中からゆう出する温泉を利用、管理、処分する権利で、源泉地所有権とは別個独立の権利として自由に処分できるものをいう。

源泉権者は、源泉権の効力として、温泉所在地及びその周辺土地のうち温泉の採取、利用、管理のために必要とする範囲において、その使用権限を有する。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

第三債務者等がない無体財産権の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、滞納者に差押書を送達することによって行う（国税徴収法54、72②、基本通達72⑬⑭）。

(2) 登録の嘱託

次に掲げる財産を差し押えたときは、差押えの登録を次の関係機関に嘱託する（国税徴収法72③、基本通達72⑮）。

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登録簿
特許権	登録	特許法第98条	特許庁長官 (特許庁登録課)	特許原簿
実用新案権	同上	実用新案法 第26条	同上	実用新案原簿
意匠権	同上	意匠法第36条	同上	意匠原簿
商標権	同上	商標法第35条	同上	商標原簿
育成者権	同上	種苗法32条、 品種登録規則8条	農林水産省 (生産局)	品種登録簿
回路配置 利用権	同上	半導体集積回路 の回路配置に関 する法律21条、 28条	経済産業大臣 (財団法人ソフトウ ェア情報センター)	回路配置原簿
著作権	同上	著作権法第77条	文化庁長官 (文化庁著作権課)	著作権 登録原簿
著作隣接権	同上	著作権法第104条	同上	著作隣接権 登録原簿

(注) 「源泉権」については、その地方の慣行に従った公示法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札、その他の標識の掲示）を講ずるものとする。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登録がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる。

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力は差押えの登録がされた時に生ずる（国税徴収法72⑤、特許法98①-1、実用新案法26、意匠法36、商標法35、種苗法32①-1、半導体集積回路配置法21①-1、基本通達72⑱）。

(注) 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する（基本通達72⑱）。

第9 第三債務者等がある無体財産権等の差押え

1 第三債務者等がある無体財産権等

第三債務者等がある無体財産権等とは、おおむね次の財産がこれに該当する（基本通達73①）。

(1) 合資会社及び合同会社の社員の持分

持分会社（会社法第575①）の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。

なお、持分会社の社員の持分は、原則として、他の社員の全員の承諾がなければ譲渡することができないが、業務を執行しない有限責任社員の持分については、業務を執行する社員全員の承諾があれば譲渡することができる（会社法第585条①、②）。

(2) 中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分

「中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分」とは、組合員等がその資格において組合等に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、組合員等の持分は、組合等の承諾がなければ譲渡することができず、また組合員等以外の者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小企業等協同組合法17、水産業協同組合法20、86①、92②、96②、100②、農業協同組合法14、森林組合法30、農住組合法17等）。

(3) 信用金庫の会員の持分

「信用金庫の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて信用金庫に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、会員の持分は、信用金庫の承諾がなければ、他の会員又は会員の資格を有する者にも譲渡することができない（信用金庫法15）。

(4) 中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分

「中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて漁業信用基金協会に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、会員の持分は、漁業信用基金協会の承認を得なければ譲渡することができず、会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小漁業融資保証法12①、②）。

(5) 民法上の組合員の持分

「民法上の組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが（民法667）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。

なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利をも持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（民法676）、この持分を差し押えることはできない。

(6) 有限責任事業組合の組合員の持分

「有限責任事業組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。

また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが（有限責任事業組合契約に関する法律（以下「LLP法」という。）3）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。

なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利を持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（LLP法56、民法676）、この持分を差し押えることはできない。

(7) 無尽講及びたのもし講の講員の持口

「無尽講及びたのもし講」は、慣習によって成立したものであるが、実質的には組合であるから、民法の組合に関する規定の適用があり、その講員（加入者）は、その拠出した金銭又は物の価額に応じて持口を有する。

また、講員の持口は、講規約に特約がないときは、他の講員全員の同意がなければ、譲渡することができない。

なお、講員の持口は、未給付口については積極財産であって差し押えることができるが、給付口については消極財産であって差押えの対象とならない。

(8) 営業無尽の加入者の権利

「営業無尽の加入者の権利」とは、加入者が無尽契約、物品無尽契約（無尽業法1）又は定期積金契約（銀行法2④）に基づき、無尽会社又は銀行に対して有する権利義務の総体（例えば、掛金払込義務、給付受領権利等）をいう。

また、加入者の権利の譲渡について会社の承認を要する旨の契約があるときは、会社の承認がなければ、権利を譲渡することができない。

なお、営業無尽の加入者の権利の給付口及び未給付口については⑦の無尽講と同様であるが、無尽講と異なり、加入者相互間には法律関係を生じない。

(9) 動産の共有持分

「動産の共有持分」とは、共有者がその動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法250）。

なお、共有持分は、他の共有者の同意を得ないで、自由に譲渡することができる。

(10) 株式

「株式」とは、株式会社における出資者である社員（株主）の地位を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。

また、株式については、譲渡し、又は質入れすることができる（会社法127、146①）が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない（会社法130①、147①）。

なお、社債株式等振替法による振替の対象となっている株式の差押えにあたっては、振替社債等として差し押さえ、株券発行会社（会社法117⑥に規定する株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。）の株式の差押えにあたっては、株式を差し押さえるのではなく、次に掲げるところによる。

ア 株券を発行している場合

当該株券を有価証券として差し押える。

イ 株券が未発行の場合

その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押え、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押える。

(11) 賃借権

「賃借権」とは、当事者の一方（賃貸人）が他方（賃借人）に対してある物を使用及び収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約する契約により、賃借人が取得する権利をいう（民法601）。

(12) 買戻権

「買戻権」とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約（民法579）により買主が支払った代金及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を取り戻すことができる権利（所有権移転請求権としての財産権）をいう。

(13) 仮登記（保全仮登記を除く。）に係る権利

- (14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権

「特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする（特許法73、77⑤、94⑥、33③、34の2⑧、34の3⑨、実用新案法18③、19③、意匠法27④、28③、商標法30④、31④、種苗法23、25⑤、29④、半導体集積回路配置法14、16⑤、17⑤）。

- (15) 著作物を利用する権利

「著作物を利用する権利」とは、著作権者の許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる権利をいい、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない（著作権法63②、③）。

- (16) 出版権

「出版権」とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法80①）、その設定、移転（相続その他の一般継承によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法88）。

なお、出版権は、著作者の承諾がなければ、譲渡することができない（著作権法87、基本通達73⑭）。

- (17) 引湯権

「引湯権」とは、源泉権（基本通達72⑫）を有する者との契約に基づいて、継続的に一定量の温泉の給湯を受ける権利をいう（基本通達73⑯）。

- (18) ゴルフ会員権（預託金会員制ゴルフ会員権をいう）

「ゴルフ会員権」とは、ゴルフ場を経営する株式会社等に対するゴルフ場及びその付属施設の優先的利用権、年会費納付等の義務、据置期間経過後退会時の預託金返還請求権の三つの権利義務から成る契約上の地位をいう（基本通達73⑰）。

(19) 信託の受益権

「信託の受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう（信託法2⑦、基本通達⑨-2）。

(20) 公有水面埋立権

「公有水面埋立権」とは、都道府県知事から免許を受けて公有水面（河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立てを行う権利をいい、埋立ての免許を受けた者は、都道府県知事の許可を受けなければ、埋立てを行う権利を譲渡することはできない（公有水面埋立法1①、16①、基本通達⑨-3）。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

第三債権者等がある無体財産権等の差押えは差押調書（様式7号）を差押通知書と複写により作成し、差押調書謄本（様式7号）を滞納者に交付する。

なお、差押通知書（様式7号）は、第三債務者等に送達することによって行う（国税徴収法73①、54、基本通達73⑩⑪）。

ア

(2) 差押通知書の送達先

種類	第三債務者等	備考
持分会社の社員の持分	その持分会社	
協同組合等の組合員の持分	その組合等	
信用金庫の会員の持分	その信用金庫	

種類	第三債務者等	備考
漁業信用基金協会の会員の持分	その漁業信用基金協会	
民法上の組合の組合員の持分	その組合	業務を執行する組合員があるときはその者、業務を執行する組合員の定めがないときは他の組合員全員
有限責任事業組合の組合員の持分	その組合	
無尽講又はたのもし講の講員の持口	その講の講元（講親）	
営業無尽の加入者の権利	その無尽会社又は銀行	
動産の共有持分	他の共有者	
株式	1. 振替株式の発行者 2. 滞納者が口座の開設を受けている振替機関（銀行・証券会社等）	差押通知書を振替株式の発行者及び振替機関の両方に配達証明等で送達する必要がある。また、差押調書の謄本を滞納者に送達する。
貸借権	その貸主	
買戻権	その買戻し権のある財産の差押え時における所有者	
仮登記に係る権利	その仮登記時における登記義務者	
特許権、実用新案権、意匠権の専用実施権及び通常実施権並びに商標権の専用使用権及び通常使用権	その特許権者、実用新案権者、意匠権者又は商標権者	
商標権についての専用使用権及び通常利用権	その商標権者	

種類	第三債務者等	備考
育成者権又は回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権についての専用利用権又は通常利用権	育成者権者、回路配置利用権者又は専用利用権者	
特許を受ける権利についての仮専用実施権又は仮通常実施権	特許を受ける権利を有する者又は仮専用実施権者	
著作物を利用する権利又は出版権	その著作権者	
引湯権	その源泉権者	
ゴルフ会員権	そのゴルフ場を経営する株式会社等	
信託の受益権	その信託の受託者	
公有水面埋立権	都道府県知事	

(3) 登記等の嘱託

次に掲げる無体財産等を差し押えたときは、差押えの登記等を関係機関に嘱託しなければならない（国税徴収法73③、基本通達73⑤）。

ア 賃借権

イ 登記した買戻権

ウ 仮登記に係る権利

エ 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権

オ 著作物を利用する権利

カ 出版権

キ 引湯権

- (注) 1 賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行う（不動産登記規則3-4）。
- 2 引湯権については、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札、その他の標識の表示）を講ずる。
- 3 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、出版権については次に掲げる関係機関に登録する。

財産の種類	公示方法	関係機関	登録簿	関係法規
特許権についての専用実施権及び通常実施権	登録	特許庁長官 (特許庁出願支援課)	特許原簿	特許法第98条、 第99条
実用新案権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	実用新案原簿	実用新案法第18条、 第19条
意匠権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	意匠原簿	意匠法第27条、 第28条
商標権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	商標原簿	商標法第30条、 第31条
出版権	同上	文化庁長官 (文化庁著作権課)	出版権登録原簿	著作権法第88条

(4) 証書の取上げ

第三債務者等がある無体財産権等の差押えのため、必要があるときはその無体財産権等に関する証書を取り上げることができる（国税徴収法73⑤、65、基本通達65③～⑤）。

証書の取上げは、徴収職員が占有して行うものとし、取り上げた取上調書（様式21号）を作成し、滞納者又は証書を占有する第三者にその謄本を交付する。な

お、証書を第三者が占有しているときは、第4節第2、3、(5) (P4-78) に準じて処理する。

- (注) 1 証書の取上げに際して差押調書又は搜索調書を作成するときは、その余白に証書の名称、数量、その他その証書を特定できる事項を付記することによって、取上調書の作成に代えることができる(国税徴収令28②)。
- 2 取り上げた証書は、取上債権証書等受払整理簿(様式23号)に所要事項を記入し保管する。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時又は差押えの登記(登録)がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる(国税徴収法73②③、72④、基本通達73⑥)。

(注) 第三債務者等に差押通知書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押通知書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記された時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、第三債務者等に対する差押通知書の送達を要しないことを意味せず、差押通知書の送達が追ってされることを条件として発生する(基本通達73⑥)。

(2) 専用実施権、専用使用権等

特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権については、差押えの登録がされたときに第三者対抗要件としての差押えの効力が生ずる(国税徴収法73④、72⑤、特許法98①、34の4①、実用新案法18③、意匠法27④、商標法30④、種苗法32①、半導体集積回路配置法21①、基本通達73⑥)。

(注) 差押え後において、滞納者及び差押えの通知を受けた第三者は差押権者である国に対して、不利益を及ぼす処分をすることはできないが、不動産を差し押えた場合と同様に通常の利用管理をすることはできる。

第5節 差押換え

第1 一般の差押換え

差押換えとは、第三者の権利（差押え前に取得したものに限る。）の目的となっている財産を差し押えた場合において、一定の要件を満たすときに、その第三者からの請求により保険料等の全額を徴収できる財産を差し押え、かつ、その第三者の権利の目的となっている財産の差押えを解除することをいう。

滞納者の財産を差し押えた場合、その財産が第三者の権利の目的となるときは、その第三者は一定の条件により差押え及び換価申立てを請求することができる（国税徴収法50、基本通達50①）。

1 差押換え

(1) 請求ができる者

差押換えの請求ができる者は、差押え財産の上に、質権、抵当権、先取特権（国税徴収法第19条第1項各号（不動産保存の先取特権等）又は第20号第1項各号（不動産賃貸の先取特権等）に規定する先取特権に限る）、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等、権利を有する者である（基本通達49③）。

(2) 請求の要件

差押換えの請求は、滞納者が差押え財産のほかに、次の要件を備える財産を有している場合に認められる（国税徴収法50①、基本通達50①）。

ア 滞納者が他に換価の容易な財産で、請求者以外の第三者の権利（差押換えの請求以後に生じたものを含む）の目的となっていないものを有していること。

イ その財産により滞納者の保険料等の全額を徴収することができること。

（注） 換価の容易な財産とは、評価が容易であり、かつ、滞納処分との関係において、市場性のある財産をいうが、その財産は換価をするために直ちに差し押えることができるものに限られる。

なお、債権については、確実に取り立てることができるものと認められるものは、換価の容易な財産に含まれる（基本通達50⑤）。

(3) 請求の期限

差押換えの請求期限は、差し押えた財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合は、その売却決定の時、また、その財産が金銭による取立ての方法により換価するものである場合には、その取立てが終わる時）までとする（基本通達50⑨）。

(4) 請求の手続

請求の手続は、差押換請求書（様式24号）を提出させて行う（国税徴収令19①）。

(5) 請求に対する処理

差押換請求書の提出があったときは、請求の適否について、調査した後、次の処理をする。

ア 請求を相当と認めた場合

差押換えの請求を相当と認めた場合は、差押えを請求する財産を差し押えた後、請求者の権利の対象となっている差押財産の差押えを解除する。

（注） 請求を相当と認めた場合とは、次に掲げるときである（基本通達50⑩）。

- 1 保険料等について他に差し押えた財産がある場合において、その財産と請求者が差し押えるべきことを請求した財産により保険料等の全額を徴収することができるものと認められるとき。
- 2 差押換えの請求に係る差押えのほか、交付要求をしている場合において、その交付要求に基づく配当が比較的近い時期において確実に得られ、保険料等の全額を徴収することができるものと認められるとき。
- 3 徴収職員において、新たに換価が容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので、保険料等の全額を徴収することができる財産を発見したとき。
- 4 請求者が2人以上いる場合において、各請求者が差し押えるべきことを請求した財産を合計することにより、保険料等の全額を徴収することができるものと認められるとき。

イ 請求を相当と認めない場合

差押換えの請求を相当と認めない場合は、直ちに差押換拒否通知書（様式25号）により請求した者に通知する。

2 換価の申立て

(1) 申立ての要件及び内容

差押換拒否通知書により、差押換えの請求を認めない旨の通知を受けた第三者は、その認定に不服があるときは、差し押えることを請求した財産を差し押え、かつ、換価すべきことを申し立てることができる。

この換価の申立ては、差し押えることを請求した財産が「換価が著しく困難でないこと」又「申立者以外の第三者の権利の目的となっていないこと」の要件を備える場合に認められる（国税徴収法50③）。

(注) 国税徴収法第50条第3項の「換価の著しく困難なもの」とは、その評価、換価手続、買受人への権利移転手続等が通常の換価の場合に比べて社会通念上著しく困難である財産をいい、換価をするための前提としての差押えが著しく困難なものも含まれる（基本通達50⑬）。

(2) 申立ての期限

換価の申立ては差押換拒否通知書を受け取った日から起算して7日を経過した日までである（国税徴収法50③）。

(注) その通知を受けた日から起算して7日を経過した日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他一般の休日又は国税通則施行令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（国税通則法10②）。

(3) 申立ての手続

申立ての手続は、換価申立書（様式26号）を提出させて行う（国税徴収法施行令19②参照）。

(4) 申立てに対する処理

換価申立書の提出があり、申立てを相当と認めた場合は、差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、これを換価し、申立てを相当と認めない場合はその旨を申立てをした者に通知する。

(注) 1 現に差押え中の財産の換価は、差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、これを換価した後でなければすることができない（国税徴収法50③）。

差し押えるべきことを請求した財産の差押えは、納付の猶予等、新たに滞納処分ができない場合であってもできるが、国税徴収法第90条等換価について制限がある場合は換価できない（国税徴収法50④、基本通達50⑱、89⑥）。換価の申立てがあった日から2ヶ月以内に換価に付さないときは、差押えを解除しなければならない（国税徴収法50④）。

- 2 差押換えの請求に基づく差押えのため一時的に超過差押えとなっても、国税徴収法第48条第1項（超過差押えの禁止）の規定に反するものではない（基本通達50⑤）。

第2 相続人が行う差押換えの請求

被相続人の保険料等について、相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、その財産より保険料等の全額を徴収することができることを要件として、差押換えを請求することができる。

請求期限、請求手続等の処理はそれぞれ前記第1、2の(2)、(3)及び(4)による（国税徴収法51①②、国税徴収法施行令20）。

第6節 差押えの解除及び取消し

第1 差押解除の意義

差押えの解除とは、差し押えた物件に対する徴収機関と滞納者又は第三者等の関係を差押え以前の状態に復帰させることをいい、差押えによる処分禁止の効力を将来に向って失わせるものである。

1 差押解除の要件

差押えの解除は法律の規定により、一定の要件に該当し、当然解除しなければならない場合（絶対解除）と徴収職員の裁量により解除できる場合（裁量解除）とがある。

(1) 差押えを解除しなければならない場合（絶対解除）

次に掲げる場合は、差押えを解除しなければならない。

ア 差押えに係る保険料等及び滞納処分費の全額が納付されたとき（国税徴収法79①、基本通達79①）。

イ 差押えに係る保険料等の全額につき徴収決定済額の取消しがあったとき（国税徴収法79①、基本通達79③）。

ウ 差し押えた金額又は交付要求により交付を受けた金銭を差押えに係る保険料の全額に充てたとき（国税徴収法79①、基本通達79②）。

エ 国税徴収法第129条第1項（配当の原則）の規定により、差押えに係る保険料等に配当された金額をその保険料に全額充てたとき（国税徴収法79①、基本通達79④）。

オ 差押え当時においては、差押えに係る保険料等に充当できる見込みがあったものが、その後における差押え財産の値下り、差押え当時予期しない国税、地方税、その他差押えに係る保険料等に優先する公課、その他の債権の交付要求等によって保険料等に充当できる見込みがなくなったとき（国税徴収法79①）。

カ 差押財産の金銭的価値が全く失われたとき（基本通達79⑥）。

キ 質権等先取特権のある第三者又は相続人からの差押換えの請求を相当と認めるとき（国税徴収法50②、51③）。

ク キの差押換えを相当と認めない場合において、第三者等から換価の申立てがあつたにもかかわらず、換価の申立てがあつた日から2ヶ月以内に差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、換価に付さないとき（国税徴収法50④）。

ケ 国税徴収法第153条第1項各号の要件により滞納処分の執行を停止したとき（国税徴収法153③）。

コ 保全差押えを受けた者が、保全差押金額に相当する担保を提供して、保全差押えの解除を請求したとき及び保全差押金額の通知をした日から6月を経過した日までに、保全差押えに係る保険料等の納付すべき額が確定しないとき（国税徴収法159⑤）。

サ 保険料等に関する処分に対して審査請求がされた場合において、審査請求人が担保を提供した上で差押えの解除を求めたときに、厚生労働大臣がこれを相当と認め、差押えの解除を求めたとき（国税通則法105⑥）。

(2) 差押えを解除することができる場合（裁量解除）

次に掲げる場合は、差押え財産の全部又は一部について、差押えを解除することができる。

ア 超過差押えの状態が生じたとき

なお、この場合、差押えを解除する財産はその超過する価額に相当する財産に限る（国税徴収法79②、基本通達79⑦⑧）。

（注）1 超過差押えの状態が生じたときは次のような場合である。

- (1) 差押えに係る保険料等の一部に納付があつたこと。
- (2) 差押えに係る保険料等の一部に徴収決定済額の取消しがあつたこと。
- (3) 差押え財産に値上がりがあつたこと。
- (4) 差押え財産の改良により価額が増加したこと。
- (5) 差押えに係る保険料等に優先する債権の弁済、免除又は放棄等があつたこと。

2 差押え財産が不可分である場合は、差押え解除はしない。取立てが特に確実であると認められる債権以外の債権については、債権額の全額が履行されるかどうか判明しないから、差押え解除はしない。

- イ 滞納者から他に差押えが可能で、換価に適した財産の提供があり、現に差押え中の財産について差押え解除の申出があった場合で、その提供された財産を差し押えたとき（国税徴収法79②）。
- ウ 差押え財産が金銭的価値を失うに至ったとき。
- エ 差押え財産が債権である場合は、第三債務者の弁済の資力がなく、取立不能と認められるとき（基本通達67⑩）。
- （注） 取立不能の判定は、原則として強制執行等の強制的な取立手続をした後において行う。
- また、第三債務者の資力、その他の状況によりその債権が取立不能と認められたときは、強制的な取立手続をすることなく、取立不能と判定してもよい。
- オ 差押え財産が盗難、消失、消費等によって滅失したとき、この場合は、原則としてその事実の生じた時にさかのぼって、差押えを解除する。
- なお、その事実を知った日とその事実の生じた時より相当日時を経過している場合は、その事実を知った日に差押えを解除して差し支えない。
- カ 換価の猶予をする場合において、差押えにより滞納者の事業の継続又は維持を困難にするおそれがあると認められるとき（国税徴収法151②）。
- キ 納付の猶予をした場合、その猶予を受けた者から差押えの解除の申請があり、これを適当と認めるとき（国税通則法48②）。
- （注） 適当と認めるときは、次に掲げる場合をいう。
- 1 担保の価格と差押え財産の処分予定価格が未納の猶予に係る保険料等を超過することとなった場合。
 - 2 差押えを継続することにより、事業の継続又は生活の維持に支障がある場合。
 - 3 他に適当な担保の提供があった場合。
- ク 保全差押えを受けた者について、その資力その他の事情の変化により、その差押えの必要がなくなったと認めたとき（国税徴収法151②）。
- ケ 保険料等に関する処分に対して審査請求がされた場合において、審査請求人が担保を提供した上で差押えの解除を求めたときに、労働局労働保険特別

会計歳入徴収官がこれを相当と認め、差押えの解除を求めたとき（国税通則法105⑥）。

2 差押解除の手續

(1) 差押解除の通知

差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによって行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除はその旨を第三債務者等に通知することによって行う（国税徴収法80①）。

ア 滞納者に対する通知

滞納者に対する差押え解除の通知は、差押解除通知書（様式27号）により行う。

また、債権又は第三債務者等がある無体財産権等の差押えを解除した場合は、滞納者に対して、差押解除通知書（様式27号）により通知する。

ただし、電話加入権の差押えを解除した場合は、差押解除通知書（様式28号）により通知する。

イ 第三債務者に対する通知

第三債務者に対する差押え解除通知は、差押解除通知書（様式27号）により行う。

なお、第三債務者等が日本電信電話株式会社である場合は、差押解除通知書（様式28号）により通知する。

ウ 交付要求をしている者に対する通知

差押を解除した場合において、交付要求をしている者があるときは、差押解除通知書（様式27号）により通知する（国税徴収法81）。

エ 質権者等利害関係人に対する通知

差押えを解除した場合において、解除した財産上に次に掲げる利害関係を有する者があるときは、そのうち知れている者に対して差押解除通知書（様式27号）により通知する（基本通達81①、国税徴収法55参照）。

(ア) 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者

(イ) 仮登記の権利者

(ウ) 仮差押え又は仮処分をした執行裁判所、執行官又は強制管理人

オ 保険者に対する通知

差押えを解除した場合、解除した財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、保険者に対して差押解除通知書（様式27号）により通知する。

（2）差押解除後の処理

ア 差押封印用紙、公示書等の除去

差押えを解除した場合、差押封印用紙、公示書、その他差押えを明白にするために用いた物があるときは、除去しなければならない。なお、差押封印用紙、公示書等の除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる（国税徴収法80②）。

この場合は、差押解除通知書に差押封印用紙、公示書等の除去を依頼する旨を記入して行う。

イ 差押物件の引渡し

直接占有している財産（動産、有価証券、自動車、建設機械、債権証書等で引き上げ又は取り上げているもの）があるときは、滞納者に引き渡し、受領証を徴すること。

差押当時に滞納者以外の第三者が動産又は有価証券を占有していた場合には、その第三者から滞納者に引渡しをすべき旨の申出がされない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる権原を有しているかどうかを問わず、第三者に引渡しをしなければならず、また、その第三者に引き渡せば免責される（国税徴収法80④、基本通達80⑥）。

なお、差押え物件を引き渡したときは、取上債権証書等受払整理簿にその旨を記入する。

ウ 有価証券の払渡

（ア）日本銀行に寄託している場合

差し押えた有価証券を日本銀行に寄託している場合は、滞納者等から政府保管有価証券払渡請求書（政府保管有価証券取扱規定第5号様式）を提出させ、寄託をした際に日本銀行から交付を受けた政府保管有価証券受託証書を差押え解除によって払渡しを要する旨を記入し、滞納者等に交付し、日本銀行から払渡しを受けさせる。

なお、差押えの一部を解除するときは、政府保管有価証券受託証書に一部払渡しをする旨を記入して、これを日本銀行に送付し、滞納者等には政府保管有価証券一部払渡請求書（政府保管有価証券取扱規定第6号様式）を交付する。

（イ）労働局で保管している場合

差し押えた有価証券を労働局で保管している場合は、滞納者等から政府保管有価証券払渡請求書を提出させて払い渡す。

(3) 引渡し場所

動産又は有価証券の引渡し場所は、差押えの解除、徴収決定済額の取消し、差押え処分の無効、差押処分の取消し等国の責に帰すべき理由により行われた場合は、差押えのときに存在した場所であり、それ以外の理由により行われた場合は、差押えを解除したときに存在する場所である（国税徴収法80④）。

(注) 差押解除をした財産を差し押えたときに存在した場所において、引き渡すために要した費用は滞納処分費として徴収できない。

(4) 差押え登記の抹消の嘱託

不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械等、差押え登記等をした財産の差押えを解除したときは、差押登記抹消登記嘱託書（様式29号）に登記原因を証する書面として差押解除通知書の謄本を添付して関係機関に嘱託する（国税徴収法80③）。

(注) 1 関係機関とは差押えの登記を嘱託した機関である。

2 差し押えた財産が滅失等のため差押えを解除した場合は、差押の抹消登記の嘱託を要しない。

(5) 財産別差押解除の手続表

差押解除 手続等 財産の種類	差押え解 除の通知	登録等の抹消	差押え解除 後の措置等	質権者等利害 関係人への解 除の通知書等
動産・ 有価証券	滞納者へ通知		1. 物件の引渡し 2. 封印、公示書等 の除去	いずれの財産でも 必要 1. 質権者、 抵当権者、 先取権者、 留置権者、 貸借権者等 仮登記権利者 仮差押え、 仮処分の執行裁 判所等 に通知 2. 交付要求をして いる者に通知 3. 損害保険の保険 者等に通知
債権	1. 第三債務者へ 通知 2. 滞納者へ通知	差押えの登録を したものについ ては、その抹消 の囑託	債権証書等の引 渡し	
不動産	滞納者へ通知	登録等の抹消の 囑託		
船舶・航空機	滞納者へ通知	登録等の抹消の 囑託		
自動車・ 建設機械・ 小型船舶	滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の囑託	1. 物件の引渡し 2. 封印、公示書等 の除去	
第三債務者等 がない財産	滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の囑託		
第三債務者等 がある財産	1. 第三債務者へ 通知 2. 滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の囑託	債権証書等の引渡 し	

第2 参加差押えを受けている場合の差押解除

参加差押えを受けている場合の差押えの解除にあたっては、差押解除通知書に通常の記載事項を記載するほか、その「備考」欄に次の事項を記載して参加差押えをしている行政機関等、滞納者、権利者等、使用又は収益をしている者及び国税徴収法第129号第1項第4号に掲げる債権を有する者に送付する（国税徴収法施行令39③、基本通達87⑨）。

- 1 参加差押えをしている行政機関等のうち、差押えの効力を生ずる参加差押えをしている行政機関等の名称及びその行政機関等のした参加差押えの年月日。
- 2 差押えの効力を生ずる参加差押えをした行政機関等に引渡しをした財産の名称、数量、性質及び引渡しをした年月日。

第3 差押えの取消し

1 差押えの取消しをする場合

差押えの取消しは、差押え処分に係る不服申立てについての決定又は訴訟の判決等によって、差押え処分の全部又は一部が取り消されたとき及び差押え処分が違法であることが明らかになったときに行う。

2 差押取消の手續

差押えの取消手續は、差押え解除の場合に準じて行う。

(注) 取消しの通知は、差押解除通知書を修正して使用する。

3 差押取消の効果

差押えの取消しは、差押えの解除と異なり、差押えの時に遡って差押えの効力を失う。

(注) 差押えが取り消されると、例えば、取消しのときまでに収取した果実又は第三債務者から給付を受けた財産等は滞納者に返還しなければならない。

第5章 交付要求及び参加差押え

第1節 交付要求

第1 交付要求の意義

交付要求とは、滞納者について、すでに滞納処分、強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、同一財産について、重複して差押えを行うことは、執行経済等からみて適当でないことから、先行の執行機関に執行を任せて、徴収職員等が自ら差押えを行うことなく、これらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めることをいう（国税徴収法 82）。

第2 交付要求をする場合

1 交付要求の要件

交付要求をすることができるのは、納付義務者（第二次納付義務者及び保証人を含む）が納付すべき保険料等をその期限までに納付しない場合、その納付義務者の財産について強制換価手続が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたときや、破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）又は破産裁判所から破産手続開始の通知を受けたとき）で、次に掲げるときはその執行機関（破産手続開始の決定があった場合は、破産管財人又は破産裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82、基本通達 82①）。

(1) 執行機関が行政機関等以外である場合

ア 執行機関等が、滞納者の財産について強制換価手続を行っているとき。

イ 差押え又は参加差押えをしている場合において、その後の強制執行等による差押えがあり、執行裁判所（執行官）より強制執行続行の決定があったとき。

(注) 1 「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えをするときは、滞納処分により差押えをするとともに執行裁判官（執行官）に交付要求する。

2 「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えがあるときは執行裁判所（執行官）に対し差押え及

び交付要求をするとともに、行政機関等に対し参加差押えをする。

(2) 執行機関が行政機関等である場合

行政機関等が滞納者の財産について強制換価手続を行っているときで、その財産が動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権以外の財産であるとき。

(3) 保険料等が差押えのできる要件を欠く場合

ア 徴収法第 27 条による督促がなされていないとき、若しくは督促状の指定期限が到来していないとき。国税徴収法第 32 条第 2 項による納付催告がなされないとき、若しくは納付催告の指定期限を経過していないとき。

イ 国税通則法第 46 条の規定により、納付を猶予した期間内であるとき。

ウ 国税徴収法第 151 条の規定により換価を猶予し、差押えをしないこととしたとき。

エ 国税徴収法第 153 条の規定により、滞納処分の執行を停止した場合であるとき。

オ 国税徴収法第 138 条の規定による滞納処分費の納入の告知がされていないとき。

(注) 交付要求は、徴収職員が自ら差押えを行うことなくこれらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めて満足を図るものであるから、保険料等を滞納していれば督促状を発付していなくても、交付要求することができる（基本通達 82①）。

(4) 所有権の移転があった場合

強制換価手続が開始された財産について、所有権が滞納者以外の者に移転したとき。

滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産を相続した相続人の固有の滞納保険料等について、交付要求をすることができる（基本通達 82①）。

(注) 財産を譲り受けた者の保険料等により交付要求をすることはできない。

(5) 財産の引受けが困難な場合

強制換価手続の対象となっている財産が、山間へき地や遠隔にある動産等であ

るため、財産の引受けが著しく困難であると認められるとき。

(6) 参加差押えをする実益がない場合

強制換価手続をした執行機関において、その対象となっている財産の換価が確実であると認められる場合、その他参加差押えをする実益がないと認められるとき。

2 交付要求の制限

交付要求をするときに、滞納者が他の換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によって保険料等の全額を徴収できると認められるときは、交付要求をしないこととする（国税徴収法 83）。

なお交付要求をした後、財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、交付要求を解除する。

3 交付要求ができる期間の終期

交付要求はそれぞれに次に掲げる時期までに行う（基本通達 82②）。

(1) 売却決定の日の前日

滞納処分の場合は、売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき、国税徴収法 130①）。

(2) 執行裁判所の定める配当要求の終期

不動産（民事執行法第 43 条第 1 項に規定する不動産をいう）に対する強制執行又は不動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、執行裁判所の定める配当要求の終期（配当要求の終期が延期された場合等は、延期等後の配当要求の終期）（民事執行法 49①②③、87①、188）。

(3) 執行裁判所が定める期間の終期

不動産に対する強制管理及び担保不動産収益執行の場合は、執行裁判所が定める期間の終期（民事執行法 107①④）

(4) 船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時

船舶（民事執行法第 112 条に規定する船舶をいう）、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に対する強制執行又はこれらの財産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は (2) に準ずるとき（民事執行法 121、189、民事執行規則 84、97、98 の 2、174～177 の 2）

(5) 動産執行の開始時

動産（民事執行法第122条第1項（動産執行の開始）に規定する動産をいう）に対する強制執行又は動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、次に掲げるとき。

ア 売得金については、執行官がその交付を受けるとき又は保金法第49条第3項の規定により供託された売得金については、動産に対する強制執行又は担保権の実行として競売が続行されることとなったとき。

イ 手形等の支払金については、執行官がその支払を受けるとき。

(6) 第三債務者への供託時

金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券を発行されている債権を除く）に対する強制執行の場合は次に掲げるとき。ただし、金銭の支払いを目的とする債権につき管理命令が発せられている場合は、上記（3）に準ずる。

ア 第三債権者が民事執行法第156条第1項又は第2項（第三債権者の供託）の規定により供託をしたとき。

イ 取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達されたとき。

ウ 売却命令により執行官が売得金の交付を受けたとき。

エ 動産引渡請求権の差押えの場合は、執行官がその動産の引渡しを受けたとき。

(7) その他の財産権に対する強制執行時

上記（2）から（6）までに掲げる財産権以外の財産権に対する強制執行又はこれらの財産権を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、特別の定めがあるもののほか（6）に準ずる（民事執行法167①、193②）。

(8) 企業担保権の実行手続開始時

企業担保権の実行手続が開始された場合で、①一括競売により換価をするときは、競落期日の終了時、②任意売却により換価するときは裁判所が定めて公告した日（企業担保法51②）。

(9) 破産手続開始の決定時

破産手続開始の決定があった場合における交付要求は、次に定めるところによる（基本通達82③）。

ア 財団債権

財団債権に該当する保険料等については、速やかに、破産管財人に対して交付要求を行う（破産規則 50①）。

（注） 次に掲げる配当において、それぞれに掲げる時まで破産管財人に交付要求していない場合は、弁済を受けることができないことに留意する。

1 中間配当

破産管財人が配当率の通知を発した時（破産法 203、209③、211）

2 最後配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 201⑦、203）

3 簡易配当

配当表に対する異議申立期間が経過した時（破産法 198①、200①、203、204④、205）

4 同意配当

裁判所書記官による同意配当の許可があった時（破産法 203、208①③）

5 追加配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 203、215②⑤）

イ 破産債権

破産債権に該当する保険料等については、遅滞なく、破産裁判所に対して交付要求を行わなければならない（破産法 114）。

4 交付要求を行う場合の調査

(1) 調査事項

交付要求をしようとするときは、次の事項について調査する。

ア 強制換価手続が開始されている滞納者の当該執行の目的となったすべての財産の名称、数量、性質、所在及びその事件の表示。

イ 強制換価手続に係る調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ 強制換価手続に係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ 国税徴収法第 55 条に掲げる権利者（以下、「質権者等」という。）の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所及び氏名。

オ 他の行政機関等からの交付要求の有無及び優先する交付要求がある場合は、その交付要求に係る国税、地方税等の額。

カ 交付要求の対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに、登記簿等により強制換価手続が開始されている財産の名称、数量、性質及び所在、並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その質権者等の内容、質権者等の住所及び氏名。

(2) 調査方法

ア 相手方が行政機関等である場合

相手方が行政機関等である場合は、相手方行政機関において徴収職員証票を呈示し、滞納処分に関する書類を閲覧する。

イ 相手方が執行官である場合

相手方が執行官である場合は、執行官役場において記録閲覧申請（書）を提出して執行記録を閲覧する（民事執行法 17）。

ウ 相手方が裁判所又は破産管財人である場合

相手方が裁判所又は破産管財人である場合は、裁判所において記録閲覧謄写申請書を提出して訴訟記録等を閲覧する（民事訴訟法 151）。

(3) 調査結果

調査の結果、交付要求の要件に該当する事実のあることが判明したときであっても交付要求の対象となる財産の見積価格と交付要求しようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の交付要求に係る国税・地方税の金額とを検討して交付要求をする実益がないことが明らかなきは、交付要求は行わないものとする。

- (参考) 1 謄本下附申請書
2 記録閲覧申請書
3 記録閲覧謄写申請書

右記簿の調整を申請します。
 平成 年 月 日
 申請人
 事務官

債 務 者 の 氏 名	事 件 の 種 類	下 附 を 求 め る 課 書 等 の 表 示	備 考
----------------------------	-----------------------	--	--------

賸本下附申請
 事務官

右記簿の調整を申請します。
 平成 年 月 日
 申請人
 事務官

債 務 者 の 氏 名	事 件 の 種 類	委 任 の 年 月 日	備 考
----------------------------	-----------------------	----------------------------	--------

記録閲覧申請
 事務官

記録閲覧機存申請(次回 年 月 日)
 原告(債権者)
 被告(債務者)
 心当事者間の昭和 年()第 号
 右訴訟事件について記録機存閲覧いたしたく右申請します。
 平成 年 月 日
 右住所
 申請人
 事務官
 地方裁判所 民事 部 係
 御中

5 交付要求の相手

交付要求をする相手方執行機関は、強制換価手続の種類によりそれぞれ次に掲げるものとする。

(1) 国税による滞納処分等であるとき

国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴した担保財産の処分が滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴収職員の所属する税務署長等。

(2) 地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

地方税若しくは公課による滞納処分又は滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った地方団体の長、その他行政機関の長、徴収の嘱託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかなきときは、その嘱託は引継ぎを受けた行政機関の長。

(3) 民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則等による強制執行であるとき

民事執行法、自動車及び建設機械強制執行規則又は航空機強制執行規則によりした強制執行である場合で、①その対象となった財産が動産であるときは、執行をした執行官また不動産等、②債権その他の財産権であるときはその執行をした裁判所、ただし不動産の強制管理があったときは、強制管理人。

(4) 担保権の実行手続としての競売法等による競売であるとき

担保権の実行手続としての競売法、自動車及び建設機械競売規則、航空機競売規則又は農業用動産抵当権実行命令による競売手続である場合で、①その対象となった財産が動産であるときはその執行をした執行官、②不動産等及びその他の財産権であるときは、その執行をした裁判所。

(5) 破産手続であるとき

「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）、「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所、基本通達47⑩）。

(6) 企業担保権の実行手続であるとき

企業担保権の実行手続であるときは、その執行をした裁判所。

6 二重差押えがされている場合の相手

滞納者の財産について、滞調法の規定により滞納処分と強制執行とが競合している場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して交付要求（参加差押えの要件を満たしている場合は、参加差押え）をするとともに、強制執行の執行機関に

対しても交付要求をする。

なお、強制執行に先行して滞納処分による差押えをしている場合において、強制執行続行の決定があったときは、差押えに係る保険料等について強制執行の執行機関に対して交付要求する（滞調法 10③、基本通達 82⑩）。

（注） 交付要求に係る強制執行について、その続行決定があった場合は、交付要求をした保険料等を徴収するため、改めて交付要求する必要はない。

7 交付要求の手続

(1) 交付要求書の送達

交付要求をするときは交付要求調書及び交付要求書（様式 30 号）を複写により作成し、交付要求書とその基因となった手続の執行機関（行政機関、裁判所、執行官又は破産管財人）に送達することによって行う（国税徴収法 82①、国税徴収法施行令 36①）。

（注） 1 交付要求書は交付要求先の執行機関における差押調書又は事件名の異なるごとに別紙とする。

2 交付要求書は正本及び写しを作成することとし、正本を交付要求先の執行機関へ送付する。

(2) 滞納者への通知

交付要求をしたときは、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82②、基本通達 82⑥）。

(3) 質権者等への通知

交付要求をしたときは、質権者等のうち徴収職員がその交付要求を行うに際して、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対して、交付要求通知書（様式 30 号）により通知しなければならない（国税徴収法 82③、国税徴収法施行令 36③）。

（注） 交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、その手続においてこれに参加する債権者の状況を利害関係人に周知させることとなっているので、通知を要しない（企業担保法 16、破産法 230、企業担保権実行手続規則 23、国税徴収法施行令 36④、基本通達 82⑦）。

(4) 質権者等の有する債権金額の確認

前記(3)より、質権者等が交付要求の通知を受けた時における質権者等の債権金額の確認は、公売を執行する機関においては行わず、交付要求を行う行政機関等において行うこととされている。

したがって、質権者等に交付要求通知書を送達したときは、質権者等の労働保

除料等に優先する債権の額を調査確認し、交付要求調書に記載しておかなければならない。

(注) 優先限度額の確認は、相手方執行機関に債権現在額申立書を提出するときまでに行うものとして差し支えない。

8 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求

滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法 30）は、破産財団（破産法 34）に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず（破産法 43①）、その破産手続において、①「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）に対し、②「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82①、基本通達 47④）。

なお、破産手続開始後は滞納処分（差押え・参加差押え）を行うことができないため、破産管財人に対して交付要求する（破産法 43①、基本通達 47④）。

(1) 債権の種別

破産財団から弁済を受けることとなる債権は、発生時期・納期限・徴収金の種別により財団債権・優先的破産債権・劣後的破産債権に区分されている（基本通達 47④）。

ア 財団債権

(ア) 破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であって、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの及び納期限から1年（その期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより滞納処分をすることができない期間（以下、「包括的禁止命令期間」という。）がある場合は、当該期間を除く。）を経過していない保険料等及び延滞金（破産法 148①三）。

(イ) 破産手続開始後の原因に基づく保険料等であって、破産財団の管理、換価及び配当に関して生ずるもの（破産財団を構成する財産の所有・換価の事実に基づいて課せられ、あるいは当該財産から生じる収益そのものに対して課せられる滞納額等）に係る保険料等（破産法 148①二、昭和 62.4.21 最高判参照）。

イ 破産債権

(ア) 優先的破産債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた保険料等債権であって、破産手続開始当時、納期限から1年（包括的禁止命令期間を除く）を経過している保険料等並びに破産手続開始までの延滞金（破産法 98①）。

(イ) 劣後的破産債権

- ① 優先的破産債権とされる保険料等に係る破産手続開始後の延滞金（破産法 99①一、97 三）。
- ② 破産手続開始後の原因に基づく保険料等で破産財団に関して生じたもの（破産法 99①一、97 四）。
- ③ 追徴金（破産法 99①一、97 五）

(2) 包括的禁止命令

破産手続開始の申立てがされた場合において、強制執行等の個別的中止命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないと認めべき特別の事情があるときは、破産裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者に対して、債務者の財産に対する強制執行等及び滞納処分（交付要求を除く）の禁止を命ずることができる（破産法 25①）。

なお、包括的禁止命令により滞納処分をすることができない期間は、上記アの（ア）の期間から除かれる（破産法 148①三）。

（注） 包括的禁止命令の効力は、債務者に対して裁判書が送達された時から生じる（破産法 26②）ため、保険料等債権者が包括的禁止命令が発せられたことを了知することができない間に差押え等の滞納処分を執行する場合は、想定され得るところ、当該差押え等は無効な差押えとなるため、差押債権の取立て・充当処理を了している場合は、不当利得返還請求債務を負う場合があることに留意を要する。

(3) 財団不足になった場合の財団債権の取扱い

破産財団が財団債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合（いわゆる「財団不足」）における財団債権の取扱いは、弁済していない債権額に応じて按分弁済する（破産法 152①）

なお、破産管財人の報酬については、債務者の財産の管理、換価及び配当に関する費用の請求権については他の財団債権に先立って弁済を受ける（破産法 152②）。

(4) 破産管財人による任意売却と担保権の消滅

破産手続開始の時において破産財団に属する財産に担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権）が設定されている場合において、その財産を任意に売却して当該担保権を消滅させることが破産債権者一般の利益に適合するときは、破産管財人は、裁判所に対し、当該財産を任意売却し、当該財産上のすべての担保権を消滅させることの許可を申し立てることができる（破産法 186①）。

この申立てが許可された場合、その売却代金は、民法、商法その他の法律の定

めるところにより配当される。

なお、滞納者の財産上に保険料等を担保するための抵当権を設定している場合は、この担保権消滅の許可申立ての対象となり、当該抵当権者として権利保護されるが、抵当権の有無にかかわらず、任意売却であり強制換価手続ではないため、保険料等の優先徴収権（国税徴収法8）は働かない。

(5) 免責手続中の個別執行禁止

破産手続が開始した後に破産者が別途しなければならない免責の申立てについて、個人である債務者は破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをすることができる。この免責許可の申立てをすることができる期間は、「破産手続開始の申立があった日から破産手続開始の決定が確定した日以後1月を経過するまでの間」となる（破産法248①）。

また、個人である債務者から破産手続開始の申立て（自己破産）があったときは、当該申立てと同時に免責許可の申立があったものとみなし（破産法248④）、破産手続廃止の決定（破産法216）、破産手続廃止の決定の確定（破産法217）又は破産手続終結の決定（破産法220）後、免責についての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行等及び滞納処分が禁止される（破産法249①）。

なお、保険料等債権は免責されない。また、免責についての裁判が確定した日の翌日から2ヶ月を経過する日までの間は、保険料等債権の時効は完成しない（破産法249③）。

破産裁判所が免責許可又は免責不許可の決定をした場合は、破産債権者（労働局長）あてに通知がされないため（破産法252③④）、適宜の時期に破産裁判所書記官に対し電話等により照会することにより免責申立ての帰趨を確認し、滞納処分が制限される期間の終期を把握する必要がある。

(6) 交付要求の手続

破産手続開始の決定がされた場合、財団債権に属する保険料等債権については、破産管財人に対して交付要求を行うことによって破産手続によらずに随時弁済を受ける（国税徴収法82①、破産法151）。

一方、破産債権に属する保険料等債権については、交付要求書により破産裁判所に対して債権の届出を行い、破産手続から配当を受ける（徴82①、破産法114）。

なお、破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求の終期については、3（9）（P5-4）のとおりであるので、配当等を受領する機会を逸することのないよう遅滞なく交付要求を行う。

(7) 交付要求書に記載する事項

破産裁判所に対する交付要求書に記載する事項は、以下に掲げる事項である（破産法 114、破産法規 36）。

- ア 届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- イ 破産手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件に係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示
- ウ 優先的破産債権であるときは、その旨
- エ 劣後的破産債権であるとき又は約定劣後債権であるときは、その旨
- オ 別除権により担保される保険料債権がある場合は、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額
 - (注) 破産裁判所に対して送付する交付要求書の作成に当たり、本保険料等が完納となっていないため、延滞金の額が未確定である場合は、延滞金欄等の記載については、次のことに留意する（基本通達 82⑤）。
 - 1 延滞金欄に、「要す」と記載するとともに、交付要求書作成日現在において本保険料等が完納となったと仮定して計算した延滞金の金額を記載（かっこ書き）する。
 なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞金欄は、1円単位まで記載することに留意する。
 - 2 欄外又は備考欄に、「延滞金欄の「要す」の記載は、労働保険徴収法所定の全延滞金額の交付を求めているものである。また、（ ）内の金額は、便宜、交付要求書作成日までの延滞金を概算したものである。」旨を記載する。

(8) 交付要求書の作成要領

- ア 財団債権については破産管財人あて交付要求し、破産債権については破産裁判所あて交付要求する。
- イ 交付要求書の滞納金額欄は、優先的破産債権及び劣後的破産債権の区分が明確になるように配意し、備考欄に補完記入を行う。
- ウ 優先的破産債権の延滞金欄は、破産手続開始日までのものを算出し、1円単位で記載する。

エ 劣後的破産債権の延滞金欄は、交付要求決議日までのものを算出し、優先的破産債権に係る延滞金額を差し引いた金額を1円単位で表示する。

オ 優先的破産債権及び劣後的破産債権の交付要求書滞納金額備考欄に、延滞金計算の基礎となった保険料額を表示する。

(交付要求の具体例)

条件

- 1 破産手続開始年月日 平成27年5月31日
- 2 交付要求決議書作成日 平成27年6月15日
- 3 滞納保険料

① 平成24年度	労働保険料
法定納期限	平成25年7月10日
滞納保険料額	100,000円

② 平成25年度	労働保険料
法定納期限	平成26年7月10日
滞納保険料額	50,000円

(9) 保険料等債権の地位の具体例

ア 財団債権に分類される場合

(ア) 期間計算



(イ) 破産手続開始前の原因に基づく保険料等債権であること

- ① 破産手続開始当時、納期限が未到来であるもの
- ② 破産手続開始当時、納期限から1年を経過していないもの

例1 破産手続開始日が平成27年4月1日である場合

		平成27年4月1日 以降に納期限の到来 する保険料等	破産手続開始日 平成27年4月1日	
保険料等		財団債権		
延滞金		財団債権		
追徴金	劣後的破産債権			

例2 破産手続開始日がうるう年の平成〇年2月29日である場合

		平成△年2月28日 以降に納期限の到来 する保険料等	破産手続開始日 平成〇年2月29日	
保険料等		財団債権		
延滞金		財団債権		
追徴金	劣後的破産債権			

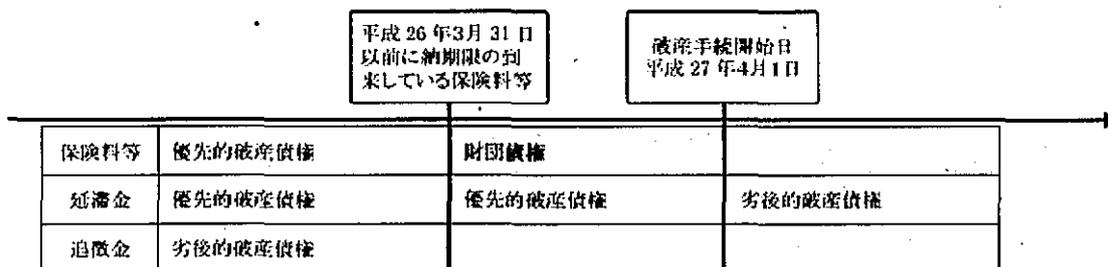
例3 破産手続開始日が平成●年2月28日で、1年前の応当日がうるう年の2月29日である場合

		平成▲年2月28日 以降に納期限 の到来する保険料	平成▲年2月29日 以降に納期限 の到来する保険料	破産手続開始日 平成●年2月28日	
保険料等		財団債権			
延滞金		財団債権			
追徴金	劣後的破産債権				

イ 優先的破産債権と劣後的破産債権に分類される場合

- (ア) 破産手続開始当時、既に納期限から1年を経過している保険料とこれに係る破産手続までの追徴金は、優先的破産債権となる。
- (イ) 優先的破産債権とされる保険料に係る破産手続開始後の延滞金並びに追徴金は、劣後的破産債権となる。

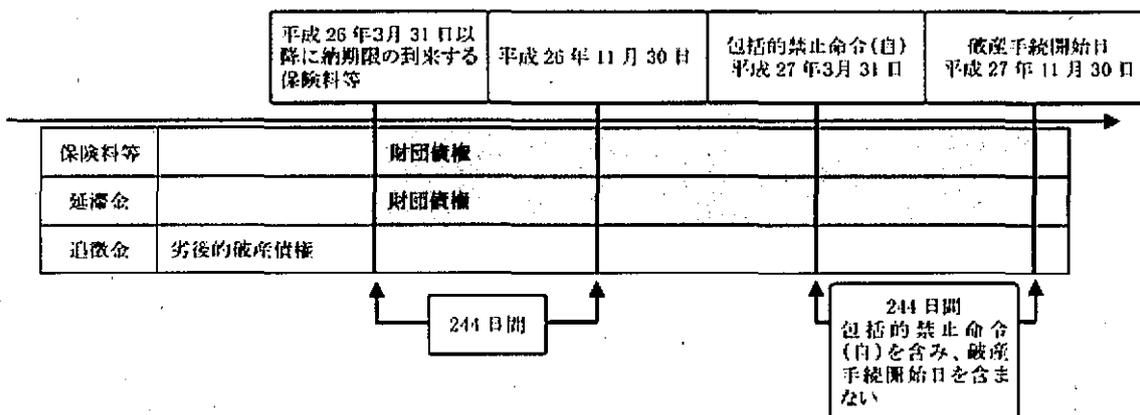
例4 破産手続開始当時、既に納期限が1年を経過している保険料等の場合



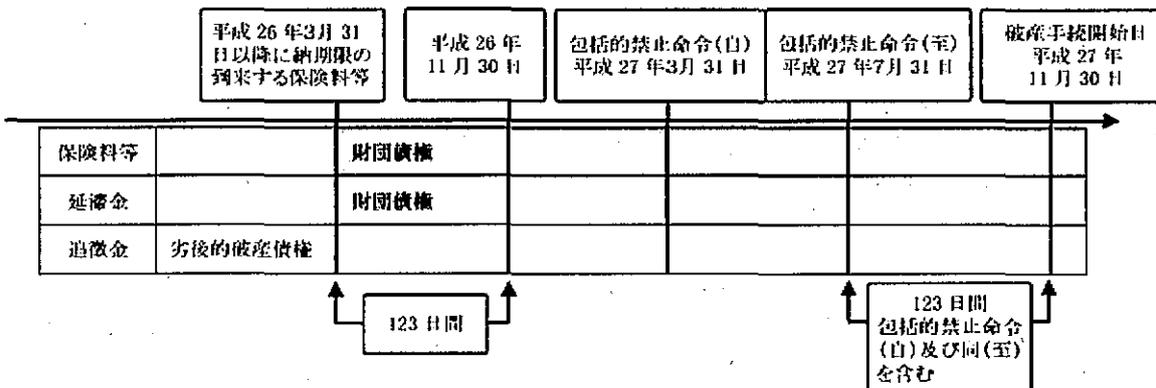
ウ 包括的禁止命令がある場合

包括的禁止命令が発せられた場合、破産手続開始決定当時、まだ納期限が到来していない保険料債権と納期限から1年（包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間を除く）を経過していない保険料債権は、財団債権となる。

例5 包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで継続している場合



例6 包括的禁止命令期間が、破産手続開始日まで終了している場合



※ 延滞金の計算の始期は法定納期限の翌日からとなるが、作表上、納期限と同一にしている。

第3 交付要求の効力

1 配当要求の効力

交付要求は滞納に係る保険料等を強制換価手続の執行機関にその換価代金から交付すべきことを要求するものであるから、配当要求の効力を有する。

なお、交付要求は、交付要求を受けた執行機関の滞納処分、強制執行等の処分が解除され又は取り消されない限りその処分の目的となった財産について、差押え後に権利の移転があっても交付要求の効力は失わない。

また、交付要求書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断し、交付要求に係る強制換価手続がされている期間、中断事由が継続する（国税通則法73①）。

時効中断の効力は、その基礎となった交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合でも失われない（国税通則法73②）。

（注） 交付要求は、参加差押えと異なり常に配当要求の効力を有するにすぎないから、先行の強制換価手続（滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売）が解除され又は取り消された場合は、その効力を失うこととなる（基本通達82⑧）。

2 交付要求先着手による優先の効力

交付要求書が相手方執行機関に送達されたときは、同順位公課間においてはその換価代金について、先着手の交付要求が優先（破産手続を除く）し、交付要求の順序に従い配当される（国税徴収法13）。

送達時が同時である場合は、これらの交付要求に係る公課は同順位になる。この場合における公課に配当する金額は、債権現在額申立書に記載されている金額により案分計算したところによる（基本通達13②）。

3 抵当権等の優先額制限の効力

交付要求をしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者にその保険料等に係る交付要求通知書が送達された時における債権額を限度とする（国税徴収法18の①、基本通達18③）。

第4 特殊な場合の交付要求

特殊な場合の交付要求の取扱いは、通常の交付要求の取扱によるほか次による。

1 担保権付財産が譲渡された場合

国税徴収法第22条第5項の規定による譲渡された担保権付財産について強制換価手続が行われた場合の交付要求は次による。

(1) 交付要求のできる場合

交付要求は次のすべてに該当するときのできる（国税徴収法22①②）。

ア 滞納者が滞納に係る保険料等の法定納期限後等に登記等をした質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したこと。

イ その財産の譲渡時において、滞納者が他に保険料等に充てるべき十分な財産を有せず、かつ、現に滞納処分を執行するときにおいて、滞納者の財産がその保険料等を徴収するのに十分でないこと。

ウ 譲渡に係る財産について、強制換価手続が行われていること。

(2) 配当を受けることができる金額の範囲

交付要求により、徴収することができる金額は、「質権又は抵当権によって担保される債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額」より「譲渡に係る財産を滞納者の財産とみなし、その財産の換価代金について保険料等の交付要求があったものとした場合に、質権又は抵当権によって担保される債権が配当を受けることができる金額」を差引いた金額と滞納額とのうち、いずれか少ない額である（国税徴収法22②、基本通達22⑧）。

(3) 交付要求の手続

ア 質権者又は抵当権者に対する徴収通知

交付要求をしようとするときは、交付要求をするときまでに質権者又は抵当権者に対し、徴収通知書（様式31号）によりその旨を通知しなければならない（国税徴収法22④、国税徴収法施行令6①）。

この場合、質権若しくは抵当権の処分（民法376、361、398の11）又は質権若しくは抵当権付債権の譲渡があり、その旨の付記登記等がされているときは、付記登記に係る質権者又は抵当権者に対して通知する（基本通達22⑩）。

イ 交付要求書及び交付要求通知書の送達と通知

交付要求書は、相手方執行機関が配当すべき金銭を質権者又は抵当権者に交付するときまでに、相手方執行機関に対し、国税徴収法第 22 条による交付要求書（様式 32 号）を送達して行う。

一方、滞納者に対し交付要求通知書（様式 30 号）により通知するとともに、質権又は抵当権上の利害関係人に対して、交付要求をした旨の通知をする。

（注） 1 徴収通知書又は国税徴収法第 22 条による交付要求書に記載する徴収金額は、具体的な金額を定める必要はなく、抽象的に国税徴収法第 22 条第 2 項に掲げる金額である旨を記入すれば足りる。

2 交付要求についても、同順位公課間においては、国税徴収法第 13 条の規定により先着手の交付要求が優先する。

2 対象財産が譲渡担保財産である場合

交付要求の対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保財産であるときの交付要求は次による。

（1）交付要求のできる場合

交付要求の対象となる財産が譲渡担保財産（P4-18）であるときは、その強制換価手続が設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、次の要件のすべてに該当する場合に交付要求をすることができる（国税徴収法第 24①③⑥、国税徴収法施行令 8③）。

ア 滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているもの（譲渡担保財産）であること。

イ 滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ 交付要求をしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利移転の登記等の前であること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ 譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに、交付要求をしようとする保険料等が完納されていないこと。

（注） 1 譲渡担保財産とは、滞納者が所有する財産を債務者又は第三者に譲

渡し、その譲渡により自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう。

なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても譲渡できるもの（手形を除く）はすべて譲渡担保の目的物とすることができる（基本通達 24①）。

- 2 滞納者について破産手続開始の決定があつたとしても、譲渡担保財産に係る譲渡担保権者の管理処分権が破産管財人によって喪失されている場合（破産法 184②、185①②）を除き、破産法第 43 条第 1 項の規定（破産手続開始決定後の破産財団に属する財産に対する滞納処分の禁止）にかかわらず、譲渡担保財産に対する滞納処分を執行することができる（基本通達 24③）。

(2) 交付要求の手続

ア 譲渡担保権者に対する告知

交付要求をしようとするときは、交付要求に先立ち、譲渡担保権者に対する告知書（様式 33 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24③）。

（注） 譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条 1 項及び第 6 項の規定の要件に該当することにより、徴収することができる滞納額の全額であつて、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限られない（基本通達 24④）。

イ 交付要求の送達

交付送達は、譲渡担保権者に対し告知書を発し、指定期限を経過したときに、相手方執行機関に対して、交付要求書（様式 30 号）を送達して行う（国税徴収法 24③）。

一方、交付要求をしたときは本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

（注） 1 譲渡担保財産に対する交付要求は、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保権者の保険料等により交付要求をすることもできる。

2 譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが、競売する場合の差押え交付要求の調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定があることに留意する。

第5 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

交付要求先の執行機関から、債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出することとし、この申立書に前記第 2、7（4）により確認した根質権又は根抵当権の被担保債権額、根質権者又は根抵当権者の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

（注） 債権現在額申立書の様式は、根質権又は根担保権の被担保権額の表示欄がないので、余白に付記するか又は別紙により表示する。

第6 交付要求の解除

1 交付要求解除の場合

交付要求は、次に掲げる場合は解除しなければならない（国税徴収法 84①）。

（注） 交付要求先執行機関から差押え解除の通知があった場合は、交付要求の解除をする必要がないが、交付要求調書にその旨を表示するとともに、交付要求書の写をその綴りから除去する。

（1）保険料等の全額が消滅した場合

交付要求をしている保険料等の全額が納付、充当、取消しその他の理由により消滅したときは解除する。

ただし、その保険料等の消滅が交付要求に係る財産が換価され、その換価代金の配当を受けて充当したためである場合は、交付要求解除の手続をとる必要がない。

（注） その他の理由とは、他の交付要求により交付を受けた金銭を交付要求に係る保険料等の全額に充てたこと、国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により配当された金銭をその保険料等を全額に充てたこと、その他免除、法律の規定の変更等により交付要求に係る保険料等の全額が消滅したことをいう（基本通達 84①）。

（2）徴収上支障がない場合

交付要求をした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、交付要求を解除しても保険料等の徴収上支障がないと認められるときは解除する。

（3）参加差押えに切替えた場合

交付要求を参加差押えに切替えたときは解除する。

2 交付要求解除の手続

(1) 交付要求先執行機関への通知

交付要求の解除は、交付要求解除通知書（様式 36 号）により、その旨を交付要求先の執行機関に通知することによって行う（国税徴収法 84②）。

(2) 滞納者への通知

交付要求を解除したときは、滞納者に対し交付要求解除通知書により通知しなければならない（国税徴収法 84③）。

(3) 質権者等への通知

交付要求を解除したときは、質権者等のうち、交付要求したときにその旨の通知をした者に対し、交付要求解除通知書（様式 36 号）により交付要求を解除した旨を通知しなければならない。

なお、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、この通知を要しない（国税徴収法 84③、国税徴収法施行令 36④）。

第7 交付要求の解除の請求をうけた場合

1 解除の請求ができる者

強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは交付要求解除の請求をすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85①）。

(注) 交付要求の解除の請求ができる者は、交付要求を受けた執行機関はもとより、交付要求をした執行機関も後から交付要求をした執行機関に対し、解除の請求をすることができる。

2 解除の請求ができる場合

交付要求の解除の請求は、次に掲げる要件を備えたときにすることができる（国税徴収法 85①、基本通達 85②③④）。

ア 交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないとき。

イ 滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求

に係る保険料等の全額を徴収することができるとき。

(注) 1 弁済を受けることができないときは、交付要求がなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、交付要求がされたために、債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなることをいう。

したがって交付要求の有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

2 交付要求に係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合、交付要求に係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から交付要求に係る保険料等にあわせて、滞納保険料等を徴収することができないときは、交付要求を解除する必要はない。

3 解除の請求の手續

交付要求解除の請求をしようとする者は、交付要求解除請求書（様式 37 号）を交付要求ができる期間の終期までに提出しなければならない（国税徴収法 85①、国税徴収法施行令 37、基本通達 85⑤）。

4 解除の請求に対する処理

交付要求解除の請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査をし、次により処理しなければならない（国税徴収法 85②、基本通達 85⑥）。

(1) 請求を相当と認める場合

調査の結果、前記 1～2 のいずれにも該当することが明らかになった場合は、請求を相当と認め解除請求の対象となった交付要求を解除する。この場合、その請求者に対して交付要求解除の通知をしなければならない。

なお、交付要求の解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行う。

(注) 請求が相当と認めるかどうかの調査は、交付要求を行う期間の終期までに、解除の請求があったものに限って行う。

なお、交付要求ができる期間の終期が経過した後に交付要求の解除の請求があった場合においても、相当と認められるときは、交付要求の解除をする（基本通達 85⑥）。

(2) 請求を相当と認めない場合

調査の結果、解除請求が相当と認められない場合は、解除の請求を拒否することとし、交付要求解除拒否通知書（様式 38 号）によりその旨を請求者に通知する（基本通達 85⑦）。

第8 交付要求を受けた場合

1 交付要求書の受理

滞納処分による差押えを行った場合において、他の執行機関から交付要求の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

(1) 交付要求の対象となっている差押財産の確認

交付要求書の送達を受けたときは、差押調書に記載された差押財産と交付要求書に記載された交付要求対象財産を対査し、両者に相違がないかどうかを確認する。

なお、その財産について両者に相違があるときは次による。

ア 財産の全部が符号しない場合

交付要求書に記載されている財産の全部が符号しないときは、その旨を欄外余白に付記して、直ちに交付要求をした執行機関へ返戻する。

イ 財産の一部が符合しない場合

交付要求書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは、直ちに交付要求をした執行機関に連絡し、補正を求める。この場合、交付要求書の到達順位は保全する。

ウ 譲渡担保権者に対し差押えとして続行することとしている場合

交付要求を受けた財産が、国税徴収法第24条第4項により譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとしているときは、交付要求をした執行機関に対して、譲渡担保財産である旨を通知する。

(2) 交付要求書の到達順位の記録

交付要求は同順位の場合は原則として先着手により優先するので、到達順位について到達年月日及び順位を交付要求書の欄外に受付印とは別に表示すること。

(注) 先取特権の順位については、先取特権の順位一覧(P8-3)参照。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合の処理

交付要求の基因となっている差押えを、国税徴収法第24条第4項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は次により処理する。

(1) 交付要求している行政機関等に対する通知

交付要求書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であるこ

とが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書（様式 34 号）により、交付要求をしている行政機関等に通知する。

(2) 交付要求続行通知書の送付を受けた場合

交付要求の行政機関等から、交付要求続行通知書（様式 35 号）を受けた場合は次により処理する。

ア 交付要求続行通知書の取扱

交付要求続行通知書は、以後交付要求書と同様に取り扱う。

なお、換価代金を配当する場合において配当順位は、先に受理している交付要求書の受付年月日により判定するので、誤って交付要求続行通知書の受付年月日により判定することのないようにするため、先に受理している交付要求書の受付年月日を交付要求続行通知書に明示しておく。

イ 譲渡担保権者に対する交付要求

交付要求する財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、交付要求書の欄外に交付要求続行通知書を受理した旨及び交付要求に伴う処理は、交付要求続行通知書により行う旨を適宜表示しておく。

また、交付要求する財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する交付要求として続行することとされたときは、譲渡担保財産については交付要求続行通知書により譲渡担保財産以外の財産については交付要求書により、それぞれ交付要求に伴う処理をすることとし、交付要求書の欄外にその旨を適宜表示しておく。

3 交付要求がされている財産の差押えを解除する場合の処理

交付要求がされている財産の差押えを解除する場合は、交付要求先執行機関、滞納者、質権者等に対する差押えの解除の通知、差押え登記等の抹消の登記等通常の差押え解除の手続をとる。

4 交付要求解除通知書を受理した場合の処理

交付要求をした執行機関から、交付要求解除通知書（様式 36 号）の送付を受けたときは、これと交付要求書等とを対査確認した上、関係書類に交付要求が解除された旨を記載しておくこと。

第2節 参加差押え

第1 参加差押えの意義

参加差押えとは、交付要求の一種であり、先行の差押えにより換価がされた場合の配当を受ける効力や時効中断の効力は交付要求と同様である。

しかし、交付要求の場合、先行の差押えが解除されたときにその効力を失うことになるのに対し、参加差押えは差押えが解除されるまでは交付要求と同じ効力しかないが、差押えが解除されたときは、参加差押えをした時に遡って効力が生ずることとなり、その後はその差押えに基づき参加差押財産の換価処分ができるので、通常の交付要求よりも有利な処分である（国税徴収法 86～88、基本通達 86①）。

第2 参加差押えができる場合

1 参加差押えの要件

滞納者の財産について先行の滞納処分が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたとき）に、次のすべてに該当するときは、原則として交付要求は行わず、参加差押えを行う（国税徴収法 86①）。

- (1) 滞納者の保険料等が差押えすることができる場合に該当すること。
- (2) すでに滞納処分による差押えがされていること。
- (3) 差し押えている滞納者の財産が動産及び有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権であること。

(注) 1 滞納者の財産について、「滞調法」の規定により滞納処分と強制執行又は競売法による競売とがあわせて行われている場合は、滞納処分をしている行政機関等に対して参加差押えをするとともに、強制執行又は競売法による競売を行っている執行機関に対して交付要求をする。

- 2 強制換価手続の対象となっている財産が山間へき地や遠隔地にあるため参加差押えをすると国税徴収法施行令第40条の規定による財産の引受けが著しく困難であると認められるとき、強制換価手続をした執行機関においてその対象となっている財産の換価が確実であると認められるとき、その他参加差押えをする実益が少ないと認められるときは参加差押えをしないで交付要求をすることとしても差し支えない。

2 参加差押えに切り換える場合

保険料等が差押えのできる要件を欠くため、参加差押えを行うことができず交付要求を行ったものについて、その後その交付要求に係る保険料等について、参加差押えをすることができることとなったときは、次の場合を除き、つとめて交付要求を解除して参加差押えを行う。

- ア 交付要求先執行機関において、換価することが明らかである場合。
- イ 保険料等による交付要求より後に公課による交付要求又は参加差押えがあり、交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。
- ウ 国税徴収法第 18 条第 1 項本文の規定により交付要求を解除することが著しく不利益となる場合。

3 参加差押えの制限

参加差押えの制限は、交付要求と同様となる。

即ち、参加差押えをするときにおいて、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有し、かつ、その財産により参加差押えをしようとする保険料等の全額を徴収することができることと認められるときは、参加差押えをしない（国税徴収法 88①、83、基本通達 88①、83①）。

なお、参加差押えをした後、上記に該当する財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、参加差押えは解除する。

4 参加差押えを行う期間の終期

参加差押えは、先行の滞納処分による売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までに行うことができる。

（注） 参加差押えは、滞納処分による差押えがされている財産について二重又は三重にすることができ、同順位公課間では先着手の参加差押えに係る保険料等が優先する。また、参加差押えの原因となる滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先に参加差押えをした行政機関等に対し、その参加差押えに係る財産が引渡される（国税徴収法 13、87①）。

5 参加差押えを行う場合の調査

(1) 調査事項

参加差押えをしようとするときは、次の事項について調査を行う。

ただし、滞納者が所持する差押調書の謄本その他により参加差押えの対象財産を特定できる場合は、参加差押えをした後に参加差押財産について質権者等の有

無等、必要な事項の調査を行っても差し支えない。

ア 滞納処分による差押えが行われている滞納者の当該差押えの目的となったすべての財産の名称、数量、性質及び所在。

イ 滞納処分による差押調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ 滞納処分による差押えに係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ 質権者等の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所・氏名。

オ 他の行政機関等からの参加差押えの有無及び優先する参加差押えがある場合は、その参加差押えに係る国税、地方税の額。

カ 参加差押えの対象となる財産が登記等のできる財産であるときは、さらに登記簿等により滞納処分による差押えが行われている財産の名称、数量、性質及び所在並びに質権者等の有無及び当該質権者等がある場合はその権利の内容、質権者等の住所・氏名。

(2) 調査方法

調査は、相手方行政機関等において、徴収職員証票を呈示して滞納処分に関する書類（滞納処分票及びその添付書類）を閲覧することによって行う。

(3) 調査結果

調査の結果、参加差押えの要件に該当する事実があることが判明したときであっても、参加差押えの対象となる財産の見積価額と参加差押えをしようとする保険料等に優先する債権の金額又は優先する他の参加差押えに係る国税、地方税等の金額を勘案して参加差押えをする実益がないことが明らかなきは、参加差押えは行わない。

この場合は、その旨を滞納処分経過票に記載して事跡を明確にしておくこと。

6 参加差押えの相手

参加差押えをすることができる相手方行政機関等は、次に掲げるものである。

(1) 国税による滞納処分であるとき

滞納処分による差押えが国税による滞納処分であるとき又は国税のために徴し

た担保財産についての滞納処分の例による差押えであるときは、その差押えを行った徴収職員の所属する税務署長等。

(2) 地方税若しくは公課による滞納処分等であるとき

滞納処分による差押えが地方税若しくは公課による滞納処分若しくは滞納処分の例による処分であるときは、その処分を行った徴税吏員等の所属する行政機関等の長。ただし、差押えに徴収の嘱託又は徴収の引継ぎがあったことが明らかであるときは、その嘱託又は引継ぎを受けた徴税吏員等の所属する行政機関等の長。

(3) 滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているとき

滞調法の規定により、滞納処分と強制執行又は競売法による競売との二重差押えが行われているときは、滞納処分による差押えが先か後かにかかわらず、滞納処分による差押えをした行政機関等の長。

(注) 滞納処分以外の強制執行による差押え等をした執行機関に対しては、交付要求を行うことに留意する。

7 参加差押えの手続

(1) 参加差押書の送達

参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）を滞納処分による差押えを行った行政機関等に送達することによって行う（国税徴収法 86①、基本通達 86③④）。

この場合、参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは参加差押書（様式 40 号）を使用する。

- (注) 1 参加差押書は、参加差押え先行政機関等における差押調書（様式 39 号）ごとに作成する。
- 2 参加差押書は正本及び写を作成することとし、正本を参加差押え先の行政機関等へ送付する。
- 3 参加差押えは、参加差押え先行政機関等が行った差押えに係る滞納者所有の財産全部を対象として行う。
- 4 交付要求をした後に参加差押えに切り換える場合は、交付要求を解除した上で参加差押えをすることとし、交付要求解除通知書と参加差押書を同時に参加差押え先行政機関等に送付する。
- 5 参加差押えは同一の財産について二重、三重に行うことができるが、参加差押書を送達した後に新たに発生した滞納等により、同じ財産に対して重ねて参加差押えをするときは、その都度参加差押書を送達することによって行う。
- 6 第二次納付義務者及び保証人の財産について参加差押えするときは、参加差押書の滞納者欄に第二次納付義務者等の氏名及び住所を付記す

る。

(2) 滞納者への通知

参加差押えをしたときは、滞納者に対して参加差押通知書（様式 39 号）により通知を行う（国税徴収法 86②、国税徴収施行令 36②③、基本通達 86④）。

参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押通知書（様式 40 号）を使用する。

(3) 第三債務者への通知

電話加入権について参加差押えをしたときは、第三債務者（NTT）に対し参加差押通知書（様式 40 号）により通知する（国税徴収法 86②、国税徴収令 38、基本通達 86⑤）。

(4) 登記の嘱託

参加差押えをした財産が、不動産、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、当該参加差押えの登記等を関係機関（法務局等）に嘱託する。

この場合において、不動産の登記嘱託書に、登記原因証明情報を添付し（不動産登記法 61）、また、船舶、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の登記嘱託書に、参加差押調書の謄本を添付しなければならない。

この参加差押えの登記等は、参加差押えの効力要件ではないが、国税徴収法第 87 条（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生じた場合における對抗要件である（国税徴収法 86③、基本通達 86⑧）。

なお、登記等は次により行う。

ア 不動産、船舶、航空機又は建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えをしたときの登記

登記は、参加差押登記嘱託書（様式 41 号）正、副 2 部を作成し、登記及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本に添付し、遅滞なく管轄する法務局その他の関係機関に送達する。

(注) 1 同一登記所の管轄内に存する数個の土地又は建物について参加差押えの登記を嘱託する場合は、同一の嘱託書をもって参加差押えの登記を嘱託することができる（不動産登記法 46）。

2 参加差押登記嘱託書を管轄登記所等に提出するときは、不動産登記法 60 条（共同申請の原則）の規定にかかわらず交付又は郵便によることができる。

イ 自動車について参加差押えをしたときの登録

自動車については、登録嘱託書（様式 17 号）を作成し、登記の原因及びその日付を証する書面として参加差押調書謄本を添付し、所轄する運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

- （注） 1 自動車参加差押登録嘱託書は、自動車 1 両ごとに別葉に作成する。
2 同時に自動車 2 両以上について登録の嘱託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り参加差押調書謄本は、その 1 通に添付し、他の嘱託書にその旨を「添付書類」欄に記載する。

（5）質権者等への通知

参加差押えをしたときは、質権者等のうち、徴収職員がその参加差押えを行うに際し、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者に対し、参加差押通知書（様式 39 号）により通知しなければならない（国税徴収法 86④、国税徴収法施行令 36③、38、基本通達 86⑨）。

（6）質権者等の有する債権金額の確認

質権者等に参加差押通知書を送達したときは、質権者等の労働保険料等に優先する債権の額を調査確認し、参加差押財産調査表に記載しておかなければならない。

ただし、根質権又は根抵当権の被担保債権額の確認は、参加差押え先の行政機関等から公売通知を受けたときに行うこととして差し支えない。なお、この確認額は公売を執行する行政機関等に債権現在額申立書を提出する際、当該申立書に付記しなければならない。

（7）参加差押えに伴う書類の整理

ア 参加差押調書

参加差押えをするときは、参加差押調書と参加差押書（様式 39 号）を複写により作成する。参加差押えの対象財産が電話加入権であるときは、電話加入権用の参加差押調書（様式 40 号）を使用する。

なお、参加差押えの登記等を嘱託するため、参加差押調書謄本を必要とするときは参加差押調書を作成するときにこれとあわせて複写により作成する。

イ 参加差押財産調査表

参加差押えをしたときは、その都度直ちに参加差押財産調査表（様式 42 号）等を作成の上、所定欄を整理の上、参加差押調書の次に綴り込むこと。

(8) 参加差押財産の種類別一覧

既差押財産の種類	通知の相手方	第三債務者への通知	質権者等への通知	参加差押えの登記(登録)
動産 有価証券	滞納者	不要	1. 質権、抵当権、先取特権、留置権、貸借権等の権利を有する者 2. 仮登記権利者 3. 保全執行裁判所、執行官、強制官理人	不要
不動産 船舶 航空機 自動車 建設機械 小型船舶		不要		要
電話加入権		要		不要

第3 参加差押えの効力

1 参加差押えの効力

参加差押えは、次に掲げる効力を有する（国税徴収法 87①、基本通達 87①）。

(1) 交付要求の効力

参加差押えは、特定の場合に行う交付要求の一種であるから、滞納処分による差押えが解除されるまでは、参加差押えを受けた行政機関等に対し交付要求の効力を有する。

(2) 差押えに移行する効力

参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、参加差押財産について、差押えの効力を生ずる。

(3) その他の効力

ア 財産の引渡しを受ける効力

参加差押財産が動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶である場合において、その参加差押えを受けた差押えが解除されたときは、その

差押えを解除した行政機関等から、その財産の引渡しを受けることができる。

イ 参加差押えとしての継続の効力

参加差押えが二以上ある場合において、滞納処分による差押えが解除されたときは、最も先にした参加差押え以外の参加差押えは差押えの効力が生じた参加差押え（最も先にした参加差押え）をした行政機関等に対し、参加差押えをしたときに遡って参加差押えをしたものとみなされる。

ウ 参加差押え先着手による優先の効力

参加差押書が相手方行政機関等に送達されたときは、同順位公課において、換価代金については先着手の参加差押えが優先し、参加差押えの順序に従い配当される（国税徴収法 13）。

エ 抵当権等の優先額制限の効力

参加差押えをしたときは、保険料等に優先する質権又は抵当権により担保される債権の元本金額は、その質権者又は抵当権者がその保険料等に係る参加差押通知書を受けたときにおける債権額が限度とされる（国税徴収法 18①）。

オ 時効中断の効力

参加差押書が相手方執行行政機関等に送達されたときは、時効が中断しその参加差押えがされている期間、中断事由が継続する（国税通則法 73①五）。

（注） 1 時効の中断及び中断事由の継続は、滞納者に対し参加差押通知書が交付されていることを要件とし、この通知がされていない期間については、時効中断の継続期間から除外される（国税通則法 73①）。

2 時効中断の効力は、その基礎となった滞納処分による差押えが取り消された場合でも失われない（国税通則法 73②）。

2 差押えの効力が生ずる参加差押え

参加差押えを受けた差押えが解除されたときにおいて、差押えの効力を生ずる参加差押えは次のとおりである（国税徴収法 87①、基本通達 87②）。

ア 参加差押えが一つである場合は、その参加差押え。

イ 参加差押えが二以上ある場合は、最も先にされた参加差押え（登記がされたものについては、最も先に登記等をした参加差押え）。

（注） 最も先にした参加差押えであっても、参加差押えを受けた差押えが解除されるときまでにこれを解除したときの参加差押えは、差押えの効力は生じない。また、差押えの効力を生ずる参加差押え以外の参加差押えは、差

押えの効力を生じない。

また、差押えの解除後、その抹消登記前にした参加差押えは、効力を生じない。

3 差押えの効力が生ずる時期

参加差押えの効力が生ずる時期は、財産の区分に応じ、次のそれぞれに掲げる
ときである（国税徴収法 87①、基本通達 87③）。

ア 参加差押財産が動産及び有価証券である場合は、参加差押書が参加差押えを
受けた差押えに係る行政機関等に交付されたとき。

イ 参加差押財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船
舶である場合は、その参加差押通知書が滞納者に送達されたとき。ただし、参
加差押えの登記等が参加差押通知書の滞納者への送達前にされた場合は、その
登記がされたとき。

ウ 参加差押財産が鉱業権又は特定鉱業権である場合は、参加差押えの登記がさ
れたとき。

エ 参加差押財産が、電話加入権である場合は、その参加差押通知書が第三債権
者である NTT に送達されたとき。

第 4 特殊な場合の参加差押え

1 対象財産が譲渡担保財産である場合

参加差押えの対象となる財産が、国税徴収法第 24 条第 1 項に規定する譲渡担保
財産であるときの参加差押えは次による。

(1) 参加差押えのできる要件

参加差押えの対象となる財産が譲渡担保財産であるときは、滞納処分による差
押えが設定者（滞納者）の財産又は担保権者の財産として行われた場合を問わず、
次の要件のすべてに該当する場合に参加差押えをすることができる（国税徴収法
24①③⑥、国税徴収法執行令 8③）。

ア 滞納者が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているものであ
ること。

イ 滞納者の財産について、滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められること。

ウ 参加差押えをしようとする保険料等の納期限が、その譲渡担保財産の譲渡に係る権利の移転の登記時等より前にあること。

又は譲渡担保権者が納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の日の前日（譲渡担保財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立ての日の前日）までに証明しなかったこと。

エ 譲渡担保権者に対する告知書を発した日から指定期限を経過した日までに参加差押えをしようとする保険料等が完納されていないこと。

(2) 参加差押えの手続

ア 譲渡担保権者に対する通知

参加差押えをしようとするときは、参加差押えに先立ち譲渡担保権者に対し、譲渡担保権者に対する告知書（様式 43 号）に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24②、国税徴収法施行令 8①）。

この場合、譲渡担保財産から徴収することができる金額は、国税徴収法第 24 条第 1 項及び第 6 項の規定により徴収することができる保険料等の金額であって、滞納者の財産が徴収すべき保険料等に不足すると認められる場合のその不足額に限らない（基本通達 24④）。

イ 参加差押書の送達

参加差押えは、譲渡担保権者に対し告知書を発した日から指定期限を経過したときに相手方行政機関等に対し参加差押書（様式 39 号）を送達して行う（国税徴収法 24③）。

ウ 滞納者、譲渡担保権者等への通知

参加差押えをしたときは、本来の滞納者、譲渡滞納者及び質権者等にその旨を通知する。

(注) 1 譲渡担保財産に対する参加差押えは、譲渡担保設定者（滞納者）の保険料等により差押えがされている譲渡担保財産について、譲渡担保権者の保険料等により参加差押えをすることもできるが、この場合の参加差押えは、参加差押書（様式 39 号）によって行う。

2 譲渡担保設定者の保険料等と譲渡担保権者の保険料等とが競合する

場合の差押え、参加差押えの調整については、国税徴収法施行令第 9 条の規定がある。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとなった場合の参加差押えの続行

動産等で登記等がされていない財産であるため、差押え時に譲渡担保財産であることが判らず、譲渡担保財産を滞納者の財産として差し押えたときは、この差押えが前記 1 の(1)の要件を満たす場合に限って譲渡担保権者に対する譲渡担保財産についての差押えとして、滞納処分を続行することができる（国税徴収法 24④）。

また、通常の参加差押えをした後、参加差押え先の行政機関等から参加差押えの基因となっている差押えが譲渡担保権者に対する差押えとして続行する旨の通知を受けた場合は、次により取り扱う。

(注) 相手方の差押え譲渡担保権者に対する差押えとして続行することができず、参加差押えが続行できる要件を満たすときは、差押えが取り消された参加差押えが差押えの効力を有することとなるので、譲渡担保権者に対する差押えとして続行する手続をとらなければならない。

(1) 参加差押えを続行できる要件

参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行することができる場合は、前記 1 の(1)の要件を満たすときである（国税徴収法 24④、基本通達 24⑯）。

(2) 参加差押え続行の手続

ア 参加差押えをしている保険料等について、参加差押え続行の可否を調査した結果、その全部又は一部を譲渡担保財産から徴収することができるときは、当該参加差押えを譲渡担保財産についての参加差押えとして続行するものとし、直ちに譲渡担保権者に対し譲渡担保者に対する告知書に納付書を添えて送付するとともに、滞納者に対し譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収する旨を通知する（国税徴収法 24④、基本通達 24⑰）。

イ 参加差押の続行は、譲渡担保権者に対し告知書を発するときに、参加差押先の行政機関等に対し参加差押続行通知書（様式 44 号）を送達して行う（国税徴収法 24④）。

ウ 参加差押えを続行したときは、本来の滞納者、譲渡担保権者及び質権者等にその旨を通知する。

(3) 参加差押え解除の手続

参加差押えをしている保険料等の全部又は一部が譲渡担保財産から徴収することができないものであるときは、その分の参加差押えを解除し、参加差押え先行政機関等、滞納者、第三債務者及び質権者等に差押解除通知書を知照するとともに、参加差押えの登記等の抹消登記等を関係機関に嘱託する（国税徴収法 88②）。

第5 参加差押え解除の請求及び請求を受けた場合

1 参加差押え解除の請求ができる者

滞納処分による換価手続により配当を受けることができる債権者は参加差押えがあったときは、参加差押え解除の請求することができる（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

したがって、参加差押えを受けた行政機関等のもとより、参加差押えをした行政機関等も後から参加差押えをした行政機関等に対し、解除の請求をすることができる。

2 参加差押え解除請求のできる要件

参加差押えの解除の請求は、次に掲げる要件をすべて備えたときにすることができる（国税徴収法 88①、85①、基本通達 88④）。

ア 参加差押えにより、自己の債権の全部又は、一部の弁済を受けることができないこと。

（注） 弁済を受けることができないとは、参加差押えがなければ弁済を受けることができたにもかかわらず、参加差押えがされたために債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなったことをいう。したがって、参加差押えの有無にかかわらず弁済を受けることができない場合は該当しない。

イ 滞納者が他に換価の容易な財産（取立てをする債権を除く）で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその参加差押えに係る保険料等の全額を徴収することができること。

（注） 参加差押えに係る保険料等以外に滞納保険料等がある場合において、参加差押えに係る保険料等に充てるべき他の財産はあるが、その滞納保険料等に充てるべき財産がなく、解除請求書に解除請求の理由としてあげられた他の財産から参加差押えに係る保険料等にあわせて滞納保険料等を徴収

することができないときは、参加差押えを解除する必要はない。

3 参加差押え解除請求の手続

参加差押え解除の請求をしようとする者は、参加差押解除請求書（様式 45 号）を提出しなければならない（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

4 参加差押えの解除請求に対する処理

参加差押えの解除請求を受けた場合は、すみやかにその請求の理由等について調査し、次により処理しなければならない。

(1) 請求を相当と認める場合

調査の結果、前記 1～3 のいずれにも該当することが明らかとなった場合は、請求を相当と認め解除の対象となった参加差押えを解除する。この場合、その請求者に対しても参加差押え解除の通知をする。

なお、参加差押えの解除は、滞納者の所有する他の財産の差押えと同時に行い、確実に滞納保険料等を徴収することができるよう措置する。

(2) 請求を相当と認めない場合

調査の結果解除請求が相当と認められない場合は、解除請求を拒否することとし、参加差押解除拒否通知書（様式 46 号）によりその旨を請求者に通知する。

第 6 換価の催告等

1 参加差押えをした財産の換価の催告

参加差押えをした後、参加差押財産が相当の期間内に換価に付されないときは、参加差押財産換価催告書（様式 47 号）により参加差押え先行政機関等に対して換価の催告をすることができる。

ただし、納付の猶予又は換価の猶予をしている場合、その他法令の規定又はこれに基づく処分により換価手続をすることができない場合は、換価の催告をすることができない（国税徴収法 87③、基本通達 87④）。

(注) 1 相当の期間とは、おおむね 3 ヶ月程度であるが、行政機関等の事務の繁閑、財産価格の見積りの難易等を考慮して決定する。

2 換価催告の効果は、滞納処分による差押えをした行政機関等に対し直ちに換価処分を行うよう注意を促すにとどまり、それ以上の効果はない。

2 債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合

参加差押え先行政機関等から債権現在額申立書を提出すべき旨の催告を受けた場合は、直ちに債権現在額申立書（様式 48 号）を提出する。この申立書に前記第 2 の 7(6)により確認した質権者等の被担保債権額、質権者等の氏名及び住所その他必要な事項を付記する。

第 7 参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除された場合は、次により処理する。

なお、参加差押えの基因となっている差押えの解除通知書は、差押えに移行すべき参加差押えをしている行政機関等の名称その他の記載があるので、参加差押えが差押えに移行したかどうかは、これにより判断できるのでこのための調査は要しない。

1 参加差押えが差押えに移行する場合

(1) 関係書類の引受

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押え先行政機関等から差押解除通知書とともに差押えに移行しなかった参加差押書等関係書類が参加差押関係書類引渡書に添付されて送付されてくるので、関係書類と対査確認し引渡書の副本に受領年月日を記載し、署名押印の上、これをすみやかにその行政機関等に返送する（国税徴収法施行令 41①）。

(2) 参加差押財産の引受

参加差押財産が動産、有価証券又は差押えを解除する行政機関等の職員が占有していた自動車、建設機械で当該行政機関等から参加差押財産引渡し通知書の送付を受けたときは、すみやかに当該財産の引渡しを受ける（国税徴収法施行令 40①）。

(注) 参加差押財産引渡通知書の送付を受けた日の翌日以後の動産等の保管に要する費用は、その引渡しを受けた部局の負担とし、滞納処分費として徴収することができる（基本通達 87⑬）。

ア 動産等の引渡しを受ける日時、場所

参加差押財産引渡通知書に指定された日時、場所による。

イ 参加差押先の行政機関等の職員から直接動産等の引渡しを受ける場合

行政機関等の職員に送付を受けた参加差押財産通知書（様式 53 号）を呈示して、動産等の引渡しを受け参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差

押財産引受通知書（様式 49 号）を作成し、財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書により動産等の引渡しを受けた旨を通知する（国税徴収法施行令 40①④）。

この場合参加差押引受調書の謄本を滞納者に交付する。

なお、差押えの解除を行う労働局長と差押の効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合は、参加差押財産引受通知書の作成を省略して差し支えない。

（注） 参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押えをした旨の通知をしている滞納者及び質権者等に対してあらためて差押えの通知をする必要はない。

ウ 保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合

参加差押え先行政機関等の職員以外の者が動産等を保管しており、その保管者から直接動産等の引渡しを受ける場合は、参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）に添えて送付された動産等の保管者あての差押引渡依頼書（様式 50 号）をその保管者に交付して動産等の引渡しを受け、参加差押財産引受調書（様式 49 号）及び参加差押財産引受通知書を作成し財産引渡しをした行政機関等に対し参加差押財産引受通知書を送付する（国税徴収法施行令 40①④）。

（注） 1 この場合、参加差押財産の引受けにあたっては、立会人をおくこととし参加差押財産引受調書の謄本を作成の上、これをその立会人、滞納者及び当該動産等を保管していた者に交付する。

2 参加差押財産の引受けにあたっての立会人は、国税徴収法第 144 条の規定による搜索の立会人ではなく、物の引受け引渡しの際に立会人をおくことが望ましいことによりおくものである。

3 参加差押えをしている動産等の引渡しを受ける場合は、国税徴収法第 58 条第 2 項又は第 71 条第 3 項に規定する引渡命令の手続は必要ではない。

4 差押えの解除を行う労働局長と差押えの効力を生ずべき参加差押えをしている労働局長とが同一である場合にも同様の手続をする。

エ 保管者から動産等の引渡しを受ける場合の保管者宅の搜索

前記③により保管者から動産等の引渡しを受ける場合において、保管者宅を搜索したときは参加差押財産引受調書にかえて搜索調書（様式 2 号）を作成することとし、その謄本を立会人、滞納者及び保管者に交付する。この場合、財産の引渡しをした行政機関等に対する参加差押財産引受通知書は搜索調書の謄本を参加差押財産引受通知書と訂正し、これに参加差押財産引受通知書に記載すべき事項を付記して使用することとして差し支えない。

オ 滞納者又はその財産を占有する第三者への保管

前記②又は③により引渡しを受けた動産等について、必要があると認めるときはこれを滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。第三者に保管させる場合は、その運搬が困難である場合を除きその者の同意を受けなければならない（国税徴収法施行令 40②）。

また、このように動産等を滞納者又は第三者に保管させた場合は、封印、公示書その他の方法により当該動産等が差押財産であることを明白に表示しなければならない（国税徴収法施行令 40③）。

引渡しを受けた動産等を滞納者又は第三者に保管させるかどうかの判断、滞納者又は第三者に保管させた場合の封印、公示書その他の方法による差押財産であることを明白に表示する方法、保管の命令等については動産等の差押えをした場合の処理と同様に措置する。

この場合、差押えの解除をする労働局長と動産等の引渡しを受ける労働局長とが同一である場合においても、封印、公示書等による表示及び保管命令はあらためて行う。

カ 財産の一部又は全部が存在しないため引き受けることができない場合

動産等の引渡しを受ける場合において、参加差押財産引渡通知書に記載された財産の一部又は全部が存在しない等のため、引き受けることができないときは、次により処理する。

- (ア) その財産が滅失している等で差押財産として追求する実益がないときは、滅失している財産については参加差押えを解除する。

この場合、保管者に対し保管責任を追及することができるときは、これを追求する。

- (イ) 参加差押えをした後に、その財産が譲渡された第三者が所有している場合は、その第三者に差押財産である旨を告げ、その財産を引き受ける。

(3) 参加差押えが差押えに移行した場合の調査及び処理

参加差押えが差押えに移行した場合は、参加差押財産の引渡しの有無にかかわらず直ちに次に掲げる調査及び処理を行う。

ア 参加差押え先行政機関等から動産及び有価証券以外の財産の差押え解除の通知を受けた場合

参加差押調書を点検し、登記等がされているかどうかを確認する。なお、差押えに移行しても、参加差押えの登記等を差押えの登記等に変更する必要はない。

イ 参加差押えが差押えに移行し超過差押えとなる場合

参加差押えが差押えに移行した場合は、超過差押えとならないかどうかを調査し、超過差押えとなる場合はその部分の差押えを解除する（国税徴収法48）。

ウ 仮登記があったことが判明した場合

参加差押え財産に国税徴収法第23条第1項に規定する保険料等に劣後する担保の目的でされている仮登記があったかどうかを調査し、担保の目的でされている仮登記があったことが判明した場合は、直ちに仮登記の権利者に対して担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書（様式51号）により通知をする。

- (注) 1 国税徴収法第23条第2項の規定による通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行うことに留意する。
- 2 仮登記（録）財産差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。
- 3 仮登記（録）財産差押通知は参加差押えが差押えに移行した後に行う。
- 4 仮登記担保契約とは、金銭債務を担保するためその不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をするを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の制約で、その契約による権利について仮登記のできるものをいう（仮登記担保法1）。
- 5 担保のための仮登記とは、仮登記担保契約で土地又は建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法1、20）。

エ 損害保険等に付されていることが判明した場合

差押えに移行した参加差押えをしている財産が損害保険又は共済の目的となっているかどうかを調査し、損害保険等に付されていることが判明したときは、直ちに差押えをした旨を保険者又は共済事業者へ差押通知書により通知する（国税徴収法53①、基本通達53⑨）

- (注) 1 保険者又は共済事業者に対し差し押える旨を通知しない限り、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない。
この場合の調査及び保険者等への通知は、差押えをした場合と同様に処理する。
- 2 差押通知書の差押年月日欄は、参加差押調書の日付を記載する。
- 3 保険者等への差押通知は、参加差押えが差押えに移行した後に行う。

2 参加差押えが差押えに移行しない場合

参加差押えの基因となっている差押えが解除されたときは、その差押えに対してされていた参加差押えのうち、差押えに移行しない参加差押えの参加差押書は、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡される。

この場合は、差押解除通知書に参加差押書を引渡した旨付記してあるので、「参加差押書の引渡しが行われた」旨の記載を確認の上、次の処理をする。

- (1) 参加差押調書の余白に参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。
- (2) 参加差押書の写の欄外に、参加差押え先行政機関等の変更年月日、新たな行政機関等名を記載する。

第8 参加差押えの解除

1 参加差押えを解除する場合

参加差押えの解除は、交付要求と同様である。

参加差押えは、次に掲げる場合に解除しなければならない（国税徴収法 88①、84①、基本通達 88②）。

- (1) 参加差押えをしている保険料等の全額を納付、充当、取消しその他の理由により消滅したとき。

(注) その他の理由とは、他の交付要求、参加差押えにより交付を受けた金銭を参加差押えに係る保険料等の全額について充てたこと。

国税徴収法第 129 条第 1 項の規定により、配当された金銭をその保険料等の全額に充てたこと、その他免除、法律の変更等により参加差押えに係る保険料等の全額が消滅したことをいう。

- (2) 参加差押え解除の請求があった場合で、その請求を相当と認めたとき。
- (3) 参加差押えをした後に、新たに財産の差押えを行い又は新たに担保を徴したため、参加差押えを解除しても滞納保険料等の徴収上支障がないと認められるとき。

2 参加差押えの解除手続

- (1) 参加差押え先執行機関への通知

参加差押えの解除は、参加差押解除通知書（様式 52 号）により、参加差押え先行政機関等に通知することによって行う（国税徴収法 88①、84②、基本通達 88②）。

(2) 滞納者への通知

参加差押えを解除した場合は、その旨を滞納者に参加差押解除通知書（様式 52 号）により通知しなければならない（国税徴収法 84③、88①、基本通達 84③、88②）。

(3) 抹消登記

参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に囑託しなければならない。この関係機関は、参加差押えの登記を囑託した関係機関と同様である（国税徴収法 88②、基本通達 88③）。

なお、登記等は次により行うこと。

ア 不動産、船舶、航空機、建設機械若しくは小型船舶について、参加差押えを解除した時

参加差押登記抹消登記囑託書（様式 29 号）を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して、財産を管轄する法務局その他の関係機関に送付する。

（注） 同一登記所の管轄に属する数個の土地又は建物について、参加差押え解除の登記を囑託する場合は、同一の囑託書をもって参加差押え解除の登記を囑託することができる（不動産登記法 46）。

イ 自動車についての参加差押えを解除した時

自動車参加差押登録抹消登録囑託書を作成し、参加差押解除通知書謄本を添付して所轄運輸支局（自動車検査登録事務所を含む。）に送付する。

（注） 自動車参加差押登録抹消登録囑託書は、自動車 1 両ごとに別紙に作成する。ただし、同時に自動車 2 両以上について登録の囑託をしようとするときは、登録の原因及び目的が同一であるときに限り、参加差押解除通知書謄本は、そのうちの 1 通に添付し他の囑託書にその旨を添付書類欄に記載する。

(4) 質権者等への通知

参加差押えを解除した時は、質権者等のうち、参加差押えをしたときに通知をした質権者等に対し、参加差押解除通知書（様式 52 号）により参加差押えを解除した旨を通知しなければならない（国税徴収法 88①、基本通達 88④）。

なお、参加差押えの解除の請求に基づいて参加差押えを解除したときは、この参加差押解除通知書を使用し、該当請求者にもその旨を通知する。

（注） 電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を NTT に通知しなければならない（国税徴収法 88③、基本通達 88②）。

第9 参加差押えを受けた場合

1 参加差押書の受理

滞納処分による差押えを行った場合、他の行政機関等から参加差押書の送達を受けたときは、次により調査、整理等を行う。

(1) 参加差押えの対象となっている差押財産の確認

参加差押書の送達を受けた時は、差押調書に記載された差押え財産と参加差押書に記載された参加差押え対象財産を対査し、両者に相違のないことを確認する。

(注) 参加差押財産について両者間で相違があるときは次による。

- 1 参加差押書に記載されている財産の全部が符合しないときは、その旨を欄外余白に付記して直ちに参加差押えをした行政機関等へ返戻する。
- 2 参加差押書に記載されている財産のうち、一部が符合しないときは直ちに参加差押えをした行政機関等に連絡し、補正を求める。
この場合、参加差押書の到達順位は保全する。
- 3 参加差押えを受けた財産が、国税徴収法第24条第4項により、譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとしているときは、参加差押えをした行政機関等に対し譲渡担保財産である旨、通知する。

(2) 参加差押書の到達順位の記録

参加差押書の到達順位は、受付印の日付により判定することとし、同日付のものがあるときは文書受付簿への登載順序の確認により行う。

(注) 参加差押えは先着手により優先するので、到達順位については特に留意する。

(3) 売却決定日以後の参加差押え

売却決定日以後の参加差押書の送達を受けた場合は次による。

ア 参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領するまでであるとき

参加差押書を受理し、その参加差押書及び差押財産調査表に参加差押書提出期限後の参加差押えであることを付記して、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

(注) 参加差押えができるのは、売却決定日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき）までである（国税徴収法13、87①）。

なお、参加差押えが売却決定日以後にされた場合においては、その参加差押えをした行政機関等はその売却決定が取り消され、再公売をす

る場合にだけ配当を受けることができるものである。

- イ 参加差押書の到達が換価財産の買受代金を受領した後であるとき
参加差押書にその旨を付記して、これを参加差押えとした行政機関等に返送する。

(4) その他参加差押書の受理にあたっての留意事項

- ア 差押えをしている保険料等が消滅した後に差押えに対する参加差押書の送達を受けたときは、差押え解除の手続をする前であっても、差押え保険料等が消滅後であることを付記して、直ちに参加差押えをした行政機関等に返送する。
- イ 交付要求をしている行政機関等から、同一の滞納金等に基づいて同一の財産に対して重ねて参加差押えをしてきたときは、その旨を参加差押えをした行政機関等に連絡する。

2 譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合

参加差押えの基因となっている差押えを国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により、譲渡担保権者に対する差押えとして、続行することとした場合は次により処理する。

(1) 参加差押えをしている行政機関等に対する通知

参加差押書の送達を受けた後に、差し押えている財産が譲渡担保財産であることが判明し、国税徴収法第 24 条第 4 項の規定により譲渡担保権者に対する差押えとして続行することとした場合は、譲渡担保財産の通知並びに差押続行通知書により参加差押えをしている行政機関等に通知する。

(2) 参加差押続行通知書の送付を受けた場合

参加差押え先の行政機関等から参加差押続行通知書の送付を受けた場合は、次により処理する。

ア 参加差押続行通知書は、参加差押書と同様に取り扱う。

イ 参加差押え財産の全部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、参加差押書の欄外に参加差押続行通知書を受領した旨及び参加差押えに伴う処理は参加差押続行通知書により行う旨を表示しておく。

(注) 1 換価代金を配当する場合における配当順位は、先に受理している参

加差押書の受理年月日により判定するので、誤って参加差押続行通知書の受付年月日により判定することないようにするため、先に受理している参加差押書の受付年月日を参加差押続行通知書に明示しておく。

- 2 参加差押え財産の一部が譲渡担保財産であり、これについて譲渡担保権者に対する参加差押えとして続行することとされたときは、譲渡担保財産については参加差押続行通知書により譲渡担保財産以外の財産について参加差押書により、それぞれ参加差押えに伴う処理をし、参加差押書の欄外にその旨を表示しておく。

この場合、参加差押書に記載してある財産について譲渡担保財産と譲渡担保財産以外の財産とを明確に区別できるよう処理する。

3 参加差押えの対象財産について換価の催告を受けた場合

参加差押えをした行政機関等から、参加差押えの対象となっている差押え財産について換価の催告を受けたときは、すみやかに処分状況を調査し直ちに換価処分を行わない理由又は換価見込み時期等を回答すること。

(注) 滞納者が納付の猶予又は換価の猶予に該当する場合等、差押え財産を換価することができない場合を除き、できる限りすみやかに換価するよう努める。

4 参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合

参加差押えがされている財産の差押えを解除する場合は、参加差押えをした行政機関、滞納者、質権者等に対して差押え解除の通知、差押えの登記の抹消等通常の差押え解除の手続をとるほか次による。

(1) 差押え解除により差押えに移行することとなる参加差押えの確認

差押えを解除する財産に対する参加差押えが一つだけである場合は、その参加差押えが差押えに移行する参加差押えとなるが、二以上の参加差押えがある場合は、次に掲げるところにより差押えに移行する参加差押えを確認する。

ア 動産又は有価証券である場合

差押えを解除する財産が、動産又は有価証券である場合は、最も先に参加差押書の到達しているものが差押えに移行する参加差押えとなるので、参加差押書の到達順位を確認する。

イ 動産及び有価証券以外の財産である場合

差押えを解除する財産が、動産及び有価証券以外の財産である場合は、参加差押書の到達順位によらず参加差押えの登記等が最も先にされている参加差

押えが差押えに移行するので登記簿等により参加差押えの登記等の順位を確認する。

(2) 差押えを解除する動産等の引渡し

差押えを解除する財産が、動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶であるときは、次に掲げるところによりその動産等を参加差押えの行政機関等に引渡す（国税徴収法 87②、基本通達 87④）。

なお、動産等の引渡しは差押えを解除する前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の参加差押財産引受通知書（様式 49 号）を受領後に差押え解除の手続をとる（基本通達 87⑤）。

ア 差押え財産を徴収職員が直接保管している場合

徴収職員が直接保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書（様式 53 号）により通知する。

引渡しをする場所は原則としてその引渡しをすべき財産が現に存する場所とする。

なお、行政機関等に引渡したときは、参加差押財産引受通知書を受領する（国税徴収法施行令 39①、基本通達 87⑤）。

イ 差押え財産を徴収職員以外の者が保管している場合

滞納者又は第三者が保管している差押え財産を差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に引渡すべきときは、原則として差押え財産の保管者から直接引渡しをさせることとし、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書により通知する（国税徴収法施行令 39②、基本通達 87⑤）。

なお、当該行政機関等に対し参加差押財産引渡通知書を送付するときは、保管者あての差押財産引渡依頼書を添付する。

(3) 参加差押え関係書類の引渡し

差押えを解除する場合において、差押財産について二以上の参加差押えを受けているときは、差押えに移行した参加差押えをしている行政機関等に対し、次により参加差押え関係書類の引渡しをする（国税徴収法施行令 41①、基本通達 87⑥）。

なお、この関係書類の引渡しについては、一つの参加差押えだけである場合においても同様に取扱う。

ア 引渡しをする書類

(ア) 参加差押書

(注) 参加差押えの対象となっている財産の差押えの一部を解除するときは、参加差押書の写を引渡す。

- (イ) 参加差押続行通知書
- (ウ) 債権者から提出された保険料等に優先する質権等を証明する書類
- (エ) 譲渡担保権者から提出された保険料等に優先する譲渡担保権を証明する書類
- (オ) 動産の引渡命令を受けた者から提出された契約を解除した旨の通知書又は請求書
- (カ) 債権者から提出された債権現在額申立書及びその添付書類
- (キ) 滞納者から取り上げた債権証書又は権利証書
- (ク) その他徴収職員が占有している自動車検査証等の書類

イ 引渡しをする時期

参加差押え関係書類の引渡しは、差押え解除と同時に行い、関係書類は差押解除通知書とともに送付する。

ウ 引渡しの手続

参加差押え関係書類の引渡しは、参加差押関係書類引渡書（様式 54 号）正副 2 通に添付して行うこと。

(注) 参加差押え関係書類の引渡しをしたときは、その副本を引き渡した書類の受領証として徴する。

5 参加差押解除通知書を受理した場合

参加差押えをした行政機関等から参加差押解除通知書の送付を受けたときは、これと参加差押書等とを確認した上、関係書類に参加差押えが解除された旨を記載し滞納処分関係一件書類に綴り込む。

6 交付要求と参加差押えの対比一覧

	交付要求	参加差押え
要件	1. 先行の強制換価手続が行われたこと 2. 滞納の保険料等があること ※ 納期限を経過していれば督促の有無を問わない	1. 先行の滞納処分が行われたこと 2. 滞納の保険料等の差押えができる場合であること ※ 督促が必要 3. 1の財産が特定の種類のものであること（国徴法 86①等）
対象財産	全ての財産（国徴法 82①）	特定の財産（国徴法 86①） 1. 動産及び有価証券 2. 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 3. 電話加入権
手続	1. 執行機関に対する交付要求書の交付（国徴法 82①） 2. 滞納者への通知（国徴法 82②） 3. 質権者等への通知（国徴法 82③）	1. 行政機関等に対する参加差押書の交付（国徴法 86①） 2. 同左（国徴法 86②、④） 3. 〃 4. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 86②） 5. 参加差押登記（登録）の嘱託（国徴法 86③）
効力	1. 換価代金から配当を受けられる（国徴法 129①二） 2. 消滅時効の中断（通則法 73①） 3. 交付要求先着手による優先 ※ 破産手続の場合は当てはまらない 4. 先行差押えの解除又は取消しにより失効する 5. 破産手続開始決定後も交付要求することが可能（差押え・参加差押えは不可）	1. 同左 2. 〃 3. 〃 4. 先行差押えの解除又は取消しにより、差押えの効力を生じる。2以上の参加差押えがある場合は、最も先にした参加差押えが差押えの効力を生じ、それ以外の参加差押えは、差押えの効力が生じた参加差押えに参加差押えをしたとみなされる（国徴法 87①、国徴令 41②） 5. 動産等の引渡しを受けられる（国徴法 87③） 6. 先行差押えに対して換価の催告ができる（国徴法 87③）

	交付要求	参加差押え
制限と解除の請求	1. 特定の場合は、交付要求が制限される（国徴法 83） 2. 債権者は、一定の要件のもとに解除の請求ができる（国徴法 85）	1. 同左（国徴法 88①） 2. "
解除	1. 解除の請求を相当と認めた場合及び保険料等が消滅した場合に解除（国徴法 85②、84①） 2. 執行機関への通知（国徴法 84②） 3. 滞納者への通知（国徴法 84③） 4. 質権者等への通知（国徴法 84③）	1. 同左（国徴法 88①） 2. " 3. " 4. " 5. 電話加入権の場合は第三債務者への通知（国徴法 88③） 6. 参加差押登記（登録）の抹消登記の囑託（国徴法 88②）



第6章 財産の換価

第1節 換価処分

第1 換価の意義

滞納処分による換価とは、通常、差押えに係る保険料等を徴収するため、債権者である国が差し押えた財産を強制的に金銭に換えることをいうが、広義の換価には、債権、有価証券、無体財産権等の金銭による取立ても含まれる。

(注) 換価は、滞納者に帰属する差押財産を強制的に買受希望者に帰属させる行政処分であり、滞納者の意思にかかわらず、強制的に所有権の移転を生じさせる。

第2 換価

換価処分に付す財産は次のとおりである（国税徴収法89）。

- (1) 動産
- (2) 有価証券（金銭債権の取立てをするものを除く）
- (3) 不動産等
- (4) 船舶、航空機
- (5) 自動車、建設機械
- (6) 無体財産権等
- (7) 電話加入権
- (8) 差押債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から6ヶ月以内に到来しない債権
- (9) 取立てをすることが著しく困難であると認められる債権

(注) 1 6ヶ月の計算の始期は、差押えの効力の発生した日とする。

2 著しく困難とは、差し押えた債権が、不確定期限のついたもの、条件の付けられたもの、反対給付に係るもの等で、かつ、取立てまでに要する期間、条件、その他債権の内容により取立てをすることが社会的通念上著しく困難なことをいう。

1 一括換価

- (1) 一括換価をする場合

差押財産は原則として個々に換価するが、次の財産については原則として一括して換価する（基本通達89③）。

ア 工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定の適用を受ける財産

イ 工場財団、その他の財団の組成物件

ただし、財団として売却することが困難である場合には、工場抵当法第46条（個々のものの競売または入札）の規定の趣旨に従い抵当権者等の同意を得て、個々の物件として換価することができる。

ウ 担保権の目的となっている財産の従物（ただし、担保権者の同意がある場合には主物と別個に換価することができる）

(2) 一括換価をすることができる場合

同一の滞納者の所有に係る複数の財産について、次のいずれにも該当するときは、一括して換価することができる（基本通達89④）。

ア 財産が客観的、かつ、経済的にみて、有機的に結合された一体をなすと認められる。

イ 一括換価をすることにより高価有利に売却できる。

ウ 一括換価をすることを不当とする事由（例えば、担保権者に対する配当に支障を来す）がない。

エ 売却決定が同一の日。

2 換価ができない期間

次に掲げるものについては、原則として、それぞれに掲げる期間内は換価することができない（基本通達89⑥）。

(1) 第二次納付義務者又は保証人から徴収する場合は、滞納者の財産を換価に付すまでの期間。また、第二次納付義務者又は保証人が納付告知、督促、滞納処分について訴えを提起した場合は、訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。

(2) 国税徴収法第55条第2号（仮登記の権利者に対する差押の通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る）に係る差押えについて訴えを提起した場合における訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。

- (3) 国税徴収法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収する滞納者の保険料については、その滞納者の財産を換価に付すまでの期間又は譲渡担保権者に対して徴収しようとする保険料等について同第2項による告知、及びその財産について滞納処分をされたことにより訴えを提起した場合、その訴訟の係属する期間（国税徴収法90③）。
- (4) 国税徴収法第50条第3項で同第1項の規定により財産の換価をすべきことの申立てがあった場合、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの又はその申立者以外の第三者の権利の目的となっているもの以外のものであるときのその申立てに係る財産について申立てがあった時からその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間。
- (5) 国税徴収法第151条第1項の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された期間。
- (6) 国税通則法第23条第5項ただし書又は同法第105条第2項及び第6項の規定により徴収猶予がされている場合におけるその猶予期間。
- (7) 国税通則法第46条第1項、第2項、第3項の規定により徴収の猶予がされている場合におけるその猶予期間（国税通則法48①）。
- (8) 不服申立てがされた場合、それについての決定又は裁決があるまでの期間（国税通則法105①）又は滞納処分の続行が停止されている場合における続行の停止期間。
- (9) 滞調法第10条等の規定により、強制執行等の続行の決定があった場合、その滞納処分による差押えに係る保険料等についてはその強制執行の係属する期間。
- (10) 会社更生法第37条第2項の規定により、滞納処分の中止を命ぜられた場合におけるその中止期間と会社更生法第102条の規定により更正債権となった保険料は同法第67条第2項の規定による滞納処分の中止期間。
- (11) 会社更生法第122条第1項の規定による猶予がされている場合における猶予されたその猶予期間。
- (12) 行政事件訴訟法第25条第2項（執行停止）の規定により執行の停止を命ぜられたその停止期間。
- (13) 企業担保権の実行手続の開始があった場合におけるその実行手続の係属する期間（企業担保法28）。

3 換価に関する留意事項

(1) 完成品となるまでの換価

ア 未成熟の果実等

差押財産が未成熟の果実等であるときは、成熟した後でなければ換価することができないので、制限がされている間は公売公告以後の換価手続は行わない（国税徴収法90①）。

- (注) 1 果実とは植物の果実をいい、いわゆる果物のほか、馬鈴しょ、落花生等の野菜類等をいう。
- 2 成熟とは、通常取引に適する状態になることをいう。
- 3 果実を土地の定着物としての植栽された樹木又は立木法による立木と一体として換価する場合には、国税徴収法第90条第1項の規定は適用されない。

イ 生産工程中における仕掛品

差押財産が生産工程中における仕掛品（栽培品、その他これらに類するものを含む）であり、完成品となり又は一定の生産過程に達しなければ、その価格が著しく低くて通常取引に適しないものについては、通常取引の対象となるまでは換価できない。

- (注) 1 生産工程中とは、生産の作業が完成品となる前段階にあり、まだ作業が継続していることをいう。
- 2 仕掛品とは、一定時点において製品、半製品、部分品の生産のために現に仕掛中又は加工中のものをいう。
- 3 その他これらに類するものとは仕掛品に類するもの及び栽培品に類する稚魚、ひな等をいう。
- 4 完成品とは、その生産等の作業により、通常取引に適する状態になったものをいい、完成品とならなくても著しく低額にならない物（例えば塗装だけが終わっていない机等）は換価できる。

(2) 自動車等の換価前の占有

差押財産が自動車、建設機械又は小型船舶等の移動しやすいものである場合には、徴収職員がこれらの物件を引渡命令に基づいて占有した後に換価を行う。

ただし、換価に支障がないと認められるときは、占有しないで換価することができる（国税徴収法91）。

なお、これらの財産を換価する場合、これらの財産について滞納者又は第三者に保管させているものについては、特に搬出を困難とする事情がない限り徴収職員が搬出し、直接占有した後に換価することとしている（国税徴収法施行令26の2）。

- (注) 換価に支障がないと認められるときとは、自動車、建設機械又は小型船舶の評価、買受けを希望する者の下見点検、売却決定後の引渡し等、換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。

(3) 差押財産の修理

差押財産を換価する場合において、差押財産について、多少の修理を行うことによって財産の経済性を増加させ、高価有利に売却できると認められるとき又は必要があると認められるときは、滞納者の同意を得て修理、その他、その価額を増加する処分をすることができる。

なお、修理等の処分の費用は、滞納処分費として滞納者から徴収する（国税徴収法93、136）。

(注) 1 必要があると認めるときとは、修理等の処分をしなければ買受けを希望する者がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納額に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。

2 修理その他その価額を増加する処分とは、差押財産の破損又は減耗部分の修理、取替え、塗装の塗替え等処分の結果、その処分に要した費用の額以上に価額が増加するものをいう。

(4) 買受人の制限

滞納者は価額の目的となった自己の財産を直接、間接を問わず、買受けることができない。

また、直接であると、間接であるとを問わず、局所属の職員も換価すべき財産を買受けることができない（国税徴収法92、基本通達92③）。

(注) 直接であると間接であるとを問わずとは、自己が直接買受人となることだけでなく、實際上自己がこれを取得する目的のもとに自己の計算において他人を買受名義人とすることをいう。

4 換価の効果

(1) 承継取得

換価は滞納者と買受人との間に売買契約を成立させるものであるから、買受人の権利の取得は、原始取得でなく継承取得である（基本通達89⑦）。

(2) 担保権等の消滅

買受人が買受代金の納付により換価に係る権利を取得したときは、換価財産上にあつた質権、抵当権、先取特権、留置権、担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記で、その財産の差押え後にされたものに係る権利は消滅する（国税徴収法124①）。

ただし、国税徴収法第124条第2項の規定による担保権の引受けがあつたときは、その引受けに係る担保権は消滅しない。

なお、国税徴収法第24条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合、滞納者がした再売買の予約の仮登記があ

るときは、その仮登記により保全される請求権も上記と同様に消滅する（国税徴収法124①、基本通達89⑧）。

(3) 用益物権等の存続

換価財産が不動産、その他の登記を権利移転の対抗要件又は効力要件とする財産であって、その財産上の差押えの登記前に第三者に対抗できる地上権その他の用益物権、買戻権、賃借権、仮登記（担保のための仮登記を除く）等（以下この項において「用益物権等」という。）がある場合は、その用益物権等は、換価によつては消滅しない。

ただし、第三者に対抗できる用益物権等であっても、それらの権利の設定前に換価によつて消滅する質権、抵当権、先取特権、留置権、買戻権又は担保のための仮登記がある場合には、その用益物権等も消滅する（基本通達89⑨）。

（注） 抵当権の登記後に登記その他の対抗要件を備えた賃借権（借地借家法31）であっても、その賃貸借が平成16年4月1日に存在し（その後に更新されたものを含む。）、民法第602条（短期賃貸借）に定める期間を超えないものである場合は、その賃借権は抵当権に対抗することができる（担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則5）。

(4) 賃借権等の消滅

差押え前に換価財産上に賃借権（（3）に定める換価によつて消滅しない賃借権を除く）、使用賃借権等の権利が設定されている場合、換価による買受人に対抗できないから、これらの権利は消滅する（基本通達89⑩）。

（注） 換価によつて、建物の所有を目的とする賃借地上の建物の所有権を取得した買受人は、その土地の賃借権も取得する（借地借家法20①⑤、基本通達89⑪）。

(5) 仮差押え等の消滅

換価財産上にある仮差押え及び仮処分の消滅については、その財産が換価された場合に消滅する（基本通達89⑫）。

(6) 差押え後の権利の消滅

換価財産について、差押え後に取得した所有権、担保権、用益物権等を有していた者は、その換価財産の買受人に対して所有権等の権利を主張することができない（基本通達89⑬）。

第3 換価手続

1 公売

公売とは、換価財産の売却決定に先立って、これを買受希望者の自由競争に付して、その結果形成された最高価額により売却価額及び買受人となるべき者を決定する手続である。

公売は入札又は競り売り（競売）の方法により行う（国税徴収法94）。

（注）1 入札とは、差押財産を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に各自入札価額、その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう（基本通達94②）。

2 競り売りとは、差押財産を換価しようとする場合において、競り売りに係る買受申込みをしようとする者（以下「買受申込者」という。）が他の買受申込者の買受申込価額を知り得る状況の下、その財産の買受申込者に、口頭等で順次高価な買受申込みをさせ、見積価額以上の申込書のうち、最高の価額による買受申込者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める公売の方法をいう（基本通達94④）。

（1）公売公告の手続

公売公告は、国税徴収法第95条第1項各号に掲げる事項を記載した公売公告（様式55号）により行う（国税徴収法95①）。

（2）公売公告の時期

公売公告は公売の日（期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日）の前日を第1日として逆算して10日目に当たる日の前日以前にしなければならない。なお、10日目に当たる日の前日が休日等に当たるときは、これらの日の前日とする。

ただし、次に掲げる場合には、公売公告から10日の期日を要しないで公売することができる（国税徴収法95①、107②）。

ア 不相応の保存費を要するとき

（注） 不相応の保存費を要するとは、公売財産の価額と比べ多額の保存費を要することをいう。例えば、相当量のき損品、半製品等その価額が低廉なもので、これらのものを引き揚げて保管倉庫等に保管す

れば相当の保存費を要するような場合及び生鮮食料品、腐敗変質するおそれがある化学薬品等で特殊の保存設備を要し、このため相当高額の保存費を要するような場合である。

イ 価額を著しく減少するおそれがあると認められるとき

(注) 価額を著しく減少するおそれがあるとは、公売財産を速やかに換価しないとその価額が著しく減少するおそれがあることをいう。例えば、鮮魚、野菜等の生鮮食料品及びクリスマス用品等の季節用品等のようなものを公売する場合はこれにあたる。

ウ 再公売に付する場合

(3) 公売公告の方法及び場所

公売公告は、局や署の掲示場その他管内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

しかし、公売財産が高価な場合、買受希望者を求めることが困難な場合等、局や署内の掲示場等の公告のみでは不十分と認められるときは、公売財産の所在する市町村役場の掲示場、その他公売財産について買受けを希望すると認められる者が集合する場所等、公売することを公衆に知らせるのに適当と認める場所に公告を追加して行い、又は新聞紙（日刊新聞紙、業界新聞、地方公共団体の広報紙等）への掲載、インターネットを利用すること等、同業者に対する買受け勧奨等買受希望者を募るのに適した方法を併用することを妨げない（国税徴収法95）。

(4) 公売の通知

公売公告をしたときは、公売通知書（様式56号）により次に掲げる者に通知する。

ア 滞納者

イ 公売財産につき交付要求をした者

ウ 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者（国税徴収法96①）。

(注) 1 上記により通知するときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち、知れている者に対して公売の通知にあわせて、債権現在額申立書を売却決定をする日の前日までに提出するよう催告すること（国税徴収法96②）。

- 2 知っている者とは、国税徴収法第96条第1項第1号の公売財産の交付要求をした者及び同第2号の質権者等の権利を有する者のうち、徴収職員が公売の通知をするに際して、その氏名及び住所又は居所を知ることができた者
- 3 その他の権利とは、永小作権、地役権、採石権、仮登記（担保のための仮登記を含む）に係る権利、国税徴収法第59条第1項後段若しくは第3項又は第4項（これらの規定を国税徴収法第71条第4項において準用する場合を含む）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は前払借債に係る債権等をいう。

(5) 見積価額の決定及び公告

差押財産を公売に付すときは、公売に付すべき財産の見積価額を決定しなければならないが、この場合に必要と認めるときは、鑑定人等に評価を委託して、その評価額を参考にして決定する（国税徴収法98）。

見積価額を決定したときは、次の財産について、見積価額を公告しなければならない（国税徴収法99）。

ア 不動産、船舶及び航空機

イ 競り売り（競売）の方法又は複数落札入札制の方法により公売のする動産等

ウ その他の財産で必要と認めるもの

- (注) 1 見積価額とは、財産の公売に際し、公売財産の客観的な時価（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額）を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいう。
- 2 必要と認めるときとは、公売財産が不動産、船舶、鉱業権、骨とう品、貴金属、特殊機械等である場合、その価額が高価又は評価が困難と認められるときをいう。
 - 3 その評価額を参考とすることができるとは、単純に鑑定人の評価額をもって見積価額とすることなく、その評価額を参考として見積価額を決定することをいう（基本通達98⑥）。

(6) 見積価額の決定方法

見積価額は、換価財産の客観的な時価を基準とし公売の特殊性を考慮した減価（公売特殊性減価）を控除して決定する。

なお、公売財産は、滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産であり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があること等、公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね30%程度の範囲内で減価（公売特殊性減価）

を行う（平成5.8.31東京地判、平成6.2.28東京地判、平成9.7.11東京高決、平成10.2.16東京高判参照、基本通達98③）。

（注）1 換価財産の客観的時価は、これらと同種類、同等又は類似の財産の最近における売買実例若しくは取引相場、又はその財産の取得価額若しくは収益還元価額等に基づいて算定する。高価品、特殊な財産等客観的な価額の算定が困難な財産については、その算定を鑑定人に委託することができる。

2 鑑定のコスト費用は、滞納処分費となる。

（7）見積価額の公告方法

見積価額の公告は公売公告の方法と同様に行う（第3、1、（3）参照）。

なお、公売公告と併せて行っても差し支えない（基本通達99⑤）。

（注）1 公売財産上に差押えに対抗することができる賃借権又は地上権があるときは、見積価額の公告にあわせてこれらの権利の存続期限、借賃又は地代、差押前に先じた滞納者の敷金返還債務又は前受、賃料関係、その他これらの権利の内容を公告しなければならない（国税徴収法99④）。

2 公売に付する財産で、見積価額を公告しないで公売するときは、その見積価額を記載した見積価額調書を封筒に入れ、封をして公売する場所に置かなければならない（国税徴収法99②）。

なお、見積価額を公告しない場合には、開札後であっても、見積価額を公開しない。ここで公売する場所とは、入札をする場所であって、入札者が見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。

（8）見積価額の公告時期

見積価額の公告は、不動産、船舶及び航空機については、公売の日から3日前までに行い、競り売りの方法又は複数落札入札等の方法により公売する動産等、その他の財産で必要と認めるものは、公売の日の前日までに告知する。

（注）3日前が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他一般の休日に当たるときは、これらの日の前日までに公告する。

2 公売保証金

（1）公売保証金の納付

公売財産の買受希望者は、見積価額の100分の10以上の額により定める公売保証金を納付した後でなければ入札に参加し又は競り売りに参加することはできない（国税徴収法100）。

但し、次に掲げる場合には、公売保証金を必要としない。

ア 見積価額が50万円以下であるとき（国税徴収法施行令42の2）

イ 売却代金を即納させるとき（国税徴収法160①②）

（2）公売保証金の受領

公売保証金は、現金又は保険料の納付に使用することができる小切手（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律）で銀行振出しのもの又は支払保証のあるものを歳入歳出外現金として受領する（国税徴収法100）。

（3）公売保証金の処理

公売保証金の処理については、買受人が買受代金を納付するときは、その代金の一部に充当し、買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないため売却決定を取り消されたときは、換価の原因となった保険料等に充当し、充当により処理してもなお残余金があるときは、残余金は滞納者に交付すること（国税徴収法100③）。

3 入札及び開札

（1）入札書の提出

入札書の提出方法については、次に掲げるところによる。

ア 期日入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書に封（インターネットを利用する方法による場合は、封をすることに相当する措置）をして、これを提出するものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、封をすることを省略しても差し支えない。

イ 期間入札の場合には、徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をして、提出するものとする。

なお、入札書には、住所又は居所、氏名、公売財産の名称、入札価額、その他必要な事項（例えば、種類、員数、売却区分等）を記載する。

（注） 入札しようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効となる（基本通達101④）。

(2) 入札書の開札

徴収職員は入札書の提出が終了したときは、公売公告に記載した開札の場所及び日時において入札書を開札する。開札には公正の期すため次により立会人を置き、その面前で開札を行わなければならない（国税徴収法101③、基本通達101⑨）。

ア 開札の場所に入札者がいるときは、その1人以上の入札者

イ 開札の場所に入札者がいないとき又は立会いに応じないときは、開札事務に従事しない他の職員。

(3) 再度入札等

公売に付しても入札者がいないとき又は見積価額に達した入札価額の入札がないときは直ちに入札書により再度入札する。ただし、この場合には見積価額を変更することができない（国税徴収法102）。

公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において売却決定を取り消したときは、再公売を行うことができる（国税徴収法107）。

(注) 1 見積価額を改訂したときは、再公売に付することとなる。

2 再公売を行う場合には、公売に付しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね30%程度の範囲内とする（基本通達107①-2）。

3 期日入札の方法による公売における開札の結果、追加入札を行う場合には、開札の日に期日入札の方法により行う（基本通達104③）。

4 競り売り

徴収職員は、競り売りをしようとするときは、公売をしようとする財産を指定して、買受けの申込みを催告し、順次申込価額を競り上げるよう促すこと（基本通達103②）。

(注) 1 買受申込みの方法には、口頭、番号札等により直接行う方法又はインターネットを利用する方法がある（基本通達103①）。

2 買受けの申込みをした者は、より高額の買受けの申込みがあるまでその申込価額に拘束される。

3 競り売り人に競り売りをさせる場合、競り売り人に支払った費用は換価に要した費用であるから、滞納処分費となる（国税徴収法136）。

なお、競り売りをさせる場合においては、徴収職員が必ず競り売りの場所に立ち会うものとする。

5 最高価申込者の決定

徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち、最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならないが、最高価申込者として決定するためには、次に掲げるすべての条件に該当する者でなければならない（国税徴収法104①、基本通達104②）。

ア 最高価申込者とする決定をしようとする者の入札価額又は買受申込価額が、見積価額以上であり、かつ最高の価額であること。

イ 公売保証金を提供させる場合においては所定の公売保証金を提供していること。

ウ 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）等法令の規定により買受人等としてはならない者でないこと。

エ 国税徴収法第95条第1項第7号（公売公告の記載事項）の一定の資格その他の要件を必要とする場合は、これらの資格等を有すること。

（注） 最高価申込者は、公売財産の売却区分ごとに決定する。なお、競り売りの場合において、買受申込価額が最高であるかどうかの決定は、順次買受申込価額を競り上げ、最後の最高価額を3回呼び上げて、それ以上の高価の買受申込みのない場合に、その価額を最高の価額とするものとする（執行規則50③）。ただし、インターネットを利用する方法により買受申込みをさせる場合は、この限りでない（基本通達104①）。

（1）最高価申込者等の決定通知と告知等

最高価申込者等を決定したときは、直ちにその氏名及び入札等の価額、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知する。

また、氏名、価額等の告知後、入札又は競り売りが終了した旨を、口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により告知する（法第106条第1項）。

ただし、複数落札入札制による場合には、最高価申込者のすべての氏名並びにその数量及び単価を告知する（国税徴収法106①、基本通達106①②）。

この場合、公売した財産が不動産等であるときは、最高価申込者等の氏名、その価額（複数落札入札制による場合は、その数量及び単価）並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者、公売の通知をした者（滞納者、公売財産につき交付要求をした者及び公売財産上に質権等を有する者のうち知れている者）に不動産等の最高価申込者決定通知書（様式58号）により通知するとともに、これらの事項

- (注) 1 「法令の規定により公売財産を買受けることができる者が一人であるとき」とは、あへん法第7条第1項（譲渡等の禁止）の規定によりあへんは国に対してでなければ譲渡することができないとされているとき等をいう。
2. 財産の最高価額が定められている場合とは、物価統制令等の規定に基づいて、財産の最高価額が定められている場合をいう。
- 3 公売に付することが公益上適当でない認められるときとは、例えば次に掲げる場合をいう。
- (1) あへん法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により譲受けが認められている者に対して、その財産を譲渡しようとするとき。
- (2) 土地収用法、都市計画法等の規定に基づいて、土地を収用できる者から差し押えた土地を買い受けた旨の申出があったとき。
- (3) 公売財産が私有道路、公園、排水溝、下水処理槽等である場合において、その利用者又は地方公共団体等から、その私有道路等を買い受けた旨の申出があったとき。

第4 売却決定手続

売却決定とは、公売財産について滞納者と最高価申込者との間に売買契約を成立させる効果をもつもので、買受人は、売却決定により買受代金の納付義務を負い、権利移転手続をする義務を負う。

1 動産等の売却

(1) 売却決定の日

換価する動産、有価証券又は電話加入権の売却決定は、最高価申込者に対して、公売期日等すなわち公売の日又は随意契約により売却決定する日に行う（国税徴収法111）。

- (注) 1 公売をする日とは、公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日（以下これらを「公売期日等」という。）をいう（基本通達111①）。
- 2 次に掲げるときは、売却決定をしない。
- (1) 換価の原因となった保険料等の全額が納付、過誤納金の充当又は取消しにより消滅したことが明らかなきとき。

- (2) 2以上の財産を同時に換価した場合、一部の財産のみで徴収すべき保険料等の全額を徴収できるとき。
- (3) 換価の基因となった保険料等について、不服申立てがされているとき。
- (4) 滞納者について、徴収の猶予処分をすることが相当であると認められるとき。
- (5) その他換価処分を中止することが相当と認められるとき。

(2) 売却決定の通知

換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書（様式60号）を買受人に交付する（国税徴収法118）。

動産を換価した場合において、その動産を公売の場所に引き揚げているとき、買受人が占有しているとき、その他直接買受人に引渡しができるとき等、売却決定通知書を交付する必要がないと認めるときは、売却決定通知書の交付はしない。また、有価証券を換価した場合も同じである（基本通達118②③）。

(3) 売却決定の効果

売却決定は、換価に付した財産について滞納者（国税徴収法第24条の譲渡担保権者、物上保証人等を含む）と最高価申込者との間における売買契約成立の効果を生ずる（基本通達111④）。

2 不動産等の売却

(1) 売却決定の日

不動産等を換価に付すときは、換価手続の安定化を図るために最高価申込者に対する不動産等の売却決定は公売をする日又は随意契約により売却する日から起算して7日を経過した日を売却決定期日として行う（国税徴収法113）。

（注） 起算して7日を経過した日については、その日が休日等に当たっても延長されない（基本通達113①）。

(2) 売却決定の通知

換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、買受人に対し売却決定通知書（様式60号）を交付する。

(3) 売却決定に伴う処理

ア 次順位買受申込者に対する売却決定

不動産を売却するときは、最高価申込者に対して売却決定を行うが、次に掲げる一定の処分又は行為があったときは、次順位買受申込者に対して売却決定を行う（国税徴収法113①②）。

- (ア) 国税徴収法第108条第2項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。
- (イ) 最高価申込者が入札の取消しをしたとき。
- (ウ) 最高価申込者である買受人が買受けの取消しをしたとき。
- (エ) 国税徴収法第115条第4項（売却決定の取消し）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。

イ 買受申込み等の取消し

換価に付した財産について、最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、滞納処分の続行の停止があった場合に、その停止をしている間は、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる（国税徴収法114）。

3 入札等又は買受けの取消しに伴う措置

(1) 取消し効力の発生と手続

入札等又は買受け取消しの効力は、最高価申込者等又は買受人からの入札又は買受けの取消しの申出により生ずるが、これらの申出があった場合には、最高価申込者等の決定の取消し又は売却決定の取消しの手続を行う。この場合において、知っている利害関係人（滞納者を含む。）に対してその旨を通知する（国税徴収法114、基本通達114③）。

(2) 公売保証金の返還

最高価申込者等又は買受人が、その入札等又は買受けの取り消したときに、その者の納付した公売保証金があるときは、遅滞なく公売保証金を納付した者に返還する（国税徴収法100⑥三、基本通達114④）。

4 公売代金の納付

(1) 納付の期限

買受代金の納付期限は、原則として売却決定の日となるが、次順位買受申込者が買受人となったときは、原則としてその者に対する売却決定の日から起算して7日を経過した日とする（国税徴収法115①）。この場合の期限については、その日の何時何分までと時刻を指定して差し支えない（基本通達95⑫）。

なお、高価な財産を換価する場合等換価処分を促進する必要があると認められるときには、納付期限の翌日から30日間を限度として、この期限を延長することができる（国税徴収法115②）。

(注) 1 売却決定の日とは、動産、有価証券又は電話加入権については、国税徴収法第111条の公売期日等をいい、不動産については、国税徴収法第113条第1項の売却決定期日をいう（基本通達115①）。

2 期限を延長するときは、30日以内の日のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令で定める日に当たる日はその期限に指定しないこと（基本通達115②）。

(2) 納付の手続

換価財産の買受人は、買受代金に当該財産の名称、数量、性質、所在及び買受代金の額を記載した書面を添えて、原則として売却決定の日までに徴収職員に納付する（国税徴収法施行令42の3）。

(注) 買受人が買受代金に現金又は保険料等の納付に使用することができる小切手（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律）のうち「銀行振出しのもの」若しくはその「支払保証のあるもの」を納付期限までに納付することとなるが、この場合は歳入歳出外現金として受領する。

(3) 売却決定の取消し及び通知

ア 売却決定の取消し

買受人が買受代金を期限までに納付しないときは、速やかに売却決定を取り消す。ただし、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合には、相当と認められる期間（おおむね7日以内）は取消しを行わないこととしても差し支えない（基本通達115⑦）。

(ア) 次順位買受申込者が定められていないこと。

(イ) 期限までに納付できないことの理由が、交通事故、急病等税務署長が真にやむを得ないと認めるものであること。

(ウ) その相当と認められる期間内に買受代金の全額を納付することが確実であって、取消しをしないことが徴収上有利であると認められること。

(注) 買受人が買受代金をその納期限までに納付しない場合、売却決定を取り消すが、次順位買受申込書が定められているときは、その者に対して売却決定を行う（国税徴収法113②～④）。

イ 売却決定取消しの通知

売却決定取消しの通知は、売却決定を取り消したときに買受人、滞納者及び利害関係人に対して売却決定取消通知書（様式61号）により通知を行う。

5 売却決定後の権利移転手続

(1) 売却動産の引渡し

ア 引渡しを要する財産

引渡しを要する財産は換価した動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶である（国税徴収法119①）。

（注） 徴収職員が占有しないで換価した自動車又は建設機械は、換価処分手続としては引渡しを行わず、買受人は適宜な方法により、滞納者から引渡しを受けることになる。

イ 引渡しの時期

引渡しの時期は、買受人が買受代金を納付した時である。

ウ 引渡しの方法

徴収職員が換価財産を保管しているときは、買受人に引渡しを行う（民法182①）。滞納者又は第三者に保管させている場合の引渡しは、売却決定通知書に引渡しをする旨並びに引渡しに係る動産等を保管する者の氏名、住所又は居所を付記して買受人に交付することによって行う（国税徴収法119②）。

一方、動産等を保管している滞納者又は第三者に対し、売却決定通知書に買受代金を納付した年月日、買受人に売却した動産等を引き渡した旨等（国税徴収法施行令45）を記載した書面で通知する（基本通達119②）。

（注） 保管者がその動産等の現実の引渡しを拒否しても、国はその現実の引渡しをする義務を負わない（基本通達119②）。

エ 有価証券の裏書等

換価した有価証券を買受人に引渡す場合、その証券に係る権利の移転について、裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、滞納者に期限を指定して行わせる。指定の期限は、換価した有価証券の内容数量等を考慮して定める。

なお、滞納者が指定の期限までに必要な手続をとらないときは、滞納者に代わって次の手続を取る（国税徴収法120①②、基本通達120①②）。

（ア）権利移転について裏書を必要とする有価証券については、「国税徴収法第120条第2項の規定により、滞納者〇〇に代わり、公売（又は随意契約）による買受人〇〇に譲渡する」旨をその証券の裏面に記載し、これに署名押印する。

(イ) 権利移転について名義変更を必要とする有価証券については、「公売（又は随意契約）による買受人〇〇に譲渡したから、国税徴収法第120条第2項の規定により、滞納者〇〇に代わり、名義変更を請求する」旨を記載し、署名押印する。

(注) 書面の交付を受けた買受人は、その証券の発行者（名義書換代理人を含む）に対して名義変更を請求するが、この場合における費用は買受人の負担とする（国税徴収法123）。

(2) 権利移転の登記

ア 登記を嘱託する財産

権利移転の登記を嘱託する財産は、権利移転について登記を要する財産のうち不動産登記法等の規定による場合及び鉄道抵当法等の規定による場合以外の財産、すなわち、登録国債等に係る債権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、ダム使用権、航空機、自動車、小型船舶、電子記録債権、特許権、特許実施権、実用新案権、実用新案実施権、意匠権、意匠実施権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、出版権、振替社債等に係る債券等である。

イ 権利移転の手続

買受代金を納付した買受人から請求があったときは、権利移転の登記の嘱託書に買受人から提出があった売却決定通知書（様式62号）又は謄本を添付して、関係機関に登記を嘱託する。

なお、次のことに留意すること（国税徴収法施行令46、基本通達121②）。

(ア) 自動車の権利移転の登録を嘱託するときは、嘱託書に売却決定通知書又はその謄本を添付するほか、自動車検査証を呈示する（道路運送車両法13③）。

(注) 買受人の自動車の使用本拠の位置が変更となり、かつ、その位置が自動車の保管場所の確保等に関する法律の適用を受ける地域内にあるときは、自動車保管場所証明書を添付する。

(イ) 買受人が売却決定通知書を紛失等したときは、再交付を求めて、再交付を受けた売却決定通知書を提出して、登記の嘱託を請求する。

ウ 不動産登記法等による場合

不動産登記法第115条（公売処分による登記）の規定の適用がある場合及び同法の規定が準用される場合に、買受代金を納付した買受人の請求があったときは、買受人から提出があった売却決定通知書（様式60号）若しくはその謄本又は配当計算書（様式62号）の謄本を添付して嘱託する。

(注) 1 不動産とみなされることにより、不動産登記法第115条の適用が準用されるものは次のとおりである。

工業抵当法14①、鉱業抵当法3、漁業財団抵当法6、道路交通事業抵当法8、港湾運送事業法26、立木法2①、観光施設財団抵当法8、船舶登記令35、建設機械登記令16

2 権利移転の登記、登録を嘱託するときは、換価により消滅する権利の登記、登録の抹消の嘱託をする。

(3) 債権等の権利移転

ア 換価した債権等の権利移転の手續を要する財産

換価した債権等の権利移転の手續を要する財産は、換価した債権又は電話加入権若しくは振替社債等である（国税徴収法122①）。

イ 交付の時期等

換価した債権等の買受人がその買受代金を完納したときは、売却決定通知書（様式60号）を第三債務者等に交付する（基本通達122②）。

第5 売却決定の取消し

1 売却決定取消の手續

買受人が買受代金を納付した後に、売却決定を取り消した場合は、その取消しをもって買受人に対抗できないとき（国税徴収法第112条第1項の動産等の売却決定の取消し）を除いて、次に掲げる手續をする（国税徴収法135）。

(注) 売却決定を取り消す場合とは、

- 1 売却決定後買受人の買受代金の完納前において、換価に係る保険料等の完納の事実が証明されたとき。
- 2 買受人が買受代金の納付の期限までに買受代金を納付しないとき。
- 3 買受人が国税徴収法第114条（買受申込等の取消し）の規定により買受けを取り消したとき。
- 4 売却決定後において、国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化の措置）の規定により最高価申込者の決定を取り消したとき。
- 5 不服申立に対する決定、裁決又は判決により売却決定を取り消すときである。

(1) 交付した金額の返還の請求

売却決定を取り消したときは、換価代金等の交付を受けた者に対して、交付した金額の返還を請求する（国税徴収法135①一）。

（注） 交付した金額の返還請求は、「国の債券の管理等に関する法律」に定めるところによる。この場合において、交付すべき金額を供託しているときは、供託規則に定めるところにより取り戻す（基本通達135④）。

（2）権利移転の登記抹消の嘱託

売却決定の取消しを行ったときは、換価に係る権利移転の登記の抹消登記を嘱託する。

なお、抹消登記の嘱託は、抹消登記の嘱託書に売却決定の取消しを証する書面（売却決定取消通知書）を添付して、関係機関に嘱託する（基本通達135②）。

（注） 換価に伴い嘱託した権利の移転登記の抹消登記を申請する場合において、登記上利害関係がある第三者があるときは、第三者の承諾があるときに限り、申請することができる（不動産登記法68）。

2 差押えの登記の回復

換価に伴い抹消された滞納処分による差押え又は参加差押えの登記は、国税徴収法第135条第1項第3号の規定による回復の登記の嘱託をする（国税徴収法135①）。

（注） 売却決定の取消しが差押処分自体の違法を理由とするものであるときは、回復の登記の嘱託をしないで、新たな滞納処分を行う（基本通達135⑤）。

第2節 換価代金等の配当

第1 配当の意義

配当とは、差押財産の売却代金、有価証券、債権、無体財産権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭（換価代金等）を滞納処分費や保険料等に充て、また他の債権者に交付し、残余があれば滞納者に交付することをいう。

第2 配当の手続

1 配当の対象となる金銭

配当の対象となる金銭は、差押財産の公売又は随意契約による売却代金、差押えに係る有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭、交付要求により交付を受けた金銭である（国税徴収法128①）。

（注）1 差押えに係る有価証券とは、有価証券のうち、国税徴収法第57条第1項（有価証券に係る債権の取立て）の規定により、金銭債権の取立てをしたものをいう（基本通達128②）。

すなわち、差し押えた有価証券のうち、小切手や手形のように金銭給付を目的とする債権を表章する有価証券については、その有価証券に係る金銭債権の取立てをすることができる。

2 差押えに係る債権とは、国税徴収法第67条第1項（差し押えた債権の取立て）の規定により取立てをした債権のうち、金銭債権をいう（基本通達128③）。

3 無体財産権等とは、無体財産権等で、国税徴収法第73条第5項又は第73条の2第4項（債権に関する規定の準用）において準用する第67条第1項（差し押えた債権の取立て）の規定により取立てをしたもののうち、金銭債権に係るものをいう（基本通達128④）。

2 配当

（1）配当の原則

換価代金等は、次に掲げる保険料その他の債権に配当する。この場合、配当した金銭に余裕があるときは、滞納者に交付する。

ア 差押えをした保険料

イ 交付要求を受けた国税、地方税、社会保険料等

ウ 差押財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権または担保のための仮登記によって担保されている債権

エ 国税徴収法第59条第1項後段、第3項又は第4項（第三者の損害賠償請求権等への配当）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権（国税徴収法129①）。

（注）1 先取特権は、そのすべてが配当の対象となるのではなく、国税徴収法第19条第1項各号（不動産保存の先取特権等）及び同法第20条第1項各号（不動産賃貸の先取特権等）に列挙されている先取特権に限られる（基本通達129①）。

2 国税徴収法第124条第2項の規定により質権、抵当権又は先取特権に関する負担を買受人に引受けさせた場合には、その引受けに係る担保権の被担保債権に対しては配当しない（基本通達129②）。

3 「損害賠償請求権又は借賃に係る債権」については次のことに留意すること（基本通達129③）。

（1）動産の引渡しを命ぜられた第三者が動産の差押え時までに「引渡命令を受けた第三者等の権利の保護」（国税徴収法59①）の規定によって契約の解除をした旨の通知をしないときは、その第三者は、契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権について配当を受けることができない（国税徴収法施行令25②）。ただし、第三者がその動産の差押え後にその通知をした場合において、相当の理由があると認められるときは、この限りではない（国税徴収法施行令25③）。

（2）参加差押えを受けた差押えに係る行政機関等に対して、国税徴収法第59条第1項又は第3項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）の規定によって配当を請求することができた権利は、国税徴収法第87条第2項（参加差押えに係る動産等の引渡し）の規定により参加差押えに係る財産の引渡しがされた場合は、その引渡しを受けた行政機関等に対して行使することができる。

（2）保険料等への充当と手続

ア 差し押えた金銭への充当

差し押えた財産が金銭であるときは、直ちに保険料等及び滞納処分費に充てる。

また、他の強制換価手続に交付要求を行って交付要求に係る保険料等に相当する金銭の交付を受けたときも同様に取扱う。

なお、差押さえた金銭、交付要求により交付を受けた金銭を保険料等に充てたときは、その範囲において滞納者の納付義務は消滅する。

(注) 交付要求に係る保険料等に相当する金銭には、保険料等について担保を徴した財産が強制換価手続によって換価され交付を受けた金銭及び国税徴収法第22条第3項(担保権の代位実行)の規定により歳入徴収官が担保権者に代位実行することによって交付を受けた金銭が含まれる(基本通達128⑥)。

イ 滞納者に対する通知

差押え又は交付要求に係る保険料等に充てたときは配当計算書が作成されないため、滞納者に対して、労働保険料等充当通知書により充当した旨の通知をする。

ウ 保険料等への充当期

保険料等に充当すべき時期は、次に掲げるときである。

- (ア) 売却代金については、代金を受領したとき。
- (イ) 第三債務者等から給付を受けた金銭については、その給付を受けたとき。
- (ウ) 差し押えた金銭については、その差押えのとき。
- (エ) 交付要求により交付を受けた金銭については、その交付を受けたとき。

(注) 1 交付要求により交付を受けた金銭を保険料等に充てた場合には、交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する部分の延滞金は、免除する(国税通則法63⑥四、国税通則令26-2一)。

この場合において、交付要求が滞調法第36条の10第1項(みなし交付要求)の規定に係るものであるときは、第三債務者が第三債務者の供託義務(滞調法36-6①)の規定により供託した日が、上記の「受領した日」に当たるものとして延滞金を免除する(基本通達129⑤)。

- 2 みなし交付要求とは、第三債務者の供託義務に基づく供託(滞調法36-6①)又は供託義務付訴訟の判決に基づく供託(滞調法36-7、執行法157⑤)がされた場合において、その供託金について執行裁判所が配当等を実施するときは、配当期日若しくは弁済金の交付の日までにされた滞納処分による差押えをした旨の通知(滞調法36-3②)又は第三債務者の供託に伴う事情届(滞調法36-6②)に係る差押保険料等については、その差押えの時に交付要求があったものとみなされることである(滞調法36-6①、滞調法基本通達36-10①)。

(3) 配当残余金の処理

ア 残余金銭の滞納者への交付

配当を受けることができる各債権者へ配当した場合又は差し押えた金銭等を保険料に充てた場合であつて、配当すべき金銭に残余があるときは換価された財産は滞納者に帰属するものであるから、残余の金銭は滞納者に交付する(国税徴収法129③、基本通達129⑥)。

なお、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のことに留意する。

(ア) 換価した財産が譲渡担保財産又は物上保証に係るものである場合には、配当した金銭の残余は、譲渡担保権者又は差押え時における担保物の所有者に交付する。

(イ) 差押財産が差押え後に譲渡された場合、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付する。

(注) 第二次納付義務者、保証人又は譲渡担保権者が、第二次納付義務、納付保証債務又は物的納付責任に基づいて、それぞれの財産について滞納処分を受けた場合には、これらの者が滞納者となり、その残余の金銭は、それぞれ第二次納付義務者、保証人又は譲渡担保者に交付する。

イ 破産手続開始の決定があつた場合等

滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合、それぞれに掲げる者に交付する(基本通達129⑦)。

(ア) 滞納者につき破産手続開始の決定がされている場合は、破産管財人(破産法78①)

(イ) 滞納者である株式会社について、更正手続開始の決定があつた場合は、管財人(会社更生法72①)

(ウ) 滞納者につき民事再生手続開始の申立てがあつた場合において民事再生法第79条第1項(保全管理命令)の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があつたときは、保全管理人、又は滞納者につき民事再生手続が開始された場合において同法第64条第1項(管理命令)の規定による管財人による管理を命ずる処分があつたときは、管財人(民事再生法81①、66)

(エ) 滞納者を債務者とする外国倒産処理手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律2①一)の承認の申立てがされた場合において同法第51条(保全管理命令)の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があつたときは、保全管理人、又は滞納者を債務者とする外国倒産処理手続の承認がされた場合において同法第32条第1項(管理命令)の規定による承認管財人によ

る管理を命ずる処分があったときは、承認管財人（同法第53条第1項、第34条）

- (オ) 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合は、相続財産管理人（民法953）
- (カ) 滞納者である株式会社について企業担保権の実行手続の開始決定があった場合は、管財人（企業担保法32①）
- (キ) 滞調法の規定の適用がある場合は、執行官又は執行裁判所（滞調法6①、17等）
- (ク) 滞納者が不在者（民法25）に該当する場合は、管理人（民法25、28）

ウ 残余金について差押え等があった場合

滞納者に交付すべき残余金額について、差押え等があった場合は次に掲げるところによる（基本通達129⑧）。

- (ア) 民事執行法の規定による差押命令又は保全法の規定による仮差押命令の送達されたときは、残余金額は滞納者に対しては交付しない（民事執行法145、民事保全法50）。

この場合は、差押え又は仮差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭は供託することができ、その事情を執行裁判所又は保全執行裁判所に届け出なければならない（民事執行法156①③、民事保全法50⑤）。

また、債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、他に競合する債権者がいない場合に限り、その差押債権者に対して交付することとなる（民事執行法155）。

なお、交付又は供託するまでの間は、その金銭は、保管金として処理する（出納官吏事務規程61）。また、債務者（滞納者）に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したか否かは、送達通知書（民事執行規則134）等により確認するものとする。

- (イ) 民事執行法の規定による差押命令及び転付命令の送達があった場合には、転付命令の確定及びその他の差押命令若しくは仮差押命令の送達又は配当要求がないことを確認した上で、この命令を得た債権者に交付する（民事執行法159③⑤、同160）。
- (ウ) 差押え若しくは仮差押えが競合し（仮差押えと仮差押えが競合した場合を除く）又は配当要求があったときは、その金額の全部又は一部を供託し、その事情を差押命令を發した執行裁判所に届け出なければならない（民事執行法156②③、民事保全法50⑤）。
- (エ) 滞納処分による債権差押通知書の送達を受けたときは、差押えをした行政機関等へ交付する（国税徴収法62、67）。
- (オ) 滞納者から確定日付のある証書をもって債権譲渡の通知があったときは、その債権の譲渡人に交付する（民法467）。

- エ 換価財産について強制執行による差し押さえ等がされている場合
換価財産について、強制執行による差し押さえ等がされている場合には次に掲げるところによる（基本通達129⑨）。
- (ア) 換価財産について、滞納処分による差し押え後に強制執行による差し押え又は担保権の実行としての競売が開始されている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付する（滞調法6①、11②、17、19、20、20の8①、20の10、20の11①、滞調令12の2、12の3①）。
- (イ) 換価財産について、仮差し押えの執行がされている場合には、滞納者に交付すべき残余金は、執行官又は執行裁判所に交付する（滞調法11①、18②、19、20の9①、20の11①、滞調令12の2、12の4）。

3 配当の順位

(1) 優先順位の確定している債権

換価代金等は、保険料、国税、地方税ならびに私債権に対して常に優先する債権から先にまず配当するが、これらの債権間の優先順位は次に掲げるところによる。

- ア 強制換価手続が行われた場合の強制換価手続費用（国税徴収法9）
- イ 配当の基因となった滞納処分に係る直接の滞納処分費（国税徴収法10）
- ウ 滞納処分による換価に際して発生し、かつ徴収職員に通知があった消費税及び木材取引税又は軽油取引税（国税徴収法11、地方税法14）
- エ 留置権によって担保される債権（国税徴収法21）
- オ 第三者が占有する滞納者の動産を徴収職員が差し押えた場合及び第三者が占有する滞納者の自動車又は建設機械を差し押えた後に徴収職員が占有した場合に生ずる第三者の滞納者に対する前払賃借料債権（国税徴収法59③、71④）
- カ 不動産保存の先取特権、不動産工事の先取特権、立木の先取特権、救助者の先取特権、船舶債権者の先取特権及び船舶先取特権並びに租税等に常に優先する先取特権によって担任される債権（国税徴収法19）
- キ 換価財産の譲渡前に設定された質権、抵当権又は担保のための仮登記によって担保される債権

(2) 公租公課と私債権への配当

前記(1)に定める金額を控除した金額については、公租公課の法廷納期限等と担保権の設定（登記等を対抗要件としない質権等）、登記等（抵当権等）、譲渡（抵当権が譲渡前からあるとき等）又は成立（先取特権等）の時期と比較して、それぞれ保険料等、国税及び地方税並びに私債権に充てるべき金額の総額を定める。

4 債権現在額の確認手続

(1) 債権現在額の申立て

換価代金等の配当を受けようとする国税、地方税又は公課を徴収する者、各債権を有する者は、配当を受けるため差押財産を換価した労働局に対し、売却決定日の日の前日までに債権現在額申立書（滞納様式48号）を提出する（国税徴収法130①）。

（注） 債権現在額申立書の提出を要する者は、換価代金等の配当を受けることができる債権者である。

(2) 債権現在額申立書の記載事項及び提出期日

債権現在額申立書には、債権の内容を証明する書類を添付（ただし、その添付ができないときは、労働局に対して、その書類を提出するとともにその写しを提出）して売却決定日の前日までに提出する。

なお、債権現在額申立書に記載すべき債権現在額とは、その債権の元本、利息、損害金、費用その他付帯の債権額の総額をいう。

（注） 1 債権現在額申立書に記載すべき債権現在額は次のとおりである（基本通達130③）。

- (1) 配当を受けるべき債権が、国税、地方税又は公課の場合には、税務署長が滞納処分手続において換価代金等を受領した日現在における債権額
- (2) 配当を受けるべき債権が(1)以外の場合には、換価代金等の交付期日現在における債権額

- 2 売却決定日の前日までとは、動産等の売却決定（国税徴収法111）又は不動産等の売却決定（国税徴収法113）の規定による売却決定日の前日までをいう。

この場合、その前日が休日等に当たっても延長されない（国税通則法10②、国税通則令2①六）。

(3) 債権現在額の確認

ア 債権現在額申立書が提出された場合

債権現在額申立書が提出された場合、提出された債権現在額申立書の内容を調査し、配当の対象となる債権金額を確認する（基本通達130④）。

（注） 確認とは、質権、抵当権等により担保される債権の範囲、優先順位及び優先する金額の限度等を調査して、具体的配当の対象となる債権の金額を決定することであり、提出された債権現在額申立書を形式審査して行ってよい。

イ 債権現在額申立書が提出されない場合

債権現在額申立書が提出されないときの確認は、その債権の存否、金額、順位等について確認する。

なお、保険料等に優先しないものについては、登記事項を形式審査して、これを確認してもさしつかえない（基本通達130⑤）。

（注） 登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権によって担保される債権のうち知られていないもので、かつ、売却決定の時（取立てをすることができる債権についてはその取立ての時）又は換価財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときはその取立ての時までに債権現在申立書を提出しないときは、配当を受けることができない（国税徴収法施行令48②、基本通達130⑦）。

5 配当計算書の作成

(1) 配当計算書

換価代金を配当しようとするときは、債権現在額の申立てをした者その他利害関係人、滞納者に事前に配当計算書（様式62号）の謄本を送付して行う（国税徴収法131、国税徴収法施行令49）。

（注） 配当計算書の謄本は、換価処分に引き続き行われる滞納処分の最終段階である配当手続であり、配当手続の内容を換価代金等の配当実施前に送付して円滑化を図るが、配当金額がない債権者に対しても、国税徴収法第131条の規定により発送する（基本通達131③）。

(2) 配当計算書の記載事項

配当計算書は、債権者及び滞納者に対して、これから行われようとする配当の内容を了知させるものであり、配当計算書に記載する内容については特に次に掲げるものに留意する（基本通達131②）。

ア 配当計算書に記載する「差押えに係る保険料等」は換価代金等の受領の日現在における金額

イ 債権金額は、換価代金等の交付期日現在における金額

(3) 配当計算書の謄本の交付

配当計算書の謄本の交付を受ける者は次に掲げる者である（国税徴収法131）。

ア 債権現在額申立書を提出した者

イ 債権現在額申立書を提出しないため、その債権の金額を確認した債権者

ウ 滞納者（配当を受ける金額があるかどうかを問わない）

（注） 滞納者には譲渡担保権者が含まれるほか、差押え時における担保財産の所有者を含むものとする。この場合においては、本来の滞納者に対しては、配当された金銭を保険料等に充てた旨の通知をするものとする。

(4) 配当計算書の謄本の発送

配当計算書の謄本は、換価した財産の買受代金の納付の日（金銭による取立ての方法により換価したものであるときは取立ての日）から3日以内に発送する。

（注） 1 3日の期間計算については、初日は算入しない（国税通則法10①）。

なお、配当計算書の謄本の発送期限の終期が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（国税通則法10②、基本通達131④）。

2 配当計算書の謄本は担保財産の所有者に送付する。滞納者に対しては配当された金銭を保険料等に充てた旨の通知をする。

第3 換価代金の交付と供託

1. 換価代金の交付期日

換価代金の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のために発送した日から起算して、7日を経過した日を換価代金等の交付期日として配当計算書の謄本にこの期日を付記して告知する。

なお、配当を受ける債権に差押えをした保険料等を有する行政機関、交付要求に係る国税、地方税及び公課を有する行政機関等並びに滞納者以外に配当手続に参加している者がいない場合は、期日を短縮することができる（国税徴収法132、基本通達132②）。

- (注) 1 換価代金の交付期日までに先に交付した配当計算書に関する異議の申立てがないときは、交付期日に、配当計算書に従って換価代金等をそれぞれの債権者に交付し、配当手続を完結する。
- 2 「換価代金等の交付期日」については、その日が休日等に当たっても延長されない（基本通達132①）。

2 供託

換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、債権者に交付すべき金額について供託する（国税徴収法134）。

(1) 供託の要件

- ア 配当計算書に関する異議の申出があった場合に、後記3により措置することができないとき。
- イ 換価代金等の配当の対象となる債権が、停止条件付であるとき。
- ウ 配当すべき債権が質権、抵当権又は先取特権で仮登記がされたものにより担保される債権であるとき（国税徴収法施行令50）。

(2) 供託の手続

供託の手続は、供託法第2条（供託手続）及び供託規則の定めるところによる（基本通達134⑥）。

- (注) 1 供託とは、債権者に交付すべき金額に相当する金銭をその債権者のために供託所に供託することをいう（基本通達134③）。
- 2 供託所は、換価代金等を配当する行政機関等の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは法務大臣の指定する出張所である（民法495①、供託法1、基本通達134⑤）。

(3) 弁済期が到来していない場合の供託

ア 供託の要件

換価代金を配当すべき債権の弁済期が到来していないとき。

(注) 債権の弁済期が到来していないときとは、質権、抵当権、先取特権又は担保のための仮登記等がある財産で、その弁済期が到来していないときである。

なお、実際の取引では、滞納者についての滞納処分、強制執行等の強制換価手続が行われたときは期限の利益を失う旨の特約をしている例が多い。

イ 供託の手続

前記第2、2、(2)と同様に取扱う。

3 配当計算書に関する異議の申立て

(1) 国税、地方税又は公課の配当金額に対する異議

換価代金の交付期日までに交付要求に係る公租公課の配当金額に対して異議の申出があった場合には、徴収機関の申出の内容に応じ、国税、地方税又は公課の徴収機関にその旨を連絡して、その申出の内容に応じ異議を認容する場合には、配当計算書を更正し、異議の理由を認めないときは直ちに配当する（国税徴収法133②一）。

- (注) 1 異議の申出をすることができる者は、滞納者及びその異議が認められることによって配当される金額が増加することとなる者である（基本通達133④）。
- 2 配当計算書を更正したときは、その旨を配当計算書に関する異議に係る者を有する者及び滞納者に通知する（基本通達133⑤）。

(2) 私債権相互間等の異議

国税、地方税又は公課の配当金額に関しない私債権者相互間又は滞納者と私債権者間の配当金額については、それらの異議を直接処理する機能を有しないが、異議を認めることにより配当金額に影響を受けることとなる債権者及び滞納者がその異議を正当と認めたときや、異議を認めることにより配当金額に影響を受けることとなる債権者と滞納者が、配当計算書に記載された金額以外の配当金額によることを合意した場合は、配当計算書を更正して換価代金を交付する（国税徴収法133②二）。

(3) 配当計算書に記載された私債権への配当金額に対する異議

配当計算書に記載された私債権への配当金額に対する異議は、国税、地方税又は公課の配当金額に対する直接の異議ではないが、公租公課に優先する順位で配当される私債権の金額に申出があった場合には配当金額に影響が及ぶため、次のように処理する。

ア 異議を正当と認めた場合

異議に関係のあるすべての債権者及び滞納者がその異議を正当と認めた場合又はその他の方法で合意したときは異議を認めて配当計算書を更正し、その更正した配当計算書に従って換価代金等を交付する。

イ 債権者及び滞納者の合意

異議に関係を有する債権者の全部及び滞納者に合意がないときは、異議に対する是否認を行ったうえで配当するが、異議について相当の理由がないと認める場合の配当については、次による（基本通達133⑱）。

(ア) 公租、公課の金額は直ちに交付する（国税徴収法133②三）。

(イ) (ア) 以外の異議に関係を有する者に配当すべき換価代金等は、供託する（国税徴収法133③、国税徴収令50①）。

第7章 滞納処分に関する猶予及び停止等

第1 換価の猶予

差押えに係る徴収金が納付されない場合には、差押財産を換価（公売）して滞納している保険料等に充当するのが原則である。しかし、滞納者に一定の事由がある場合には、差押財産の換価を猶予し、滞納者の事業を継続させ又は生活を維持させながら、滞納している保険料等を分割納付などで円滑に徴収しようとする制度がある。これを換価の猶予という。

1 換価の猶予の要件等

(1) 換価の猶予の要件

滞納者が次のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納付について誠実な意思を有していると認められるときは、その納付すべき保険料等について滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

納付について誠実な意思を有すると認められるかどうかは、従来において期限内に納付していたかどうか、納付の猶予、換価の猶予等の場合に確実に分納を履行したかどうか等を参考として判定する。この場合においては、過去に滞納の事実等があっても、現在において誠実な納付の意思を有していると認められるかどうかにより判定する（基本通達151②）。

ア 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

ここでいう「事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは、事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいう（基本通達151③）。

イ 財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比べて、滞納している保険料等及び最近において納付すべきこととなる保険料等の徴収上有利であるとき

ここでいう「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、必要な生計費程度の収入が期待できなくなる場合をいう（基本通達151④）。

(2) 猶予金額

換価を猶予することができる金額は、国税徴収法第151条第1項第1号の規定による場合は、滞納に係る保険料等のうち、財産の換価によりその事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく徴収することができる金額以外の金額とし、法第151条第1項第2号の規定による場合は、滞納に係る保険料等のうち、直ちに換価をしないことが徴収上有利であると認められる金額となる（基本通達151⑧）。

2 換価の猶予に係る分割納付、通知等

換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる（国税徴収法152、国税通則法46④）。

猶予期間は、その猶予した金額を納付することができるものと認められる最短の期間であるが、その期間は1年を超えることはできない（国税徴収法151①）。

なお、換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、その期間を延長することができるが、その期間は、既に換価の猶予をした期間と合わせて2年を超えることはできない（国税徴収法152、国税通則法46⑦）。なお、猶予期間の延長については、滞納者の申請を要件としない（国税徴収法152）。

ここでいう「やむを得ない理由」とは、納付することができないことが納付者の責めに帰すことができない場合のその理由をいう（基本通達152③）。

3 換価の猶予の手続

(1) 換価の猶予は、その要件に該当した場合に労働局長が職権で行うものであり、滞納者の申請は必要としない。

なお、滞納者は、換価の猶予を受けないことについて、不服申立て又は訴えの提起をすることができない（基本通達151⑦）。

(2) 換価の猶予を行う場合には、原則として、猶予する保険料等に見合う財産を差し押えるか又は担保を提供させる（国税徴収法152、国税通

則法46⑤、⑥)。ただし、猶予額が50万円以下である場合、国税通則法第50条各号（担保の種類）に掲げる担保がない場合、担保を徴することにより事業の継続又は生計の維持に著しい支障を与えると認められる場合等においては、担保を徴さないことができる（国税徴収法152、国税通則法46⑤）。

(3) 換価の猶予を行う場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割をした金額ごとに猶予期間を定めることができる（国税徴収法152、国税通則法46④）。

(4) 換価の猶予をしたとき及び猶予期間を延長したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（国税徴収法152、国税通則法46⑦、47①）。

なお、保証人及び担保財産の所有者（滞納者を除く。）についても同様に通知する（基本通達152⑦）。

4 換価の猶予の効果

(1) 換価の制限

換価の猶予の期間中は、差押財産の換価ができない。しかし、差押財産から生ずる天然果実については換価することができ、また、差押債権等は取り立てることができる（国税徴収法152、国税通則法48③、④）。

(注) 換価の猶予は、差押えを制限するものではない。したがって、猶予期間中であっても、猶予に係る保険料等について、新たな差押えができる他、交付要求又は参加差押えを行うことができる。

(2) 差押えの猶予又は解除

換価の猶予を行う場合において、労働局長が差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認めるときは、財産の差押えを猶予し、又は解除することができる（国税徴収法151②）。

(3) 時効の停止

換価の猶予をした場合には、その猶予期間中は徴収権の消滅時効は進行しない（国税通則法73④）。

(4) 延滞金の免除

- ア 換価の猶予をした場合には、猶予に係る保険料等につき、その納期限の翌日から2月を経過する日以後の猶予期間に対応する延滞金の2分の1を免除する（国税通則法63①）。
- イ 換価の猶予をする場合において、国税徴収法151条2項の規定により財産の差押えを猶予し又は解除した徴収金額に係る延滞金のうち当該猶予した期間に対する延滞金については、全額を免除する（国税通則法63③、手引I P17）。

5 換価の猶予の取消し

(1) 猶予の取消しの要件

換価の猶予を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる（国税徴収法152、国税通則法49①、基本通達152⑨）。

ア 国税通則法第38条第1項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実がある場合に、その者が猶予に係る保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

イ アにより分割した金額ごとに定められた猶予期間内に、その金額に相当する保険料等を納付しないとき。

ウ 換価の猶予に係る保険料等につき提供された担保について、労働局長が国税通則法第51条第1項（担保の変更等）の規定によってした命令に応じないとき。

エ アからウまでに掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき（例えば、猶予期限において猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、業況の好転等により換価の猶予を取り消しても事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがないと認められる事情が生じたとき等）。

(2) 取消しの通知

換価の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（国税徴収法152、国税通則法49③）。

なお、保証人及び担保財産の権利者（滞納者を除く。）についても、同様に通知する（基本通達152⑩）。

第2 滞納処分の執行停止

滞納者が資力を喪失するなどの一定の事実が生じ、滞納処分を執行すればその生活を著しく窮迫させるなど、滞納処分を執行するのが不適當、又は滞納処分の執行ができない場合には、労働局長は、職権で滞納処分の執行を停止することができる（国税徴収法153①）。

これは、納付猶予、換価猶予と異なり、納付義務の消滅につながっていることから、より徹底した徴収の緩和である。

1 滞納処分の執行停止の要件

(1) 停止の要件

滞納者が次のいずれかに該当する場合には、滞納処分の停止をすることができる（国税徴収法153①）。

滞納処分の執行停止は、滞納者の申請によらないで労働局長の職権で行い、滞納者に停止した旨の通知をしなければならない（国税徴収法153③）。

ア 滞納処分の執行及び租税条約等に基づく徴収共助等により相手国等が徴収（以下、「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がないとき（財産があっても、保険料等に優先する質権等があるために保険料等に充てるべき金額がない場合を含む）。

滞納処分の執行等をするときと、滞納処分の停止をするかどうかを判定する時（以下第153条関係において「判定時」という。）において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう（基本通達153②）。

(ア) 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価額が、滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び本手引第8章第2節（労働保険料と被担保債権等との調整）の規定等により保険料等に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合

(イ) 差押えの対象となり得る全ての財産について差し押さえ、換価（債権の取立てを含む。）を終わったが、なお徴収できない保険料等がある場合

イ 滞納処分の執行等をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ここでいう「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納処分を執行することにより、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できないと認められる程度の状態になるおそれがある場合をいう（基本通達153③）。

ウ 滞納者の所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。

ここでいう「滞納者の所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明」とは、滞納者の住所又は居所及び財産がともに不明な場合をいい、ともに不明な場合に限り適用される（基本通達153④）。

（2）一部停止

滞納処分の執行停止は、滞納者の財産及び資力の有無により判定するため、財産及び資力がない場合は、滞納保険料の全額を停止することとなる。差し押えた債権の全部又は一部について取立てに長期間を要すると認められるなどの場合は、取立て可能と認められる債権額を控除した滞納残額について滞納処分の停止を行うことができる。なお、一部停止を行う場合は、執行停止の通知に際し、その旨を明らかにする必要がある。

具体的には、以下の場合に一部停止が可能である（基本通達153⑧）。

ア 差し押さえた債権について、その取立て（金銭の給付を受けること）に長期間を要すると認められる場合

イ 強制換価手続の執行機関に対して交付要求をしているが、その執行機関からの配当を受けるまでに長期間を要すると認められる場合

ウ 差し押さえた不動産について、その不動産を再公売に付しても売却できないなど換価に長期間を要すると認められる場合

2 滞納処分の執行停止の手続

滞納処分の執行停止は、滞納者の申請によらないで労働局長の職権で行い、滞納者に停止した旨の通知をしなければならない（国税徴収法153②）。

なお、滞納者は、滞納処分の停止を受けないことについて不服申立て又は訴えを提起することができない（基本通達153⑤）。

3 滞納処分の執行停止の効果

(1) 滞納処分の禁止

執行停止の期間内は、停止に係る徴収金について、新たな滞納処分はできない（交付要求又は参加差押えはできる）。

(2) 差押えの解除

滞納処分の停止をした場合において、差し押さえている財産があるときは、その差押えを解除しなければならない（国税徴収法153③）。

なお、滞納処分の停止をした場合においても、交付要求又は参加差押えをすることができる。この場合において、参加差押えが差押えの効力を生じたときは、国税徴収法第153条第3項の規定（滞納処分の執行等をする事によって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき）に該当することがある（基本通達153⑩）。

(3) 時効

滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る保険料等の消滅時効は進行し、消滅時効が完成すれば停止期間内でも納付義務は消滅する（国税通則法73④、72③、基本通達153⑫）。

(4) 延滞金の免除

滞納処分の停止をした場合には、その停止をした保険料等につき、その停止期間に対応する部分の延滞金が全額免除される（国税通則法63①、手引I P16）。

この場合の「停止をした期間」とは、その停止をした日から起算してその取消の日又は停止に係る保険料等の完納等による納付義務の消滅の日までをいう。

なお、国税徴収法第154条第1項（滞納処分の停止の取消し）の規定による取消しの基因となる事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しないことができる（国税通則法63①、基本通達153⑭）。

4 第二次納付義務者等がある場合

第二次納付義務者、譲渡担保財産、保証人又は物上保証に係る財産から滞納金の徴収ができる場合には、主たる納付者の保険料等（第二次納付義務、譲渡担保権者の物的納付責任、保証又は物上保証に係る保険料等に限る。）については、滞納処分の停止をしないものとする。

なお、第二次納付義務者又は保証人について滞納処分の停止の理由がある場合には、それらの者に対しては、主たる納付者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる（基本通達153⑦）。

5 滞納処分の停止の取消し

(1) 停止の取消しの要件

滞納処分を停止した滞納者に、停止に該当する事実がないと認められる場合、その停止を取り消さなければならない。

ただし、停止の要件のいずれかに該当するとして滞納処分の停止をした後、それに該当する事実がないこととなっても、他の要件のいずれかに該当する事実があるときは、その滞納処分の停止は取り消さない（基本通達154①）。

(2) 取消しの通知

滞納処分の執行停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（国税徴収法154）。



第8章 他の債権との調整

第1節 労働保険料等と国税等との調整

第1 労働保険料等の一般優先性

労働保険料等は、国税及び地方税に劣後し、原則として、一般の私債権に優先する（徴収法29）。

しかし、先取特権、留置権、質権等により担保される債権については、債権者が労働保険料等の存在を予測できる時期を基準とする等一定の要件を基準として、労働保険料に優先する道が開かれている。

1 国税、地方税との関係

労働保険料等は、国税及び地方税に次いで徴収する。

2 一般私債権との関係

労働保険料等は、私法上の債権に優先して徴収する。

3 強制換価手続と費用との関係

強制換価手続が行われた場合において、労働保険料等の交付要求、参加差押えをしたときは、その労働保険料等は強制換価手続に要した費用に次いで徴収する（国税徴収法9）。

4 滞納処分費との関係

国税滞納処分の例により滞納者の財産を換価したときは、労働保険料等は滞納処分に要した費用に次いで徴収する（国税徴収法10）。

5 他の公課との関係

社会保険料等他の公課の先取特権の順位は、労働保険料等と同様に国税及び地方税に次ぐものとされているため、労働保険料等と同一順位となる（健康保険法182、厚生年金保険法88、国民年金法98他）。

第2 労働保険料等と他の公課との関係

1 差押え先着手による優先

労働保険料等と他の公課との間（例、厚生年金保険、健康保険等に係る徴収金、地方公共団体が徴収する分担金、使用料）において先に差押えを行った労働保険料等は、差押え先着手（いわゆる早い者勝ち）により、後から交付要求を行った他の公課に優先して徴収する（国税徴収法12）。

2 交付要求先着手による優先

滞納者等の財産について強制換価手続が行われた場合、労働保険料等と他の公課の交付要求が競合したときは、先に交付要求を行った労働保険料等は、後から交付要求を行った他の公課に優先して徴収する（国税徴収法13）。

3 担保を徴した場合の優先

納付の猶予等に際し、担保を徴した労働保険料等は、他の公課に優先して徴収する。

すなわち、担保を徴した時は、労働保険料等の徴収の面からいえば、差押えがされたものと同視できるからである。

第3 労働保険料等と国税、地方税との優先劣後

労働保険料等と国税及び地方税との間における優先順位は、徴収法第29条、国税徴収法第8条及び地方税法第14条の規定により、国税及び地方税はすべての公課、その他の債権に優先して徴収されるため、先に差押え又は交付要求を行った労働保険料であっても、後から交付要求を行った国税、地方税の次に徴収することとなる。

ただし、納付の猶予等に際して、担保を徴した労働保険料等はその担保を徴した日が差押え又は交付要求に係る国税及び地方税の法定納期限等以前であるときは、労働保険料等は国税、地方税に優先して徴収できる（基本通達8⑦）。

先取特権の順位一覧

順位	債権
第1順位グループ (最優先。この内部では付番の順序に従って優先)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直接の滞納処分費 (国税徴収法 10) 2. 軽油取引税、たばこ税、消費税等の課税対象物件を換価した場合におけるこれらの軽油取引税等 (国税徴収法 11) 3. 留置権によって担保される債権 (国税徴収法 21) 4. 第三者の占有する滞納者の動産、自動車、建設機械又は小型船舶の差押え後、徴収職員が占有した場合に、その基礎となっている契約を解除し引渡命令を受けたときに生ずるその第三者の滞納者に対して有する前払借賃の債権 (国税徴収法 59③、71④) 5. 不動産保存の先取特権等 (国税徴収法 19) 6. 換価財産の譲受前に設定された質権、抵当権、不動産賃貸の先取特権等又は担保のための仮登記によって担保される債権 (国税徴収法 17、20①、23③)
第2順位グループ (優先。このグループ内の順序は別途定まる)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 租税の法定納期限等 (国税徴収法 15①) 以前に設定又は成立した次に掲げる担保権により担保される債権 <ol style="list-style-type: none"> (1) 質権、抵当権又は担保のための仮登記 (国税徴収法 15①16、23①) (2) 不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権等 (国税徴収法 20①各号) 2. 担保権付の公租 (国税、地方税) (国税徴収法 14)
第3順位グループ	差押えに係る公租 (国税、地方税) 債権
第4順位グループ (劣後。このグループ内の順序は別途定まる)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 租税の法定納期限後等その租税に係る差押え前に設定された又は成立した抵当権、質権、不動産賃貸の先取特権、仮登記担保等 2. 交付要求の公租 (国税、地方税) (国税徴収法 12) 3. <u>交付要求の公課 (労働保険料等)</u> (国税徴収法 14) <p>(注) 同一公租間及び同一公課間の順位は交付要求先着手 (国税徴収法 13)</p>
第5順位グループ (残余金。この内部では付番の順序に従って配当)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者が滞納者に対して有する (動産、自動車、建設機械又は小型船舶の引渡命令に係る) 損害賠償請求権 (国税徴収法 59①④、71④) 2. 強制執行等の場合の執行裁判所等 3. 滞納者

第2節 労働保険料と被担保債権等との調整

第1 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された質権の優先

質権が労働保険料等の法定納期限等以前に設定されている場合は、その種類ごとに設定の事実を証明したときに限り、質権により担保される債権は労働保険料等に優先するため、労働保険料等を当該質権に優先して徴収することはできない（国税徴収法15①②）。

1 質権の証明手続

(1) 登記等ができる質権以外の質権設定の証明

登記等（登録及び電子記録債権法第2条第1項（定義）に規定する電子記録を含む）ができる質権（有価証券を目的とする質権を除く）の設定の証明は、次に掲げる書類を提出させるか又はこれらの証書の呈示をさせるとともに、その写を提出させる（国税徴収法15②、国税徴収法施行令4①②）。

ア 公正証書

公正証書とは、公務員がその権限に基づき適法に作成した証書をいい、判決書、公証人の作成した公正証書及びこれらの謄本等がある（基本通達15⑳）。

イ 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書

私署証書とは、私文書をいい、登記所又は公証人が認証し、その認証の年月日等の記載がされた契約書等がある。公正証書以外の文書はすべて私署証書であって、当事者の作成したものであるか、第三者の作成したものであるか、作成者の署名押印があるかどうかを問わない（基本通達15㉑）。

ウ 郵便法第48条第1項（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書

エ 民法施行法第7条第1項（公証人法の規定の準用）において準用する公証人法第62条ノ7第4項（書面の交付による情報の提供）の規定により交付を受けた書面

交付を受けた書面とは、指定公証人が電磁的記録に記録された情報と同一の内容であることを証明した書面をいう（基本通達15㉒）。

(注) 1 登録をすることができる質権とは、無体財産権質、電話加入権質、記名国債質、記名社債質、振替国債質、振替社債質その他登録が第三者に

対する対抗要件又は効力発生要件となっている質権をいう（基本通達15②）。

- 2 電子記録をすることができる質権とは、電子記録債権（基本通達62の2①）を目的とする質権で、質権設定記録が効力発生要件となっているものをいう（基本通達15③-2）。

(2) 有価証券を目的とする質権設定の証明

有価証券を目的とする質権（登記等ができる質権を除く）の設定証明は、公正証書を提出させる必要はないが、設定の事実及びその時期が法定納期限以前であることの証明として、その事実を証明する書類を提出させる（国税徴収施行令4①）。

2 質権の証明期限

質権の証明は、次に掲げる日までにしなければならない（基本通達15⑥）。

(1) 債権を目的とする質権

その債権の第三債務者から給付を受けた金銭の配当計算書を作成する日の前日

(2) 有価証券を目的とする質権

給付を受けた金銭の配当計算書を作成する日の前日

(3) その他の質権

滞納処分に係る売却決定をする日の前日

3 質権設定日の確認

質権の設定が法定納期限等以前であるかどうかについて確認する。

(1) 登記をすることができる質権

登記をすることができる質権の設定時期は、その質権の設定登記の日による（基本通達15④）。

(2) 仮登記のある場合

質権設定の仮登記（仮登録を含む）又は質権設定請求権保全の仮登記がされた後において、その仮登記に基づく本登記がされたときのその質権設定の時期はその仮登記がされた日による（不動産登記法106、基本通達15⑤）。

(3) 登記をすることができる質権以外の質権

登記をすることができる質権以外の質権（有価証券を目的とする質権を除く）の設定の時期は、それぞれ次に掲げる日による。

ただし、その質権についてその対抗要件を備えた日が次に掲げる日より遅いときは、その対抗要件を備えた日を質権設定の時期とする（国税徴収法15③、基本通達15⑥）。

ア 公正証書については、その日付の日

イ 登記所又は公証人役場において、日付のある印章が押されている私署証書については、その印章の日付の日

ウ 郵便法第48条第1項の規定により内容証明を受けた証書については、郵便認証司が、その内容証明の取扱いに係る認証をした日（郵便法48、58-1）

エ 民法施行法第7条第1項（公証人法の規定の準用）において準用する公証人法第62条ノ7第4項（書面の交付による情報の提供）の規定により交付を受けた書面については、その書面で証明された日付情報の日

（4）有価証券を目的とする質権

登録をすることができる質権以外の質権のうち、有価証券を目的とする質権の設定時期は、質権者がその有価証券を占有した日による（基本通達15⑦）。

4 質権によって担保される債権額

質権により担保される質権額の範囲は、民法第346条（被担保債権の範囲）の規定により、設定行為に別段の定めのない限り、元本のほか利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用及び債務の不履行又は貨物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償金の一切に及ぶ。なお、不動産質権により担保される債権額の範囲は、後述の抵当権により担保される債権額の範囲と同様である（基本通達15⑧）。

5 証明しない優先質権の特例

労働保険料等に優先する先順位の質権者が労働保険料等の法定納期限以前に質権を設定したことを証明しなかったために労働保険料等の順位に劣後するときは、質権の優先順位にかかわらず、その劣後する金額の範囲内において、労働保険料等に優先することを証明した後順位の質権者に対して優先権を行使することができない（国税徴収法15④）。

（注）1 「証明をしなかった場合」には、証明の期限に遅れて証明した場合が含まれる。

- 2 優先権を行使することができないとは、先順位の質権は後順位の質権に優先する私法上の原則にかかわらず、先順位の質権者が後順位の質権者に劣後することをいう。

第2 労働保険料等の法定納期限等以前に設定された抵当権の優先

抵当権が労働保険料等の法定納期限等前に設定されている場合は、抵当権により担保される債権は労働保険料等に優先するため、労働保険料等を当該抵当権に優先して徴収することはできない（国税徴収法16）。

1 抵当権設定日の確認

抵当権は、必ず登記等がなされているから、抵当権設定の事実及びその設定の時期が労働保険料等の法定納期限等前であるかどうかについて確認する。

- (注) 抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した不動産、地上権、永小作権、その他の権利について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利である（民法369）。なお、根抵当権（P8-8参照）や仮登記の抵当権も含まれる。

2 抵当権によって担保される債権額の範囲

抵当権によって担保される債権額の範囲は、元本のほか抵当権者が利息、その他の定期金を請求する権利を有するときは、これに及ぶが、この利息その他の定期金はその請求期限後が到来した最後の2年分に限られる。ただし、それ以前の定期金であっても、満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行することができる。また、賠償損害金、違約金について定めがあり、その登記等がされているときは最後の2年分について適用される。ただし、利息、その他の定期金と併せて2年分を超えることはできない（民法374①②、基本通達16⑦）。

- (注) 1 利息については、原則として、利率及び支払時期の登記がある場合に限り、他の債権者に優先して弁済を受けられる。
- 2 遅延利息については、法定利率により計算された額の範囲内ではその登記を要しないで抵当権の効力が及び、他の債権者に優先して弁済を受けられるが、期限後利率を高める特約及び違約金については、その登記がある場合に限り、他の債権者に優先して弁済を受けられる（基本通達16⑦）。

第3 譲受け前に設定された質権等の優先

滞納者が質権等の設定されている財産を売買、贈与、交換、現物出資、代物弁済等により取得したときは、労働保険料等を当該質権又は抵当権に優先して徴収することはできない（国税徴収法17①）。

なお、登記等ができる質権以外の質権については、滞納者が譲り受けた財産に譲受け前に質権の設定があったことを証明した場合に限り滞納者の労働保険料等に優先する。

1 質権の証明手続

質権設定の事実や質権の種類ごとに前記第1、1.（1）に掲げる書類等により証明させる（国税徴収法17②、国税徴収法施行令4①②）。

2 質権設定時期の確認

質権の設定の時期がその質権の目的となった財産の譲受け前であるかどうかについては、譲受け前であるかどうかを判断するに足りる書類を提出させて確認する（基本通達17⑤）。

第4 根質権又は根抵当権により担保される債権額の限度

1 根質権又は根抵当権の優先額の限度

労働保険料等に優先する根質権又は根抵当権により担保される債権の元本額は、根抵当権等が差押え又は交付要求を受けた時における債権額を限度とする。

ただし、差押え又は交付要求に係る労働保険料等に優先する先順位債権者の差押え等の通知後増加した部分の債権額は、その労働保険料等には劣後するが、後順位債権者の債権に優先するため、増加した部分の債権額を労働保険料等に配当することにより、後順位債権者が配当を受けられなくなるときは適用しない（国税徴収法18①、基本通達18⑨）。

また、利息及び遅延利息については、通知書が到達した時の元本に対するものに限られるものでなく、被担保債権とされる確定した元本全体に対するものについて、極度額の範囲内で優先する（民法398の3①、基本通達18①）。

（注）1 根抵当権とは、取引の種類等により限度された一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度で担保する抵当権である（民法398-2）。

通常の抵当権のように借入れ・返済の都度、抵当権を設定・抹消することなく、極度額（上限金額）の範囲内であれば何度でも借入れ・返済を行うことが可能な抵当権のことを指す。

- 2 限度額を超える債権がある場合において、換価代金等を配当して残余が生じ、かつ、後順位債権者がいないとしても、その限度額を超える部分については配当しない（昭和48.10.4 最高判参照）。

2 根抵当権の確定と優先額限度

根抵当権の元本債権額は、根抵当権者が根抵当権者の目的となった財産に対する滞納処分による差押えがあったことを知った日から2週間を経過したときに確定する（民法398の20④）が、労働保険料等に優先する根抵当権の元本債権額は、根抵当権者に差押通知書が送達された時の元本債権額に相当する金額が限度となる。

なお、滞納処分による差押えがあったことを知った日から元本確定（民法398の20④）の日までの間に増加した根抵当権の元本債権額は、その根抵当権に後れて登記した担保権には優先する（民法373、基本通達18④）。

第5 労働保険料等に優先する先取特権及び留置権

1 労働保険料等に常に優先する先取特権

他の債権者に先んじて弁済を受ける権利を先取特権という。滞納者の財産上に労働保険料等に優先する先取特権があるときは、保険料等は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収することとなる。

以下の先取特権は、特定の行為によりその財産の価値を保存した場合等に成立するものであり、その特定の行為により労働保険料等も利益を受けること及びこれらの先取特権は質権等よりも優先することから、その成立時期が労働保険料等の法定納期限後である場合又は差押え後である場合であっても労働保険料等に優先する（国税徴収法19①）。

(1) 優先する先取特権

ア 不動産保存の先取特権（国税徴収法19①一）

不動産保存の先取特権とは、不動産自体の保存費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した必要について、その不動産の上に存する先取特権である（民法326）。

この先取特権は、保存行為の完了した後直ちにその債権額を登記することによって効力が保存されるものであるから、登記をしていない場合はもちろん、遅滞して登記をしている場合は、先取特権としての優先権を行使できない（民法337、不動産登記法83）。

イ 不動産工事の先取特権（国税徴収法19①二）

不動産工事の先取特権とは、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用について、その工事によって生じた不動産の増価が現存する場合に限り、その増価額についてだけ、その不動産の上に存する先取特権である（民法327）。

なお、不動産の工事は、不動産の保存と対比すべきものであって、例えば、倒れかかっている家屋を修理するのは保存であり、一定の計画に従って改造するのは工事である（基本通達19⑤）。

不動産工事の先取特権の目的となっている不動産を換価する場合、その工事によって生じた不動産の増価額を評価しなければならないが、必要があると認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価を参考として増価額を定めることができる（国税徴収法施行令5）。

ウ 立木の先取特権（国税徴収法19①三）

立木の先取特権とは、他人の土地の上に立木を有する者が、土地の所有者に対して樹木伐採の時期にその樹木の価格に対する一定割合の地代を支払うべき契約をした場合において、その土地の所有者が地代についてその立木の上に有する先取特権である（立木ノ先取特権ニ関スル法律第1項）。

エ 救助者の先取特権（国税徴収法19①四）

救助者の先取特権とは、船舶又は積荷の全部若しくは一部が海難にあった場合において、義務なくこれを救助したときに、救助者がその救助料債権について救助した積荷の上に有する先取特権である（商法810）。

オ 船舶債権者等の先取特権（国税徴収法19①四）

船舶債権者の先取特権とは、次に掲げる債権を有する者が、船舶、属具及び未収納運送貨の上に有する先取特権である（商法842、基本通達19⑦）。

（ア）船舶及びその属具の競売に関する費用並びに競売手続の開始後の保存費

（イ）最後の港における船舶及びその属具の保存費

（注） 「最後の港」とは、競売をする時において船舶の存在するところをいい、航海を終わって帰来した港等をいうものではない。

（ウ）航海に関して船舶に課した諸税

（エ）水先案内料及びひき（挽）船料

（オ）救助料及び船舶の負担に属する共同海損

（カ）航海継続の必要によって生じた債権

（キ）雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権

(ク) 船舶がその売買又は製造の後、まだ航海をしない場合において、その売買又は製造及びぎ(艀)装によって生じた債権並びに最後の航海のためにする船舶のぎ(艀)装、食料及び燃料に関する債権。

カ 船舶先取特権(国税徴収法19①四)

船舶先取特権とは、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合で、よう(備)舶者がさらに第三者と運送契約をしたときにおいて、運送品に関する損害で船長の職務に属する範囲内で生じたものについて、賠償を請求できる者が、その債権について船舶及びその属具の上に有する先取特権である(国際海上物品運送法19)。

キ 労働保険料等に優先する債権のため又は労働保険料等のために動産を保存した者の先取特権(国税徴収法19①五)

労働保険料等に優先する債権のために動産を保存した者の先取特権とは、労働保険料に優先する質権等のために動産を保存した要した費用(動産自体の保存費用又は動産に関する権利の保存、追認若しくは実行のために要した費用)について、その動産の上に有する先取特権である(基本通達19㉞)。

また、労働保険料等のために動産を保存した者の先取特権とは、労働保険料等の滞納処分による差押え等に係る動産を保存した者がその動産の保存を要した費用について動産の上に有する先取特権である(基本通達19㉞)。

(2) 先取特権の証明手続

不動産保存、不動産工事の先取特権及び登記された立木の先取特権はいずれも登記することにより効力を保存することとされているので、先取特権のある事実について証明手続を要しないで、その事実を確認する。

これら以外の先取特権(登記、登録を要しないもの)は、その先取特権のある事実を証明した場合に限り、労働保険料等に優先する。この場合の証明手続は、前記第1. 1. (2)、と同様、その存在について証明させることで足り、また、証明は、売却決定の日の前日(金銭による取立ての方法により換価する場合には、配当計算書の作成の日の前日)までにしなければならない(国税徴収法19②、基本通達15㉞㉟、19㉞㉟)。

(3) 先取特権相互間の優先順位

ア 不動産上の特別先取特権の順位

不動産保存の先取特権が、共益費用を除く一般の先取特権、他の特別の先取特権、抵当権又は不動産質権と競合した場合には、その登記の時期の前後にかかわらず、不動産保存の先取特権が優先する(民法329②、331①、339、361)

また、不動産工事の先取特権は、不動産保存の先取特権に次ぐ順位の優先権を有する（民法331①）。

イ 立木の先取特権

立木の先取特権は、公益費用を除く他の権利に対して優先の効力を有する（立木ノ先取特権ニ関スル法律）。

ウ 救助者の先取特権

救助者の先取特権は、一般の先取特権、動産の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権に優先する（商法810②）。

エ 船舶債権者の先取特権

船舶債権者の先取特権は、一般の先取特権、動産の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権に優先する（商法845、849、民法334）。

オ 船舶先取特権の優先

船舶先取特権は、一般の先取特権、動産の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権に優先し、船舶債権者の先取特権と競合した場合には、前記(1)オ(ア)～(ク)（P8-10～11）に係る先取特権に劣後する（国際海上物品運送法19②③）。

カ 動産保存の先取特権

動産保存の先取特権は他の特別の先取特権と競合した場合には、民法330条第1項に規定する第2順位に優先権を有している。

(4) 先取特権の消滅

ア 救助者の先取特権

先取特権の発生後1年を経過したとき（商法847①）。

イ 船舶債権者の先取特権

船舶債権者の先取特権は次に掲げるときに消滅する。

(ア) 先取特権発生後1年を経過したとき（商法847①）。

(イ) 前記1(1)オ(ク)（P8-11）に掲げる債権の先取特権については、船舶が発航したとき（商法847②）。

(ウ) 登記できる船舶の譲渡が行われた場合は、譲受人が船舶譲渡の登記をした後、先取特権者に対して一定期間内に債権の申出をするべき旨を公告したにもかかわらず、先取特権者がその期間内にその申出をしないとき（商法846②）。

(エ) 登記できない船舶又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたとき及び運送賃金債権が譲渡されたとき。

ウ 船舶先取特権の消滅原因
前記イと同様であるとき（国際海上物品運送法19③）。

エ 動産に関する先取特権
動産が第三取得者に引き渡されたとき。

2 労働保険料等の法定納期限を基準に優劣を定める先取特権

(1) 法定納期限と先取特権の優劣

次に掲げる先取特権が労働保険料等の法定納期限等以前からあるときは、これらの先取特権により担保される債権は労働保険料等に優先する。また、先取特権のある財産を譲り受けた場合、これらの先取特権により担保される債権は先取特権の成立が譲受人の労働保険料等の法定納期限等以後のものであっても、労働保険料等に優先する（国税徴収法20①、基本通達⑰3）。

ア 不動産賃貸の先取特権、旅店、宿泊の先取特権、運輸の先取特権及びこれらの先取特権に優先することになる不動産保存等の先取特権

イ 不動産売買の先取特権

ウ 借地法第13条に規定する土地所有者等の先取特権、罹災都市借地借家臨時処理法第8条に規定する賃貸人等の先取特権又は接收不動産に関する借地借家臨時処理法第7条に規定する賃貸人等の先取特権

エ 登記をした一般の先取特権

(注) 法定納期限等以前には、その法定期限等に当たる日を含む。したがって、その日に成立した先取特権も法定期限等以前にある先取特権となる。

(2) 先取特権の証明手続

不動産売買の先取特権、土地所有者等の先取特権、賃貸人等の先取特権及び登記等をした一般の先取特権は、いずれも登記をすることにより、効力を保存するため、先取特権のある事実については証明手続も要せずその事実を確認することになるが、不動産賃貸の先取特権、旅店、宿泊の先取特権、運輸の先取特権及び不動産保存の先取特権等については、先取特権のある事実を証明した場合に限り労働保険料等に優先する。

この場合の証明手続は、前記第1. 1. (2)と同様、その存在について証明させることで足り、また、証明期間は売却決定の日の前日（金銭による取立ての方法により、換価する場合は配当計算書作成の日の前日）までにしなければならない（国税徴収法20②）。

(3) 先取特権の成立日の確認

先取特権の成立が労働保険料等の法定納期限等以前であるかどうかについて、確認する（基本通達20⑱）。

(4) 先取特権相互間の優先順位

ア 動産の特別先取特権

不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権は第1順位担保権である。したがって、これらが動産保存の先取特権、動産売買の先取特権と競合した場合には第1順位の優先権を有する（民法330①）。ただし、先取特権の目的財産が農業上の果実である場合の優先順位は、第1順位が農業の労役者、第2順位が種苗又は肥料の供給者、第3順位が土地の賃貸人である（民法330③）。

イ 不動産の特別先取特権

不動産売買の先取特権は、不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権に次ぐ優先権を有し、これが抵当権、不動産質権と競合した場合に登記の前後によって、優先順位が定まる。また、同一の不動産について逐次の売買があった場合における売主相互間の順位は、売買の時期の前のものが後のものに優先する（民法331①、341、373、331②）。

ウ 地主の先取特権

借地法第13条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに土地所有者等の先取特権の効力保存のため行う登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先する（借地法14）。

エ 一般の先取特権

一般の先取特権は、特別の先取特権には劣後するが、共益費用の先取特権はその利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する。また、登記等をした一般の先取特権と抵当権又は不動産質権とが競合する場合には、登記の早いものが優先する（民法329②、341、373）。共益費用、雇用給料、葬式費用、日用品供給の先取特権が競合した場合の優先順位はここに掲げたとおりの順序にしたがう（民法329①）。

3 労働保険料等に常に優先する留置権

(1) 留置権の優先

留置権のある財産を滞納処分によって換価する場合には、留置権により担保される債権は留置権の成立の時期を問わず常に労働保険料等に優先する。

また、滞納処分による配当手続において、留置権により担保される債権が、質権、抵当権又は先取特権によって担保される債権と競合する場合には、質権等により担保される債権に優先する（国税徴収法21①）。

(注) 留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合において、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる権利をいう（民法295①）。

(2) 留置権の所在証明手続

留置権には登記制度がないから、留置権のある事実を証明した場合に限り、労働保険料等に優先する。

この証明手続は第1. 1. (2)の有価証券を目的とする質権の証明と同様、その存在について証明させることで足りる。証明期間は、売却決定の日の前日（金銭による取立ての方法により換価する場合には、配当計算書の作成の日の前日）までにしなければならない（国税徴収法21①）。

第6 担保権付財産の譲渡

1 担保権付財産が譲渡された場合の労働保険料等の徴収

(1) 徴収の要件

質権又は抵当権が設定された財産が譲渡された場合において、次に掲げる要件を充たしているときは、設定者の労働保険料等は質権者又は抵当権者（以下、「質権者等」という。）から強制換価手続において、その質権又は抵当権（以下、「質権等」という。）によって担保される債権について配当されるべき金額から徴収することができる（国税徴収法22①）。

ア 質権等の設定の時期が設定者の労働保険料等の法定納期限以後にされたものであり、かつ、登記等をしたものであること。

イ 滞納者が他に労働保険料等に充てるべき十分な財産がない場合で、かつ、滞納者の財産につき滞納処分を執行しても、なお労働保険料等に不足すると認められること。

(注) 労働保険料等に不足すると認められるかどうかは、質権者等から設定者の労働保険料等を徴収しようとするときに、通知書を発することとなるが、この通知を発した時の現況により滞納者に帰属する財産で滞納処分により徴収できる価額が滞納者の労働保険料等の総額に満たないかどうかによって判定する。

その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づく必要はない(基本通達22④)。

(2) 徴収できる金額

担保権付財産の譲渡により、質権者等から徴収することができる金額は次のアに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した額と滞納保険料とのうち、いずれか少ない額である(国税徴収法22①、基本通達22⑧)。

ア 換価代金からの配当

労働保険料等の法定納期限等後に設定された抵当権の被担保債権が、譲渡に係る財産の換価代金から配当を受けることができる金額。

イ 被担保債権からの配当

譲渡に係る財産を滞納者の財産とみなして、その財産の換価代金について滞納者の労働保険料等の交付要求があったものとした場合において、労働保険料等の法定納期限等後に設定された抵当権等の被担保債権が配当を受けることができる金額。

2 質権等の代位実行

質権者等がその被担保債権の弁済期が到来したにもかかわらず、自ら質権等を実行せず、又はその財産について譲受人の労働保険料の滞納処分、その他の強制換価手続が実行されない場合に譲渡された担保権付財産から設定者の労働保険料等を徴収するため、質権者等に代位して抵当権を実行することができる(国税徴収法22③)。

(1) 原則的な実行の要件

質権等の実行をすることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当している場合である(基本通達22⑬)。

ア 登記されている質権等及びこれらの担保権により担保されている債権があること。

イ 被担保債権が履行遅滞になっていること。

(2) 代位実行の要件の特例

次に掲げる財産については、質権等の実行ができる場合として、それぞれに掲げる特別の規定がある（基本通達22⑩）。

ア 自動車

自動車抵当法第17条第1項及び第2項（抵当権の実行）

イ 航空機

航空機抵当法第20条第1項及び第2項（抵当権の実行）

ウ 鉱業財団

鉱業抵当法第4条第2項及び第3項（採掘権の取消通知と抵当権の実行）並びに第5条（採掘権者の廃業通知と抵当権の実行）

エ 漁業財団

漁業財団抵当法第4条第2項及び第3項（漁業権の取消通知と抵当権の実行）

オ 道路交通事業財団

道路交通事業抵当法第14条第2項及び第3項（免許の取消し及び失効）

カ 鉄道財団

鉄道抵当法第22条第1項及び第2項（免許の失効又は取消しと抵当権の実行）

キ 軌道財団

軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条（鉄道抵当法の準用）（鉄道抵当法22①②）

ク 運河財団

運河法第13条（軌道ノ抵当ニ関スル法律の準用）（鉄道抵当法22①②）

ケ 採掘権

鉱業法第57条第2項（採掘権の取消しと抵当権）及び同第58条（採掘権の放棄と抵当権）

コ 漁業権

漁業法第41条第2項（抵当権者の保護）

(3) 代位実行の手続

質権等の代位実行は、競売法の規定に基づいて行うものであって、滞納処分手続によって行うものでなく、次により行う。

ア 証明書類の添付

競売申立ての書面に、代位実行の権利を有する者であることの証明書類として、国税徴収法第22条第4項（質権者への通知）の通知書の謄本と国税徴収法第22条第1項及び第2項の規定により徴収すべき労働保険料等があることを証する書類を添付する。

イ 法務省への依頼

競売の申立ては、国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の規定により法務省の関係部局に依頼して行う（基本通達22⑮）。

(注) 1 譲渡に係る財産について、強制執行又は競売法等による競売が開始されている場合には、抵当権等の代位実行の申立てはできない。

2 譲渡に係る財産が不動産又は船舶であって、滞納処分による差押えがされている場合は、代位実行の申立てができる。

(4) 代位実行による優先

質権等を代位実行した場合のその実行に係る労働保険料等は、質権者等が強制換価手続において、その質権等によって担保される債権につき配当されるべき金額から、強制換価手続を行った執行機関に対して交付要求をした他の公課に優先して徴収することができる（基本通達22⑰）。

3 質権者等への通知

質権者等から設定者の労働保険料等を徴収しようとするときは、徴収通知書により質権者等にその旨を通知しなければならない（国税徴収法22④）。

質権者等への通知は、質権者等についての代位実行の申立て又は国税徴収法第22条第5項の規定による執行機関に対する交付要求をする時までに行う（基本通達22⑱）。

(注) 質権等の処分（民法376、361、398の11）又は、質権等付債権の譲渡があり、その旨が付記登記されている場合の質権者等への通知は、付記登記に係る質権者等に対して通知する。この場合における通知は、登記されている住所又は居所（住所又は居所が登記されている所と異なることを知っているときは、その知れている住所又は居所）あてに行う（基本通達22⑳）。

4 執行機関に対する交付要求

譲渡された担保権付財産が、強制換価された場合において、質権者等が配当を受ける金額のうちから、設定者の労働保険料等を徴収するため、強制換価手続を行った執行機関に対して交付要求をすることができる（国税徴収法22⑤、国税徴収法施行令6②）。

第7 仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

1 担保の目的でされた仮登記がある場合の労働保険料等の徴収

(1) 滞納処分の続行の要件

担保の目的でされている仮登記のある財産を差し押えた場合において、次に掲げる要件を充たしているときは、差押え後、仮登記に基づく本登記がされたときにおいても、その仮登記の権利者はその差押えに係る滞納処分について、仮登記に係る権利を主張することができないので、滞納処分を続行することができる（国税徴収法23①）。

ア 滞納者を登記義務者としてされた仮登記であること。

イ 労働保険料等の法定納期限等以後にされた仮登記であること。

ウ 債務不履行を停止条件とする代物弁済契約に基づく権利移転請求権保全の仮登記、代物弁済の予約に基づく権利移転請求権保全の仮登記、債務不履行を停止条件とする賃借権、地上権等の設定請求権保存の仮登記等実質的な意味で債権担保の機能を果たしている仮登記であること。なお、債権担保の機能を有している仮登記かどうかは差押え時の現況により判定する。

(注) 1 担保するための仮登記とは、仮登記担保契約で土地又は建物の所有権又はその所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保契約を除く）の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう（仮登記担保法1、20、基本通達23②）。

2 ここにいう仮登記には、質権、抵当権又は先取特権についてされた仮登記は含まない。

3 仮登記担保契約の目的となる権利としては、土地又は建物の所有権、不動産登記法第3条に掲げる地上権、永小作権、地役権、賃借権及び採石権、立木法上の立木の所有権、船舶の所有権及び賃借権及び採

石権、立木法上の立木の所有権、船舶の所有権及び賃借権、航空機の所有権、工場財団・鉱業財団・漁業財団・港湾運送事業財団・道路交通事業財団及び観光施設財団の所有権、建設機械の所有権、ダム使用権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、鉱業権、特定鉱業権、漁業権、入漁権、育成者権及び回路配置利用権がある。

- 4 法第23条第1項の規定の適用については、仮登記担保権者の証明を要件とするものではない。なお、仮登記担保権の設定の事実及びその設定の時期が保険料等の法定納期限等以前であるかどうかにつき、登記により調査の上確認しなければならない。

(2) 仮登記権利者に対する通知

担保の目的でされた仮登記のある財産を差し押えたときは、担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知により仮登記権利者に通知する（国税徴収法施行令6）。

(3) 公売した場合の配当

仮登記がされた財産を公売したときは、その売却代金をまず労働保険料等に充てるが、残余が生じた場合は、次により処理する（国税徴収法129③、133、国税徴収法施行令50）。

ア 本登記がされている場合

差押え後、公売まで本登記がされている場合は、残余金を本登記した者に交付する。

イ 本登記がされていない場合

公売時までに本登記がされていない場合は、仮登記権利者、滞納者のいずれにも交付しないで供託する。

2 譲渡担保を設定している場合の労働保険料等の徴収

(1) 徴収の要件

滞納者の財産について、滞納処分を執行しても、なお徴収すべき労働保険料等に不足すると認められる場合において、滞納者が労働保険料等の法定納期限等以後に譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているもの（譲渡担保財産）があるときは、その財産から滞納者の労働保険料等を徴収することができる（国税徴収法24①）。

なお、労働保険料等の法定納期限等以後に譲渡担保財産となったかどうかの確認は、その財産が登記等のできるものであるときは、登記簿等により確認する。

登記等のない動産等については、譲渡担保権者がその財産の売却決定の日の前日又は取立ての日の前までに、公正証書、確定日付のある証書ないし内容証明郵便により証明した場合に限り労働保険料等に優先する（国税徴収法24⑥、国税徴収法施行令8③）。

(注) 1 譲渡担保財産とは、滞納者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡によって、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう。

なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利と認められていないものであっても譲渡できるもの（手形は除く）はすべて譲渡担保の目的物とすることができる。

2 譲渡担保設定契約には、次のようなものがある。

(1) 債権の担保の目的をもって担保の目的物を債権者に譲渡し、その担保に係る債務を履行した場合には、債務者がその目的物の返還を受け、不履行の場合には、債権者がその財産を換価して優先弁済を受けるか又はその財産を確定的に取得することができる旨の譲渡担保設定契約。

(2) 担保のための権利の移転につき売買の形式をとるもので、売主が将来対価を支払って目的物を売主に買い戻す権利を留保した売買（買戻約款付売買）の形式をとる譲渡担保設定契約又は売却した目的物につき売主が将来予約完結権を行使することによって再度売買契約が成立し、その効果としてその目的物が再び売主に戻る旨の予約（再売買の予約）の形式をとる譲渡担保設定契約。

(3) 金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される金銭債権（将来生ずべき債権を含む。）を一括して譲渡することとし、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを債務者に許諾し、債務者が取り立てた金銭について譲渡担保権者への引渡しを要しないこととする債権譲渡担保設定契約（いわゆる集合債権譲渡担保設定契約）。

(2) 譲渡担保権者に対する告知

滞納者の保険料等を譲渡担保財産から徴収しようとするときは、譲渡担保権者に対する告知書（様式33号）に納付書を添え、譲渡担保権者に送付するとともに、滞納者に対してその旨通知する（国税徴収法24②）。

(3) 譲渡担保に対する滞納処分

譲渡担保権者に対して告知書を発した日から指定期限を経過した日までに徴収しようとする金額が完納されないときは、督促を要せず、直ちに譲渡担保権者を第二次納付義務者とみなして譲渡担保財産について滞納処分をすることができる（国税徴収法24③）。

- (注) 譲渡担保財産に対する滞納処分においては、次のことに留意する。
- (1) 譲渡担保権者が繰上げ徴収できる理由に該当する場合は、指定期限の期間を短縮して滞納処分をすることができる(国税徴収法32②)。
 - (2) 譲渡担保財産の換価は、原則として設定者の財産を換価した後でなければすることができない(国税徴収法32④)。
 - (3) 譲渡担保権者が譲渡担保権者から滞納者の保険料等を徴収すること又は譲渡担保財産について滞納処分をすることについて訴えを提起したときは、その訴訟が行われている間はその財産を換価することができない(国税徴収法90③)。なお、原則として、不服申立があった場合も同様の取扱いとする。
 - (4) 譲渡担保財産を占有する者が滞納者、譲渡担保権者又はこれらの者の特殊関係者以外の第三者であるときで、その者が譲渡担保財産の引渡しを拒んだときは、財産の引渡しを命じ、引渡しを受けた後又は引渡し期限までに引渡しをしないときに差し押えることができる。

ア 譲渡担保財産に対する差押えの効力の範囲

滞納処分ができる譲渡担保財産の範囲は、おおむね次に掲げるとおりとする(基本通達24⑭)。

(ア) 譲渡担保財産の付加物及び従物

ただし、次に掲げる場合には、付加物及び従物が譲渡担保財産の範囲から除外される。

- ① 設定行為に別段の定めがあったとき(民法370)。
- ② 民法第424条(詐害行為取消権)の規定により、債権者が、債務者の行為を取り消すことができるとき(民法370)。
- ③ 納税者及び譲渡担保権者以外の第三者が、権原によりその財産につき付加行為をしたとき(民法242、大正6.4.12大判)。

(イ) 企業用動産等を一括して譲渡担保とした場合においては、その譲渡担保権の設定後その集合物に加えられたものも含め集合物としての同一性のあるもの(昭和62.11.10最高判)。

イ 譲渡担保財産が譲渡された場合

譲渡担保財産が譲渡担保権者から更に譲渡された場合において、その譲渡が差押え後にされたものであるときは、差押えに係る滞納処分の続行ができる(基本通達24⑮)。

(4) 譲渡担保財産を滞納者の財産として行った差押え

譲渡担保財産を滞納者の財産としてした差押えは、譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収することができる要件を充たしている場合に限り、譲渡担保権者

を第二次納付義務者とみなして譲渡担保財産につき行った差押えとして滞納処分を続行することができる。

この場合は、直ちに譲渡担保権者に対する告知及び滞納者に対する通知をしなければならない（国税徴収法24④）。

(5) 譲渡担保財産としての存続

譲渡担保財産から滞納者の保険料等を徴収するために、譲渡担保権者に対する告知書を発した後又は譲渡担保財産を滞納者の財産として差押えを譲渡担保権者の財産に対する差押えとして続行した後に、譲渡担保権者の弁済期限が到来し滞納者が弁済しないために担保財産が担保としての機能を失い、その所有権が確定的に担保権者に帰属した場合、その他弁済以外の理由により譲渡担保権が消滅した場合において、譲渡担保財産として存続するものとみなし、その譲渡担保財産について滞納処分をすることができる（国税徴収法24⑤）。

(注) その他弁済以外の理由とは、譲渡担保財産により担保された債権が消滅する場合において、譲渡担保財産が滞納者に復帰しないこととなる場合のものをいう。したがって、相殺（民法505）、免除（民法519）、混同（民法520）、消滅時効の完成（民法166）等により、譲渡担保財産により担保される債権が消滅した場合は該当しない（基本通達24④）。

(6) 譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等と質権等の被担保権との関係

ア 譲渡前に譲渡担保財産上に抵当権がある場合、質権、抵当権、先取特権等がある財産が譲渡され、その譲渡担保財産が強制換価手続により換価された場合の国税徴収法第24条第1項の規定により、その譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等を譲渡担保権者の労働保険料等及びその抵当権等の被担保債権者との優先関係については次に掲げるところによる（基本通達24⑩）。

(ア) 滞納者の労働保険料等と質権等の被担保債権との関係

① 国税徴収法第24条第1項の規定により、譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等の法定期限等は、同条第2項の告知書を発した日となるので、質権等の被担保債権は原則としてその滞納者の労働保険料等に優先する（国税徴収法15、16、19、20、23）。

② 国税徴収法第22条の規定により、その登記等された質権等の被担保債権につき配当を受けるべき金額から滞納者の労働保険料等を徴収できるときは、同条に規定する手続によりその労働保険料等を徴収することができる。

(イ) 譲渡担保権者の労働保険料等と質権等の被担保債権との関係

質権等の被担保債権は、原則として譲渡担保権者の労働保険料等に優先する（国税徴収法17、20）。

(ウ) 滞納者の労働保険料等と譲渡担保権者の労働保険料との関係

国税徴収法第24条第1項の規定により、譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等は、譲渡担保権者の労働保険料等の法定期限等とは関係なく、原則として譲渡担保権者の労働保険料等に優先する（国税徴収法施行令9①）。

(注) 譲渡担保権者の労働保険料等が国税徴収法第14条の規定に該当する場合には、滞納者の労働保険料等は譲渡担保権者の労働保険料等に劣後する。

(エ) 滞納者の労働保険料等と譲渡担保権者の労働保険料等と抵当権等の被担保債権との関係

原則として、第一に抵当権等の被担保債権に、第二に譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等に、第三に譲渡担保権者の固有の労働保険料等にそれぞれ充てる。

この場合、第二の滞納者の労働保険料が満足を受けず、かつ、国税徴収法第22条の規定に該当するときは、同条に規定する手続によりその満足を受けない部分につき、第一の抵当権等の被担保債権が受ける金額からその労働保険料等を徴収する。

イ 譲渡後に譲渡担保財産に設定した抵当権がある場合

滞納者の財産が担保の目的で譲渡され、譲渡担保財産に抵当権等の設定があった後、その財産が強制換価手続により換価された場合の国税徴収法第24条第1項の規定によりその譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等と譲渡担保権者の労働保険料等と抵当権等の被担保債権との優先関係については次による（基本通達24②）。

(ア) 滞納者の労働保険料等と抵当権等の被担保債権との関係

国税徴収法第24条第1項の規定により譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等の法定納期限等は、同条第2項の告知書を発した日となるので、その日と抵当権の設定日等の日とを比較し、国税徴収法第15条、第16条又は第18条から第20条まで又は第23条（法定納期限等以前に設定された質権、抵当権等の優先）の規定によりその優劣が定められる。

(イ) 譲渡担保権者の労働保険料等と抵当権等の被担保債権との関係

譲渡担保権者の労働保険料等の法定納期限等と抵当権の設定等の日とを比較し、国税徴収法第15条、第16条又は第18条から第20条まで又は第23条（法定納期限等以前に設定された質権、抵当権等の優先）の規定によりその優劣が定められる。

(ウ) 滞納者の労働保険料等と譲渡担保権者の労働保険料等との関係

国税徴収法第24条第1項の規定により、譲渡担保財産から徴収できる滞納者の労働保険料等は、原則として譲渡担保権者の労働保険料等に優先する(国税徴収法施行令9)。

(エ) 滞納者の労働保険料等と譲渡担保権者の労働保険料等と抵当権等の被担保債権との関係

前記(ア)～(ウ)によって優先関係を定めるが、なお定まらない場合には、国税徴収法第26条の規定によって優先関係を定める。

3 譲渡担保財産を換価する場合の特例

滞納者の財産を譲渡担保として担保権者に譲渡し、同時に滞納者が買戻権の登記等をしている場合において、滞納者の財産である買戻権の見積額が労働保険料等の額に満たないときは、担保権者に対し、物的納付義務を負わせ、担保財産からも徴収することとなるが、この場合、買戻権のある財産と買戻権とを各別に公売しても買戻人を求めることが容易でないので、これらを一括して換価することができる(国税徴収法25①)。

なお、再売買の予約の請求権保全の仮登記のある場合も同様である。

(注) 1 一括して換価するとは、滞納者の財産である差押えをした買戻しの特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記に係る権利と国税徴収法第24条第3項又は第4項の規定により差し押えた譲渡担保財産を一体のものとして換価することをいう(基本通達25①)。

2 一括換価をした場合には、まず滞納者の財産である買戻権の登記等に係る権利を換価し、その後に譲渡担保財産を換価したものとして配当するものとし、配当した金額に残余があるときは、その残余を譲渡担保権者に交付するものとする。

ただし、その残余が譲渡担保財産の価額に相当する部分を超えるときは、その超える部分の残余は滞納者に交付する(基本通達25②)。

3 一括換価をした場合には、買戻権の登記等に係る権利に対抗できない担保権、用益物権、賃借権の権利は実体的に消滅するものとして換価する(基本通達25③)。

第8 労働保険料等並びに国税及び地方税と私債権とが競合した場合の調整

強制換価手続において、労働保険料等、国税、地方税、その他の債権が競合する場合において、公租、公課と私債権の間の優先順位、私債権と地方税との間の優先順位等、それぞれの間の優先順位が交錯することによって、これらの三者

の優先順位を定めることができないときは、国税徴収法第26条の規定を類推適用する。

1 優先順位の設定している債権の先取

労働保険料等、国税及び地方税並びに私債権に対して常に優先する債権についてまず配当するが、これらの債権間の優先順位は次に掲げるところによる。

第1順位 強制換価の手続の費用又は直接の滞納処分費（国税徴収法9、10）

第2順位 強制換価の場合の特例の適用を受ける酒税、その他の消費税並びに木材取引税及び軽油取引税（国税徴収法11、地方税法13の3④）

第3順位 留置権によって担保される債権（国税徴収法21）

第4順位 貸借権者の保護のための前払賃料（国税徴収法59③④）

第5順位 租税等に常に優先する先取財産によって担保される債権（国税徴収法19）

2 公租公課の私債権への配当

前記1に定める金額を控除した金額については、公租公課の法定納期限等と担保権の設定（登記等を対抗要件としない質権等）、登記等（抵当権等）、譲渡（抵当権が譲渡前からあるとき等）又は成立（先取特権等）の時期と比較して、それぞれ労働保険料等、国税及び地方税並びに私債権に充てるべき金額の総額を定める。

3 公租公課への配当

前記2により公租公課に充てる金額として定めた総額について、国税の公課に対する優先（国税徴収法8）、差押え先着手（国税徴収法12）、交付要求先着手（国税徴収法13）及び担保を徴した国税の優先（国税徴収法14）に関する規定又は地方税法のこれらに相当する規定（地方税法14、14の6、14の7、14の8）及び公課の徴収に関する根拠法のこれらに相当する規定による順位に従い、配当すべき金額を定める。

4 担保権付私債権への配当

前記2により私債権に配当すべき金額の総額について、民法その他の特別法の規定に従い配当すべき金額を定める。

労働保険

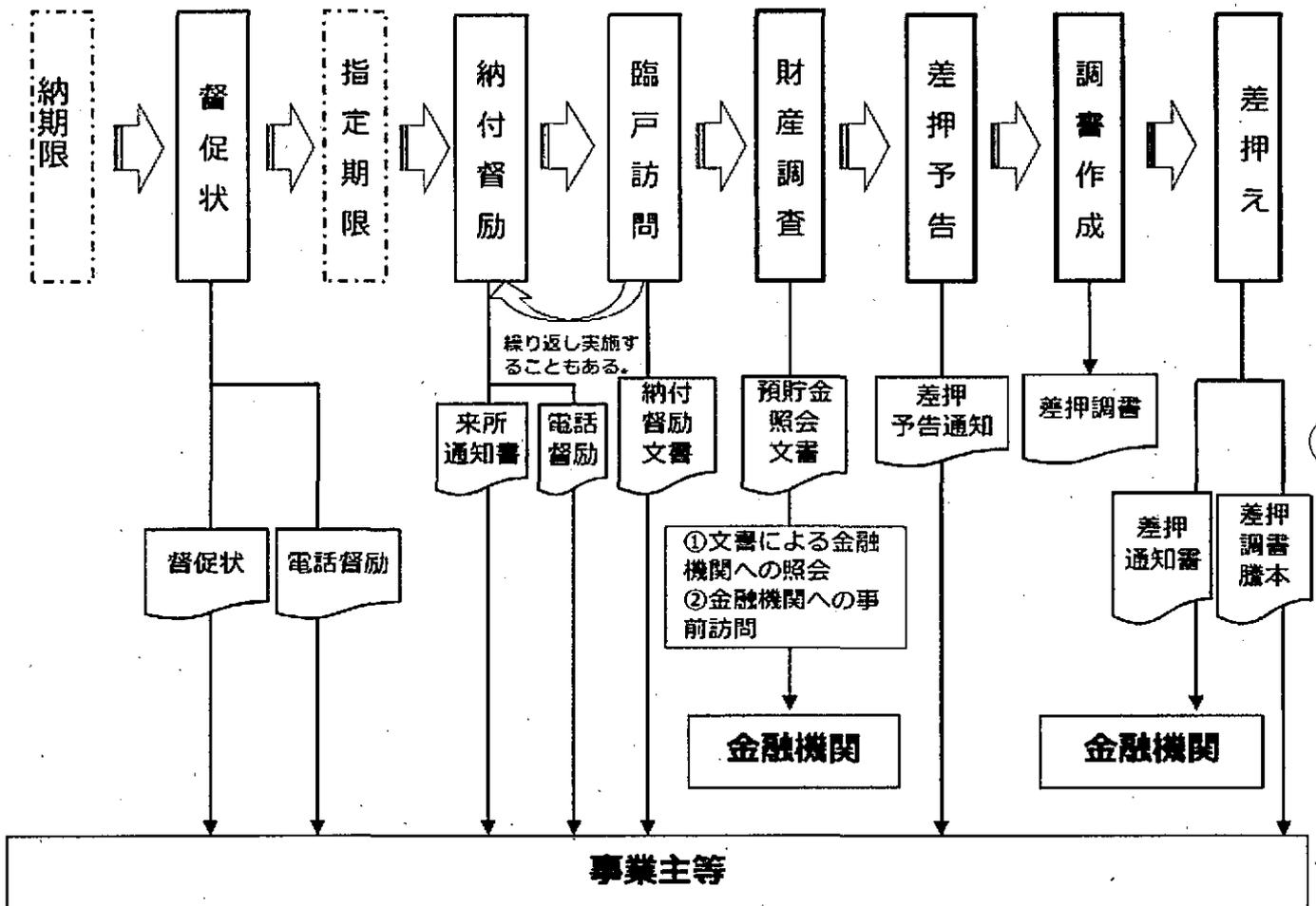
差押えハンドブック

労働基準局
労働保険徴収課

滞納整理の流れ

労働保険料等を納期限までに完納しない場合には、督促状により納付を督促する。督促は差押えの前提要件である。

財産調査は差押えの対象となる財産の発見等を行う上で重要な手続であり、差押えは対象となる滞納者の財産について、処分を禁止し、換価できる状態におくことを目的とする。



① 財産調査

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 元

[REDACTED] 調査

[REDACTED]

※ 郵送ではなく、[REDACTED]への臨場による調査も可能（臨場による調査の流れは、P35～36 ④差押え（[REDACTED]での流れ）①～⑤参照）。

郵送による [REDACTED] 調査は以下の手順で行う。

①

[REDACTED]

※ [REDACTED]への照会文・回答文例は次頁参照。

[redacted] 照会文例

(局発番号)
平成〇年〇月〇日

[redacted] 殿

〇〇労働局長
〇〇 〇〇

[redacted] の財産調査について (照会)

[redacted] と取引関係にある下記の者について、労働保険料の徴収等に関する法律第27条3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により滞納処分を行う必要がありますので、国税徴収法第141条の規定により財産調査を行います。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、[redacted] の状況を〇月〇日までに回答くださるようお願いいたします。

記

[redacted] 住(居)所
氏名
(代表者)

調査項目

1. [redacted]
2. [redacted]
3. [redacted]
4. [redacted]
5. [redacted]

[REDACTED] 回答文例

平成 年 月 日

労働局長 殿

[REDACTED]

[REDACTED] の財産調査について (回答)

平成 年 月 日付け (局発番号) により調査依頼のあった内容
について、下記のとおり回答します。

調 査 項 目

1. [REDACTED]

2. [REDACTED]

3. [REDACTED]

4. [REDACTED]

5. [REDACTED]

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

② [REDACTED]



③ [REDACTED]

- [REDACTED]
- [REDACTED]

20150331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

[REDACTED]

[REDACTED]



20150331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

[REDACTED]

[REDACTED]

(照会に当たっての注意事項)

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

[REDACTED] から回答された内容について、以下に注意して確認を行う。

(確認内容)

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

([REDACTED] の種類)

主に次の種類があり、差押えを執行しても履行
(換価) できる時期が異なる。

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]
※ [REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

[redacted] 調査

[redacted]

[redacted] の調査は以下の手順で行う。

① [redacted]



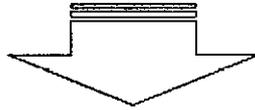
② [redacted]

①財産調査（赤掛金調査）

③



A rectangular box containing a large blacked-out redacted area. A small circle is visible to the right of the box.



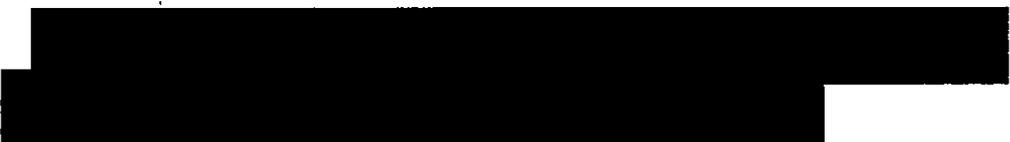
④



A rectangular box containing a large blacked-out redacted area. A small circle is visible to the right of the box.



⑤



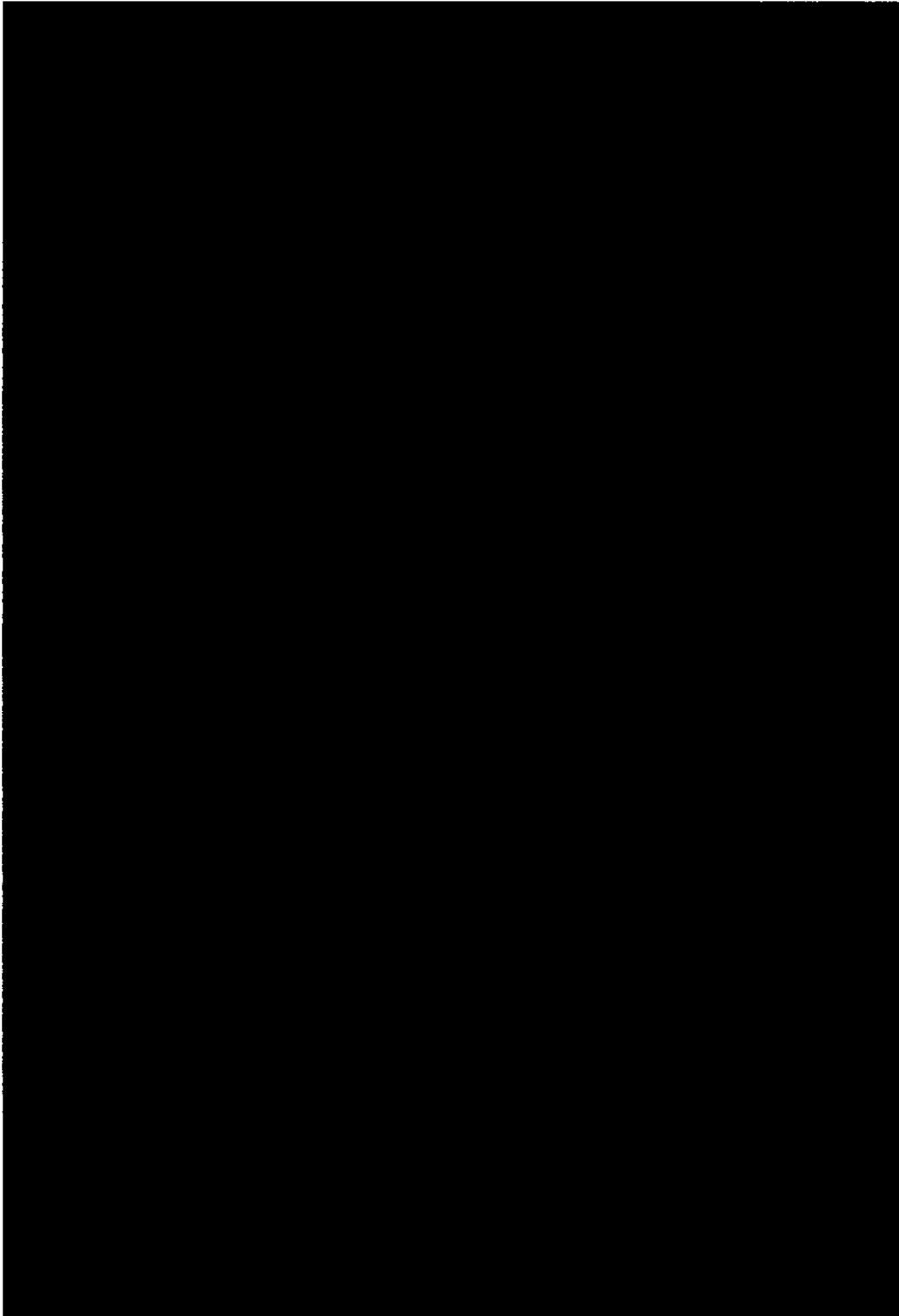
※ 

A rectangular box containing two lines of redacted text. The first line is preceded by a circled number 5. The second line is preceded by an asterisk symbol (※). A small circle is visible to the right of the box.

20150331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

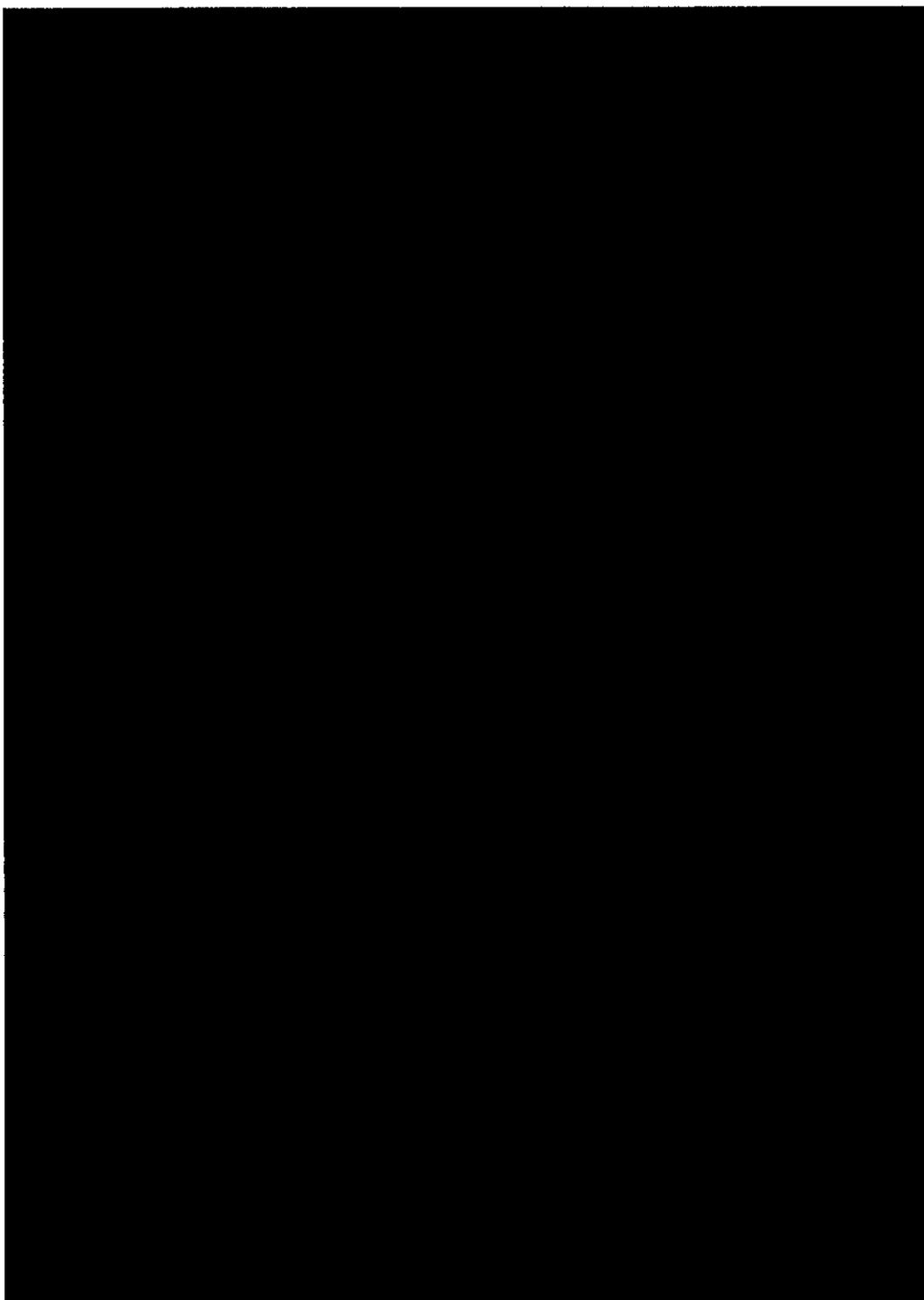
[REDACTED] 照会文例



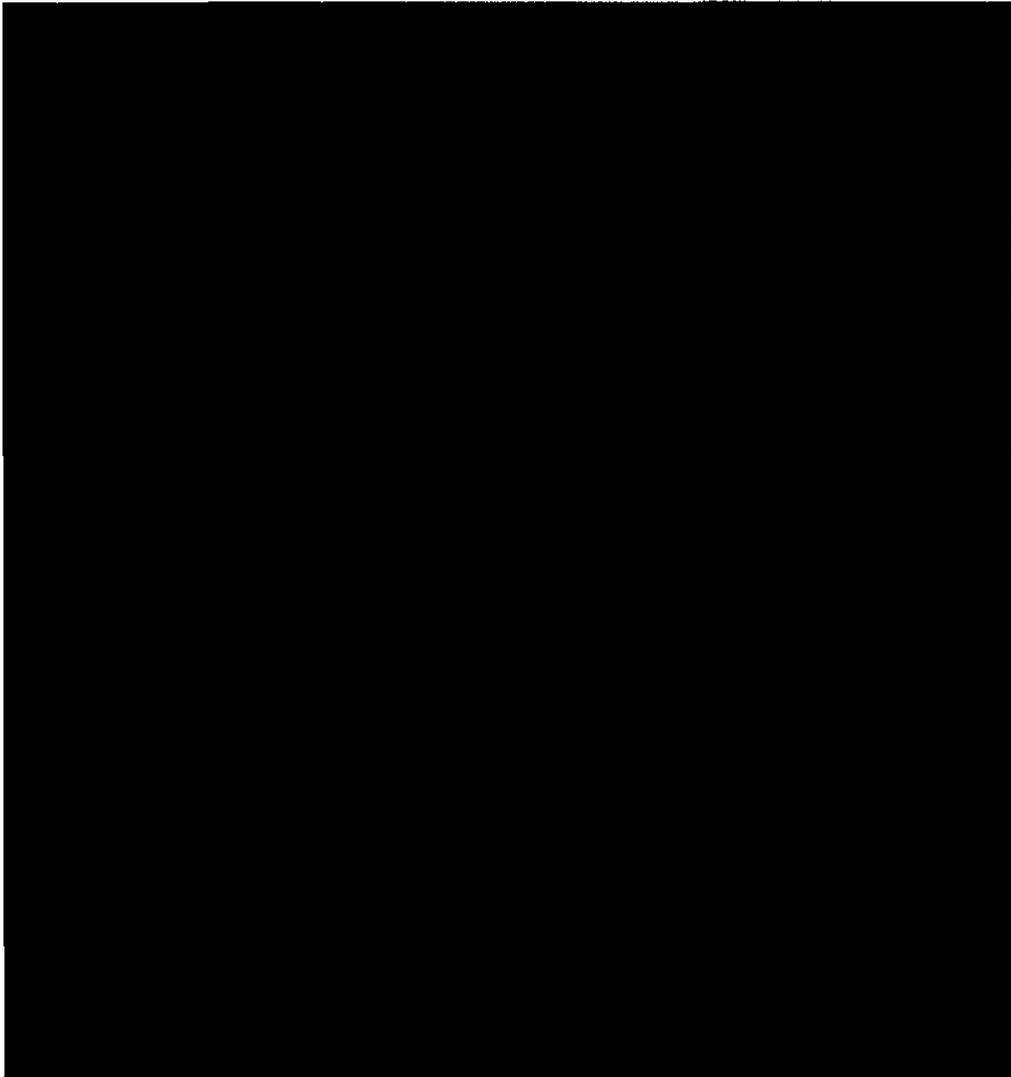
20150331

①財産調査 ([REDACTED] 調査)

[REDACTED] 回答文例 (1 枚目)



[REDACTED] 回答文例 (2枚目)



(照会に当たっての注意事項)

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

◎

[REDACTED]

②差押予告

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 え

差押予告通知書の作成

差押予告通知（催告）は差押えの要件ではないため、必ずしも送付を行う必要はないが、6ヶ月以内に差押えを行う場合に限り、時効中断の効果があるため、時効が差し迫った状況下においては有効な手段となる。

- ※ 差押予告通知（催告）自体に時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差押えない場合は時効が中断されないことに注意。
- ※ 差押予告通知の記載例については次頁参照。

(注意事項)

- ◎ 受け取り拒否により返戻された場合は、直接出向いて交付するか、不在の場合は差置を行う。

③ 差押調書作成

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 元

差押調書作成

差押えの事前準備として、滞納様式第4号「差押調書(債権用)・差押調書謄本・債権差押通知書」を作成する。

滞納様式第4号は3枚複写で作成する。

差押調書等の記載例については次頁参照。

◎ 「差押調書(債権用)」…1枚目

労働局で保管(差押の事跡を記録証明するためのもの)

◎ 「差押調書謄本」…2枚目

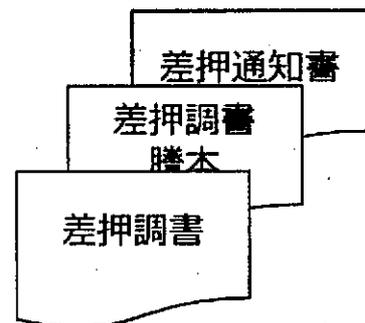
滞納者へ交付するためのもの

◎ 「債権差押通知書」…3枚目

第三債務者(※)へ交付するためのもの

※ [] の差押えの場合は []

[] の差押えの場合は []



差押調書 (1枚目) 記載例

差押調書に、滞納者の氏名、住所、差押えに係る保険料等の年度、区(期)分、納付期限及び金額、差押財産の名称(口座番号等)、数量(差押金額)を記載する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書				労働保険特別会計				
平成 XX 年 XX 月 XX 日										
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ㊦										
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石橋による障害被害の救済に関する法律第38条第1項及び国民徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。										
滞納者 (債権者)	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				労働保険番号	府 県	所 轄	基 幹 番 号	枝番号
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇					X X X	X X X	X X X X X X X X X X X X X X X X	
滞納金額	年 度	区(期)分	納 期 限	保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金	追 徴 金	延 滞 金	滞納処分費			
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	滞納による金額			
							備考			
							延滞金が未確定の場合は「延滞金」欄に「要す」と記載する。			
差押債権	債 権 者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				氏 名			
履 行 期 限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊦				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊦					

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、

【この区分に不備がある場合について】

1 あなたがこの区分について不備があるときは、この区分があったことを知った日の翌日から起算して1年以内(滞りがあるときは、この区分があったことを知った日の翌日から起算して1年以内)に厚生労働大臣に対して書面請求をすることが

一般拠出金に係る額を記入すること。

2 また、この区分に対する取崩請求は、この区分

、滞りがあった日から1年を

で1月以内に提出することができます(請求が

3 ない、且分の取崩請求は、滞り請求に対する

によりする旨の書面を提出する等の取崩の必要

がない場合は、滞り請求を提出する旨の書面を提出する

必要です(滞り請求を提出する旨の書面を提出する

空欄のままとする(差押え後に滞納者に差押調書謄本を交付した際に記名・押印してもらう)。

空欄のままとする(差押え時に滞納者に差押通知書を交付した際に記名・押印してもらう)。

差押調書謄本 (2枚目) 記載例

差押調書謄本は、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号(復旧用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書 謄 本	労働保険特別会計
平成 XX 年 XX 月 XX 日			
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。			
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ㊦			
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、右項による滞納被者の救済に関する法律第39条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。			
滞納者 (債権者)	住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇	労働保険番号	府 県 市 町 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 X
	氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇		
滞 納 金 額	年 度	区(期)分	納 期 限
	XX	全	XX・7・10
			保険料・一般拠出金 XXX,XXX X,XXX
			追 徴 金
			延 滞 金
			滞 納 処 分 費
			備 考
要す			
[REDACTED] の差押えを行つ [REDACTED] の名称・住所を記載する。			
主 押 債 権	債 務 者	住 所	氏 名
		〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇	[REDACTED]
			[REDACTED]
			[REDACTED]
履 行 期 限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊦		債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ㊦

備考(滞納処分費、費に附けた金額は、この調書作成の日までのものです。
 「保険料・一般拠出金」、「延滞金」、「追徴金」等は、枠内の上限に労働保険料に係る額を、下限に一般拠出金に係る額を記入すること。
 (この処分以下限がある場合について)
 1. あらびこの処分について手続があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して書面請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合は除きます。);
 2. また、この処分に対する取調手続は、この書面請求についての請求をされた後、区が催告として(催告において催告する者は任意大臣となります。)、請求があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に履行することができます(催告があった日から1年を経過した場合は除きます。);
 3. なお、処分の実行手続は、書面請求に対する請求を催された後でなければ履行することができませんが、①書面請求があった日から30日を経過しても請求がないとき、②処分、処分の実行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他請求を催さないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、請求を催さないで履行することができます。

差押通知書 (3 枚目) 記載例

債権差押通知書も、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同内容 ([REDACTED] の名称・住所) を追記する。

滞納調式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	債権差押通知書				労働保険特別会計			
債務者	住所 [REDACTED]				平成 XX 年 XX 月 XX 日				
氏名	[REDACTED] 殿				〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ④				
下記の滞納金額を徴収するため、下記債権を差し押えます。差押債権は、下記滞り期限までに当				〇〇労働局収入徴収官				に支払って下さい。	
なお、この通知書を受けた後は、債権者に支払っても、その支払は無効です。									
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇	府県	内申	管轄	基幹	番号	枝番号	
氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇	労働保険番号	X	X	X	X	X	X	
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	滞りによる金額		
差押債権		債務者	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇		氏名	[REDACTED]		
履行期限		差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ①				債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ②			

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上限に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。
(この区分に上限がある場合について)

- あなたがこの区分について滞りがあるときは、この区分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、区分のあった日から1年を経過した場合は除きます。)
- また、この区分に対する取調訴訟は、この審査請求についての裁決を越えた後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます。)
- なお、区分の取調訴訟は、審査請求に対する裁決を越えた後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から36ヶ月を経過しても裁決がないとき、②区分、区分の執行又は手続の進行により生ずる新しい債権を認けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を認ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を待たずに提起することができます。

の差押えの場合の差押調書記載例

の差押調書の場合もの差押調書と原則同様であるが、債務者欄にはを記載し、差押債権欄は以下のように記載する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書	労働保険特別会計					
平成 XX 年 XX 月 XX 日								
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ①								
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国民徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。								
滞納者 (債権者)	住所 氏名又は名称	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇 株式会社 〇〇〇〇	労働保険番号 府県 支庁 管轄 基 幹 番 号 枝番号 X X X X X X X X X X X X X X X X					
滞納金額	単 度	区(期)分	納 期 限	保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金	追 徴 金	延 滞 金	滞 納 処 分 費	備 考
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	滞りずに20金額	
差押債権	債務者住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇		氏名	〇〇〇〇株式会社			
履 行 期 限	差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:)			債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:)				

の差押えを行
を記載する。

空欄のままとする(差押え後に滞納者に差押調書謄本を交付した際に記名・押印してもらう)。

空欄のままとする(差押え時にに差押通知書を交付した際に記名・押印してもらう)。

の差押えの場合の差押調書謄本記載例

の場合の差押調書謄本も と同様に、差押調書と複写により作成する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	差 押 調 書 謄 本				労働保険特別会計												
平成 XX 年 XX 月 XX 日																		
この差押調書の取立その他の処分を禁じます。																		
〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 (印)																		
下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項及び国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。																		
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				府県	市町	管轄	基幹番号				枝番号					
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇				労働保険番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費				備考							
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す	滞りによる金額											
差押債権	債権者	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇				氏名 〇〇〇〇株式会社											
	[Redacted]																	
履行期限		差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ③						債権差押通知書(第三債権者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ④										

番号(滞納処分費)欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。

(この部分に不備がある場合について)

- あなたがこの部分について不備があるときは、この部分があったことを知った日の翌日から起算して40日以内に厚生労働大臣に対して書面請求をすることができます(なお、部分のあった日から1年を経過した場合は除きます)。
- また、この部分に対する取調手続は、この書面請求についての取決を催した後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は裁判長となります。)、取決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起することができます(取決があった日から1年を経過した場合は除きます)。
- なお、部分の取調手続は、書面請求に対する取決を催した後でなければ提起することができませんが、①書面請求があった日から20日を経過しても取決がないとき、②部分、部分の執行又は手続の進行により生ずる支払い債務を履行するため緊急の必要があるとき、③その取決を催さないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、取決を催さないで提起することができます。

の差押えの場合の差押通知書記載例

の場合の債権差押通知書もと同様に、差押調書と複写により作成するが、上部の債務者欄には複写されないため、中段の債務者欄と同一内容 () を追記する。

滞納様式第4号(債権用)

整理番号	XX-01	債権差押通知書				労働保険特別会計			
債務者		平成 XX 年 XX 月 XX 日							
住所		□□県□□市□□ ○-○-○							
氏名		□□□□株式会社				〇〇労働局 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ④			
下記の滞納金額を徴収するため、下記債権を差し押えます。差押債権は、下記履行期限までに当 なれ、この通知書を受けた後は、債権者に支払っても、その支払は無効です。									
滞納者 (債権者)	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 ○-○-○	労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	
	氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇		X	X	X	X	X	X
滞納金額	年度	区(期)分	納期限	保険料・一般拠出金	追徴金	延滞金	滞納処分費	備考	
	XX	全	XX・7・10	XXX,XXX X,XXX		要す			
差押債権	債務者	住所	□□県□□市□□ ○-○-○		氏名	□□□□株式会社			
履行期限			差押調書(滞納者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ④			債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 平成 年 月 日 (:) ④			

備考「滞納処分費」欄に添付した金額は、この調書作成の日までのものです。

「保険料・一般拠出金」、「追徴金」、「延滞金」欄は、枠内の上段に労働保険料に係る額を、下段に一般拠出金に係る額を記入すること。
(この欄は下欄がある場合について)

- あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があった日から1年を経過した場合は除きます)。
- また、この処分に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を待たずに、国を被告として1訴訟において国を被告とする事は法廷と異なります。裁決があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合は除きます)。
- なお、処分取消訴訟は、審査請求を待たなければ提起することができますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により著しい損害を受けるおそれがあるとき、③その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を待たずに提起することができます。

④差押え

① 財 産 調 査



② 差 押 予 告



③ 差 押 調 書 作 成



④ 差 押 え

差押え時の携行品

差押えのため ████████ に出向く際は、以下のものを
持参する。

（必ず持参する必要があるもの）

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

20150331

④差押え (差押え時の携行品)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

④差押え (差押え時の携行品)

(必要に応じて携行するもの)

-
-
-

[Redacted content]



[redacted] での流れ

[redacted] での流れは以下の手順で行う。

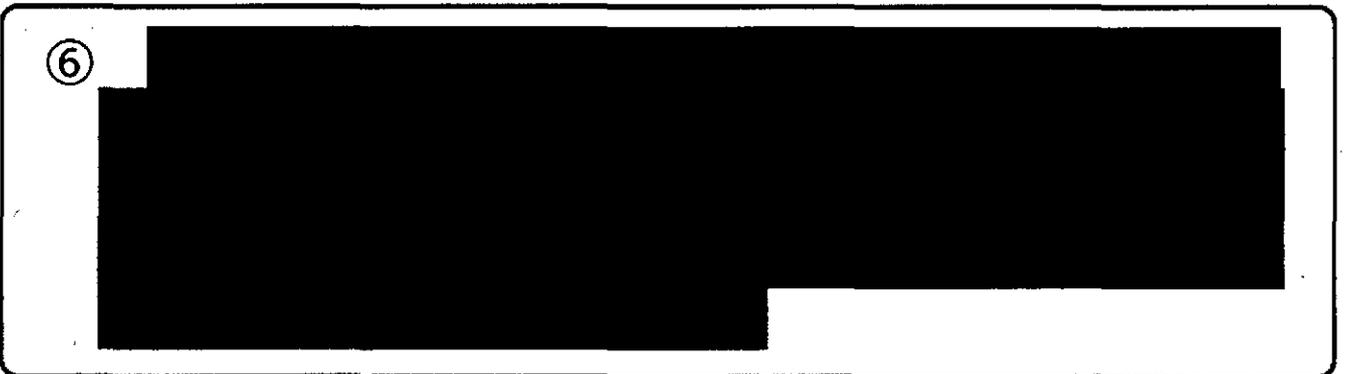
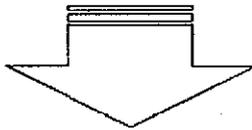
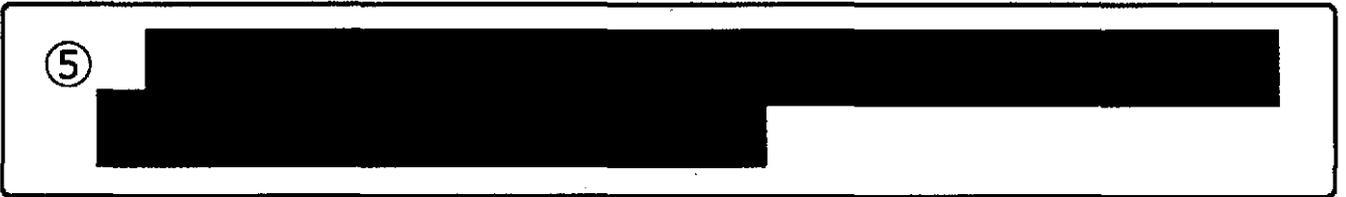
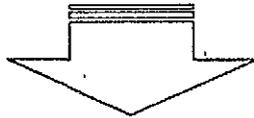
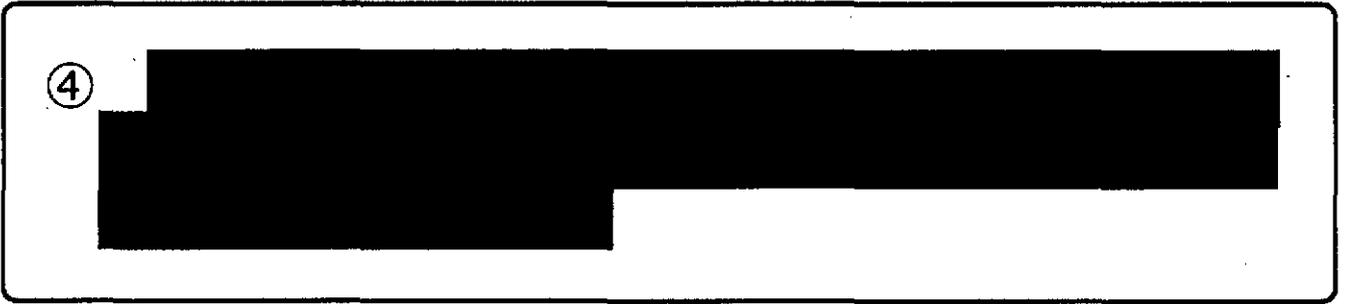
① [redacted]



② [redacted]

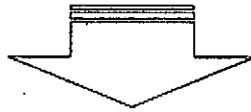


③ [redacted]



④差押え ([REDACTED] での流れ)

⑦ [REDACTED]



⑧ [REDACTED]

※ [REDACTED]



⑨ 帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。

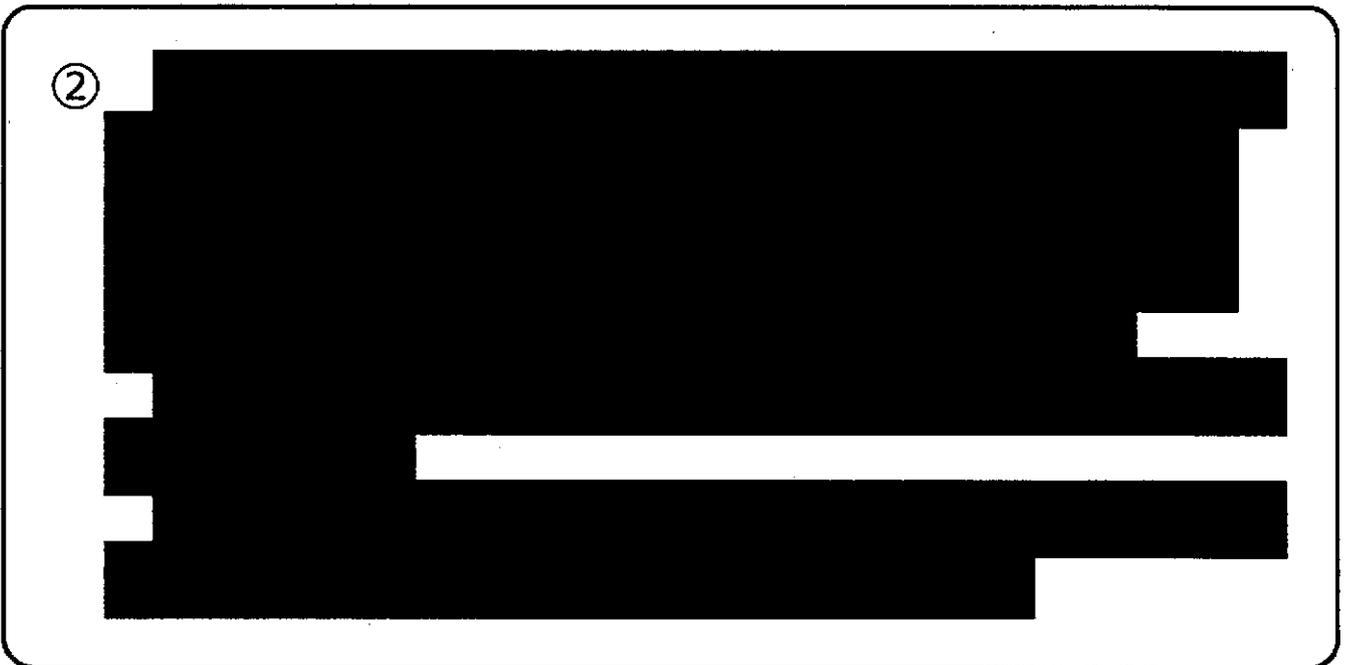
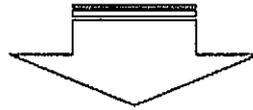
- ・ 差押調書謄本（滞納者用）
- ・ 労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)

※ 必ず簡易書留で郵送する。

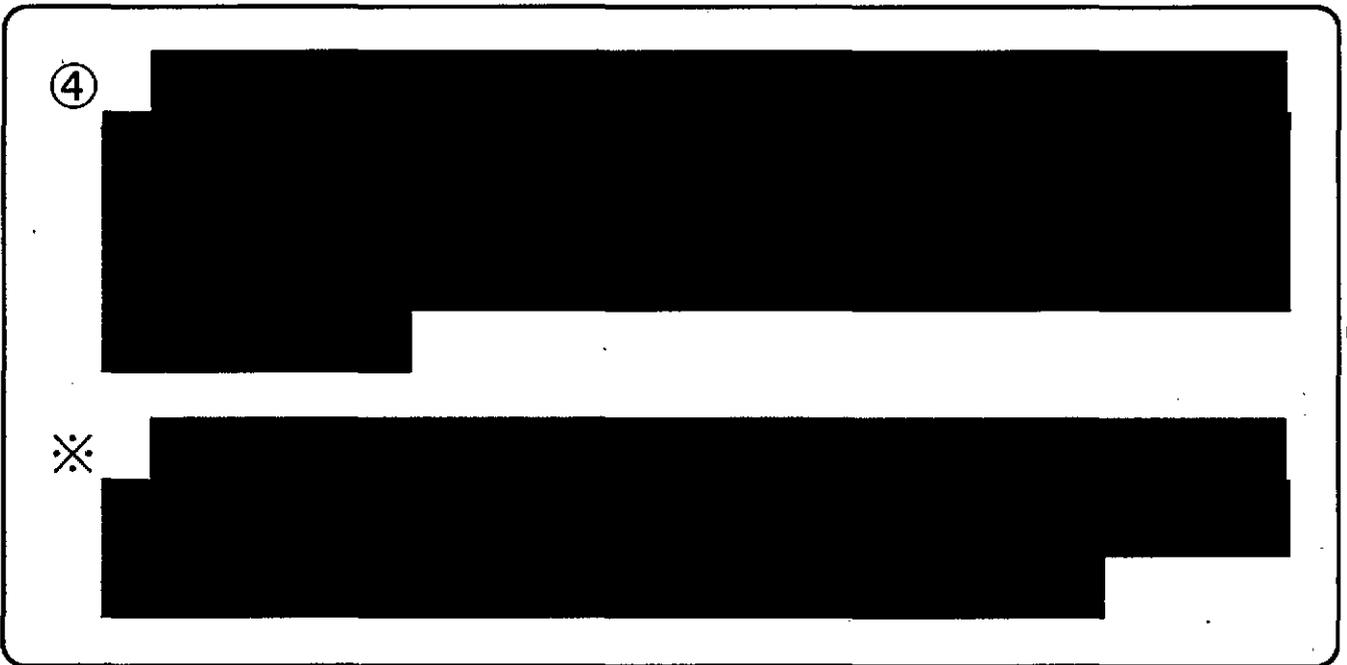
※ 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

[redacted] の差押えの流れ

[redacted] の差押えに当たっての流れは以下の手順で行う。



④差押え ([redacted] の差押えの流れ)

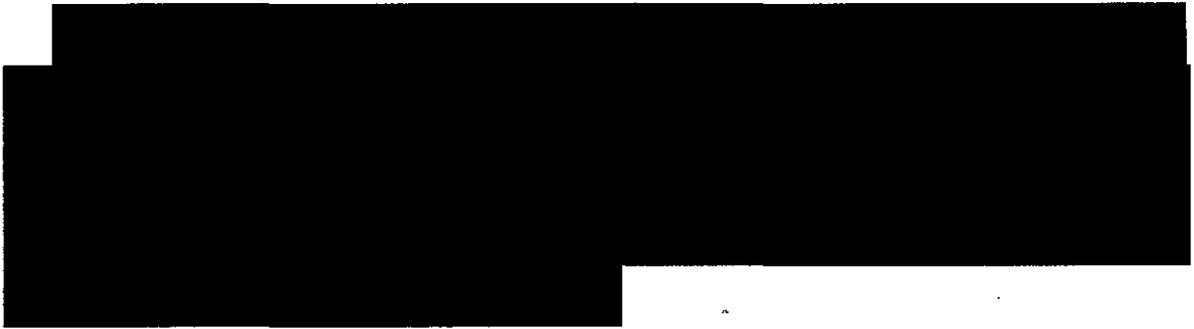


- ⑤ 帰庁後、滞納者に以下の書類を送付する。
- ・ 差押調書謄本（滞納者用）
 - ・ 労働保険料等充当通知書(当日換価した場合のみ)
- ※ 必ず簡易書留で郵送する。
- ※ 直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

差押え後の対応

差押え後の対応は以下の手順で行う。

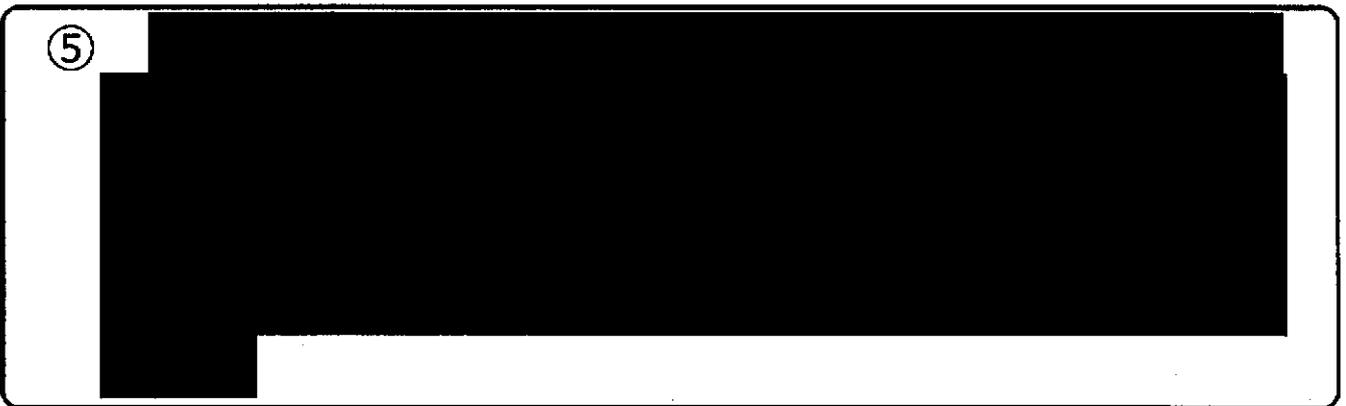
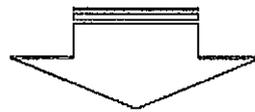
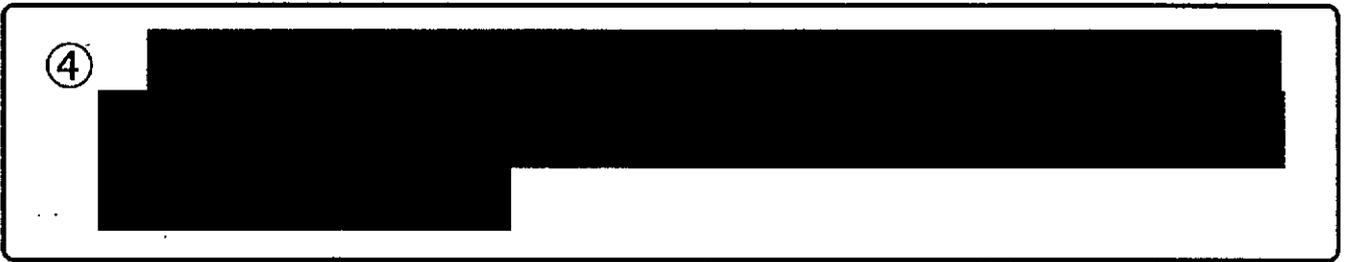
①



②



④差押え (差押え後の対応)



差押関係書類の電子ファイル

本ハンドブックで紹介した預貯金等照会文書及び滞納様式については、電子媒体を共働支援システムに掲載している。

【掲示場所】

(共働支援システム)

ファイル共有

- プロジェクト領域
- 03_本省-労働基準局共有(労働保険徴収課)
- 1本省労働基準局(徴収)+全総務部
- 〔各種様式〕